

令和2年旭市議会第3回定例会会議録目次

第1号（9月1日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
人事の紹介	3
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案上程	5
議案第 1号 令和元年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2号 令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について	
議案第 3号 令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 4号 令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 5号 令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 6号 令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 7号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 8号 令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 9号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第10号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第11号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第12号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	
議案第13号 工事請負契約の変更について（旭市新庁舎建設建築工事）	
議案第14号 工事請負契約の変更について（旭市新庁舎建設電気設備工事）	

議案第 15 号	工事請負契約の変更について（旭市新庁舎建設機械設備工事）	
議案第 16 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	
議案第 17 号	専決処分の承認について（令和 2 年度旭市一般会計補正予算）	
報告第 1 号	令和元年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について	
報告第 2 号	令和元年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について	
報告第 3 号	令和元年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について	
報告第 4 号	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和元事業年度の業務実績に係る 評価結果について	
報告第 5 号	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第 1 期中期目標期間の業務実績に 係る評価結果について	
報告第 6 号	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について	
報告第 7 号	株式会社季楽里あさひの事業経営状況について	
報告第 8 号	私債権等の放棄について	
提案理由の説明並びに政務報告		6
議案の補足説明及び報告の説明		15
散 会		62

第 2 号（9 月 4 日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	64
説明のため出席した者	64
事務局職員出席者	64
開 議	65
議案質疑	65
会議時間の延長	139
決算審査特別委員会設置	160
決算審査特別委員会委員の選任	160
決算審査特別委員会議案付託	161

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告	162
常任委員会議案付託	162
常任委員会請願付託	162
散 会	163

第 3 号 (9月8日)

議事日程	165
本日の会議に付した事件	165
出席議員	165
欠席議員	165
説明のため出席した者	165
事務局職員出席者	166
開 議	167
一般質問	167
16番 向 後 悦 世	167
8番 宮 内 保	178
20番 高 橋 利 彦	195
3番 遠 藤 保 明	215
4番 林 晴 道	222
散 会	236

第 4 号 (9月9日)

議事日程	237
本日の会議に付した事件	237
出席議員	237
欠席議員	237
説明のため出席した者	237
事務局職員出席者	238
開 議	239
一般質問	239

18番 木内 欽市	239
13番 島田 和雄	254
9番 高木 寛	268
1番 片桐 文夫	283
15番 伊藤 房代	290
散 会	301

第 5 号 (9月24日)

議事日程	303
本日の会議に付した事件	303
出席議員	303
欠席議員	304
説明のため出席した者	304
事務局職員出席者	304
開 議	305
決算審査特別委員長報告	305
質疑、討論、採決	307
常任委員長報告	308
質疑、討論、採決	311
常任委員長請願報告	319
質疑、討論、採決	320
発議案上程	324
発議第 1号 株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書の提出について	
発議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	324
質疑、討論、採決	327
事務報告	328
閉 会	328

令和2年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年9月1日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（17名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 6 番 | 米 本 弥一郎 | 8 番 | 宮 内 保 |
| 9 番 | 高 木 寛 | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 11 番 | 宮 澤 芳 雄 | 12 番 | 伊 藤 保 |

13番 島田和雄
16番 向後悦世
18番 木内欽市
20番 高橋利彦

15番 伊藤房代
17番 景山岩三郎
19番 佐久間茂樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	代表監査委員	木村哲三
秘書広報課長	山崎剛成	行政改革推進課長	宮内敏之
総務課長	伊藤憲治	企画政策課長	小倉直志
財政課長	伊藤義隆	環境課長	高根浩司
保険年金課長	在田浩治	子育て支援課長	石橋方一
高齢者福祉課長	赤谷浩巳	建設課長	加瀬博久
下水道課長	丸山浩	水道課長	宮負亨
庶務課長	杉本芳正	監査委員局長	高野久

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

開会 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了承くださいたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（伊藤 保） ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより令和2年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（伊藤 保） 日程第2、人事の紹介。

ここで人事の紹介をいたします。

去る8月19日、教育長に就任されました諸持耕太郎氏をご紹介します。

諸持耕太郎教育長より挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

諸持耕太郎教育長、ご登壇願います。

（教育長 諸持耕太郎 登壇）

○教育長（諸持耕太郎） 皆さん、おはようございます。改めまして、諸持耕太郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、伊藤議長より発言の機会をいただきまして、皆様にご挨拶を申し述べさせていただくことに深く感謝を申し上げます。

さて、私こと教育長任命につきまして、本年6月第2回定例市議会において皆様のご同意を賜り、誠にありがとうございました。ここに厚くお礼を申し上げます。

2期目の就任に当たりまして、現下の新型コロナウイルス感染症に配慮した学校運営をはじめ様々な教育課題の解決に取り組むとともに、これまでの経験を生かし、旭市の学校教育並びに社会教育の一層の充実、発展に、微力ながら努めてまいり所存であります。

今後とも議会の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（伊藤 保） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 保） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

9番、高木寛議員、10番、飯嶋正利議員、以上の2名を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（伊藤 保） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの24日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第17号までの17議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長（伊藤 保） 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第17号までの17議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和元年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 2号 令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第 3号 令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 4号 令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第 5号 令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第 6号 令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

議案第 7号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

議案第 8号 令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 9号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第10号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第11号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第12号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について（旭市新庁舎建設建築工事）
- 議案第14号 工事請負契約の変更について（旭市新庁舎建設電気設備工事）
- 議案第15号 工事請負契約の変更について（旭市新庁舎建設機械設備工事）
- 議案第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第17号 専決処分承認について（令和2年度旭市一般会計補正予算）
- 報告第1号 令和元年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第2号 令和元年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第3号 令和元年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第4号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和元事業年度の業務実績に係る
評価結果について
- 報告第5号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第1期中期目標期間の業務実績に
係る評価結果について
- 報告第6号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
- 報告第7号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について
- 報告第8号 私債権等の放棄について

◎日程第7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（伊藤 保） 日程第7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日ここに令和2年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、令和元年度各会計の決算の認定についてでありまして、

それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、令和元年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額 321 億 802 万 6,714 円、歳出総額 295 億 8,640 万 2,837 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 6 億 7,681 万 6,784 円を差し引いた実質収支は、18 億 4,480 万 7,093 円となりました。

議案第2号は、令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額 43 億 1,167 万 2,295 円、歳出総額 43 億 1,167 万 2,295 円、歳入歳出同額となりました。

議案第3号は、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は、歳入総額 83 億 7,046 万 567 円、歳出総額 79 億 6,824 万 5,352 円、差引き 4 億 221 万 5,215 円となりました。施設勘定は、歳入総額 8,382 万 7,318 円、歳出総額 7,696 万 5,011 円、差引き 686 万 2,307 円となりました。

議案第4号は、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額 6 億 2,912 万 2,053 円、歳出総額 6 億 1,826 万 5,110 円、差引き 1,085 万 6,943 円となりました。

議案第5号は、令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額 52 億 6,596 万 4,712 円、歳出総額 51 億 1,040 万 4,884 円、差引き 1 億 5,555 万 9,828 円となりました。

議案第6号は、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額 5 億 6,380 万 5,208 円、歳出総額 5 億 2,737 万 6,527 円、差引き 3,642 万 8,681 円となりました。

議案第7号は、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額 7,689 万 4,894 円、歳出総額 7,386 万 1,275 円、差引き 303 万 3,619 円となりました。

議案第8号は、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、年度末の給水状況は、給水件数 2 万 827 件、普及率は 88.3%、年間給水量は 607 万 5,225 立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支における事業収益は 15 億 686 万 5,662 円、事業費用は 12 億 9,386 万 4,344 円となり、当年度純利益は 2 億 1,300 万 1,318 円となりました。

資本的収支については、収入 4,985 万 5,680 円に対し支出は 9,390 万 6,469 円となり、収支不足額 4,405 万 789 円は減債積立金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて剰余金の処分についてであります。当年度末未処分利益剰余金 2 億 5,260 万 1,503 円について、4,390 万 1,318 円を減債積立金として、1 億 6,910 万円を建設改良積立金として、3,960 万 185 円を資本金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 9 号は、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 9 億 300 万円を追加し、予算の総額を 467 億 8,400 万円とするものであります。

なお、本補正予算は、市独自の新型コロナウイルス感染症対策の第 3 弾としての諸施策を主なものとしております。

議案第 10 号は、令和 2 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、地域包括支援センター業務委託料について、2 億 4,285 万円を債務負担行為を設定するものであります。

議案第 11 号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、ごみ処理施設の広域化に伴う手数料の変更及び類似する施設の使用料の均衡を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号から議案第 15 号までは、いずれも工事請負契約の変更についてでありまして、議案第 13 号は旭市新庁舎建設建築工事について、議案第 14 号は旭市新庁舎建設電気設備工事について、議案第 15 号は旭市新庁舎建設機械設備工事について、それぞれ契約金額の変更に係る仮契約を締結しましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第 16 号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市道の陥没による物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 17 号は、専決処分の承認についてでありまして、令和 2 年度旭市一般会計補正予算について、新型コロナウイルス感染症対応に伴う、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に係る経費を専決処分したものであります。

報告第 1 号は、令和元年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第 2 号は、令和元年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第 3 号は、令和元年度の旭

市公営企業決算における資金不足比率について、それぞれ報告するものであります。

報告第4号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和元年事業年度の業務実績に係る評価結果についてでありまして、同法人の令和元年事業年度における業務実績の評価がまとまったことから、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第1期中期目標期間の業務実績に係る評価結果についてでありまして、同法人の中期目標期間の業務実績の評価がまとまったことから、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により議会に報告するものであります。

報告第6号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況についてでありまして、同法人の令和元年度の事業経営状況及び令和2年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第7号は、株式会社季楽里あさひの事業経営状況についてでありまして、株式会社季楽里あさひの令和元年度の事業経営状況及び令和2年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第8号は、私債権等の放棄についてでありまして、旭市私債権等管理条例に基づき、令和元年度の私債権等の放棄について議会に報告するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言解除後、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくための移行期間が設けられ、感染予防を前提に国・県からの要請内容が徐々に緩和されてまいりました。しかしながら感染者数は全国的に拡大傾向を示し、千葉県内でも感染者数が増加に至ったことから、知事より、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による新たな協力要請が出されました。

また、7月30日には、今後の感染拡大を懸念し、海匝香取管内の4市3町の首長で、PCR検査体制の強化など、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を知事に提出したところであります。

本市においては、4月中旬から約4か月感染者が確認されておりましたが、8月に入り新たに感染者が確認されました。今後さらに市民の皆様に対し感染症に関するお知らせや、特に専門家からも重要とされております3密の回避等、新しい生活様式の実践の周知、マスクの着用、手洗い等の予防対策の徹底に向けた注意喚起などに努めるとともに、

引き続きマスク、消毒液等の衛生備品の備蓄を進めてまいります。

次に、緊急経済対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国の緊急経済対策として実施された、国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金については、本市においては8月19日に申請受付を終了いたしました。この申請は、本市が独自に世帯に対し一律2万円を給付する旭市元気回復特別給付金の申請も兼ねており、給付実績は、対象2万6,410世帯に対し2万6,322件の給付を行い、給付率は99.7%となりました。

旭市就学前児童臨時給付金についても8月19日に申請受付を終了し、対象世帯2,027件全てに給付し、給付率は100%となっております。

子育て世帯臨時特別給付金については、本日現在4,445件の給付を済ませ、申請期限の11月30日まで周知徹底を図り、支給事務を進めているところであります。

また、本定例会に専決処分の承認を提出いたしました、ひとり親世帯臨時特別給付金については、8月28日に、児童扶養手当受給者の基本給付分491件全ての給付を済ませ、現在、公的年金等受給者及び家計急変者等の申請を受け付けており、本日現在274件の申請を受理しております。

旭市市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金については、本日現在、対象児童・生徒115名のうち108名分の支給を決定しております。

旭市飲食店等緊急支援給付金給付事業については、7月31日に申請受付を終了し、307件の事業者に対し給付金を給付いたしました。また、6月定例会に補正予算を提出した旭市中小企業等事業継続支援金については、本日現在1,014件の支給を決定しております。本事業の締切りは9月30日までとなりますので、商工会等関係団体との連携により、引き続き事業者への周知と迅速な支援に努めてまいりたいと考えております。

同じく、6月定例会に補正予算を提出しました旭市農水産業経営継続支援金については、本日現在109件の支給を決定しております。引き続き、国・県も含めた各支援制度の周知を図り、農水産業の経営継続を支援してまいります。

プレミアム率30%つきの共通商品券については、購入予約受付を本日から開始いたしました。商品券は、1セット1万3,000円相当を1万円で販売するもので、消費者の購買意欲の拡大により、落ち込んだ地域経済の活性化につながるものと期待しているところであります。

また、本定例会に提出する補正予算において、4月28日から来年4月1日までに出産し

た母親に対して 10 万円を給付する新生児特別定額給付金給付事業や、市内の介護福祉サービス事業所を支援する介護事業所支援金給付事業、市内の医療機関を支援する医療機関支援金給付事業、学校における感染症対策などを行う感染症対策学習保障支援事業をはじめ、感染症対策などに係る 25 事業を盛り込み、さらなる対策を進めてまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

水田農業については、需要に応じた米作りの実現に向けて、主食用米から飼料用米への転換を推進してまいりました。令和 2 年産も引き続き国や県と連携して、転換面積の拡大を進め、生産者の経営安定を図ってまいります。

園芸農業については、県の補助事業であります、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、生産施設の整備や省力機械の導入を継続する 17 経営体からの申請を受け付け、現在事業を開始しております。引き続き安定生産や品質向上への支援を行い、農業産出額の向上を目指してまいります。

畜産については、2 月 19 日から市内で開始された豚熱（CSF）の初回の予防接種が 6 月 30 日に終了しました。現在、順次 2 回目の接種が進められているところであります。今後も、養豚に限らず各畜産農場での家畜伝染病防疫の徹底を働きかけるとともに、引き続き予防接種等の支援を行ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

小・中学校については、例年より夏季休業期間を短縮し 8 月 24 日から授業が始まりました。今後も感染症対策に努め、児童・生徒の安全を最優先に考えながら学びの充実を図り、学校運営に取り組んでまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

令和元年度からの繰越事業であります第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事については、6 月に全て完了いたしました。また、同じく繰越事業である干潟中学校技術教室棟防災機能強化工事については、実施設計業務が完了し、現在工事の発注に向けた準備を進めているところであります。

次に、スポーツ振興事業について申し上げます。

8 月 18 日に、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社と、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの機運醸成やスポーツの振興、並びに地域活性化などを目的とする包括連携協定を締結いたしました。

サッカー場整備事業については、令和4年度の供用開始に向け、7月に実施設計業務委託の契約を締結したところであります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、総堀線から東総広域農道までの区間の道路舗装工事を7月に発注し、国道126号から総堀線までの区間についても、今月入札執行する予定であります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事委託をしたJR東日本千葉支社が本工事に着手しており、今月からは、地盤を掘削するため鋼矢板を打設する土留め工事に入る予定となっております。

なお、未買収用地については、引き続き関係地権者へご理解とご協力をお願いしてまいります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線、旭地域の椎名内西足洗線の未取得の用地について、引き続き関係地権者にご理解とご協力をお願いしているところであります。工事については、椎名内西足洗線の椎名内地先の660メートルについて、今月入札執行する予定であります。

急傾斜地崩壊対策事業については、飯岡地域の横根地先と干潟地域の鎗木地先における道路のり面の復旧等対策工事を実施するため、調査設計業務の発注準備を進めているところであります。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、幹線排水路の3,425メートルの整備が8月に完了いたしました。今後は、同地区内排水路の面整備を進めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、旭地域のニ及びハ地区と海上地域の後草地区における冠水被害の解消や軽減を図るため、排水整備基本設計業務を8月に発注したところであります。

次に、住宅リフォーム補助事業について申し上げます。

当初の4月募集に加え、7月には2次募集を行い、多くの方に申請をいただきました。事業の実施により、居住環境の向上及び地域経済の活性化が図られるものと考えております。

次に、被災住宅修繕支援事業について申し上げます。

昨年の台風15号等で被害を受けた住家の修繕費用に対する補助として、工事を完了した方について順次補助金の交付を進めております。また、工事が完了していない方について

は、今後、それぞれの状況を把握した上で、確実な支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設、森戸町地区を広域最終処分場の建設地として、本年度末の完成を目指し工事が進められているところであります。施設の完成後、4月からはごみの分別や出し方が変更となりますので、利用者の皆様が混乱を来さぬよう周知に努めてまいります。

また、可燃・不燃ごみは11月中旬から、かん・ペットの資源ごみは来年1月下旬からの予定で、ステーション収集ごみの一部を利用して、広域ごみ処理施設の試運転が開始される予定であります。

今後も引き続き、組合及び構成市と連携を図り事業を進めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

市内一斉で実施しておりました秋のゴミゼロ運動は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、10月をゴミゼロ運動月間とし、期間中に各地域において自主的に行っていただく形に変更し、実施することといたしました。地域環境の保全及び美化を推進するため、引き続き、きれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを推進してまいります。

次に、銚子市沖における洋上風力発電事業について申し上げます。

国は7月21日に、銚子市沖を洋上風力発電施設の整備を優先的に実施できる促進区域に指定いたしました。今後は公募により発電事業者が選定され、最長30年間の海域の占用が認められます。これまで本市においても、国や県、有識者で構成された協議会に出席し、促進区域の指定や事業の実施に関する協議や情報共有を図ってまいりました。

今後、本市においては、漁業との共存共栄を重視し、事業者に対して漁業への影響や環境、景観について十分に配慮するよう求めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

建設工事については、各階の床コンクリート工事が終わり、現在、外壁工事とともに内装工事を行っております。また、電気や空調の配線、機器設置なども併せて行っており、建設現場では引き続き安全に十分配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組みながら工事を進めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として工事を一時休止したことなどにより、全体の工程に影響が生じたことから、当初の完成期限としていた令和2年12月28日を令和3年3月16日に変更し、関連する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

本事業については、7月22日に市と事業予定者の間で、互いの得意分野を生かして、官民が連携して事業を円滑に進め、運営を円滑にするための組織の組成などを規定した基本協定を締結いたしました。当日は、来賓として、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から原田内閣参事官にもご臨席を賜り、「市、病院、事業者が一体となって取り組んでいる姿勢は、国が推進している生涯活躍のまちと軌を一にするものであり、官民連携モデルのトップランナーとして大いに期待している」との力強い言葉をいただいたところであります。

また、協定を締結した7月22日付で、市、事業予定者及び旭中央病院等で組織された、みらいあさひまちづくり協議会を設置し、課題の抽出や解決策の検討、情報発信やPR活動の手法、情報共有等を行っているところであります。

事業予定者においては、引き続き開発許可申請や農地転用許可申請の準備を進めているところであり、許可決定後は計画地内における造成やインフラ工事に入る予定であります。市といたしましては、メディア等を活用した情報発信やPR活動などを行い、移住促進につなげることはもとより、市民の活躍の場の創出、子育て環境の整備などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国勢調査について申し上げます。

国勢調査は国の最も重要な統計調査で、人口や世帯の実態を明らかにするため、10月1日を調査期日として5年ごとに行われます。調査は、総務大臣から任命された42名の指導員と269名の調査員により、市内全ての世帯を対象に実施いたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、調査員と世帯が極力接触しないよう、インターネットや郵送による回答を基本としております。

国勢調査によって得られる様々なデータは、国や地方行政の基礎資料として利用されるほか、学術・教育・企業活動などの幅広い分野において、住みよいまちづくりのために生かされます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（伊藤 保） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしてございます令和元年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思っております。こちらの資料になります。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

1の決算規模ですが、令和元年度一般会計の決算額は、歳入が321億802万7,000円で、前年度と比較しまして13億7,612万9,000円、4.5%の増、歳出が295億8,640万3,000円で、前年度と比較しまして5億7,051万6,000円、2.0%の増となり、翌年度へ繰り越すべき財源6億7,681万7,000円を差し引いた実質収支額は18億4,480万7,000円となりました。

2ページをお願いいたします。

2、歳入の決算額です。

第2-1表は、歳入の構成比の推移を表したもので、割合が一番多いのは地方交付税で32%、2番目は市税で23.9%となっております。

続きまして、3ページです。

第2-2表は、歳入の主な4項目について決算額の推移を表したものです。

令和元年度は、前年度と比べて市税は1.3%の増、地方交付税は15.7%の増、国県支出金は10.8%の減、市債につきましては16.4%の減となっております。それぞれの額は下の表

の記載のとおりです。

次に、4ページをお願いいたします。

3、歳出です。

第3-1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きい順に申し上げますと、民生費、衛生費、教育費、総務費、公債費、土木費の順となっております。

次に、5ページになります。

第3-2表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は44.8%で、前年度と比較しまして1.3ポイントの減で、これに物件費、補助費等維持補修費を加えた経常的経費の割合は73.7%で、2.9ポイント上昇しております。また、投資的経費の割合は15.3%で4.3ポイント低下しており、その主な要因は新庁舎建設事業費の減などによるものです。

6ページをお願いいたします。

4の財政の弾力性です。

第4表は、経常収支比率の推移を表したもので、令和元年度の経常収支比率は86.8%で、前年度の89.7%と比べて2.9ポイント低下しております。

次に、7ページをお願いいたします。

5は、将来の財政負担です。

第5-1表は、健全化判断比率の一つで実質公債費比率の推移です。

令和元年度の決算では7.9%となり、前年度の8.2%と比べて0.3ポイント改善しております。なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。旭市の数値はこれらの基準を大きく下回っております。

下の第5-2表は、これも健全化判断基準の一つで、将来負担比率の推移です。

これは、一般会計をはじめ公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。平成30年度に続き、令和元年度も将来の負担額を上回る充当可能財源等が見込まれるため、比率は算出されませんでした。

8ページをお願いいたします。

第5-3表は、市債現在高、借入額、償還額の推移です。

市債の現在高は、令和元年度末で284億830万5,000円となり、前年度と比べて1億

6,549万9,000円増加しております。

次に、9ページに移りまして、第5－4表は、市債現在高と交付税算入見込額です。

下の表をご覧ください。

一般会計の令和元年度末の市債現在高284億830万5,000円に対し、交付税算入見込額は244億169万5,000円で、算入割合は85.9%となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

6は基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

令和元年度末における一般会計の基金の総額は174億804万円で、前年度と比較しまして5,767万5,000円減少しております。減の主な要因は、地域振興基金などの減によるものであります。

次の11ページから21ページまでは、昨年と同様に決算のデータを表示してございます。

また、22ページ以降の主な施策に関する事項は、令和元年度決算における主な施策の事業概要を、決算書の掲載ページ順に掲載してございます。

以上で、資料による説明は終わります。

次に、決算書により説明いたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。

初めに、歳入です。16ページをお願いいたします。

表の形式が左右の見開きとなっております。説明でページ番号をお示しする際には左ページだけで申し上げることが多くなりますが、説明する内容は右ページを中心にご覧いただきたいと思っております。

なお、各款ごとの平成30年度の差引き増減は、先ほど説明いたしました決算に関する説明資料の12ページに記載してございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

初めに、1款の市税です。収入済額は76億8,782万5,885円で、前年度比1.3%の増となっております。

18ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額3億3,543万33円で、前年度比0.1%の減となっております。

3款利子割交付金は、収入済額558万9,000円で、前年度比46.1%の減となっております。

4款配当割交付金は、収入済額 3,900 万 3,000 円で、前年度比 14.3%の増となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額 2,573 万 6,000 円で、前年度比 18.3%の減となっております。

20 ページをお願いいたします。

6款地方消費税交付金は、収入済額 12 億 273 万 2,000 円で、前年度比 2.7%の減となっております。

7款自動車取得税等交付金は、収入済額 9,036 万 652 円で、前年度比 25.3%の減となっております。

8款地方特例交付金は、収入済額 2 億 676 万 5,000 円で、前年度比 404%の大幅な増となっております。増の主な要因につきましては、幼保無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金の交付によるものです。

22 ページをお願いいたします。

9款地方交付税は、収入済額が 102 億 6,822 万 9,000 円で、前年度比 15.7%の増となっております。内訳としまして、備考欄の 1、普通交付税が 78 億 3,227 万 1,000 円で、前年度比 1.0%の増となっております。備考欄 2 の特別交付税は 24 億 3,595 万 8,000 円で、前年度比 116.5%の大幅な増となっております。この主な要因は、広域ごみ処理施設整備事業に係る震災復興特別交付税の増によるものです。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額 851 万 9,000 円で、前年度比 1.5%の減となっております。

11款分担金及び負担金は、収入済額 3 億 3,068 万 6,018 円で、前年度比 11.0%の減となっております。

24 ページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料は、収入済額 6 億 311 万 744 円で、前年度比 9.5%の減となっております。

28 ページをお願いいたします。

13款国庫支出金は、収入済額 31 億 5,546 万 8,009 円で、前年度比 17.8%の増となっております。増の主な要因は、小・中学校への空調設置工事に係る冷房設備対応臨時特例交付金の増によるものです。

32 ページをお願いいたします。

14 款県支出金は、収入済額 16 億 705 万 8,716 円で、前年度比 39.6%の減となっております。減の主な要因は、畜産競争力強化対策整備事業費補助金の減によるものです。

38 ページをお願いいたします。

15 款財産収入は、収入済額 1 億 305 万 4,894 円で、前年度比 74.3%の増となっております。

40 ページをお願いいたします。一番下のほうになります。

16 款寄附金は、収入済額 6,493 万 4,524 円で、前年度比 26.5%の増となっております。

42 ページをお願いいたします。

17 款繰入金は、収入済額 6 億 2,971 万 2,171 円で、前年度比 42.2%の増となっております。増の主な要因は、財政調整基金繰入金の増によるものです。

44 ページをお願いいたします。

18 款繰越金は 17 億 1,601 万 1,180 円で、前年度比 92.1%の増となっております。

19 款諸収入は、収入済額 10 億 380 万 888 円で、前年度比 41 万 716 円の減となっております。

次に、48 ページをお願いいたします。

20 款市債は、収入済額 30 億 2,400 万円で、前年度比 16.4%の減となっております。減の主な要因は、新庁舎建設事業債の減によるものです。

以上で歳入の説明を終わりにして、歳出について款ごとに主な事業を説明させていただきます。

なお、各款ごとの平成 30 年度との差引き増減は、決算に関する説明資料の 14 ページに記載してございます。

それでは、決算書の 54 ページをお願いいたします。

1 款議会費は、支出済額 1 億 9,759 万 5,373 円で、前年度比 9.9%の減となっております。

56 ページをお願いいたします。一番下になります。

2 款総務費は、支出済額 35 億 3,194 万 1,387 円で、前年度比 32.7%の減となっております。

1 枚めくっていただきまして、右側の 59 ページの一番上になります。

翌年度繰越額は、新庁舎建設事業に係る継続費 4 億 1,528 万 8,884 円と、広域情報ネットワーク運用事業の事故繰越 73 万 7,000 円です。

少し飛びまして、71 ページをお願いいたします。

1 項 2 目人事管理費の備考欄 3、一部組合等負担金 8 億 8,528 万 4,675 円は、前年度比 1 億 4,488 万 3,215 円の大幅な減となっておりますが、これは算定基準の見直しに伴う退職手当負担金の減によるものです。

少し飛びまして、83 ページをお願いいたします。

7 目企画費の備考欄 10、ふるさと応援基金積立金は 5,675 万 5,375 円を積み立てたもので、ふるさと応援寄附金の増により前年度比 17.1%の増となっております。

93 ページをお願いいたします。

11 目庁舎建設費の備考欄 1、新庁舎建設事業 4,368 万 8,324 円は、前年度比 20 億 1,575 万 6,836 円の大幅な減となっております。これは、新庁舎建設工事に係る前払金の支払いを前年度に行ったことによるものです。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の 22 ページから 29 ページに記載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

○議長（伊藤 保） 議案の補足説明は途中ですが、ここで 11 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第 1 号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、引き続きまして補足説明を申し上げます。

114 ページをお願いいたします。下のほうになります。

3 款民生費は、支出済額 90 億 1,384 万 5,457 円で、前年度比 3.1%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の 1 億 7,640 万 9,000 円で、プレミアム付商品券事業と海上保育所改築事業の 2 事業です。

少し飛びまして、123 ページをお願いいたします。

1 項 1 目社会福祉総務費の備考欄 10、プレミアム付商品券事業 4,261 万 9,035 円は、消費税率の引上げに伴う影響緩和のため、低所得者や子育て世帯向けのプレミアム付商品券

の発行を行ったものです。

129 ページをお願いいたします。

1 項 2 目障害者福祉費の備考欄 10、自立支援給付事業 12 億 1,851 万 794 円は、障害者の日常生活を支援するため、生活療養介護給付や就労支援給付などの事業を行ったものです。

少し飛びまして、147 ページをお願いいたします。

3 項 1 目児童福祉総務費の備考欄 17、民間教育・保育施設改築等事業 1 億 5,415 万 9,000 円は、民間の保育施設の改築事業に対する助成で、うなかみ幼稚園の園舎増改築工事に対し補助金を交付したものです。

151 ページをお願いいたします。

4 目児童福祉施設費の備考欄 2、海上保育所改築事業 1 億 4,538 万 4,184 円は、保育環境の充実を図るため、耐用年数を超過した海上保育所の改築工事を行ったものです。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の 30 ページから 39 ページに記載してございます。

次に、158 ページをお願いいたします。下になります。

4 款衛生費は、支出済額 52 億 7,931 万 7,081 円で、前年度比 27.7%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の 1,953 万 4,000 円で、災害廃棄物処理事業の 1 事業です。

少し飛びまして、179 ページをお願いいたします。

1 項 4 目環境衛生費の備考欄 2、環境衛生事務費 15 億 8,835 万 9,329 円は、前年度比 13 億 3,111 万 3,073 円の大幅な増となっております。これは、一番下、負担金補助及び交付金のうち、181 ページをお願いいたします。上から 3 段目です。東総地区広域市町村圏事務組合負担金が、広域ごみ処理施設の整備事業の進捗に伴い大幅な増となったことによるものです。

同じく 181 ページになります。

4 目環境衛生費の備考欄 4、環境衛生対策推進事業 9,060 万 7,873 円は、前年度比 2,926 万 7,239 円の大幅な増となっております。この事業と、少し飛びまして 193 ページをお願いいたします。2 項 1 目塵芥処理費の備考欄 4、災害廃棄物処理事業 5,611 万 4,274 円。この二つの事業で、昨年の台風 15 号などにより発生した災害廃棄物の処理を行っております。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の 40 ページから 45 ページに記載してございます。

194 ページをお願いいたします。一番上になります。

5 款労働費は、支出済額 175 万 4,211 円で、前年度比 5.6%の増となっております。

同じく 194 ページです。

6 款農林水産業費は、支出済額 7 億 5,921 万 4,508 円で、前年度比 53.7%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の 16 億 9,982 万 7,000 円で、農業災害対策支援事業などの 3 事業です。

少し飛びまして、203 ページをお願いいたします。

1 項 3 目農業振興費の備考欄 5、水田農業構造改革推進事業 8,171 万 6,146 円は、水田農業経営の安定と発展のため、主食用米から飼料用米などの戦略作物栽培への転換を支援するための補助金です。

206 ページをお願いいたします。

4 目畜産振興費は、支出済額 2,774 万 6,081 円で、前年度比 8 億 7,888 万 2,494 円の大幅な減となっておりますが、これは、前年度実施いたしました畜産競争力強化対策整備事業 8 億 6,150 万 5,000 円の実施がなかったことによるものです。この大幅な減が、6 款農林水産業費全体が減少した主な要因となっております。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の 46 ページから 50 ページに記載してございます。

次に、216 ページをお願いいたします。

7 款商工費は、支出済額 3 億 5,700 万 8,755 円、前年度比 0.1%の増となっております。

229 ページをお願いいたします。

1 項 3 目観光費の備考欄 5、観光イベント事業 2,405 万 2,866 円は、観光振興のため、七夕市民まつりや、いいおかYOU遊フェスティバルなど各種観光イベントの支援等を行っております。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の 51 ページから 52 ページに記載してございます。

230 ページをお願いいたします。

8 款土木費は、支出済額 20 億 6,845 万 7,534 円、前年度比 5.6%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費が 5 億 5,904 万 8,000 円、事故繰越が 8,121 万 1,900 円となっております。繰越明許に係る事業は、旭中央病院アクセス道整備事業、震災復興・津波避難道路、被災住宅修繕支援事業などの 8 事業で、事故繰越に係る事業は、冠水対策排

水整備事業などの4事業です。

243ページをお願いいたします。

2項3目道路新設改良費の備考欄11、震災復興・津波避難道路整備事業は、備考欄12の繰越明許分と併せて2億8,337万4,397円となっております。

257ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費の備考欄8、被災住宅修繕支援事業1,146万8,000円は、昨年の台風15号などにより被害を受け、一部損壊と判定された住宅に対し助成を行ったものです。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の53ページから61ページに記載してございます。

同じページの下です。

9款消防費は、支出済額12億356万4,986円、前年度比0.9%の減となっております。

261ページをお願いいたします。

1項1目常備消防費の備考欄4、消防車両整備事業5,848万5,395円は、高規格救急自動車及び資機材搬送車の購入に係るものです。

265ページをお願いいたします。一番下になります。

1項3目災害対策費の備考欄1、防災体制強化事業は1,699万8,225円で、防災訓練の実施のほか、旭市防災資料館のリニューアルや防災教育用の映像作製などを行っております。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の62ページから65ページに記載してございます。

続きまして、268ページをお願いいたします。下の方になります。

10款教育費は、支出済額40億1,341万5,609円、前年度比73.8%の大幅な増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の1億1,833万3,000円で、中学校大規模改造事業の1事業です。

283ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費の備考欄4、小学校施設改修事業、繰越明許です。これは7億1,870万6,060円と、291ページをお願いいたします。3項1目学校管理費の備考欄4、中学校施設改修事業費（繰越明許）3億2,756万6,000円、2事業の合計10億4,627万2,060円で小・中学校への空調設備設置工事を行ったものです。

少し飛びまして、331ページをお願いいたします。

4項13目社会教育施設再編費の備考欄1、社会教育施設再編事業4億5,218万4,955円

は、干潟支所の大規模改修に合わせ干潟公民館の機能移転を行い、ひかた市民センターとして整備したものです。

少し飛びまして、341 ページをお願いいたします。

5 項 2 目体育施設費の備考欄 5、社会体育施設改修事業は、備考欄 6 の繰越明許分と合わせて 2 億 1,552 万 4,890 円で、総合体育館の屋根・外壁改修など社会体育施設の改修工事を行ったものです。

教育費に係る主要事業は、説明資料の 66 ページから 77 ページに記載してございます。

346 ページをお願いいたします。

11 款災害復旧費は、支出済額 7,104 万 9,869 円で、昨年発生した台風 15 号等により被災した公共施設の復旧工事などの事業を行ったものです。翌年度繰越額は、繰越明許費の 1,946 万 4,000 円で、道路橋梁災害復旧費と社会教育施設災害復旧費の 2 事業です。

続きまして、352 ページをお願いいたします。

12 款公債費は、支出済額 29 億 9,540 万 4,067 円で、前年度比 4.0%の増となっております。

同じ 352 ページの下になります。

13 款諸支出金は、支出済額 9,383 万 4,000 円、前年度比 26.7%の増となっております。増の主な要因は、2 項 1 目水道事業公営企業費の備考欄 1、水道企業会計繰出金 8,102 万 4,000 円で、これは高料金対策として繰り出したものです。

以上で議案第 1 号、令和元年度旭市一般会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第 2 号、令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

お手元のほうに決算書と、それから病院事業債管理特別会計に係る説明資料をご用意ください。

それでは、まずは決算書を用いて説明いたします。

決算書の 357 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額 43 億 1,400 万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は 43 億 1,167 万 2,295 円となりました。歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書に

よりご説明申し上げます。

少し飛びまして、366 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目貸付金元利収入は、収入済額 19 億 7,467 万 2,295 円となりました。これは、病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

2 款 1 項 1 目病院債は、収入済額 23 億 3,700 万円です。これは、旭中央病院が医療器具等の購入及び看護師宿舍整備のため必要な財源として、市が新たに借り入れたものです。

370 ページをお願いします。歳出になります。

1 款 1 項 1 目貸付金は支出済額 23 億 3,700 万円です。これは法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものです。

2 款公債費は、出済額 19 億 7,467 万 2,295 円です。

1 項 1 目元金は、支出済額 15 億 8,461 万 405 円です。2 目利子は、支出済額 3 億 9,006 万 1,890 円です。これらは、支出済額借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入されました貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものです。

372 ページをお願いします。

実質収支に関する調書は、歳入歳出それぞれ 43 億 1,167 万 2,295 円となっております。

これらの収入支出によりまして、令和元年度末の地方債の残高ですけれども、説明資料のほうをお開き願いたいと思います。

説明資料の 2 の表、病院事業債現在高、表の一番右下になります。令和元年度末の地方債の残高は 222 億 3,410 万 8,488 円となりました。

以上で議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号、議案第 4 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 在田浩治 登壇）

○保険年金課長（在田浩治） 議案第 3 号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和元年度の国保事業の状況について申し上げます。年度平均の国保世帯数は 1 万 1,062 世帯、前年度比 317 世帯、2.8%の減となり、また、被保険者数は 1 万 9,982 人、前年度比 892 人、4.3%の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

373 ページをお願いいたします。

まず、事業勘定における歳入決算額は 83 億 7,046 万 567 円で、前年度比 1.5%の減となり、歳出決算額は 79 億 6,824 万 5,352 円で、前年度比 1.5%の減となりました。

378 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 4 億 221 万 5,215 円のうち、2 億 200 万円を財政調整基金へ積み立ていたしまして、残額 2 億 21 万 5,215 円を令和 2 年度へ繰り越すものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

388 ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税の収入済額は 20 億 6,971 万 860 円、前年度比 4.1%の減となりました。不納欠損額は 1 億 2,352 万 3,702 円で、収入未済額は 3 億 2,955 万 6,555 円であります。

なお、収納率は、還付未済額を除き 82.0%、前年度と比較して 2.4 ポイント上昇いたしました。

4 款県支出金は 55 億 3,130 万 7,823 円、前年度比 0.7%の減となりました。

390 ページをお願いいたします。

6 款繰入金は 4 億 7,186 万 942 円、前年度比 1.9%の増となりました。

7 款繰越金は 2 億 394 万 4,108 円であります。

8 款諸収入は 9,350 万 8,848 円で、主なものは、国保税の延滞金や後期高齢者健診の受託事業収入などであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

396 ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は 4,187 万 7,866 円、前年度比 11.6%の増となりました。増加の主な要因は、国民健康保険一般事務費の増額であり、システムの元号改修や、マイナンバーカードに保険証機能を追加するための改修を行ったことによるものです。

398 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は 53 億 7,155 万 3,178 円、前年度比 1.0%の減となりました。1 人当たりの医療費は依然増加を続けておりますが、被保険者数の減少により総額は減少となりました。

402 ページをお願いいたします。

3款保険事業費納付金は23億7,451万9,490円、前年度比0.7%の減となりました。納付金の額は、被保険者数や所得水準などを基に県が算定しています。内訳ですが、医療給付費分が14億9,966万7,506円、後期高齢者支援金分が6億3,063万5,875円、介護分が2億4,421万6,109円となりました。

4款保健事業費は1億1,615万3,928円で、前年度とほぼ同額であります。主な事業としては、特定健診や短期人間ドック費用の助成などであります。

406ページをお願いいたします。

7款諸支出金は6,403万9,664円、前年度比45.9%の減となりました。減少の主な要因は償還金の減少であり、保険給付費等普通交付金の精算方法の変更によるものです。

426ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

379ページへお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明いたします。

歳入決算額は8,382万7,318円で、前年度比5.8%の増となり、歳出決算額は7,696万5,011円で、前年度比9.0%の増となりました。

384ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額686万2,307円のうち、350万円を財政調整基金へ積立していただき、残額336万2,307円を令和2年度へ繰越しするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

414ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1款診療収入の収入済額は6,775万9,920円、前年度比0.8%の減となりました。減少の要因ですが、例年に比べて季節性インフルエンザの流行が見られなかったこと、新型コロナウイルス感染症の流行により、院内感染を恐れた受診抑制が考えられます。

416ページをお願いいたします。

4款繰入金は1,140万2,000円、前年度比54.1%の増となりました。増加の要因は、事業勘定繰入金と財政調整基金繰入金の増額によるものです。

5款繰越金は429万9,800円であります。

6款諸収入は26万1,505円で、主な内容は介護保険意見書料などであります。

次に、歳出になります。

420 ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は 4,305 万 405 円、前年度比 6.0%の増となりました。総務費は、職員給与費、看護師賃金等の事務費、施設管理費等になります。増加の主な要因は診療所施設管理費の増加であり、空調機の交換や屋上の防水修繕などを行ったことによるものです。

422 ページをお願いいたします。

2 款医業費は 3,389 万 8,613 円、前年度比 13.1%の増となりました。増加の主な要因は医療用機械器具費の増加であり、超音波画像診断装置の更新によるものです。

427 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第 3 号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を終わります。

続きまして、議案第 4 号、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和元年度の後期高齢者医療の被保険者数について申し上げます。年度平均の被保険者数は 9,585 人、前年度比 125 人、1.3%の増となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

429 ページをお願いいたします。

歳入決算額は 6 億 2,912 万 2,053 円で、前年度比 2.6%の増となり、歳出決算額は 6 億 1,826 万 5,110 円で、前年度比 2.7%の増となりました。

434 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額 1,085 万 6,943 円は、令和 2 年度へ繰り越すものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

438 ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は 4 億 5,597 万 1,500 円、前年度比 7.5%の増となりました。増加の要因は、被保険者数の増加と保険料軽減特例の見直しによるものであります。不納欠損額は 61 万 7,800 円で、収入未済額は 346 万 2,000 円であります。

なお、収納率は、還付未済額を除き 99.1%、前年度と比較して 0.1 ポイント上昇いたしました。

2 款繰入金は 1 億 5,968 万 3,096 円、前年度比 6.2%の減となりました。減少の要因は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の減少によるものであります。

3 款繰越金は 1,160 万 7,179 円、前年度比 2.1%の増となりました。

4 款諸収入は 186 万 278 円、前年度比 75.7%の減となりました。減少の主な要因は、昨年度に実施した保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修が完了したためであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

444 ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は 1,284 万 8,014 円、前年度比 35.5%の減となりました。減少の主な要因は、先ほど歳入の諸収入でも申し上げました、昨年度に実施した保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修が完了したためであります。

2 款広域連合納付金は 6 億 484 万 8,596 円、前年度比 4.1%の増となりました。これは、徴収した保険料と保険料軽減分の繰入額を広域連合へ納付したもので、増加の要因は、保険料収入が増加したためであります。

3 款諸支出金は 56 万 8,500 円で、保険料の還付金であります。

448 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第 4 号、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第 5 号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和元年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。お手元の決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。

1 ページをお願いいたします。

1 番の高齢者人口等ですが、この資料は令和 2 年 3 月末の状況を、第 7 期介護保険事業計画及び前年度末と比較したものとなっております。

上から 2 行目の B 欄をご覧ください。

65 歳以上の第 1 号被保険者数は 1 万 9,828 人で、前年度末と比べ 264 人、0.6 ポイント増

加し、高齢化率は 30.5%となりました。要介護認定者数は 3,049 人で、前年度末と比べ 18 人の増、一番下の欄になりますが、また第 1 号被保険者に占める割合は 14.9%、前年度比 0.1 ポイントの減となりました。

以下は記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、ここからは決算書によりご説明いたします。

決算書の 449 ページをお願いいたします。

歳入決算額は 52 億 6,596 万 4,712 円で、前年度比 3.4%の増となり、歳出決算額は 51 億 1,040 万 4,884 円で、前年度比 3.6%の増となり、歳入歳出差引残額は 1 億 5,555 万 9,828 円となりました。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

458 ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

1 款保険料の収入済額は 11 億 6,600 万 9,811 円で、前年度と比較して 0.2%の減となりました。収納率は 96.6%で前年度と同率となっております。また、不納欠損額は 1,097 万 4,569 円、収入未済額は 2,951 万 4 円となっております。

次に、2 款国庫支出金は、収入済額 11 億 4,642 万 5,125 円で、前年度比 1.5%の増となりました。

下段になります。3 款支払基金交付金は、収入済額 12 億 8,943 万 7,584 円で、前年度比 1.0%の増となりました。

460 ページをお願いします。

4 款県支出金は、収入済額 7 億 3,804 万 5,362 円で、前年度比 0.8%の増となりました。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの繰入金でありまして 7 億 5,038 万 9,000 円、前年度比 7.2%の増となりました。増となった主な理由は、消費税率の改定に伴い、低所得者保険料軽減繰入金が大幅に増となったことによるものでございます。

462 ページをお願いいたします。中段になります。

7 款繰越金は収入済額 1 億 5,657 万 4,960 円、次の 8 款諸収入の収入済額は 1,905 万 9,290 円で、主なものは地域支援事業利用収入などがございます。

続きまして、歳出になります。

466 ページをお願いします。

1 款総務費の支出済額は 5,877 万 8,515 円、前年度比 1.3%の増です。

470 ページをお願いします。中段になります。

2 款保険給付費の支出済額は 46 億 4,185 万 4,817 円で、前年度比 2.0%の増となりました。主な要因は、地域密着型介護サービス給付費の増でございます。

少し飛びまして、478 ページをお願いいたします。下段になります。

4 款基金積立金は、支出済額 9,391 万 4,164 円でした。これは、前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、令和元年度末の介護保険給付費準備基金の残高は 3 億 2,972 万 3,249 円となりました。

480 ページをお願いします。

5 款地域支援事業費は、支出済額 2 億 5,113 万 2,398 円、前年度比 4.6%の増となりました。主な要因は、1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費のうち通所型サービスの利用の増によるものです。

少し飛びまして、490 ページをお願いいたします。下段になります。

6 款諸支出金は支出済額 6,472 万 4,990 円で、主なものは国・県及び一般会計への返還金となります。

以上で議案第 5 号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため 1 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3 分

再開 午後 1 時 10 分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第 6 号、議案第 7 号について補足説明を求めます。

下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 丸山 浩 登壇）

○下水道課長（丸山 浩） 議案第 6 号及び議案第 7 号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 6 号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

お手元の決算書の 495 ページをお願いいたします。

令和元年度旭市下水道事業特別会計の決算額は、歳入 5 億 6,380 万 5,208 円、歳出 5 億 2,737 万 6,527 円で、歳入歳出差引残額は、500 ページをお願いいたします。3,642 万 8,681 円となりました。

なお、公共下水道事業への地方公営企業法適用に伴いまして、令和元年度は令和 2 年 3 月 31 日をもって打切決算とし、この残額を地方公営企業法の適用による公共下水道事業会計へ引き継ぐものでございます。

次に、決算額の主な内容について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

504 ページをお願いいたします。歳入となります。

1 款分担金及び負担金は、受益者負担金で、収入済額 334 万 9,200 円、収納率は 25.6% となっております。

2 款使用料及び手数料のうち主なものは 1 項 1 目下水道使用料で、収入済額 8,356 万 9,560 円、収納率は 83.3%、前年度比で 15.7 ポイントの減となっております。

3 款財産収入は、収入済額 5,559 円で、財政調整基金の利子でございます。

4 款繰入金は、収入済額 3 億 8,583 万 1,000 円で、一般会計からの繰入金です。

5 款繰越金は、収入済額 6,109 万 6,489 円で、前年度繰越金です。

続きまして、506 ページをお願いいたします。

7 款市債は収入済額 2,980 万円で、下水道事業債です。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出についてご説明いたします。510 ページをお願いいたします。

1 款総務費は支出済額 8,721 万 6,350 円で、人件費及び事務経費です。

続きまして、512 ページをお願いいたします。

2 款事業費は、支出済額 1 億 2,068 万 8,892 円です。うち 1 項管理費は支出済額 1 億 1,692 万 8,313 円で、主なものは施設の維持管理に係る経費です。

続きまして、514 ページをお願いいたします。

3 款公債費は、支出済額 3 億 1,947 万 1,285 円で、起債の償還金です。内訳は、備考欄 1、借入金償還費 2 億 5,669 万 6,209 円及び借入金利子支払費 6,277 万 5,076 円です。

最後に、518 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で議案第 6 号の補足説明を終わります。

続きまして議案第 7 号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補

足説明を申し上げます。

お手元の決算書の 519 ページをお願いいたします。

令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入 7,689 万 4,894 円、歳出 7,386 万 1,275 円で、歳入歳出差引残額は、524 ページをお願いいたします。303 万 3,619 円となりました。

なお、農業集落排水事業への地方公営企業法適用に伴いまして、令和元年度は令和 2 年 3 月 31 日をもって打切決算とし、この残額を地方公営企業法の適用による農業集落排水事業会計へ引き継ぐものでございます。

次に、決算額の主な内容について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。528 ページをお願いいたします。歳入となります。

1 款分担金及び負担金は、受益者分担金で、調定額、収入済額ともに 168 万円となっております。

2 款使用料及び手数料は、施設使用料で、収入済額 1,446 万 8,431 円、収納率は 83.3%、前年度比 15.6 ポイントの減となっております。

3 款県支出金は、収入済額 800 万円で、排水施設の最適整備構想策定等に対する補助金です。

4 款繰入金は、収入済額 4,129 万 6,000 円で、一般会計からの繰入金です。

5 款繰越金は、収入済額 374 万 4,376 円で前年度繰越金です。

続きまして、530 ページをお願いいたします。

7 款市債は、収入済額 610 万円で、農業集落排水事業債です。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出についてご説明いたします。534 ページをお願いいたします。

1 款総務費は、支出済額 2,568 万 8,892 円で、人件費及び事務経費です。

続きまして、536 ページをお願いいたします。

2 款事業費は、支出済額 2,710 万 7,311 円で、施設の維持管理に係る経費です。

続きまして、538 ページをお願いいたします。

3 款公債費は、支出済額 1,938 万 5,072 円で、起債の償還金です。内訳は、備考欄 1、借入金償還費 1,601 万 1,420 円及び借入金利子支払費 337 万 3,652 円です。

最後に、540 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 宮負 亨 登壇）

○水道課長（宮負 亨） それでは、議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊、横向きになります。令和元年度旭市水道事業会計決算書をお手元にご用意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに水道事業の概況からご説明申し上げますので、決算書の11ページをご覧ください。

事業報告書でございます。

1の（1）の総括事項、3行目になりますが、令和元年度は、江ヶ崎地区及びイ地区に配水管布設工事を実施するとともに、適正な管理運営を行いました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,412人、給水件数は2万827件、普及率は88.3%となり、前年度と比較しますと0.7ポイントの増となりました。

年間給水量は607万5,225立方メートルで、前年度と比較しますと2万7,806立方メートルの増となりました。

また、水道料金収入の基礎となります年間有収水量は565万4,903立方メートルとなり、前年度と比較しますと2万3,010立方メートルの減となり、有収率は93.1%で、前年度と比較しますと0.8ポイントの減となっております。

続きまして建設状況でございますが、建設改良工事として鐮木地区、江ヶ崎地区及びイ地区に、口径75ミリメートルから200ミリメートルの耐震型配水管を延べ862.4メートル布設をいたしました。

次の経理状況につきましては、後ほど決算状況の中でご説明をさせていただきます。

それでは、前に戻りまして、1ページをお願いいたします。

令和元年度の決算報告書でございます。この報告書の金額は税込みとなっております。

初めに、（1）の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額合計、中ほどになります。16億7,825万2,000円に対し、決算額は16億1,768万2,401円となり、執行率は96.4%となりました。

内訳としまして、第1項の営業収益の主なものは水道料金であり、第2項の営業外収益は

一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額合計14億6,420万9,000円に対し決算額は14億230万257円となり、執行率は95.8%となりました。

内訳としまして、第1項の営業費用は、東総広域水道企業団からの受水費、減価償却費、職員の人件費等で、第2項の営業外費用は、企業債の利息等であり、第3項の特別損失は過年度損益修正損、第4項の予備費支出額は、第1項の営業費用の配水及び給水費への充当であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額合計6,733万1,000円に対し決算額は4,985万5,680円となり、執行率は74.0%となりました。

内訳は、第1項の出資金は一般会計からの出資金で、第2項の負担金は消火栓や配水管切廻工事の一般会計負担金、第3項の給水申込納付金は、水道を新しく引く場合に納めていただいている納付金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の部でございますが、第1款資本的支出は、予算額合計2億992万8,000円に対し決算額は9,390万6,469円となり、執行率は44.7%となりました。

内訳としましては、第1項の建設改良費は、配水管布設工事等の拡張工事費、配水管布設替えや切廻工事等の改良工事費、配水場の配水流量計更新等の固定資産取得費であり、第2項の企業債償還金は、建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,405万789円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で225万720円を、減債積立金で3,960万185円を、残りの219万9,884円を過年度分損益勘定留保資金で、それぞれ補填いたしました。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

1の営業収益は、2列目になりますが12億9,039万2,050円、2の営業費用は、同じく2列目の12億8,243万9,145円、一番下になりますが、差引営業利益は3列目の795万2,905円となりました。

続いて、4ページをお願いいたします。

3の営業外収益は、2列目になりますが2億1,647万3,612円、4の営業外費用として、同じく2列目の1,141万3,772円、差引きは3列目の2億505万9,840円のプラスとなり、下段の経常利益は、3ページの営業利益を加えますと、3列目、2億1,301万2,745円の黒字となりました。

6の特別損失は、3列目になりますが、マイナスの1万1,427円で、前段の経常利益に加えますと2億1,300万1,318円が当年度の純利益となり、一番下の当年度未処分利益剰余金は2億5,260万1,503円となります。

次に、5ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左、資本金の当年度末残高は、一番下になります。37億4,642万3,846円となりました。

表の中ほどになりますが、資本剰余金合計欄の当年度末残高は134万8,816円となりました。

表の右から2列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は10億4,350万1,503円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は47億9,127万4,165円となりました。

6ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の右になります。未処分利益剰余金の当年度末残高2億5,260万1,503円の処分に係るものですが、当年度純利益の2億1,300万1,318円に対する部分として、4,390万1,318円を減債積立金に、1億6,910万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、3,960万185円を資本金に組み入れるものでございます。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

資産の部の1の固定資産、次の8ページになりますが、2の流動資産の合計である資産合計は、一番右の列76億8,020万5,318円となりました。

次に、負債の部ですが、3の固定負債と、9ページになりますが4の流動負債、5の繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列、28億8,893万1,153円となりました。

次に、資本の部でございますが、6の資本金、7の剰余金の合計額は、次の10ページの下から2行目になります。資本合計47億9,127万4,165円となり、これに前のページの負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、10ページの一番下になります。76億8,020万

5,318円となり、資産合計と一致いたします。

次の11ページからは決算附属書類になりますが、11ページにつきましては、先ほどご説明いたしましたので、次の12ページをご覧ください。

(2)は議会議決事項であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、13ページは建設工事の概況、14ページは保存工事の概況となっており、内容は記載のとおりでございます。

15ページは年間の業務量であり、次の16ページは事業収入に関する事項、17ページは事業費に関する事項となっており、それぞれ前年度比較で記載してございます。

次に、18ページになりますが、4、会計の(1)は、重要契約の要旨となります。

続いて19ページになりますが、(2)は企業債及び一時借入金の概況で、イは企業債の概況となっております。

20ページから21ページまでは、キャッシュフロー計算書となります。

22ページから27ページまでは収益費用の明細書であり、こちらは税抜きで科目ごとの明細となっております。

28ページは固定資産明細書、29ページは企業債明細書となっております。

最後の30ページから31ページまでは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上で議案第8号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長(伊藤 保) 水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、令和元年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

(代表監査委員 木村哲三 登壇)

○代表監査委員(木村哲三) 代表監査委員の木村です。

令和元年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした六つの特別会計並びに水道事業の公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われて

いるか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係書帳簿、証書等を照合、精査するとともに関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し、正確でありました。また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。公営企業会計の事業運営についても、健全で効率的な経営であると認められました。

初めに、一般会計歳入については、全庁的に債権回収に取り組んだ成果が本年度も収納率の向上に現れています。しかし、歳入全体では、依然として収入未済額及び不納欠損額が生じており、市民負担の公平性と貴重な自主財源を確保するため、引き続き効果的な収納対策により、収入未済額及び不納欠損額の縮減になお一層の努力を求めます。

次に、地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況の審査については、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定による実質赤字比率、連結実施赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率及び資金不足比率の審査において、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認しました。

具体的には、実質公債費比率は 7.9%となっており、前年度の 8.2%から 0.3%の改善が図られています。将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため比率は算出されず、前年度に引き続き良好な状態であると認められました。

また、資金不足比率の審査においても、資金不足額は生じていないため比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

次に、水道事業について申し上げます。

損益計算書から経営状況を見ると、当年度純利益は、前年度と比べ 10.6%増加しています。経営分析表を見ると、安定性を示す自己資本構成比率は 89.3%で、前年度と比べ 0.6%上回っています。企業の収益性を示す総収支比率は 116.5%で、前年度を 1.6%上回っており、前年度に引き続き、望ましいとされる 100%を超えています。

以上のことから、財政の健全性はおおむね良好であり、財務全般でおおむね健全な構造が

維持されています。

事業収益の根幹である給水収益は、給水人口の減少により、今後大きな伸びは期待できないと考えられます。一方で、老朽化による施設更新などの必要事業の実施に伴い、継続的な費用負担が見込まれることから、水道事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。そのため、今後も旭水道事業ビジョンに基づき、効率的な経営と安定した収益確保のため適切な対策を講じることで、安心して安全な水を安定的に供給し、市民生活の向上に努めることを望みます。

最後に、地方を取り巻く社会環境が厳しい中、普通交付税の合併算定替の段階的縮減により、国の財政支援のさらなる減少が見込まれます。本市における今後のまちづくりの指針である旭市総合戦略等に基づき、毎年続く人口の減少に歯止めをかけ、誰もが将来にわたって住み続けたいと思うまちづくりに結びつくよう、引き続き行財政改革に取り組み、全ては旭市民のために努力されることを要望して、監査委員の総意といたします。

○議長（伊藤 保） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号、議案第17号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第17号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第9号について説明させていただきます。

補正予算書をお手元をお願いいたします。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ9億300万円を追加し、予算の総額を467億8,400万円とするものです。

第2条の繰越明許費の補正、第3条の地方債の補正につきましては、後ほど説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

2款1項総務管理費、新庁舎建設事業は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる新庁舎建設工事の工期変更に伴い、移転等の業務を年度内に完成することが困難であることから、繰越明許費を設定するものです。

2項徴税費、税務総務事務費は、今回の補正に計上した税証明のコンビニ交付システムの導入について、システムの構築の年度内完了が困難なことから、繰越明許費を設定するものです。

3款2項老人福祉費、高齢者施設等防災改修支援事業は、今回の補正に計上した高齢者施設等への非常用自家発電装置の整備に対する補助事業について、対象工事の年度内の完成が困難なことから、繰越明許費を設定するものです。

3項児童福祉費、新生児特別定額給付金給付事業は、今回の補正に計上した定額給付金の基準日の翌日から来年4月1日までに出産した母親に対して給付金を支給する事業について、給付手続きの完了が翌年度となることから、繰越明許費を設定するものです。

6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。社会教育施設改修事業は、今回計上した飯岡歴史民俗資料館の解体撤去工事に係る起債を追加し、起債の限度額を1億4,340万円から1億5,630万円に増額するものです。

9ページをお願いいたします。

歳入について順を追って説明させていただきますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

14款1項1目民生費国庫負担金423万6,000円の増は、説明欄1、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の増で、生活困窮者の住宅確保に対する助成事業に係る国庫負担金です。

2項1目総務費国庫補助金7億7,405万4,000円の増ですが、説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍情報システムなどのシステム改修事業に係る国庫負担金の増です。

説明欄2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7億6,514万6,000円は、国の第二次補正予算により措置された本市への第2次の交付分です。

2目民生費国庫補助金1,688万2,000円の増ですが、1節社会福祉費国庫補助金は、説明欄1、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増で、生活保護法の改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金です。

2節児童福祉費国庫補助金は、説明欄1、子ども・子育て支援交付金の増で、放課後児童クラブの感染症対策に係る国庫補助金です。

3節老人福祉費国庫補助金は、説明欄1、地域介護・福祉空間整備交付金の追加で、高齢

者施設等への非常用自家発電装置の整備など、防災対策事業に係る国庫補助金です。

5目教育費国庫補助金 2,250万円の増は、説明欄1、学校保健特別対策事業費補助金の追加で、学校における感染症対策や学習保障の取組に対する補助金です。

15款2項1目総務費県補助金 278万円の増は、説明欄1、地域コミュニティ施設等再建支援事業費補助金の追加で、昨年の台風等により被災した地区集会施設の修繕に対する県補助金です。

10ページをお願いいたします。

2目民生費県補助金 136万1,000円の増は、説明欄1、ひとり親家庭等医療費等助成事業費補助金の増で、ひとり親家庭の医療費助成事業に係る県の補助金です。

4目農林水産業費県補助金 713万6,000円の増ですが、説明欄1、被災施設強化支援事業費補助金は、昨年の台風15号等により被災した、パイプハウスの補強等に係る県補助金の追加です。

説明欄2、飼料生産拡大整備支援事業費補助金は、耕作放棄地を再利用し、飼料用作物を生産するための機械等の整備に対する県の補助金の追加です。

説明欄3、荒廃農地等利活用促進交付金は、耕作放棄地を再生させて営農する者への支援に係る県補助金の増です。

19款1項1目繰越金 5,973万1,000円の増は、前年度繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

20款5項5目雑入 142万円の増は、説明欄1、道路賠償責任保険金の追加で、昨年発生した車両事故に伴う物件損害賠償に係る保険金です。

11ページをお願いいたします。

21款1項7目教育債 1,290万円の増は、説明欄1、社会教育施設改修事業債の増で、先ほどの第3表の地方債補正でも説明いたしましたが、飯岡歴史民俗資料館の解体撤去工事に係る起債です。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出になります。12ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費 175万8,000円の減は、説明欄1、議員報酬の減で、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に充てるため、議員報酬を3か月、10%減額することによるものです。

2款1項1目一般管理費 34万2,000円の減ですが、説明欄1、特別職給与費2人は、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源に充てるため、市長、副市長の特別職給料を6か月、10%

減額するもので、84万8,000円の減です。

説明欄2、庁舎管理費は、感染症対策として市役所本庁舎へ体温を計測できるサーモグラフィシステムを設置するもので、50万6,000円の増です。

2目人事管理費676万5,000円の増は、感染症対策として、分散勤務等に対応できるよう、リモートワークなどに活用できるオンライン環境を整備するため、ノート型パソコン等を購入するものです。

7目企画費210万9,000円の増は、感染症対策として道の駅季楽里あさひの出入口の開放による換気の強化に対応するため、空調設備の改修を行うものです。

13ページをお願いいたします。

8目電子計算費716万5,000円の増は、国外転出者のマイナンバーカード利用に係るシステム改修と、ひとり親医療費助成事業に係るシステム改修を行うものです。

10目地域振興費418万円の増は、説明欄1、コミュニティ育成事業につきましては、昨年の台風15号等により被災した地区集会施設の修繕費に対し、県から新たな支援がございましたので、その分の補助金を交付する事業です。

説明欄2、公共交通応援事業は、感染症対策として公共交通事業者を支援するため、タクシー及び高速バスの事業者に対し、補助金を支給する事業を新規に計上するものです。

補助内容は、タクシー事業者に対しましては、1事業者当たり基本額10万円と登録台数1台につき3万円の補助金を30万円を上限として交付し、高速バス事業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響による1日当たりの減便数に5万円を乗じた額の補助金を交付するものです。

2款2項1目税務総務費1,122万円の増は、感染症対策として所得証明などの税証明をコンビニで交付できるよう、システムの構築を行うものです。

14ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、戸籍システムの改修に対する国からの補助金交付に伴い、一般財源から国庫支出金への財源更正を行うものです。

3款1項1目社会福祉総務費565万円の増は、説明欄1、生活困窮者自立支援事業の増によるもので、生活困窮者に対する住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響や要件の緩和などに伴い、申請者が増加したため事業費を増額するものです。

2目障害者福祉費1,935万8,000円の増ですが、説明欄1、特別障害者等支援給付金給付事業は、感染症対策として、特別障害者手当受給者などの重度障害者（児）を在宅で介護

する家庭を支援するため、特別障害者手当等の2か月分の給付金を支給する事業を新規に計上するものです。

説明欄2、福祉事業所支援金給付事業は、感染症対策として市内の障害者福祉サービス事業所を支援するため、1事業所当たり20万円の支援金を支給する事業を新規に計上するものです。

15ページをお願いいたします。

3款2項1目老人福祉総務費2,200万円の増は、説明欄1、介護事業所支援金給付事業の追加によるもので、感染症対策として市内の介護サービス事業所を支援するため、1事業所当たり20万円の支援金を支給する事業を新規に計上するものです。

3目生活支援費672万円の増は、説明欄1、家族介護支援給付金給付事業の追加によるもので、感染症対策として、要介護4または5の認定を受けている方を在宅で介護する家庭を支援するため家族介護支援金の2か月分の給付金を支給する事業を新規に計上するものです。

4目介護保険費1,540万円の増は、説明欄1、高齢者施設等防災改修支援事業の追加によるもので、国の交付金を財源とした、高齢者施設等が実施する非常用自家発電装置の整備などの防災対策事業に対する補助金を新規に計上するものです。

3款3項1目児童福祉総務費4,122万円の増ですが、説明欄1、放課後児童クラブ運営事業は、放課後児童クラブで使用する感染症対策用の消耗品の購入や、空調機の修繕を行うものです。

説明欄2、新生児特別定額給付金給付事業は、感染症対策として、特別定額給付金の基準日である4月27日の翌日の4月28日から来年4月1日までに出産した母親に対し10万円の給付金を支給する事業です。

16ページをお願いいたします。

2目母子父子福祉費282万9,000円の増は、説明欄1、ひとり親家庭等医療費等助成事業の増で、現行の償還払いによる医療費助成を、受給券の提示により自己負担額のみ負担すればよい現物給付方式に変更することに伴う費用です。

3款4項1目生活保護総務費66万円の増は、生活保護法の改正に伴う生活保護システムの改修に係る費用です。

17ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費1,540万円の増は、説明欄1、医療機関支援金給付事業の追

加によるもので、感染症対策として市内の医療機関を支援するため、医療機関に1施設当たり20万円の支援金を支給する事業を新規に計上するものです。

2目予防費1億1,325万9,000円の増ですが、説明欄1、感染症予防対策事業は、感染症対策として非接触型体温計や消毒液、防護服等の物品の購入や、検診時の密を避けるための無線呼出機、発熱者を判別するサーモグラフィシステムの整備などを行うことによるものです。

説明欄2、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業は、感染症対策として、新型コロナウイルス感染症患者受入れのための空き病床の確保に対する県の支援事業に、市が交付金を上乗せして支給する事業を新規に計上するものです。上乗せする額は、新型コロナ対応のために確保した病床1床につき日額ICUが6万円、一般病床が1万円で、上限は1億円としております。

説明欄3、あさひ健康応援ポイント事業は、市民の健康づくりを支援するため、現行の事業を新型コロナ感染症対策を考慮したものとするものです。

18ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費377万9,000円の増は、去年の台風15号等により被災したパイプハウスの補強などに要する経費について、県の補助事業が創設されたことに伴い、今回、新規に補助金を計上するものです。

4目畜産振興費270万円の増は、耕作放棄地を再利用し、飼料用作物を生産するための機械等の整備に対する補助事業で、追加要望があったことから、今回新規に補助金を計上するものです。

5目農地費131万4,000円の増は、耕作放棄地を再生させて営農する者に対する支援事業で、今回、追加の実施要望に対応するため、交付金を増額するものです。

19ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費142万円の増は、昨年11月に発生した車両事故に伴う物件損害賠償に係るものです。

9款1項1目常備消防費572万円の増は、救急車内の感染症対策としての車載用オゾンガス発生装置、救急活動用の感染拡大防止資機材等の整備を行うものです。

3目災害対策費2,553万5,000円の増ですが、説明欄1、防災体制強化事業は、東日本大震災の犠牲者の方々に対する慰霊碑の建設と除幕式等に係る費用です。

20ページをお願いいたします。

説明欄 2、防災対策整備事業は、感染症対策として避難所で使用する非接触型体温計などの消耗品や備品の購入、避難所への非常用発電機の整備、防災備蓄倉庫の設置などを行う事業です。

10 款 1 項 2 目事務局費 4 億 9,674 万 6,000 円の増ですが、説明欄 1、特別職給与費 1 名は、市長、副市長と同様、教育長の特別職給料を 6 か月、10%減額するもので、36 万円の減です。

説明欄 2、教育の情報化推進事業は、新型コロナウイルス感染症による影響下の中でも適切な学習環境を整えるため、児童・生徒全員にタブレット端末を整備するとともに、学校の W i - F i 環境を整えるものです。

21 ページをお願いいたします。

説明欄 3、感染症対策・学習保障支援事業は、学校における感染症対策用の備品購入や学習保障の取組のため、全小・中学校に対し 200 万円から 400 万円の支援を行う事業と、新型コロナウイルス感染拡大の影響による小・中学校の修学旅行の中止に伴うキャンセルに係る費用について新規に計上するものです。

10 款 2 項 1 目学校管理費 4,267 万 2,000 円の増は、感染症対策として教室等の換気のための小学校への網戸の設置のほか、密の状況を避けるため、手洗い場の洗面台の増設工事を行うものです。

2 目教育振興費 2,122 万円の増ですが、説明欄 1、小学校要保護準要保護児童援助費は、準要保護児童の保護者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休校となった期間の給食費相当額を支給するものです。

説明欄 2、小学校教諭補助員配置事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による夏季休業の短縮等に伴う小学校の教諭補助員の勤務時間の増加に対応するため、事業費を増額するものです。

22 ページをお願いいたします。

10 款 3 項 1 目学校管理費 836 万円の増は、感染症対策として海上中学校の手洗い場の洗面台増設工事を行うものです。

2 目教育振興費 629 万 4,000 円の増ですが、説明欄 1、中学校要保護準要保護生徒援助費は、小学校の事業と同様、準要保護生徒の保護者に対し、臨時休校期間中の給食費相当額を支給するものです。

説明欄 2、中学校教諭補助員配置事業は、小学校の事業と同様、夏季休業の短縮等に伴い、

事業費を増額するものです。

説明欄 3、中学校英語指導助手配置事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で外国青年が来日できず、現行事業でのあっせんを受けることができない見込みであることから、ALTの欠員分を民間委託により配置するものです。

23 ページをお願いいたします。

10 款 4 項 10 目ユートピアセンター費 242 万円の増は、感染症対策として、いいおかユートピアセンターのトイレの洋式化改修を行うものです。

13 目社会教育施設再編費 1,703 万 9,000 円の増は、飯岡歴史民俗資料館の解体撤去工事を行うものです。

10 款 5 項 2 目体育施設費 1,504 万 4,000 円の増は、感染症対策として、総合体育館のトレーニングルームの空調機とメインアリーナの換気を行う排風機の改修を行うものです。

歳出の説明は以上です。

なお、今回の補正事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、事業費は 8 億 4,102 万 9,000 円でございます。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が 7 億 6,514 万 6,000 円、その他の国庫支出金が 2,365 万 2,000 円で、残りの 5,223 万 1,000 円が一般財源でございます。

続きまして、24 ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書です。

表の下のほう、比較欄の計をご覧ください。

議員報酬が 175 万 8,000 円の減、長等の給料が 120 万 8,000 円の減で、右側、合計で 296 万 6,000 円の減額となっております。これは、歳出で説明いたしました新型コロナウイルスの感染拡大を鑑みた議員報酬と特別職給料の減額によるものです。

25 ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側、区分欄の 1、普通債の（7）教育債の行の中ほど、補正額の列をご覧ください。

補正額を 1,290 万円増額しておりますが、この内容につきましては、先ほど説明いたしました飯岡歴史民俗資料館の解体撤去工事に係る起債です。

以上で議案第 9 号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 議案の補足説明は途中ですが、ここで 2 時 25 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第17号の補足説明を求めます。財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、議案第17号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和2年度旭市一般会計補正予算（第3号）です。

この補正予算は、国が行う新型コロナウイルス感染症対策の一つであるひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に係る経費について、7月16日に専決処分をしたので、議会の承認を求めるものであります。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ7,200万円を追加し、予算の総額を458億8,100万円としたものであります。

7ページをお願いいたします。

歳入について説明させていただきます。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項2目民生費国庫補助金7,200万円の増は、説明欄1、母子家庭等対策総合支援事業費補助金で、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費255万円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給に伴う電算システムの改修費用です。

3款3項2目母子父子福祉費6,945万円の増は、説明欄1、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業で、児童扶養手当を支給しているひとり親世帯などに対し、1世帯5万円、第2子以降、1人当たり3万円の基本給付や、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯に対し5万円の追加給付を行う、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給に係る費用で

す。

以上で議案第 17 号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 10 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第 10 号、令和 2 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条の債務負担行為につきましては、第 1 表で説明させていただきます。

恐れ入ります。2 ページをお願いいたします。

地域包括支援センターの業務委託につきましては、本年度末をもって現委託契約が終了するため、新たに令和 5 年までの 3 年間の業務委託契約を締結すべく、限度額 2 億 4,285 万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、業務委託を行う地域につきましては、既存の北部及び東部の 2 地域に加え、新たに直営の地域包括支援センターで対応しておりました中央地域につきましても同様に委託をいたします。

以上で議案第 10 号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 11 号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 宮内敏之 登壇）

○行政改革推進課長（宮内敏之） 議案第 11 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

初めに、第 1 表第 1、第 2 条関係になります、その 1、施設の使用料に関する改正になります。

改正の経緯ですが、平成 26 年 10 月に改正して以来 5 年が経過していることから、改めて施設の維持管理費等を検証し、受益者負担の公平性と類似施設の使用料の均衡を考慮した適正な料金設定を行うため、条例の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で説明いたします。施設について、多岐にわたりますので、かいつまんで説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

あさひ健康福祉センターや旭市健康増進センターなどの料金についてです。維持管理費から算出した基準使用料により、類似する施設という観点から、料金の調整・統一を図り、ほとんどの区分で現行料金のおおむね 1.3 倍で料金を設定するものです。一般の 1 回当たり 300 円を 400 円に、1 か月当たり 3,000 円を 4,000 円に改正するものです。

続いて、火葬施設です。こちらについては、市民負担を極力抑えつつ、近隣団体との比較により、市内料金のみ、それぞれの区分で一律 1 体 1,000 円の増額をするものです。

次に、2 ページの旭市コミュニティ施設と農産物処理加工センターです。こちらについても、類似する施設ということで、加工センターの維持管理費から基準使用料を算出し、統一的な料金を設定するものです。

コミュニティ施設ですが、みそ等の製造部門について、現行の 2 倍とするものです。

農産物処理加工センターですが、こちらは負担の公平性の観点から、新たに加工室の使用料を設定するもので、みそ、餅、製粉以外の使用時の料金で、1 時間当たり 400 円とするものです。また、みそ等の製造部門については、コミュニティ施設と同様に現行の 2 倍の料金とするものです。例えば、市内、みそ製造 1 キログラム当たり 50 円を 100 円などに改正するものです。

続いて、3 ページの旭市公民館になります。こちらから次のページにおいて、旭市公民館や青年の家、いいおかユートピアセンターなど、一部、部屋の名称や体裁等を整理するものでございます。

続いて、4 ページの旭市社会体育施設になります。

総合体育館のメインアリーナやサブアリーナとトレーニング室についてです。算出しました基準使用料と現行使用料の乖離がだいぶありましたので、改正をするものです。

総合体育館のメインアリーナとその下のサブアリーナについては、現行使用料の約 1.3 倍から 1.5 倍にするもので、専用使用一般のメインアリーナ 1 時間当たり 3,000 円を 4,000 円に改正するものです。

次に、トレーニング室です。こちらについては、使用料の乖離幅が総合体育館のアリーナ部分よりさらにありますので、現行使用料の 2 倍の料金とするもので、一般 1 時間当たり 200 円を 400 円に改正するものです。

次に、飯岡体育館です。こちらについては、5 ページにあります個人使用の部分についてでありまして、一般 1 時間当たり 200 円を 300 円に改正するものです。

次に、別表第 2、第 3 条関係、その 2 の手数料に関する改正について説明いたします。

通知カードの再交付手数料につきましては、法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い削除するものです。

次に、6 ページをお願いいたします。

同じく、別表第2その3の改正になります。

こちらはごみ処理施設の広域化に伴い、3市（銚子市、旭市、匝瑳市）統一の処理手数料とするため、改正をするものです。

一般廃棄物取扱手数料で、いわゆる指定ごみ袋の料金です。現行の7種類から4種類に改正し、現行の可燃ごみ大、小が、普通ごみ大、小になり、普通ごみ小が1枚 25 円から 20 円に、さらに、資源ごみ用は大と小となり、大が1枚 25 円から1枚 20 円に改正し、小の1枚 10 円を新たに設定するものです。

最後に、附則についてになります。

議案のほうに戻っていただきまして、議案の9ページをお願いいたします。

第1項で施行期日を定めております。周知期間を必要といたしますので、令和3年4月1日から施行することと規定します。

第2項は、旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正です。新たに加工室の使用料を設定することから、第5条を改めるものです。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 石橋方一 登壇）

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

県が令和2年11月診療分から、ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成方法を、現行の償還払い方式から現物給付方式へ移行するもので、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部が改正されました。これに伴い、本条例の一部条例の改正を行うものがあります。

恐れ入りますが、新旧対照表の8ページをご覧ください。

主な改正内容についてご説明いたします。

第5条、助成の範囲についての改正であります。第1項第5号の規定において、現行の助成範囲では、受給資格者の療養に要する費用の額から、入院については食事療養費標準負

担額及び生活療養費標準負担額の合計を控除した額とし、通院については、診療報酬明細書1件1,000円を控除した額とし、調剤については、調剤報酬明細書1件1,000円を控除した額となっております。

改正案では、入院、通院、調剤に係る医療費のうち、自己負担額を控除した額に改めるものです。

9ページをお願いします。

自己負担額は、受給資格者世帯が市町村民税非課税の場合及び市町村民税所得割非課税であって、均等割のみ課税される場合はゼロ円となります。市町村民税所得割を課税される場合、300円とするものです。

次に、第7条を8条とし、以下繰り下げ、第7条に助成の方法についての規定を追加いたしました。

現方法では、受給資格者が医療機関等で保険給付対象となる医療費を支払った場合、後日市へ申請する償還払い方式となっております。改正案（第7条及び同条第2項）では、受給資格者が医療機関等で市から交付された受給券及び被保険者証を提示し受診したときは、その医療費助成に相当する額を市から医療機関等へ支払うことで、助成を受けたものいたします。ただし、同条第3項の規定により、医療機関等で受給券を提示しなかったときや、県外の医療機関等を受診したときは、後日、市へ申請する償還払いとなります。

なお、本条例は、令和2年11月1日から施行予定でございます。

以上で議案第12号の補足説明を終わりにします。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第14号、議案第15号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 議案第13号から議案第15号について補足説明を申し上げます。

この3議案は、いずれも工事請負契約の変更についてでありまして、まず、議案第13号について申し上げます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

契約を変更する工事の名称は、旭市新庁舎建設建築工事であります。

変更内容は契約金額で、変更前の35億9,640万円を36億6,125万6,000円に変更し、6,485万6,000円の増額とするものでございます。

変更事由につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、工事を

一時休止したことなどにより、全体の工程に影響が生じたことに伴う工期の延期及び工事内容の変更によるものあります。

このうち工期の延期に係る経費としては、国の公共建築工事積算基準に基づく現場事務所などの仮設建物費や仮囲いなどの工事施設費、また、現場監督員の給料や法定福利費などとなります。

一方、工事内容の変更に係る経費については、内容として五つございます。一つ目として、鉄骨の一時仮置場に係る経費、二つ目として、ひさしの製作工法の変更に係る経費、三つ目として、発生土の置場の整備に係る経費、四つ目として、散水管切回しに係る経費、五つ目として、県道側溝の材料変更に係る経費となります。

続いて、議案第 14 号について申し上げます。

同じく裏面をご覧ください。

契約を変更する工事の名称は、旭市新庁舎建設電気設備工事であります。

変更内容は契約金額で、変更前の 5 億 5,242 万円を 5 億 6,174 万 8,000 円に変更し、932 万 8,000 円の増額とするものでございます。

変更事由につきましては、建築工事の工期延期によるものでありまして、工期の延期に係る経費については、建築工事と同様、国の公共建築工事積算基準に基づく現場事務所や倉庫などの仮設建物費、また、現場監督員の給料や法定福利費などとなります。

続いて、議案第 15 号について申し上げます。

裏面をご覧ください。

契約を変更する工事の名称は、旭市新庁舎建設機械設備工事であります。

変更内容は契約金額で、変更前の 7 億 3,457 万 2,800 円を 7 億 4,478 万 800 円に変更し、1,020 万 8,000 円の増額とするものでございます。

変更事由につきましては、建築工事の工期延期によるものでありまして、工期の延期に係る経費については、建築工事及び電気設備工事と同様、国の公共建築工事積算基準に基づく現場事務所や倉庫などの仮設建物費、また、現場監督員の給料や法定福利費などとなります。

なお、仮契約の締結日は、いずれも 8 月 21 日で、完成期限は当初契約の令和 2 年 12 月 28 日から令和 3 年 3 月 16 日に変更するものであります。

以上で議案第 13 号から議案第 15 号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第 16 号について、建設課長、登壇してください。

(建設課長 加瀬博久 登壇)

○建設課長(加瀬博久) 議案第 16 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

去る令和元年 11 月 12 日、旭市ニ 5802 番 10 地先の市道において、茨城県鹿嶋市に事業所を有する方が運転する車両を宅地造成地へ、作業のため後退にて進入しようとしたところ、市道の路肩が陥没し右前輪部が落下したことから、落下の衝撃と隣接地の構造物への接触により破損した損害に対し、相手方との交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額 141 万 9,506 円を支払うべく、議会の議決を求めるものであります。

なお、損害賠償につきましては、全額が保険金により支払われますことをご報告いたします。

以上で議案第 16 号の補足説明を終わります。

○議長(伊藤 保) 建設課長の補足説明は終わりました。

続いて報告の説明を求めます。

報告第 1 号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 在田浩治 登壇)

○保険年金課長(在田浩治) 報告第 1 号、令和元年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表をご覧ください。

表の下段、令和元年度末の欄をご覧ください。

B 欄の基金現在高は、平成 30 年度末と同額の 1,000 万円であります。

貸付け等の状況でございますが、C 欄の貸付けをご覧ください。

年度中の貸付け件数は 10 件で、173 万 6,000 円の貸付けであります。

返済につきましては、D 欄において、10 件全て返済となっておりますので、F 欄の預金残高は満額の 1,000 万円となっております。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。

○議長(伊藤 保) 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第 2 号、報告第 3 号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 伊藤義隆 登壇)

○財政課長(伊藤義隆) それでは、報告第 2 号及び報告第 3 号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第2号、令和元年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、表をご覧ください。

まず、算定項目の1、実質赤字比率であります。これは一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、2、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考としまして黒字の比率を表してございます。

次に、3、実質公債費比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る7.9%となっております。昨年度の8.2%と比較しますと0.3ポイント改善しております。

次に、4、将来負担比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず、該当なしとなりました。

以上のとおり、令和元年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアしております。

以上で報告第2号の説明を終わります。続きまして、報告第3号の令和元年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、表をご覧ください。

令和元年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業会計はございませんでしたので、全て該当いたしません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、令和元年度は全ての公営企業会計において、経営健全化基準をクリアいたしました。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤 保） 財政課長の説明は終わりました。

報告第4号から報告第7号の報告4件について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 初めに、報告第4号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和元事業年度の業務実績に係る評価結果について説明を申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和元事業年度が終了し、法人から1年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第1項及び第3項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告をするものです。

資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院令和元事業年度の業務実績に係る評価結果の1ページ目をご覧ください。

I、年度評価の考え方になります。その2段落目になりますが、評価の際には、法人から提出された報告書を基に、同病院評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。

評価の基本方針については、（1）に記載されている①から⑦までの七つになります。

次に、（2）年度評価の方法についてですが、年度評価については、当該年度計画に定めた事項ごとに行う項目別評価と、業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

1、項目別評価の方法ですが、中項目評価、大項目評価の手順で行いました。

①中項目評価は、法人による小項目、細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

2ページをお願いいたします。

②の大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準は、中項目、大項目それぞれ、まず、S、年度計画を大きく上回っている、A、年度計画を上回っている、B、年度計画をほぼ予定どおりに実施している、C、年度計画を下回っている、D、年度計画を大きく下回っており改善が必要であるの5段階で評価を行っております。

2の全体評価の方法になりますが、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準は、S、計画を大幅に達成し、または計画より大幅に進んでいる、A、計画をやや超えて達成し、または計画よりやや進ん

でいる、B、おおむね計画どおりに進んでいる、C、計画をやや下回り、または計画よりやや遅れている、D、計画を大きく下回り、もしくは計画よりも大幅に遅れ、または業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められるの5段階評価となっております。

次に、Ⅱ、全体評価をご覧ください。

(1) 評価結果になりますが、全体の評価結果は、A、計画をやや超えて達成し、または計画よりやや進んでいるでありました。

2ページ後段から3ページになります。

(2) の判断理由ですが、業務実績については、三つの大項目ともA評価、年度計画を上回っているということでございました。

法人は、地域医療支援病院として地域医療全体の充実に取り組み、地域住民の健康の維持及び増進に寄与しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、香取海匠地区の感染症指定医療機関として、保健所と連携して対応に当たり、地域の基幹病院としての機能を発揮しております。経営面では、収益の確保と費用の節減に取り組んだ結果、黒字経営を維持し、高度医療の充実を図りながらも、安定した経営基盤が構築されております。また、法人の運営管理体制としては、倫理委員会や職員の行動規範等に対する講習会を定期的に行い、適正な医療と就業環境の維持に努め、ISO9001の認証登録を維持するなど、法令及び行動規範の遵守への取組がなされており、業務運営の改善及び効率化、適正化が十分になされているものと判断できることから、令和元事業年度の業務実績は、年度計画を上回っているものと判断しております。

(3) の評価委員会委員からの意見、指摘事項などですが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められるとのことでした。

4ページをお願いします。

Ⅲ、項目別評価から6ページにかけては、三つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが示されております。

なお、各項目の詳細については、別添の令和元事業年度業務実績評価表をご覧くださいと思います。

以上で報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第1期中期目標期間の業務実績に係る評価結果について説明申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院から第1期中期目標期間、平成28年度から令

和元年度までの4年間となります。この目標期間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第1項及び第3項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告をするものです。

資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第1期中期目標期間の業務実績に係る評価結果の1ページをご覧ください。

I、中期目標期間評価の考え方となります。

これについては、先ほどの令和元事業年度の業務実績に係る評価結果と同様に、同病院評価委員会からの意見を踏まえ、評価の基本方針に基づき、項目別評価と全体評価を併せて行いました。それぞれの評価基準につきましては、2ページに記載のとおり、SからDまでの5段階評価となっております。

II、全体評価をご覧ください。

(1) 評価結果になります。全体の評価結果は「A、中期目標をやや超えて達成し、または中期目標よりやや進んでいる」でありました。

3ページをお願いいたします。

(2) の判断理由ですが、評価対象となる三つの大項目ともA評価（中期目標を上回っている）でした。法人は、救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉の提供を担いつつ、開院以来の健全運営を維持しながら、地域の中核的な基幹病院として地域住民の健康を支えてきました。独法移行後は、中期目標に掲げた経営基盤のさらなる向上と、市民をはじめとする地域住民の健康の維持及び増進という目標を達成するために、中期計画に基づいた自律的かつ弾力的な経営に努め、各年度計画の達成状況は良好なものであったことから、第1期中期目標期間の業務実績は、中期目標を上回ったものと判断しております。

4ページをお願いいたします。

(3) 評価委員会委員からの意見、指摘事項などがございますが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められるとのことでした。

III、項目別評価から7ページにかけましては、評価対象となる三つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、別添の第1期中期目標期間業務実績評価表をご覧くださいただければと思います。

以上で報告第5号の説明を終わります。

続きまして、報告第6号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和元年度の事業経営状況及び令和2年度の事業計画について説明を申し上げます。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業経営状況について申し上げます。

資料は令和元年度事業報告書になります。

ページの下側の端にあるページ番号で説明いたします。

1ページをお開きください。

こちらは病院の概要になります。1には現況が、2ページの2には病院の概要が記載されております。

3ページをお願いいたします。

3には組織図が、4の財務諸表の要約、財務情報、事業に関する説明につきましては、4ページから16ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのか記載されております。

かなり飛びますけれども、22ページをお開きください。

こちらは令和元年度の財務諸表等になります。

次に、25ページ、26ページをお願いいたします。

こちらは貸借対照表となります。

左側の25ページは資産の部になります。有形固定資産などの固定資産と現金及び預金などの流動資産で、右の列の一番下になります資産合計は552億4,090万1,922円です。

右側の26ページになります。負債の部は、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当金などの固定負債と未払金などの流動負債で、負債の部合計は390億512万6,625円となります。その下の純資産の部は、資本金と資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産の部合計162億3,577万5,297円となり、右の列、一番下の負債純資産の合計は552億4,090万1,922円となります。

続いて、27ページ、28ページをお願いいたします。

こちらは損益計算書になります。この数字は消費税を抜いたものです。

27ページ、営業収益合計は380億9,522万415円、営業費用合計は378億5,466万2,282円、一番下の営業利益は2億4,055万8,133円となりました。

28ページになります。

営業外収益合計は5億4,865万5,094円、営業外費用合計は3億9,389万3,693円、経常利益は3億9,531万9,534円となりました。また、臨時損失合計は278万5,047円、一番

下から2行目、当期純利益は3億9,253万4,487円となりました。

29ページをお願いいたします。

こちらはキャッシュフロー計算書になります。

下から3行目、資金減少額は、マイナス28億6,960万715円、一番下、資金期末残高は89億396万6,080円となりました。

30ページは利益の処分に関する書類になります。

当期総利益3億9,253万4,487円と、令和元年度末の目的積立金の残高32億2,173万7,029円の合計、36億1,427万1,516円が第1期中期目標期間終了時の積立金となります。

なお、この全額を第2期中期目標期間の財源として繰り越しております。

31ページになります。

31ページは行政サービス実施コスト計算書になります。

一番下の行、行政サービス実施コストは28億9,344万4,733円となりました。

32ページから35ページまでは注記事項、36ページから52ページまでは財務諸表の附属明細書、54ページは、消費税を含む決算報告書となります。

56ページをお開きください。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院2020年度計画になります。

57ページから69ページまでに、今年度病院が取り組む事項が項目ごとに記載されております。

飛びまして、70ページをお開きください。

こちらは令和2年度の予算になります。単位は100万円です。

収入計406億5,400万円、支出計は385億200万円です。

71ページをお願いします。

収支計画ですが、収益の部、計396億3,400万円、費用の部、計395億6,600万円、表の一番下になりますが、総利益は6,800万円です。

72ページをお願いします。

こちらは資金計画になります。資金収入及び資金支出は、それぞれ502億8,600万円となっております。

以上で報告第6号の説明を終わります。

続きまして、報告第7号、株式会社季楽里あさひの令和元年度の事業経営状況及び令和2年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

す。

初めに、令和元年度事業報告でございます。お手元の資料では、第5期経営状況報告書と表紙にあるものでございます。

1ページ目をご覧ください。

1番、事業報告ですが、(1)概況でございます。道の駅季楽里あさひについては、平成27年10月の開業以来、多くの方にご利用いただいております。昨年は9月に発生した台風の影響や、今年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大防止による営業縮小などがあったものの、令和元年度の来場者数は111万4,000人、道の駅全体の売上額は、(2)の表にありますように、前年比101.67%の7億5,330万円となりました。

続いて、2ページ目をご覧ください。

2の会社概要の(1)株主の概要についてです。株式数、株主数とも設立時から変わっておりません。(2)株主総会及び取締役会の開催状況については、ご覧のとおりでございます。月1回の頻度で取締役会及び役員会を開催し、集客向上に向けた各種の対策など、健全な経営に向けた協議を行っております。(3)及び(4)は、それぞれ年度末現在の役員及び従業員の状況です。(5)決算期後に生じた会社の状況ですが、①から⑤に記載しましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策を中心に取り組んでまいりました。

続いて、3の決算報告書についてです。第5期、平成31年4月1日から令和2年3月31日の決算について報告いたします。当期の純利益は877万3,096円となりました。

5ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらは貸借対照表となっております。

左側の資産の部は流動資産と固定資産で、現金や預金などの計で1億4,500万7,154円です。

右側の負債の部は流動負債で、買掛金や未払費用、仮受金などで負債の部、計が4,063万2,836円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金は設立時と同じ4,400万円、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部、計が1億437万4,318円となり、一番下の負債・純資産の部の計が1億4,500万7,154円となりました。

続いて6ページになります。

こちらは損益計算書でございます。

売上高が5億1,454万4,010円、売上原価が3億6,222万5,826円となりまして、売上総利益が1億5,231万8,184円です。販売費及び一般管理費は1億4,561万2,839円で、差

し引きまして営業利益が 670 万 5,345 円です。また、営業外収益は 345 万 545 円、営業外費用は 6 万 5,094 円です。そして、経常利益が 1,009 万 796 円となり、一番下の当期純利益が 877 万 3,096 円となりました。

続きまして、7 ページをお願いします。

7 ページは販売費、一般管理費の内訳となります。

続きまして、8 ページです。

利益剰余金の処分となります。開業以来 5 期連続の黒字で、利益剰余金が 5,861 万円余りとなっており、昨年に引き続き 1 株当たり 1,000 円の配当金と、会社法による利益準備金の積立てを行いました。次期への繰越利益は 5,685 万 4,318 円となっております。

続きまして、9 ページです。

4、第 6 期事業計画、令和 2 年度分です。

中段以降の基本方針において、(1) 道の駅物販及び花卉部門、次の 10 ページで (2) 道の駅レストラン部門、(3) 加工室の積極的活用、(4) 公共部門、(5) 営業の部門ごとにとり組方針を掲げています。内容はそれぞれ記載のとおりですので、よろしくお願いいたします。

11 ページでは、令和 2 年度の第 6 期の予算を計上しております。右から 2 列目の予算額をご覧ください。

売上高の計は 1 億 8,067 万 8,000 円を計上してあります。

なお、前期では生産者からの受託販売については、販売額を売上高に計上しておりましたが、会計事務所の要請によりまして、今期からは道の駅の収入とせず、販売手数料のみを計上しておりますので、売上高が前期と比較して減少しております。

売上原価の計は 2,679 万 3,000 円、売上総利益は 1 億 5,388 万 5,000 円を計上しております。販売費及び一般管理費の計が 1 億 4,603 万 8,000 円、差し引きますと営業利益は 784 万 7,000 円です。営業外収益の計が 320 万円、経常利益は 1,098 万 2,000 円、法人税等が 140 万円で、一番下の純利益は 958 万 2,000 円としております。

以上で報告第 7 号の説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長の説明は終わりました。

報告第 8 号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 宮内敏之 登壇）

○行政改革推進課長（宮内敏之） 報告第 8 号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定に基づき、令和元年度に放棄した私債権等の内容を同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告の2枚目に、私債権等の放棄の内訳として、債権名、放棄事由、件数及び金額を記載しております。

令和元年度は、農業集落排水処理施設使用料が2件で2万5,920円、学校給食費が1件で3万2,850円、市営住宅家賃が8件で51万3,600円、土地貸付料が1件で21万2,014円、放課後児童クラブ受託料が1件で2万3,000円、水道料金が66件で94万6,578円となり、全体としては79件で175万3,962円の債権を放棄いたしました。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（伊藤 保） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は4日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時23分

令和2年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和2年9月4日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会請願付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会請願付託
-

出席議員（17名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 6 番 | 米 本 弥一郎 | 8 番 | 宮 内 保 |
| 9 番 | 高 木 寛 | 10 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 11 番 | 宮 澤 芳 雄 | 12 番 | 伊 藤 保 |
| 13 番 | 島 田 和 雄 | 15 番 | 伊 藤 房 代 |
| 16 番 | 向 後 悦 世 | 17 番 | 景 山 岩三郎 |

18番 木内 欽市

19番 佐久間 茂樹

20番 高橋 利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	山崎 剛成
行政改革 推進課長	宮内 敏之	総務課長	伊藤 憲治
企画政策課長	小倉 直志	財政課長	伊藤 義隆
税務課長	伊藤 義一	市民生活課長	遠藤 泰子
環境課長	高根 浩司	保険年金課長	在田 浩治
健康管理課長	遠藤 茂樹	社会福祉課長	椎名 隆
子育て 支援課長	石橋 方一	高齢者 福祉課長	赤谷 浩巳
商工観光課長	小林 敦巳	農水産課長	多田 一徳
建設課長	加瀬 博久	都市整備課長	栗田 茂
下水道課長	丸山 浩	会計管理者	多田 英子
消防長	川口 和昭	水道課長	宮負 亨
庶務課長	杉本 芳正	学校教育課長	加瀬 政吉
生涯学習課長	八木 幹夫	体育振興課長	柴 栄男
監査委員 事務局長	高野 久	農業委員会 事務局長	向後 秀敬

事務局職員出席者

事務局長	花澤 義広	事務局次長	向後 哲浩
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（伊藤 保） 日程第1、議案質疑。議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。

議案第1号の質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。また、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） おはようございます。

それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について質問いたします。

最初に、83ページ、委託料のキャラクターデザイン作成業務委託料について、具体的な内容についてお尋ねいたします。

次に、213ページ、委託料の鳥獣駆除委託料について、これも具体的な内容についてお尋ねいたします。

次に、229ページ、工事請負費のカメラ設置工事について、その設置場所と台数についてお伺いいたします。

次に、249ページ、今の229ページと同じく工事請負費のカメラ設置工事についてですが、所管の課が違うかと思っておりますので、こちらは具体的な内容についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 83ページのキャラクターデザイン作成業務委託料ですけれども、具体的には、イメージアップキャラクター「あさピー」の啓発用グッズなどを製作するための委託料となっております。

主なものとしたしましては、クリアファイル、缶バッジなどの啓発物や着ぐるみ、ぬいぐるみなどとなっております。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 213ページ、鳥獣駆除委託料について回答いたします。

有害鳥獣による農作物の被害防止を図るため、銚海猟友会に委託をしている業務でございます。

内容は、カラスやハト等対策の銃器を使用する駆除業務に51万9,330円、この駆除の巡視業務に13万670円、イノシシ対策のわな等を使用する駆除業務に100万円、イノシシを捕獲したときの止め刺し・処分9頭分に9万円、合わせて174万円となります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、お答えします。

229ページのカメラの設置工事ということで、こちらにつきましては当課で所管しております海岸駐車場に、防犯の目的からカメラ4台を設置したところでございます。

設置場所につきましては、飯岡の萩園公園のレストハウス前の駐車場に1台、それから海岸の駐車場に1台、同じく矢指ヶ浦の海岸の駐車場に2か所1台ずつつけてまして、計4台でございます。

こちらにつきましては県の防犯カメラの設置補助事業の補助金を受けて設置したところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） （4）、249ページのカメラの設置工事についてお答えいたします。

この工事は、公園内の安全対策のため、防犯カメラの設置が必要と認められる箇所について、千葉県市町村防犯カメラ等設置事業にて防犯カメラの設置を行ったものであります。

設置場所は、旭文化の杜公園東側トイレ付近1台、旭スポーツの森公園トイレ付近、東側

駐車場1台ずつ、海上コミュニティ運動公園遊具広場付近に1台、三川ふれあい公園トイレ付近に1台で、計5台でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 最初に、83ページのキャラクターデザインの作成業務委託料のことについて再質問いたします。

ぬいぐるみとか缶バッジとか、いろいろそういったキャラクターグッズで397万7,427円ということなんですけれども、ただ単にその金額は全部そういったグッズだけのものなんですか。それとも、去年、前年が全部売れ終わっちゃって、また新たに作るのかそんなんじゃないかと、新たに去年も終わって在庫とかは考えなく、また次々作っているということですかね。

あと、鳥獣駆除につきましては分かりましたので、あと一般質問のほうで、私、行いますので、そのときにまた詳しくしたいと思います。

229ページの工事請負費、カメラ設置工事については、これ二つの課に関わっていますけれども、それは一つで行えないのか。ちょっと何も分からない素人なのであれなんですけれども、二つに同じようなあれで分かれているんですけれども、カメラについては、確かに防犯とかの面で、設置台数が多ければ多いほどいいと思いますので、そういった点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） キャラクターデザインの委託料につきましては、内容を申し上げますと、着ぐるみが106万9,200円、ぬいぐるみが600個で178万2,000円、クリアファイルが1万枚で29万520円、缶バッジが3,000個で18万4,680円、啓発用の品入れ袋が1,750枚で18万2,277円、その他46万8,750円となっております。

それで在庫があるうちに毎年毎年作るのかというご質問に対しましては、在庫はある程度もうなくなってきた状態で発注をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

現在の防犯カメラにつきまして、今回は所管する施設ごとの担当課で設置したということでございます。ただ、頂いている県の補助金につきましては、これは一本化して申請をして

いるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） そのキャラクターデザイン作成業務委託料につきましては分かりました。着ぐるみでだいたいのあれが使うということですよ。その着ぐるみというのはもう古くなっての取替えですか。それとも、新しいうちのあれなのか、ちょっと分からないんですけども、何かだいぶ軽く作るのにお金がかかるという話を私も聞いていますので、そのくらいかかるのかなと思いますけれども。着ぐるみなんか、子どもさんとかいろんなイベントなんかで、今年になってからイベントはことごとく中止になっていますけれども、イベント等が出た場合には、結構子どもさんも喜んでいきますので、いいことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、カメラ設置工事につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、旭市の至るところ、台数を極力増やしてもらいまして、最近のテレビ報道なんかでも、結果的に犯罪があれになるというのは、防犯カメラを見た中で犯人を断定したりとかというのがありますので、極力防犯のためにもよろしくお願ひしたいと思います。

答弁のほうは結構です。分かりました。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 議案第1号について質疑いたします。

23ページ、地方交付税について、大幅に増えておりますが、この理由を伺います。

続いて2点目、51ページ、臨時財政対策債について、交付税が足りないときにこういうのは発行するものかもしれませんが、現在財政調整基金もたくさんありますが、借りる理由についてお伺いをいたします。

3点目、定住促進奨励金交付事業について、件数と地区、県内県外あるいは都市部からかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、地方交付税の増えた理由ということでございますけれども、地方交付税につきましては、普通交付税が前年度と比べて7,956万6,000円の増、特別交

付税が13億1,059万円の大幅な増となっております。

この主な増の理由ですけれども、普通交付税につきましては、合併算定替の縮減による影響が1億8,500万円あったものの、基準財政需要額の算定において、公債費分が約1億2,300万円増えたことや、算定の基礎となる単位費用が増えたことによるものです。

特別交付税、これは大きく増えておりますけれども、広域ごみ処理施設整備事業に充てるため、震災復興特別交付税が10億7,900万1,000円増額となったことによるものです。

それともう一点、臨時財政対策債、なぜ交付したかと、借りたかということですが、臨時財政対策債については交付税の代替措置ということもありまして、基本的には借りることが原則であります。けれども、近年、剰余金も多いということから、抑制している状況です。令和元年度につきましては、7億4,793万4,000円の可能額に対しまして7億円を発行したという状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、91ページの定住奨励金交付事業についてですが、令和元年度は41件の実績を得ております。内訳ですけれども、東総地域、銚子・匝瑳・香取から19件、東総地域を除きます県内から12件、県外より10件となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 定住促進のやつ、都内から、東京都からはないですか。

○議長（伊藤 保） ほかの質問はいいですか。

○18番（木内欽市） いいです。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 都内からもございます。正確な件数はちょっと今持ち合わせていないんですけれども、都内からもあったと記憶しております。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） では、議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について質疑を行います。

まず初めに、決算審査をするに当たり、昨年この日、向後悦世議長の下で臨んだ議案質

疑の日、未明に上陸した台風15号の影響で、本市は甚大な被害を受けたことを思い出しました。深夜の暴風雨や長引いた停電の影響で、寝不足の方、昼夜を問わず復旧作業に追われる方など、被災者に対して再度お見舞い申し上げますとともに、消防職員並びに消防団員各位には、災害復旧に迅速に対応いただき、改めて感謝の気持ちを持つとともに、地域の力、地域の絆で困難を乗り越えていることを感じながら質疑に当たります。

それでは、決算書16ページの歳入から1款市税について質問をします。

この中の市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税では大変大きな額が不納欠損となつてしまいましたが、では個別に人数と具体的な理由を伺います。

また、入湯税では収入未済額がありますので、その対象となる施設数と具体的な理由も併せてお尋ねします。

次に、38ページの15款財産収入の状況についてです。

歳入済額1億305万4,894円で、前年度より大きく増えているその理由と、加えて不納欠損額21万2,014円の詳細、それに収入未済額202万9,656円の具体的な内容を併せてお尋ねします。

次に、48ページの20款市債の状況についてです。

当初予算額の計44億4,920万円に対し、収入済額30億2,040万円で、14億円以上もの大きな乖離があります。これは本市の財政計画に沿ったものでよいのか、その理由を伺います。

次に、93ページの備考欄1、新庁舎建設事業についてです。

この中に調査、設計委託料2,407万3,316円とありますが、これは総額3億円を超える事業費の一部であろうと思いますが、その詳細を伺います。

最後に、356ページの実質収支に関して質問をします。

歳出総額321億802万7,000円で、歳入総額295億8,640万8,000円、差引き25億2,162万4,000円となっており、昨年度に繰り越す財源額が6億7,681万7,000円で、実質収支がその額が18億4,480万7,000円であります。

そこで、翌年度に繰り越す財源の主な繰越事業とその原因を財源ごとにお尋ねします。また、実質収支の18億4,480万円は非常に大きな繰越額と考えますが、担当課の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから、P16、市税の状況ということでお答

えいたします。

まず最初に個人市民税でございますが、人数が519人、法人市民税でございますが、9法人、固定資産税ですが、641人、こちら都市計画税を含む数字でございます。そして、軽自動車税、こちらが334名となっております。

そして、その税目ごとの理由ということでございますが、こちら理由なんですけれども、各税に全体的に言えることでございます。まず一つ目が差押えなどの滞納処分の執行により生活を著しく窮迫させるとき。二つ目としまして滞納者の所在が不明なとき。三つ目としまして事業の休廃止があったとき。四つ目としまして海外への出国など。こちらが大きな理由となっております。

また、固定資産税におきましては、不動産者の死亡による相続人不明や財産の相続放棄なども不納欠損の対象となっているものでございます。

あと二つ目でございますが、入湯税についてでございます。

施設数とその理由ということでございますが、収入未済となった施設は1施設でございます。理由でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴いまして、営業時間の短縮、活動自粛となりました。この間の入湯税の申告及び納付が遅れたことによる収入未済でございます。

なお、こちらにつきましては、今年の6月末までに全額納付されているものでございます。以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、（2）の財産の収入状況ですけれども、増えた理由ということですが、財産の収入済額1億305万4,894円に対しまして、前年度と比べまして4,392万930円の大幅な増となっております。これは財政調整基金の運用において、国債を売却した利益を4,800万円計上したものでございます。

それと、不納欠損と収入未済額の内容ということですが、それぞれの課にまたがっているということもございますので、今、資料はございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

それと、2番の市債の状況ということですが、これにつきましては財政計画に基づいてというご指摘がございましたけれども、大幅な予算額からしまして、予算額44億4,920万円、収入額30億2,400万円ということですが、このうち新庁舎建設事業や海上保育所改築事業等の繰越事業の財源として8億4,600万円を翌年度へ繰り越したということがご

ざいます。それや、入札の執行結果や事業の進捗状況等により歳出額が減ったこと、こういったことによりまして5億7,000万円ほどの不用額といったものがございました。

それと3番目、繰越しということですが、翌年度へ繰り越すべき財源6億7,681万7,000円ですが、これにつきまして内訳を申しますと、継続費逐次繰越額が3,088万9,000円ですが、これは新庁舎建設事業に係る継続費についての逐次繰越しということになります。

繰越明許費、これにつきましては6億3,607万9,000円ですが、対象事業は17事業で、このうち主な事業につきましては、昨年の台風15号などにより被害を受けた農家に対する補助事業である農業災害対策支援事業3億7,075万6,000円や、震災復興・津波避難道路整備事業8,310万3,000円などがございます。

事故繰越につきましては984万9,000円ですが、対象事業は5事業ございます。このうち主な事業につきましては、道路新設改良事業514万3,500円や冠水対策排水整備事業284万2,000円などです。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、先ほどの不納欠損額21万2,014円の内容についてお答え申し上げます。

こちらは、土地の貸付料になりまして、平成29年度1件分と30年度1件分の額になります。

あと、収入未済額の202万9,656円につきましては、これも土地の貸付料になります。

申し訳ありません、ちょっと今データを探してまして、細かいのはまた後でということで、申し訳ありません、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 93ページの新庁舎建設事業についてお答えをいたします。

委託料2,407万3,316円の内容は、平成29年度から令和2年度までの4か年の継続費、総額で3億1,860万5,000円のうち、令和元年度の年割額分の事業費、建設工事の施工監理及び什器備品の仕様書作成等になります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 申し訳ございません。実質収支につきましては、順番ということでしたけれども、先ほどの中で回答させていただきました。申し訳ございません。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再度何点か質問をいたします。

まず、市税についてですが、納付期限後の滞納者に対し督促状を送付して、それでも納付できない方にはるる催告をし、その後、財産調査をした後に差押えになろうかと思いません。

では、当年度において、督促状、催告、財産調査、差押えの各件数と、財産を差し押さえた場合にはどの程度納付状況や滞納額に影響があったのかを具体的にお尋ねします。また、本市において、入湯税の課税対象施設は幾つあるのかを併せて伺います。

次に、財産収入の状況についてですが、収入済額が大きく増えた理由として、財政調整基金の利子収入とのことでありましたが、では財政調整基金の利子分の詳細を伺います。

次に、市債の状況についてですが、予算と決算で大きな乖離がある理由は、主に繰越明許だというのは、予算書を見たら一目瞭然で分かるわけでありまして、この14億円もの乖離は計画どおりで、大丈夫ですかという確認だったのでありますが、しからは伺います。起債対象事業費、これが確定することによって減った、あるいは事業を翌年に繰り越したということならば、本来、予算編成を速やかに行い、減額補正等で議会に説明すべきだったと考えますが、本市の見解を求めます。

次に、新庁舎建設事業についてですが、調査、設計委託の業務内容として、施工監理の実施状況だとか、そのような業務内容がございました。その中で、特に工程管理の詳細、このことを伺いたいと思います。

最後に、実質収支に関してですが、繰り越した財源の事業には様々な原因があるとは思いますが、しかし、これは本市の規模から見て、事業量が多過ぎるからであると考えられますが、担当課の見解を求めます。

また、実質収支や繰越額が大きいということは、市民からの要望や必要事業を先送りだとか後回しにしているということが安易に想像されますので、その点も併せて伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、督促状の件数でございますが、こちら2万6,656件。催告状でございますが、3万2,774件。差押えの件数でございますが、全体で246件の差押えをしてございます。

そして、差押えの影響ということでございます。これ、246件差押えしたことによりまし

て、自主返納、差押えを最終的に執行する前の自主返納というのが78件ございました。ですから、これを行使することによって、ある程度の執行力があるのかなということも感じております。

それとあと入湯税の関係でございますが、施設全部で3施設でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、市債について、かなり剰余金があるんだから減額すべきではないかということでございますけれども、8億4,000万円、これにつきましては繰越事業なもので、それと合わせて繰り越すということでございます。

それと、入札執行残につきましては、これは全て今まで執行残につきましては、減額はしていないということをご理解いただきたいと思います。基本的には減額はしていないというところをご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 先ほど収入未済額の内訳のほうをお答えできませんでしたので、そちらのほうをお答えさせていただきたいと思います。

現年分と過年度分がございまして、現年分のほうが11件で59万4,692円、それと過年度分のほうが、4件で143万4,964円の2件でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） 林議員、先ほどの件でございますが、差押えの件数でございますが、先ほど246件ということで答えてしまいました。こちらは充当件数ということでございました。差押えの件数でございますが、全部で583件でございます。訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

○議長（伊藤 保） 会計管理者。

○会計管理者（多田英子） 財政調整基金利子の詳細はというご質問にお答えいたします。

運用の内訳につきましては、定期預金1本、千葉県債等9本、国債2本、計12本で運用しております。

基金運用額につきましては76億3,417万4,000円で、運用益の内訳、利子分でございます。定期預金が6万2,224円、県債等が1,915万9,000円、国債が今回の売却等を含めまして5,472万3,671円で、運用益合計は7,394万4,895円でございます。国債分を有利に売却したことによりまして、前年よりも多くの運用益を得ることができました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 新庁舎建設事業の工程管理につきましては、毎週、現場事務所におきまして工程会議を開催しております。設計事務所を主体として、建築J V、あるいは電気J V、機械J V、そして市も含めまして、進捗の確認を行いながら進めております。また、設計図書に照らしての施工図、あるいは施工計画書の確認、あるいは関係機関の検査立会い等の監理業務を工事工程に合わせながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 失礼いたしました。それでは、実質収支に関してということで、事業量が多いのではないかとということにお答えさせていただきます。

翌年度繰越財源につきましては、平成28年度は8,853万8,000円、29年度は1億2,731万8,000円、30年度は6億4,615万円と、過去3年を見ましても年度により金額にばらつきがございます。

令和元年度の繰越額につきましては、6億7,681万7,000円と昨年度を上回っておりますが、この主な要因は農業災害対策支援事業3億7,075万6,000円によるものです。

これは昨年の台風15号などにより多大な被害を受けた農家に対する補助事業ですけれども、農業資材等の不足により年度内の完了ができないため繰越しとなったものです。

事業の繰越しにつきましては、大規模工事の有無や大事業の進捗状況など、また今回のように災害の影響によるものなど様々な要因があることもありまして、過去の年度によっても様々な要因がございます。

それと、実質収支が大きくなった原因につきましては、市民の要望を先送りしているのではないかとございまして、実質収支額につきましては、1年間の財政運営の結果でありまして、歳入だけでなく、歳出の執行状況だとか大規模な事業の有無、その他進捗等、様々な要因がございます。予算編成に当たりましては、各課からの要求に対しまして、事業内容や必要性などを精査して、その過程で住民からの要望等の状況も考慮しながら予算編成に取り組んでおります。

令和元年度決算における剰余金につきましても、必要な事業や住民からの要望などを先送りした結果ではないと認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） たびたび本当に申し訳ございません。先ほどの催告書の件数でございますが、私、平成29年度の数字をちょっと言ってしまいました。令和元年度ということで、2万3,361件になります。先ほど申しましたのは3万2,774件、これが2万3,361件ということで訂正させていただきます。たびたび申し訳ございません。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、補正すべきということでございますけれども、先ほど申し上げましたように8億5,000万円につきましては、事業を翌年度へ繰り越すということで、それと一緒に繰り越すということでございます。

残りにつきましては、基本的には執行残につきましては補正を行っていないというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、何点かに絞って最後の再質問をします。

まず市税について、不納欠損の状況ですが、地方交付税が減額されている中で、一般財源はしっかり確保しなければなりません。担当職員には、債権回収など大変重要な職務に当たり、何かと苦勞があると思っておりますが、本市の健全運営に尽力をされ、感謝をいたしております。市税は貴重な自主財源であり、市民負担の公平・平等の観点から見て、今後も職務を遂行してもらわなければなりません。

先日、市の代表監査より、収入未済額及び不納欠損額の縮減になお一層の努力を求めると決算報告がありました。そのことを担当課はどのように捉えているのか伺います。

次に、財産収入の状況についてですが、利子分は運用に回っているようで安心しました。運用実績は定期的に伺っていますが、極めて良好なようですので、今後ともよろしく願いをいたします。

次に、市債の状況についてですが、本市においては財政課担当課長が替わりますと、ここまで考え方が変わるんだなど、先ほどの答弁で驚きました。しっかりとした財政計画を立てて取り組んでいただけたらありがたいというふうに思うんですが、当該年度の予算と決算で大きな乖離がある理由、それは主に繰越明許だというのは分かったところでありますので、これは飛ばします。

新庁舎の建設事業について伺いますが、先ほど工程管理の詳細を答弁いただきました。し

かしながら、今定例会に工期の延長に伴う契約変更の議案が提出されておりますが、監理業者の工程管理だとか施工監理の業務は妥当であったのか、本市の見解を求めます。

最後に、旭市一般会計の実質収支に関してですが、今定例会終了後に来年度の予算編成が本格的に始まると思いますので、できる得る限り繰越事業にならないよう努めていただくことを要望します。本市では様々な事業を計画し、健全財政のために財政計画を策定していると思います。繰越額が大きくなるのであれば、例えば臨時財政対策債を当年度は7億円の繰入れをしていますので、これで長期的、短期的な視点に立って財政運営を行っているのかと心配になりますので、本市の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

市税に関しましては、参考までに、県内37市中、旭市は現在24位の徴収の順番でございます。滞納処分等もできる限り行っているものでございます。今後も法にのっとりまして、市民の公平・公正な手続きということを念頭に行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 新庁舎建設事業におけます工程管理、施工監理につきましては、毎週開催される工程会議、あるいは設計図書に照らしての検討、確認作業、さらに必要に応じて助言がされるなど、適正に進められているものと考えております。

今回の工期延期につきましては、社会情勢の影響を受けたものでございまして、そういった意味で施工監理、工程管理というのは適正に行われているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 予算編成に当たりまして、繰り越さないよう要望するというところでございますけれども、きちっとした予算査定を行いたいというふうに思っております。

しかし、繰越しというのは、例えば国が行った事業で繰越しありきの事業といったものもございます。これらにつきましては結構大きい金額になろうかというふうに思います。あと、どうしてもいろんな事故だとかがございまして、繰越しになるということがございます。

けれども、そういったものを含めてしっかり予算査定をしてみたいというふうに思います。

それと、臨財債を借りなくてもよかったんじゃないかといったお話がございました。臨財債につきましては、ここ数年、抑制をしておる状況でございます。結果的に18億円、実質収支ということでプラスになっておりますけれども、その判定をするのは、国へ要望するのは7月ということもございます。そこら辺もございまして、実際になっていろんな状況等が出ますので、そこら辺をびたりというわけにはちょっと難しいということがございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定についての質疑を行います。

まず、17ページ、個人市民税現年課税分不納欠損額306万6,352円についてであります。不納欠損の理由と納税義務者数についてお尋ねをします。

同じく17ページ、法人市民税現年課税分4億6,625万6,000円についてであります。予算に比べて1,700万円程度の減収となっております。減収となった理由についてお尋ねをします。

同じく17ページ、法人市民税滞納繰越分の不納欠損額953万5,103円についてであります。不納欠損の理由と法人数についてお尋ねをします。

それから、同じく17ページ、固定資産税現年課税不納欠損額489万5,614円についてであります。不納欠損の理由と、市内と市外の納税義務者数についてお尋ねをします。

同じく17ページ、固定資産税滞納繰越分不納欠損額5,153万4,403円についてであります。不納欠損の理由と市内と市外の納税義務者数についてお尋ねをします。

それから、同じく17ページ、入湯税853万9,500円についてであります。これは先ほど林議員の質問に対してほとんど答弁されております。そういう中で私が一つ追加でお聞きしたいのは、この入湯税額、1人当たり幾らになるかでありまして、この問題について、原稿が作ってあれば、またそれ以外で、その原稿どおり答弁されても結構でございます。

23ページ、児童福祉費負担金不納欠損額104万300円であります。これは保育料だと思っております。不納欠損の理由と人数についてお尋ねをします。

25ページ、住宅使用料不納欠損額51万3,600円について、この不納欠損の理由と人数についてお尋ねをします。

37ページ、農業費県補助金1億3,698万8,128円についてであります。予算と収入済額を比べると22億円程度の差がありますが、その具体的な理由についてお尋ねをします。

37ページ、住宅費県補助金506万7,633円についてであります。予算と収入済額を比べると7,000万円程度の差がありますが、この補助金の具体的な内容と減収になった具体的な理由についてお尋ねをします。

39ページ、災害救助費委託金599万3,370円についてであります。予算と収入済額を比べると8,500万円程度の差がありますが、この補助金の具体的な内容と減収になった具体的な理由についてお尋ねをします。

43ページ、災害復興基金繰入金2,663万8,000円についてであります。予算額に対して繰入額が少なかった理由についてお尋ねをします。

45ページ、東日本大震災復興交付金繰入金2,330万円についてであります。予算額に対し繰入額が少なかった理由についてお尋ねをします。

49ページ、保育所整備事業債1億2,880万円についてであります。予算額に対して起債の発行額が少なかった理由についてお尋ねをします。

51ページ、臨時財政対策債7億円についてであります。これは先ほど木内議員の質問に対して、発行可能額ですか、この説明はありましたが、この臨時財政対策債は借りなくとも発行可能額に対して交付税措置されるものであります。そういう中で、交付税の代替として、発行可能額に対して、後年度交付税で措置されるわけでございます。そんな中で、決算では実質収支が18億4,480万7,000円となっておりますが、7億円の起債を借りなくても実質収支は11億円を超えることとなります。この借入れを行った理由についてお尋ねをします。

61ページ、予備費充当60万円について、充当理由と具体的な事業についてお尋ねをします。

71ページ、広報活動費の撮影委託料37万600円について、具体的な内容についてお尋ねをします。

53ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料820万6,000円について、この具体的な内容と委託しての事業効果についてお尋ねをします。

85ページ、電算システム運用事業費から流用が308万5,000円ありますが、どのような経費に流用を行ったのか、その理由についてお尋ねをします。

91ページ、デマンド交通運行事業費191万6,237円についてであります。具体的な内容と

利用者の人数についてお尋ねをします。

101ページ、公売物件鑑定委託料21万2,300円ではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

119ページ、あさひ健康福祉センター運営事業2,876万4,690円についてではありますが、具体的な内容と年間の利用者数についてお尋ねをします。

127ページ、福祉タクシー利用助成金860万3,790円についてではありますが、具体的な内容と利用者数についてお尋ねをします。

133ページ、長寿祝金支給事業報償金801万1,855円ではありますが、具体的な内容についてお尋ねします。また、対象者数についてもお尋ねします。

141ページ、出産祝金支給事業3,075万円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねします。また、対象者数についてもお尋ねします。

141ページ、紙おむつ給付費2,974万4,000円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。また、対象者数についてもお尋ねします。

157ページ、保育士処遇改善事業費3,270万円についてではありますが、具体的な内容と具体的な改善効果についてお尋ねをします。

169ページ、看護学生入学支度金貸付金640万円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

183ページ、きれいな旭をつくる会補助金307万1,310円ではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

221ページ、推奨品認定事業補助金84万円についてではありますが、具体的な内容とこれまでの交付件数、製品として現在販売されている製品などの件数についてお尋ねをします。

225ページ、旭市観光物産協会補助金1,360万1,000円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

225ページ、動画作成委託料162万円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。

237ページ、道路維持補修事業2億881万2,739円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。また、維持補修件数については、旧地区ごとの件数も併せてお尋ねします。

239ページ、道路新設改良工事の工事請負費9,211万7,140円についてではありますが、具体的な内容についてお尋ねをします。また、数については旧地区ごとの件数も併せてお尋ねを

します。

257ページ、住宅リフォーム補助事業1,329万5,000円についてであります。当初予算額と総助成件数、また予備費充当により何件の助成ができたのかお尋ねをします。予備費の充当により、全ての申請者に助成することができたのかもお尋ねします。

261ページ、消防車両整備事業から471万8,000円が流用されていますが、充当先の事業とその理由についてお尋ねをします。

261ページ、予備費充当201万8,000円についてであります。充当先の事業とその理由についてお尋ねをします。

331ページ、海上キャンプ場運営事業2,204万5,030円についてであります。指定管理料や改修費用など2,200万円程度を費やしていますが、年間の稼働日数と利用者数、またそれを市内市外に分けてお尋ねをします。

335ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業291万7,130円についてであります。東京オリンピック事前キャンプ地誘致のための経費であります。特別旅費と機械器具費の具体的な内容についてお尋ねをします。

345ページ、教育用備品費3,049万9,800円についてであります。具体的な内容についてお尋ねをします。

それから、347ページ、第二学校給食センター運営費の委託料7,594万1,780円についてあります。これは給食運搬業務量の運搬日数と1日当たりの稼働台数、調理業務委託料の調理業務日数と年間の給食数についてお尋ねをします。

542ページ、資産に関する調書についてであります。公共用財産のその他の施設の土地、2,838.70平米についてあります。何の施設用地なのか、金額についてもお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうからは、順を追って回答させていただきます。

まず、最初でございますが、個人市民税現年分の理由と人数でございます。個人市民税現年分の不納欠損の人数につきましては66人ということになります。理由でございますが、疾病等による生活困窮や死亡、居所不明のため、市税が徴収できないことが明白であるため、執行停止の即時消滅としたものでございます。

続きまして、法人市民税現年分でございます。大幅な減の理由ということでございますが、こちらにつきましては、企業におけます設備投資、業績の好調あるいは不振など様々な要因がございます。その中で、全体としては減ってしまったということでございます。

続きまして、法人市民税の滞納繰越分でございますが、こちらの理由でございますが、経営悪化や倒産等による法人の解散によるものでございます。そして、不納欠損の数でございますが、法人数は全部で9法人でございます。

続きまして、固定資産税現年分不納欠損でございます。人数でございますが、市内87人、市外11人、合計98人になります。理由でございますが、不動産が残ったままの事業の休廃止、または不動産所有者の死亡による相続人の不明、あるいは相続放棄によりまして市税が徴収できないことが明白であるため、執行停止の即時消滅としたものでございます。

続きまして、固定資産税の滞納繰越分でございます。理由でございますが、疾病等によりまして生活困窮、事業の休廃止、不動産所有者の死亡による相続人不明や、相続放棄等が挙げられてございます。人数でございますが543名、そのうち市内505名、市外が38名ということになっております。

最後に、入湯税の関係でございます。先ほど回答させていただきました件と重複することがございますが、収入未済の理由でございますが、こちらは新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、入湯税の申告及び納付が一部遅れたものということでございまして、6月末までに完全に納付されております。そして、1人当たりの税額でございます。こちら12歳未満は無料となっております。そして、入場客1人1日当たり150円ということになっております。なお、温泉でございますが、鉱泉浴場におけるものということになっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、（7）の質疑について回答いたします。

児童福祉費負担金不納欠損額104万300円につきましては、過年度分の公立及び私立の保育料でございます。平成29年度以前のものの不納欠損額となります。不納欠損の対象者は8名となっております。理由といたしましては、生活保護になったことや市外に転出等をして、再三にわたり催告や自宅訪問を実施したにもかかわらず、低所得で納付することができない等の理由が主となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） （8）市営住宅使用料不納欠損額51万3,600円につきまして回答いたします。

不納欠損の対象は8世帯ございまして、この家賃について不納欠損処理をしたものでございます。理由といたしましては、生活困窮によるものが7世帯と転出後行方不明のものが1世帯でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） （9）農業費県補助金の予算と収入額の差についてお答えいたします。

繰越して農業災害対策支援事業補助金につきましては、16億3,797万84円でございます。続きまして、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金につきましては、2,385万4,000円でございます。担い手確保・経営強化支援事業補助金、こちらが3,000万円で、この3事業で16億9,183万2,000円となりますが、その他の類いにつきましては、各事業での事業量の減によるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 住宅費県補助金506万7,633円についてお答えいたします。

まずは、備考欄にあります三つの事業の具体的な内容からご説明いたします。

1番目、住宅・建築物耐震関連事業補助金1万円は、個人が木造住宅の耐震診断や耐震改修を行った際に、市で行った補助に対し、その4分の1の額について県が住宅建築物の耐震化サポート事業補助金として市に補助を行うものです。昨年度は、個人住宅の耐震診断用として1件について、市で4万円補助しました。その4分の1の1万円が補助金となっております。

ます。

2番目、被災住宅修繕緊急支援事業補助金482万円につきましては、令和元年台風15号等一連の災害により、住宅が被害に遭った被災者のための屋根や外壁等の修繕を行ったものに対し、補助を行っているものです。昨年度は市が67件で、1,146万6,000円補助したのに対し、県より482万円が補助となったものでございます。

3番目、被災者住宅再建資金利子補給事業費補助金23万7,633円につきましては、平成22年度の東日本大震災による被災者が住宅の再建のために、金融機関等より必要な資金を借り入れた場合の金利の一部に対して、5年間分について、年利2%を上限に補助を行っているものです。市で行った補助に対し、県がそのうち1%分の補助を行うもので、平成23年度より継続実施しております。昨年度は15件、48万8,568円補助したのに対し、県費で23万7,633円が補助となったものでございます。

この中の歳入が大幅に減ったものの主なものにつきましては、2番目にご説明しました被災住宅修繕緊急支援事業補助金につきまして、当初予算の歳出額で1億3,692万円を計上してございました。そのうち、1億2,483万1,000円を繰越したものでございます。それに伴いまして、歳入のほうも同率で減額になったところで差が出たということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 39ページ、災害救助費委託金599万3,370円についてお答えいたします。

まず、備考欄1の災害救助費委託金でございますが、これは昨年の台風15号により、災害救助法の適用を受けたことに伴う県の負担金で、内容は台風15号等による被災住宅の応急修理や避難所などで使う災害毛布のクリーニング代など、必要経費が全額県負担費用となったもので、総額が515万3,370円となっております。

備考欄2、こちら県外避難者災害救助費委託金でございますが、これは東日本大震災により、県外避難者が民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げ、その家賃補助として月額7万円の12か月の年額84万円を県が負担するものでございます。

備考欄1と2を合わせまして、599万3,370円となっております。

補正当初予算の予算額と差が出ている理由でございますが、当初、被災住宅の応急修理の費用を半壊5件、一部損壊290件の8,997万5,000円と見込んでおりましたが、今回、応急修理の件数が2件の支出額が59万6,064円ということになったため、差が出たものでござい

す。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 43ページの災害復興基金繰入金について、予算に対し、決算が少ない理由ということでございます。

大きな要因といたしましては、津波被災住宅再建支援事業に1,950万円を見込んでおりましたが、225万円の執行にとどまったためでございます。

続きまして、45ページの東日本大震災復興交付金基金繰入金について、こちらも予算に対し、決算が少ない理由ということでございますが、具体的には、震災復興・津波避難道路整備事業について、2億4,375万2,000円を見込んだところですが、用地取得の状況等によりまして、執行が660万9,000円にとどまったためでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは14番目、保育所整備事業債についてです。

予算額2億8,820万円に対しまして、1億2,800万円と大幅な減となっておりますが、これは本事業が繰越しとなったため、起債につきましても1億5,860万円を財源として繰り越したことによるものです。

それと15番、51ページ、臨時財政対策債についてということで、18億円もの余剰金がある中でなぜ借りたかということでございますけれども、これは木内議員、林議員のときにも申し上げましたけれども、臨時財政対策債につきましても、交付税の代替措置ということもございまして、基本的には借りることが原則ですけれども、今まで財政状況に応じて圧縮はしてまいりました。

そういった中で、18億円という大きい金額が余ったわけですが、これにつきましても先ほども申し上げましたけれども、臨時財政対策債を借りる要望書の提出につきましても、毎年7月ということがございますので、最終的に幾ら余るかというのは、なかなか推測しづらいというところがございます。そういったことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 61ページの予備費充当額61万円は、13節委託料の弁護士等委託料へ充当したものです。内容は、市を被告とする公文書の部分開示決定に対する処分取消請求訴訟に関する弁護士報酬等であります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（山崎剛成） それでは、私のほうから71ページ、広報活動費の撮影委託料37万600円の内容についてお答えいたします。

本委託料は、本市の魅力についてインターネット上の動画サイトであるユーチューブ等を利用して情報発信するため、ドローンによる空中撮影を中心に、市のPR動画の作成及び編集業務を委託したものでございます。

動画の内容といたしましては、袋公園の桜まつりの風景が4分程度、長熊釣り堀センターや産業まつりなど、市内各所の秋の風景が5分半程度の2種類になります。受注者にいたしましては、市のイベントなどに精通し、空中撮影の実績を有する市内事業者のホワイトベースでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 83ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料について申し上げます。

令和元年度に委託した内容につきましては、都市住民移住ニーズ調査、都市住民へのウェブアンケート、移住セミナーを実施いたしております。その他、生涯活躍メニュー等の検討や準備、事業計画の推進支援として情報提供や実現へ向けての助言、情報発信として専用サイトの構築やセミナー用のチラシ作成等を実施したところでございます。そして、その事業効果ですけれども、生涯活躍のまち事業を推進していく上で、都市住民の意向調査やセミナー等を開催することで、都市住民の移住に対するニーズや考え方、課題等が把握できたと考えております。

あわせて、移住者だけではなく、地域住民にとっても魅力のあるまちとするための生涯活躍メニューの検討や幅広く情報発信を行うための専用サイトの構築など、実現に向けての進捗が図られたものと考えております。

続きまして、85ページ、電算システム運用事業からの流用308万5,000円についてですけれども、こちら流用の充当先は、広域情報ネットワーク運用事業の需用費の修繕料となります。広域情報ネットワークの光ケーブルは、東京電力などの電柱に共架しているものが多く、電柱の改修工事などに伴い、東京電力から移設の依頼があると、市の負担で光ケーブルの移設を行う必要がございます。令和元年度におきましては、光ケーブル移設の依頼が特に多く、

予算が不足したため流用で対応したものでございます。

続きまして、91ページ、デマンド交通運行事業の191万6,237円についてでございますが、こちらは、4月から運行開始するに当たっての準備のための経費となっております。具体的には、年度内に研修や受付業務を行うための臨時職員の人件費、広報あさひに折り込みしたデマンド交通の案内及び登録用紙の印刷代、デマンド交通システムの構築代、それから運行や受付に必要なタブレットや電話機等の備品購入代として支出をしたところでございます。

それと、デマンド交通の利用者ですけれども、こちら4月から運行開始しております。4月ということで、コロナ禍の真ただ中に運行開始しましたもので、4月から7月までの実績で申し上げます。4月は143名、5月が192名、6月が328名、7月が337名と順調に利用者は増えてきているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは、(21) 公売物件鑑定委託料21万2,300円につきまして、内容をご回答させていただきます。

こちらにつきましては、不動産の差押えを行いまして、公売を実施するため土地及び建物の鑑定を委託したものでございます。委託先にあつては、株式会社総武不動産鑑定、履行期間にありましては、令和2年2月25日から3月27日まで、該当物件につきましては、土地おおむね800平米、家屋おおむね100平米ということになっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 119ページ、備考欄6、あさひ健康福祉センター運営事業2,876万4,690円でございますが、こちらはあさひ健康福祉センターの施設の管理運営に係る費用で、事業費の主なものは、臨時職員の賃金及び光熱水費、維持補修費や浴場設備保守点検委託料、高齢者筋力向上トレーニング事業委託料等でございます。令和元年度の利用者数は1万6,080人ございました。

続きまして127ページをお願いします。

127ページの備考欄6、福祉タクシー利用助成金860万3,790円でございますが、本事業は重度心身障害者等が通院、買い物等のためタクシーを利用する場合に、その料金の全部、または一部を助成するものでございます。

助成事業の内容でございますが、タクシー利用券は1回の乗車につき、利用券1枚1,000

円までの助成となります。利用券の交付については、透析を必要としない一般の方は月 2 枚、透析を必要とする方は月 8 枚となります。扶助費860万3,790円は、福祉タクシーの利用助成金で456人の方に対して交付した助成金と、乗車の際に福祉タクシー利用助成事業指定業者への協力金を含めた額となります。

続きまして、133ページをお願いします。

133ページ、備考欄 4、長寿祝金支給事業の報償金801万1,855円でございます。この長寿祝金支給事業は、高齢者に対して敬老の意を表し、併せて福祉の向上を図るため80歳以上の高齢者の方に長寿祝金を支給するものでございます。

令和元年度の内訳でございますが、80歳の方が547名、お一人5,000円、88歳の方が413名、お一人1万円、99歳の方が24名、お一人1万円、100歳の方が21名、お一人3万円、101歳以上の方が24名、お一人1万円で、合計で1,029名の方に支給いたしました。そのほか満100歳の方には、記念品として賞状を入れる額を購入してございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、(25) 141ページ、出産祝金等支給事業 3,075万円について回答いたします。

事業内容ですが、近年、少子化が進む中、旭市独自の事業として出産等を奨励、祝福して、祝金として第2子へ20万円、第3子以降の児童へ30万円を支給することで、子どもの健やかな成長の一助になるものと認識しております。

令和元年度の内訳ですが、出産祝金3,075万円の内訳といたしまして、出産祝金220件、うち第2子が133名、第3子以降が87名となっております、合計3,070万円。そのほか入学祝金が1件、5万円となっております。

なお、入学祝金につきましては、平成30年度で経過措置として事業終了しておりますが、この1件につきましては、平成30年度の市民税等の滞納解消による再申請によるもので、平成31年4月に支払ったということでございます。

続きまして、(26) 同じく141ページ、紙おむつ給付費2,974万6,000円について回答いたします。

本事業は、ゼロ歳から1歳までの乳幼児を養育する保護者へ、月額3,000円の紙おむつ購入券を給付することにより、乳幼児期の子どもを持つ家庭への経済的負担を軽減し、生活の安定の確保を目的としております。令和元年度の事業費といたしまして、総額2,974万4,000

円ですが、内訳といたしまして、対象となる乳幼児は849人で、1,000円券と500円券を合わせて3万9,456枚を交付いたしました。また、そのうち3万9,371枚が利用されているということでございます。利用率は99.8%となります。

続きまして、(27) 157ページ、保育士処遇改善事業について回答いたします。

本事業は、市内の民間保育所、公設民営保育所、認定こども園に勤務する常勤保育士等の処遇改善を図るために、民間保育施設等が行った賃金改善に対して補助金を交付するものです。対象となる職員は1日6時間以上かつ月20日以上勤務、または月120時間以上勤務する常勤の保育士、または保育教諭で、月額2万円の賃金加算をするものです。

令和元年度は、市内民間保育所5施設、公設民営保育所1施設、認定こども園3施設の9施設を対象にしました。対象職員146名に対して、延べ1,635か月分で3,270万円を交付しております。

事業の効果といたしましては、本事業は平成29年度から、県が補助事業として実施し始めたもので、年々補助対象となる保育士等の人数が増えてきております。そのことにより、本来の目的の保育士の定着や確保に向けての効果があるものと認識しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 169ページ、看護学生入学支度金貸付金についてお答え申し上げます。

この事業は、看護師確保のため、将来、看護師として旭市内の医療機関の業務に従事しようとする看護学生に対し、養成施設、こちらは4年制の大学に限りますけれども、養成施設への入学に必要な資金の一部40万円を貸し付けるものでございます。

なお、養成施設を卒業した日から1年2か月以内に看護師免許を取得し、速やかに市内の医療機関において看護業務に従事し、当該従事期間が2年に達した場合には、貸付けの返還を免除する事業でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、183ページのきれいな旭をつくる会補助金の具体的な内容についてお答えいたします。

まず、この補助金は、市民の環境意識の醸成を図るとともに、市と市民が一体となって、地域環境の保全及び美化を推進する運動を行うため、きれいな旭をつくる会に対し交付して

いるものでございます。

その会の活動内容でございますが、春と秋のゴミゼロ運動の実施をはじめといたしまして、海岸清掃、花いっぱい運動、不法投棄防止看板の作成、環境衛生大会の開催のほか環境ボランティア団体等への報奨金の交付が主な活動内容となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 先ほど（25）の出産祝金の支給事業の中で、第2子へ20万円、第3子以降へ30万円と間違っただけで回答いたしました。第2子は10万円、第3子以降については20万円となります。

どうもすみませんでした。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

私のほうからは、（30）221ページの推奨品認定事業補助金48万円の内容について、まずご説明いたします。

推奨品認定事業補助金は、旭市の優れた物産品の品質向上、販路拡大を図るため、旭市観光物産協会が実施する推奨品認定事業に要する経費に対して、補助しているものでございます。こちらは平成28年度に事業開始いたしました。

前回は27品目認定しております。豚肉加工品や水産加工品、菓子類等でございます。令和元年度は、合計で47品目認定しているところでございます。

すみません、販売個数については、ちょっとそこまでは把握しておりませんが、前回認定いただいた方々、今回もほとんどの方々が申請されておりますので、販売の拡大に効果があるんじゃないかと考えているところでございます。

続きまして、225ページの観光物産協会補助金1,360万1,000円についてでございます。

観光物産協会は、市の観光振興のほか市の産品、特産品、普及宣伝、販売促進等に寄与いただいている団体でございます。

この補助金の内容でございますが、これらの事務局を運営する運営費、また各種イベントやPR等に参加する事業費等の内容となっております。

続きまして、同じく225ページ、32番になります。動画作成委託料162万円の内容でございます。

こちらにつきましては、平成30年に「恋する灯台」に認定された飯岡灯台を中心に、旭市

の美しい海や道の駅などを盛り込んだ観光PR動画を作成いたしました。若いカップルが旭市へドライブに来たという想定で15秒版、それから30秒版と2タイプを作成したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、私のほうからは（33）と（34）、それぞれ具体的な内容及び旧地区ごとの実施件数をというご質問でございました。

まず、（33）237ページ、道路維持補修事業2億881万2,739円についてですが、こちらは13節委託料でございます。1,698万9,900円でございます。内容につきましては、調査・設計委託料といたしまして2件でございます。

1件目は、後草地区内の暗渠管が原因と思われます吸出しによりまして道路の陥没が起りまして、その調査としまして、管内にテレビカメラを設置し、調査をしたものでございます。

2件目は、昨年10月25日の大雨被害によりまして被災した埜地区ののり面の災害復旧工事にかかりまして、そちらは国からの補助を受ける関係で、測量業務等を委託したものでございます。

次に、道路補修委託料でございます。

こちらは突発的に発生する舗装等の破損に対応するため、安全の確保と事故防止の観点から迅速な対応を図る必要があるために、補修業務を委託したものでございます。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） 取りあえず、こちらの補修事業の件数は51件でございました。市内全域になるんですけれども、旭が21件、海上が12件、飯岡が9件、干潟9件でございました。

15節の工事請負費につきましては、こちら旭地域が14件、海上地域が21件、飯岡地域が10件、干潟地域が24件でございます。

道路維持補修は以上でございます。

続きまして、（34）239ページの道路改良事業の工事負担金9,211万7,140円につきましてでございます。

こちらまず、工事の内容がありまして、道路改良工事が1件、排水整備工事が30件、舗装工事が4件、合計35件でございます。地区別の内容としましては、旭地域が12件、海上地域が11件、飯岡地域が8件、干潟地域が4件でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 257ページ、住宅リフォーム補助事業について回答いたします。

この事業内容は、個人の住宅を市内業者によりリフォームした場合に、工事費用の10分の1以内を補助するもので、限度額は20万円となっております。令和元年度は84件の申請に対して補助を行いました。

当初予算というところのお話でございまして、当初予算1,200万円ございまして、それに該当する件数につきましては、73件というふうになっております。これで、差っ引きで11件が予備費の対応の方というふうな形になります。令和元年度は、予算を増額して対応したところでございますが、申請受付当日の朝に、申請のために早朝より並んでいた方の中に、もう当初の予算枠で補助できない方が多数いらっしゃいました。この辺の状況の中で、そのような方の申請分につきまして予備費にて対応したところでございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（栗田 茂） 今回は、申請日当日に朝からお並びなされた方に対して、補助金を出すために予備費を充当したということでございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（栗田 茂） 当日並んでいた方には全て。

○議長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（川口和昭） 私からは、261ページ、消防車両整備事業から流用471万8,000円についてお答えいたします。

流用先は259ページ、備考欄2、常備消防事務費、11節需用費のうち修繕に関する費用となります。修繕料として、本部庁舎の給水管漏水発生のため、緊急修理費用など73万5,000円、また昨年の台風15号、19号により被害を受けました、これも本庁舎冷却塔及び空調設備などの維持補修費398万3,000円であります。

続きまして、同じく261ページ、予備費充当201万8,000円についてお答えいたします。

充当先は同じページ、3、消防施設整備事業の19節負担金補助及び交付金のうち、消火栓に関する負担金となります。消火栓維持管理負担金の当初予算は1,140万円でありましたが、米込地区において消火栓本体が破損し、危険な状態となった場所がありましたので、緊急工事費として126万7,000円、消火栓設置費負担金といたしまして、水道管の延長埋設工事に伴

い、水利確保のために消火栓 1 基が必要となったため、追加設置費用として75万1,000円を充当したものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは331ページ、海上キャンプ場運営事業についてお答えいたします。キャンプ場の施設でございますが、大きく分けると、キャンプ場と体育館の二つの施設がございますので、それぞれ申し上げます。

まず、開館日数でございますが、海上キャンプ場が316日、キャンプ場体育館が297日でございます。

次に、利用状況についてでございますが、キャンプ場の合計は4,341人で、宿泊を含めました延べ人数では7,613人となります。利用者4,341人のうち、市内利用者は1,667人、市外の利用者は2,674人です。体育館の利用者は9,203人で、市内利用者が5,946人、市外の利用者は3,257人です。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、私からは335ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業についてお答えします。

まず1点目、特別旅費9万6,660円ですが、これは職員2名が1泊2日で大阪へ出張したときの旅費になります。要件ですけれども、令和2年1月13日から19日の期間、大阪市で開催される全日本卓球選手権大会に合わせて、ドイツ卓球のナショナルチーム監督の友人であり、ドイツチームのスポンサー会社の現地事務所に勤務している方が、ドイツから来日するという連絡が千葉県卓球連盟からありました。それを受けまして、日本卓球協会の協力をいただきながら、その方と大会会場内で面会し、ドイツチームとの交渉を依頼してきたものです。

もう1点、機械器具費243万4,320円ですが、これは卓球台の天板13枚を交換したものです。こちらは事前キャンプを見据えまして、老朽化が著しいものを平成29年度から計画的に交換をしてきたものです。

以上です。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課から345ページ、教育用備品費について回答いたし

ます。

これは、厨房用の設備の購入となります。100万円以上の重要備品として、攪拌装置付全自動煮炊釜が2台で1,900万8,000円、厨芥処理システム1台453万6,000円、反転飯缶盛付機1台594万円で、入札により購入いたしました。そのほか、重要備品以外では、食缶用コンテナ、台車、洗濯機などを購入しております。

続きまして、347ページ、第2学校給食センターの運営費について回答いたします。

運搬日数ですが、通常年間192日を予定しております。台風等の災害による臨時休業等何日か給食を中止することもありますので、それにより運搬日数も変わります。令和元年度は、停電の影響もありまして173日でした。1日の稼働台数ですが、3台の専用車両と3人の運転手により運搬に当たっております。

次に、調理業務ですが、先ほど申し上げましたように、通常は年間192日です。令和元年度は、年間36万4,482食を提供いたしました。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは（42）、542ページの財産に関する調書のうち、その他施設の増減、これは何の施設かということで、施設は主なものを申し上げます。ひかた市民センター、これは干潟支所の用地から変更になっております。

それと、あと海上キャンプ場で、ちょっと離れた場所に土地がありまして、そちらが普通財産のほうに切り替わったというようなことでございます。

あと、農業集落排水の琴田クリーンセンターのほうが、企業会計のほうに移行したということになります。その分が減っております。

それとあと、下水処理施設の担当課の変更ということで、これは下水道課から商工観光課のほうに移動になったものっていうものがあります。そういったことで、所管課の変更によるものですので、金額の移動等というものはございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑の途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員及び執行部の皆様にお知らせします。

議場内の温度が上がっておりますので、暑い方は上着を脱いで結構ですので、よろしくお願いたします。

先ほど農水産課より発言を訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。
農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 先ほど回答させていただきました内容につきまして、訂正のほうをさせていただきたいと思っております。

予算と収入額の差につきまして、台風15、19号によります災害の対策としまして、農業災害対策支援事業補助金につきまして、繰り越した金額が12億6,848万7,000円、同じ補助金で減額をしております、減額をした金額が8億5,992万5,000円となります。そのほか繰り越したものとしまして、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金で2,385万4,000円、担い手確保経営強化支援事業補助金としまして3,000万円、3事業の合計としまして、21億8,226万6,000円となります。

残りの金額につきましては、各事業の事業量の減により減ったものでございます。

以上でございます。失礼しました。

○議長（伊藤 保） 引き続き議案の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再質問をします。

まず17ページの現年課税の不納欠損でございますが、これはかなり出ておるんですが、現実には、先ほどの説明では死亡者、疾病とかという話でありましたが、これはだいたい賦課金を送付してからどのぐらいでそれを、どのように確認しているのかお尋ねします。

それから、同じく17ページの法人市民税です。現年課税が減収となっている理由でございますが、業績の悪化ということでございますが、どのような業種が今、悪化しているのかお尋ねします。

同じく17ページです。固定資産税現年課税分不納欠損でございますが、失踪とかなんとかということでございますが、他の税と違いまして、現年課税が不納欠損になるということは、これは私の想定でございますが、すぐ不納欠損にはならないと思うんです。これには前兆があると思うんです。つまり今まで滞納していた。そういうことで現年課税の不納欠損が起こ

と思うんですが、この現年課税については今までの滞納はなかったのかどうか。急に現年課税になったのかその点をお尋ねします。

それから、固定資産税の滞納繰越分の不納欠損でございますが、これは市民税なんかと違いまして、固定資産に関わるものです。そういう中で、最終的には一番税を取りやすい税だと思うんです、不動産というものがありますから。そういう中でなぜこんなに出るのか。ある程度、1年でも2年でも滞納した場合にそこで差押えをしていけば、こんなに不納欠損は出ないと思うんですが、その差押えについては何年滞納したら差押えをするのかお尋ねします。

それから、37ページです。農業費県補助金、これは大部分が今年の台風によるハウスなんかの被害、これに対する補助事業だと思うんですが、これは申請者が何人いたのか。そして、この補助金が支給されるまではだいたいどのぐらいの月日がかかるのかお尋ねをします。

それで、現在までの補助金の申請に対する支給者と、それからまだ未支給者、どのぐらいあるのかお尋ねします。

それから、37ページ、39ページです。一緒に質問しますが、なぜこんなに予算と差が出るのか。ということは、今度は市の財政にもかなり影響が出ると思うんです。その大きな差が出る理由についてお尋ねします。

それから、51ページです。臨財債の関係でございますが、平成30年度は7億円の臨財債の借入れをしても、実質収支は10億6,900万円。また、令和元年度も臨時財政対策債の借入れは、残高はそういう中で約119億5,000万円となっています。先ほども言いましたが、臨財債は借入れをしなくても交付税算入されるものです。以前、2回入って1回の出なので、借入れを行ったほうが有利という意味不明な説明がありましたが、財政的には財源が不足しなければ借入れをしなくてもよいはずです。そういう中でここ過去数年間かなり、実質収支で金は余しているわけです。

いずれにしても、そういうことで借入れの残高は119億5,000万円。そして、財政調整基金、令和元年度末で約96億円なんです。これは反対に負の臨財債の借金は約120億円もあるわけです。貯金がたくさんあるといっても、実質借金のほうが24億円も多いわけなんです。このような状況を市長はどのように考えているのか。そしてまた、毎年毎年、実質収支をかなり残している中でなぜ臨財債を借り入れるのか。予算査定が甘いからではないのか。予算査定をきっちりやれば、あえてその時点で臨財債を借りなくてもいいと思うんです。

それから、83ページ、生涯活躍のまち。これは今の構想の中での委託料ということでござ

いますが、もうこれは5年も6年もこの委託費を使っているわけです。そういう中で何の実績もないんです、この経費を使った中で。では生涯活躍のまち構想の中でどれだけ県外から移住者を集められるのか。それと同時に、先ほど木内欽市議員の質問で定住促進奨励金の質問がありました。その中で、担当課では県外から来ている人は把握できないということですが、把握できないということは全くないといっても、これは過言でないわけですが、そういう中で今、この生涯活躍のまち構想の中で、どのぐらい県外から旭市に移住者を集めることができるのかお尋ねをします。

それから、157ページです。ここ数年にわたって国の事業で民間保育園の職員等に2万円の上乗せの施策を行っているわけですが、そういう中で市の職員と民間の保育園の給与格差は若干でも縮まったのかどうかお尋ねをします。それと同時に、民間それから市の保育士、この平均給与、それをお尋ねします。

それから、169ページ、看護学生入学支度金貸付金です。これは今、対象者は何人くらいいるのか。それで目的どおりにこれがなっているのかどうかお尋ねをします。

それから、183ページ、きれいな旭をつくる会補助金です。これにつきましては春、秋のゴミゼロ運動等をやっているということですが、対象団体は幾つあるのか。それをお尋ねします。

それから、221ページです。推奨品認定事業補助金、これは平成28年に始まってかなりの品目にこれが使われておりますが、そういう中で先ほど、実績をあまり把握していないようですが、やはり市としてこれだけの補助をして、そして旭の特産品を作ろうということであれば、もっとその実態を把握すべきだと思うんですが、どのように今後、実態を把握していくのかお尋ねをします。

それから、225ページ、旭市観光物産協会補助金です。これは観光物産協会の職員の具体的な仕事の内容と職員数についてお尋ねをします。

また、この協会があることによって、どのような意義とメリットがあるのか具体的にお尋ねをします。

それから、237ページです。道路維持補修事業、地区住民からの多数の要望があると思います。そういう中で依然、それらを行うには17年間を費やすとの答弁がありましたが、現在、地区からの要望件数とそれらを行うとすると、現在の予算規模で実施すると何年かかるのかお尋ねをします。

それから、335ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業の関係ですが、

これは特別旅費なんかを使って職員が大阪へドイツの方々に会いに行ったということでございますが、ほとんど言葉も通じないそういう中でどういう誘致活動をしているのか。それで行ったがために、どのようなこの事業でのメリットがあったのかお尋ねします。

そして、新型コロナウイルスの関係で1年東京オリンピックも延期されたわけですが、ドイツの方々とどういう話合いになったのかお尋ねをします。

これで再質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） では、また順番を追ってご回答させていただきます。

まず最初の個人市民税の現年分でございますが、不納欠損の理由の確認ということだと思います。

こちらにつきましては、どうしても何も収入のない方、あるいは財産のない方、そういう方がいらっしゃいます。それで、死亡だとか不明だとかもちろんそういう方もいます。そういう方につきましては地方税法15条の7の5項によりまして、即時消滅というものもございまして、その条項に合うものにつきましては即時で1年たたなくても現年で消滅させていると、不納欠損しているということでございます。

続きまして、法人市民税、現年分でございます。業種が分かればということだと思います。ちょっと業種別の詳しい資料を今持っていないんですが、例えば工業団地にあるような会社でありますとか、あと銀行、町工場、そのようなものも全部もちろん入ります。それで、そういう事業者につきましては、1件当たりの金額もかなり大きくなってくるものでございます。企業体が好調であっても市内企業の税額が下がることもございます。この辺ちょっとご了承願いたいのかなというふうに感じます。

続きまして、固定資産税の現年分の欠損分でございます。今まで滞納がなかったのかどうかということですが、もちろん過去にも滞納があった者もいます。過去に滞納があった者につきましても、現年で不納欠損処理する者にしましても、両方ございます。収入がなくても固定資産を所有していれば固定資産税というものがかかってしまいますので、極端に言うと、死亡してもかかってしまうというようなことになってしまいます。

そういうことで、今までも滞納はあったものもあります。単年度のものもあります。両方ありますということです。

それと、最後に固定資産税の滞繰分でございます。何年滞納したら差押えになるかという

ことでございますが、ご存じのとおり督促状を出してから10日を過ぎれば差押えをしなければならぬということになっております。その後、先ほども言っていましたけれども、催告書だとか、いろいろ税相談も含めまして、個々の調査を行わせていただきます。手続きにおおむね半年だとか1年かかってしまうこともございます。換価財産がない場合で差し押さえできるものについては、そのような手続きを行いまして、1年先とかということになってしましますが、財産調査等をしている中で、どうしてもその方に財産がないと、収入もないと、土地につきましても抵当権がかかっている……。

(発言する人あり)

○**税務課長（伊藤義一）** 固定資産につきましても、そのもの自体に抵当権が入っていたりとか、そういう換価価値のないものもございますので、その辺につきましてもは差押えをしても無意味なものになってしまいますので、差し押さえできないというような状況もございます。以上でございます。

○**議長（伊藤 保）** 都市整備課長。

○**都市整備課長（栗田 茂）** 37ページの住宅費の関係について回答いたします。

被災者住宅の修繕につきましては、財源として8割が国、県の補助となっており、その中で補助申請しておかないと財源不足が考えられるというところの中で、被災者に対して全ての予算を用意するという考え方から予算措置したものでございます。

実際に今回、令和元年度の台風の後で件数を要望したものはトータルで978件でございました。その中で実際に相談等を直接を受けているところが、令和元年で295件実際にございました。そういうものも持ちまして、この予算を計上したものでございます。

実際、本人から申請が来ませんと、補助金としてはお出しすることができません。実際、相談があったものは、令和2年まで含めて416件来ておりまして、相談に来た方に関しましては、申請漏れのないように常に連絡を取りながら事業を実施しております。

以上でございます。

○**議長（伊藤 保）** 農水産課長。

今、順序がちょっと違っていましたので。

○**農水産課長（多田一徳）** 失礼しました。農業費県補助金につきまして回答させていただきます。

申請者につきましては、421経営体でございます。支給までの日にちでございますが、工事完了後、実績報告書を提出いただいてからの日数としまして、県での書類検査、その後の

現地調査、現地調査に伺います農業者との日程調整などを含めると、1か月から2か月程度の時間を要しております。

次、3点目としまして、支給者の数でございますけれども、9月の支給者予定ということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。9月での支給予定者ですけれども、192経営体でございます。残りにつきましては220経営体となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 39ページ、災害救助費委託金ですが、なぜ予算と決算で大きな差が出ているかの理由でございます。

先ほど37で都市整備課長のほうから申し上げましたが、同様の対応になるんですけれども、当初、半壊5件、一部損壊290件ということで、一部損壊の住宅が多く発生したということを受けて、日常生活に必要な部分を修理して早く取り戻していただけるということで、予算措置をしたものでございます。

大きな差が出た理由でございますが、実際は2件という申請でございましたが、そのほかにも、都市整備課のほうで実施をしているんですけれども、申請の相談等はあるようですが、こちらの決定まで至ってないということが理由でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは私のほうから15番、臨時財政対策債についてということで、18億円も残した以上、借りなくてもいいのではないかとということですがけれども、また先ほどと同じことになってしまいますけれども、交付税の代替措置ということで基本的には借りるという方針でございます。

そういった中で、これも先ほども言いましたけれども、7月にそのめどを立てるということがございまして、なかなか最後の剰余金がどれだけなるかというのが分からないということがございました。そういった中で、予算査定に当たっては精査をすれば、そこが防げるのではないかとということもございますけれども、何分にも繰越事業だとか、あるいは執行残、こういったものがございまして、なかなか少なくするというのは難しいというところがございます。

いずれにしても、予算査定、その後の財政運営等につきまして、きっちりとそこら辺については考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 市長。

○市長（明智忠直） 臨財債のことにつきまして、市長の考えということでご質問がありましたので、私のほうからご回答させていただきたいと思います。

高橋議員が言うように、1年間の収支、18億円もあると。財調も結構あるというようなことの中で臨財債をあえて借りる必要はないのではないかとというようなことでありますけれども、今、財政課長から話があったように、そういったいろんな考え方もあろうかと思えます。私としましては来年度の予算編成に当たりましては、大きな事業、そことのバランスもあると思えます。大きな事業があれば、100%の起債というようなことで、この臨財債が使えるわけでありますので、そういった意味では有利になるのかなど。そういったことを含めまして、よく予算編成のときに精査をしまして、なるべくなら臨財債を借りないで済むような、そんな編成を指導していきたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、83ページの生涯活躍のまち事業化支援業務についてですけれども、5年も6年もやっているということですが、これにつきましては平成29年から令和元年度までの間は、地方創生の推進交付金というものを頂いた中でやっております。それで、何の実績もないというお話がございましたけれども、移住者を何人集められるかというのが、そこまでの実績というのはこの時点では出ておりませんが、様々なセミナーを開いたり、あるいはウェブのアンケートを行ったりした中で、かなり移住したいという意見もアンケートの中ではいただいております。それと、このセミナー等を行った結果を生涯活躍のまちのまちづくりに生かすということでは、実績は出ているものと考えております。

それと、先ほどの木内議員の質問の中で、県外からの移住者を把握していないというお話がございましたが、先ほども木内議員に回答したとおり、41件中10件が県外からということで当然把握はしております。そのうち都内からもあるだろうというお話が木内議員からあったので、都内からもあるけれども、ちょっと数が今、持ち合わせていないということをお申し上げしたのでよろしくお願ひします。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうから、(27) 保育士処遇改善の再質疑ということで2点ほど回答いたします。

まず1点目は、公立と民間の平均給与額ということでございますが、給与とボーナス及び諸手当を含めた年間額ということでよろしいですか。そうしますと、公立保育所につきましては、ちなみに平均年齢は38.6歳ということで、年額465万3,144円です。民間保育所、こちらは平均年齢が37.5歳となります。397万4,342円です。公設民営の干潟保育所を含めると、平均年齢が37.2歳、金額が388万9,568円となります。

あと同じく私立の認定こども園、こちらは市内3園ございます。平均年齢が30.3歳、金額が368万2,580円となります。

それで、公立と民間との賃金格差という話でございます。昨年度、平成30年度の公立と私立保育所との差額が年額63万8,457円となっております。こちらは令和元年度になりますと67万8,802円ということで、約4万円ほど開いてしまっているということが現状です。

同じく公立と認定こども園との賃金格差につきましては、平成30年度、113万3,030円の格差があったものが、令和元年度には97万564円ということで、逆に約16万円ほど縮まっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、169ページ、看護学生入学支度金の関係についてご回答いたします。

まず対象者ですけれども、この事業は平成27年度より行っております。令和元年度までに71名の学生に対して貸付けを行っております。その内、大学を卒業した方が25名ございます。この25名のうち24名の学生が市内の病院に勤務しております。あと1人ということですが、その方も在学中に看護師免許を取得できず、現在は市内の病院に勤めながら看護師資格を取得中ということになっております。したがって、当初の目的は十分に達せられているものと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、(29)きれいな旭をつくる会補助金に関しまして、ゴミゼロの対象団体は幾つあるのかというご質問でございます。

ゴミゼロは区や自治会を対象としておりまして、対象地区としては全部で156地区ございます。内訳としましては、旭地区が68地区、海上地区が17地区、飯岡地区が34地区、干潟地区が37地区でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから（30）の221ページ、推奨品認定事業についてご答弁申し上げます。

こちらの販売の実績等を把握しているかということでございました。こちらの事業につきましては観光物産協会のほうで、推奨品、旭の逸品として認定いただいて、販路拡大につなげていければという事業でございます。すみません、私どものほうでは細かいのは把握しておりませんが、物産協会のほうにお願いしまして、今後これに認定されて、どれぐらい数が伸びているのかどうかというのは調査いただくようお願いしたいと思っております。

続きまして、観光物産協会の補助金の関係でございます。

まず仕事の内容はということで、先ほど申しましたが、単なる観光の案内だけではなくて、主催イベントや市のイベントにも支援いただいております。また、県内外で行われる観光のPR関係についても、そちらのほうに出向いて観光のPRをしていただいているところでございます。

職員数でございますが、正規の職員が1名、パートが3名、これは去年の数字でございます。通常のとおり月、金で勤務をしております。

この観光物産協会のメリット、意義はということでございますが、従来の観光協会のほかに物産という言葉が入っております。まさに旭は食のまち旭として、今の観光にはこの食というのがなかなか欠かせないということで、物産協会は民間ということでもありますので、この辺を生かしまして、旭市でおいしいお肉、また、おいしいお魚を提供するのはどこだと、こういうのを民間ならではの紹介ができるものとして、十分メリットのある協会であると考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では私からは、17年から要望件数はどのぐらいあるのかということと現在の現行予算で、何年くらい処理にかかるのかというご質問だったかと思えます。

議員、すみません、うちのほうの要望件数なんですが、実は道路維持補修と道路改良工事の2本を一緒にしてあるんですが、この件数でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬博久） 補修だけです。承知しました。

では、道路維持補修事業で何も本当に弊害がございませんでしたら、現行予算でだいたい3年から4年ぐらいは必要かなという考えを持っています。ただ、これは他の事業を進めなくて、この事業だけということでご理解をいただければ幸いです。

以上です。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、私から335ページの東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業についてお答えします。

まず大阪で会った方ですけれども、この方はドイツで働いていますが、日本人の方です。ですので、言葉のほうは問題は特にございません。この方はナショナルチームの監督の友人でもあります。また、スポンサー企業にも勤務しております。こういった方からもドイツの卓球チームに旭市を勧めていただくことで、誘致につながるものと考えております。この方とは現在もメールで連絡を取り合っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、法人税、市民税の現年度課税分の関係でございますが、先ほど課長の工場関係、それから銀行などと申しておりましたが、結局、この法人税、銀行なんかは関係ないでしょう。法人税というのはあくまでも旭市に本社所在地がなかったら法人税はもらえないと思うんです。ですから、そういう中で、先ほど工業団地内のとか、それから銀行とか、ちょっとそれは認識が違いますか。私はあくまでも本社所在地、ここで法人税はもらえると思うんです。

それから、あと固定資産の現年課税の件でございます。現年課税の不納欠損でございますが、固定資産税というのは1月1日ですか、土地にかかるのではなく、これは所有者にかかるわけですよね、税金というのは。そういう中で、滞納がなくて単年度ですぐ不納欠損になってしまうというのは、これは私はちょっと解せないんです。だいたい滞納、これがあつた中で現年度不納は分かりますけれども、土地がきれい、それから、税金も完納している人では普通そういうこと、私は考えつかないのですが、もう一度、固定資産税の現年度課税の不納欠損についてご説明いただきます。

それから、37ページの農業費県補助金の関係でございますが、先ほどの課長の説明ですと、工事の確認をとれた段階で、1か月くらいで補助金が出るということです。その中で私が聞いている範囲では、この確認開始、これは今年の4月15日から始まったのではないですか。

それで、ちょっと私が聞いた話では560件ということでございますが、ただいまの課長の説明では約400何戸ですよ。そして4月15日から受付が始まって、完了届、その方は5月15日に出したら、では、この補助金はいつ入るんだといたら、早くて8月末だということでございますが、課長の先ほどの説明とは全然違ってしまうと思うんですが、もう一度具体的にご説明いただくと同時に、一戸当たりの補助金の金額がかなりの金額になりますので、やはり農家を含めて、資材屋もだいぶ資金繰りに苦しんでいるというのが現状でございますので、もう一度、具体的に説明をお願いしたいと思います。

それから、51ページの臨財債の関係でございますが、毎年、実質収支の中で半分は基金に積むという決まりがありますよね。そんな中で、結局、実質収支が臨財債、必要でないものを借りて、実質収支が大きければ、その半分は基金に積めるということになれば、それは格好いいと思うんです。いや、我々は努力してこれだけ貯金を積んだよと。ただ、見かけだけだと思うんです。そういう中でやはり実態に即した財政です。これを私はやるべきだと思うんです。実質収支が毎年、十何億円出るということは予算査定が甘い。それ以外、私は何もないと思うんです。そういうことでやはり実態に即した予算です。そういう中でなるべく臨財債は借りないと。ただ格好だけを考えて、臨財債を借りないためにはどうするのかお尋ねします。

それから、あとページ83です。生涯活躍のまちの関係でございますが、セミナーを開いたとか、そういう中で移住したいとかなんとか、いろいろ要望があるということでございますが、実際に、我々はそういう実態は分からないわけです。そんな中でどのぐらいそれを実施した中で把握しているのかお尋ねします。

それから、あと183、きれいな旭をつくる補助金です。これは先ほどのお答えいただきました中では、だいたい各部落にやっているといると思うんですが、ゴミゼロ運動でしょう。

(発言する人あり)

○20番(高橋利彦) では、改めての組織ではなく部落ということですね。

それから、あと225ページ、観光物産協会です。これは市とはあまり関係ないんですが、もし参考のために分かれば。この物産協会の予算、どのぐらいあるのか。そういう中で市が1,360万円を出しているということは、これは先ほど正職員が1人、パートが3人という話で、そうすると、人件費を市が持っているということだと思うんですが、その中で物産協会があって、旭市の商店にメリットがあるとか、また、この新しい商品を開発した中で、何のメリットも出ていないと思うんです。物産協会があれば当然、この旭市の新商品を開発した

中でその辺がPRされていると思うんですが、PRされているとなれば、どのぐらいの新商品を含めた旭市の物産品が伸びているのか、もし分かればお尋ねします。

それから、あと237ページ、道路維持補修です。課長、三、四年で要望を全て満たせるということですが、従前の担当課長の答弁とはまるっきり違っているの、違ってしまうというのは予算が増えない中で、なぜそういう結果になるのか。今、道路、バランスシートで約250億円あるということなんですよ。道路は税法上約50年ですので、250億円を50年で割ったら、年間5億円最低、維持補修に使わなくてははいけない。それと同時に昔の道路は平米1,000円でできたものが、今、1万円かかっているかも。そうすると、現状の金額に見直したら、かなりになるんです。それが2億8,800万円ですから約3億円くらいで、本当に課長の言うようなことになるのかどうかお尋ねします。

それから、あと335ページです。東京オリンピックの関係でございますが、先ほどの答弁ですと、旭市への誘致とかなんとか言っていますが、今さら誘致とかなんとか、本来であれば既に市長を含めて関係者がドイツに行っているわけですよ、かなりの経費をかけて、そんな中で職員が行って、また誘致というのは。ドイツからの卓球チームの誘致というのは今まで何であったのか。ドイツから来るという確証はなかったということではないのですか。その辺をお尋ねします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは順次ご回答させていただきます。

まず最初、法人市民税の関係でございます。本店でなければならないのではないかとということございました。

旭市税条例でございますが、第23条に市民税の納税義務者等というのがございます。そこ

に、市内に事務所または事業所を有する法人となっております。ですから、こちらは本店でなくても、支店であっても対象となるということでございます。

もう1点ございました。固定資産税の現年分でございます。滞納ないものをすぐ不納欠損するのはおかしいのではないかとということだと思います。

こちらにつきましてはいろいろな例があります。例えば死亡だとか病気だとか、本人に収入がなくなってしまうとか、そういうものについては即時不納欠損処理をするということになってまいります。

また、所有者が死亡とかで所有者がいなくなってしまう土地、そういうものを関係者が所有権放棄等をするると誰ももう所有者がいなくなってしまう、そういうような土地につきましても、毎年課税されてまいります。関係者がいないのですぐ不納欠損処理ということになってまいります。

そのほかにも、本人、所有者が健康な場合でも、差押えをすることによりまして、生活を著しく窮迫させてしまう場合にも、例えば家屋敷があった場合、そちらを処分するということとはできないことになっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それではお答えさせていただきます。

先ほど議員のほうから4月15日ということでお示しがありましたが、4月15日につきましては、補助事業の交付申請を開始した日にちになります。

当初、事業の要望としまして560件ほどの要望がございました。最終的に申請に至った件数が421経営体ということになります。

工事の完了後、実績報告につきましては随時受付をしております。補助金の支給に、支払いにつきましては、1回目を6月12日に行っているところではございますが、支給の期間につきましては、書類審査、現地の確認等で何も修正がない場合に1から2か月要しているところがございます。書類審査、現地確認の中で修正があった場合には3か月程度要する場合もございます。

支払いにつきましては農業者それぞれの事情もあると思いますので、農水産課のほうにご相談をいただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは15番目、臨時財政対策債についてお答えしたいと思います。

臨財債を借りないためにはどうしたらいいかということでございました。

交付税の代替措置でございますので、借りない前提ではございませんけれども、これだけ剰余金が出ているということがございますので、予算編成に当たりましては精査していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは生涯活躍のまち事業化支援業務の関係でお答えいたします。

本年2020年1月にウェブアンケート調査を実施いたしました。こちら、対象は東京23区、横浜市、川崎市、さいたま市の方々です。

その中で、旭市に移住したいと答えた方が435名おりました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） (29) のきれいな旭をつくる会補助金についてのご質問で、先ほど私のほうからゴミゼロの対象団体ということで回答させていただきましたが、ボランティア団体、環境ボランティア団体の数ということでよろしいでしょうか。

環境ボランティア団体の数は、令和元年度で27団体ございます。この27団体にきれいな旭をつくる会のほうから報奨金を交付いたしております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは31の観光物産協会の補助金について3回目の質問にご答弁申し上げます。

まず物産協会の昨年度の決算額、歳入ベースですと1,700万円ほどございます。

人件費、先ほど正規が1名、パートが3名、人件費分として750万円ほど支出しております。これは賃金、手当、諸保険等を含めての金額でございます。

こちらの物産協会に入るメリットというのが話ございました。先ほど食のまち旭をPRするものということで、これは一昨年、『まっふる旭』というのを作りました。ここには、市のおいしいお肉を提供する場所、魚介、それから野菜、その辺も紹介しております。これは協会の方々についてのお店を紹介しております。したがって、まだまだ発足して間もないと

ころですが、なるべく協会の方々を募集して、募りまして、こういうパンフレットは県内外の観光PRに使わせていただきますので、会員の募集も含めて、こちらに入れば販促等のメリットがあるんじゃないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からご回答いたします。

まず先ほどの数字なんですけど、要望の残り件数の処理につきまして、単に今の現行予算で何年かかるかというご質問で回答をして、3年から4年で処理ができるのではないかとということで回答したつもりでございました。よろしく申し上げます。

なお、主要道路が220キロメートル今でございます。それでだいたい修繕計画というものがございまして、それによりますと、10年かけて5億円ぐらいはかかるんじゃないかということになっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは335ページ、東京オリンピック事前キャンプ地誘致事業について回答いたします。

ドイツ卓球チームの事前キャンプ誘致ですけれども、平成29年、市長をはじめ、ドイツへ訪問した際に、ドイツ卓球連盟会長からは口頭ではありますけれども、事前キャンプをするのであれば旭市で行うという約束をいただき、現在、実施の判断については代表選手が決定した後となっております。

今回、大阪で会った方ですけれども、誘致をより押し進めるためにも、また旭市をよりアピールするためにも協力していただくものであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは議案第3号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計の決算の認定について質疑を行います。

決算書379ページからの施設勘定、滝郷診療所に関してですが、歳入決算額8,382万7,318円で、歳出決算額7,696万5,011円、それで歳入歳出差引残額686万2,307円となっています。先日の担当課の説明によりますと350万円を財政調整基金に積み立て、残額の336万2,000円余りを繰り越すとのことでした。

滝郷診療所へは、僕も毎年予防接種等でお世話になっており、こちらの医師は患者さんに対してとても親切で丁寧な診察をしてくれると大変評判がよく、患者数も年々増加傾向でありました。しかし、施設の老朽化が進んでいますので施設管理費や医業費が妥当であったのか心配なので伺います。

また、直近3か年の診療時間数の推移も合わせてお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） まず初めに、施設管理費と医業費の支出は妥当かということについてお答えさせていただきます。

施設管理費については、修繕工事などが見込めるものについては当初予算に組み入れ、当初見込んでいなかった突発的な修繕工事などは予備費等を使用し、即時対応しておりますので、適切なものと考えております。

また、医業費につきましては、医療用機械器具費において超音波画像診断装置などの買換えを行い、施設の充実を図っております。

次に直近3か年の診療時間でございますが、年度ごとにお答えいたします。平成29年度が1,236.5時間、平成30年度が1,225時間、令和元年度は1,211時間となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは再度伺いますが、滝郷診療所の決算に関して、施設の著しい老朽化や医療用機械、器具等において、医師や看護師ら職員の医業環境を損なわなければよいのですが、本市の見解を求めます。

加えて診療収入では診療済額6,775万9,920円となりましたが、薬価の改定が収益に大きな影響を及ぼすようなので、薬剤の収支として薬価差益の状況と各薬品の購入実績も伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 初めに、医業環境は損なわれていないかについてお答えいたします。

令和元年度は診察室、事務室、休憩室などの空調機の交換工事や屋上防水修繕工事を実施いたしました。

本年度においても新型コロナウイルス感染症防止対策として、患者はもとより、職員の安全と確保と診療所内の衛生環境を整えるため、次亜塩素酸空間除菌脱臭機や空気清浄機などを設置し、医業環境整備を図っております。

次に薬価収益でございますが、薬価収益につきましては正確な数値を出すことは困難でございますが、単価契約の予定数量で公定価格の総額から契約価格の総額を差し引きますと、約100万円の収益となります。

また、令和元年度の診療収入の決算額から医薬品衛生材料費の決算額を差し引きますと、3,847万9,567円となります。

次に医薬品の購入実績の状況でございますが、薬代とワクチン代を合わせまして、平成29年度は3,494万4,000円、平成30年度は2,855万3,000円、令和元年度は2,928万1,000円となっております。令和元年度と平成30年度を比較しますと72万8,000円、2.5%の増となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 最後に伺いますが、厚生労働省が行う薬価改定は、医療用医薬品の公定価格を見直すということでありまして、今までは原則として2年に1度でありましたが、昨年ぐらいからでしょうか、毎年行われるというようになりました。

その傾向は、事前に通知されていますので、そのことを踏まえて、本市としては、どのようなことに留意されて予算立てを行っているのか、具体的な取組等がありましたら、お知らせ願います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 薬価改定を踏まえ、どのような取組を行っているかということについてお答えいたします。

令和元年度の薬価改定率は平成30年12月17日付けで告示され、消費税増税に合わせ、令和元年10月に実施されました。

旭市では、この告示によって示された改定率マイナス0.51%を加味し、患者数や診療収入の実績を基に予算編成を行い、適切な予算執行を行っております。

また、従前は2年に1度だった薬価を含む診療報酬改定ですが、令和元年度以降は毎年改定されるため、今まで以上に国の動向を注視した予算編成を行い、適切な予算の執行を行ってまいります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第6号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。505ページ、下水道事業負担金について、何件分の負担金なのか、また不納欠損額の具体的な理由についてお尋ねをします。

それから513ページ、公営企業会計移行支援業務委託料656万1,842円についてありますが、業務の委託先と業務内容、委託を行うことによるメリットについてお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは議案第6号の2点のご質問に対して、お答えいたします。

何件と申しますのは、未納の件数でよろしいでしょうか。件数というのは未納の件数でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 令和元年度末におきます未納の件数が25件でございます。

あと続けて、委託の件でよろしいでしょうか。委託の件で……

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 失礼しました。

今回1件でございます。この方の状況を申し上げますと、土地の所有者本人が死亡、その後、配偶者が死亡、あとそのご子息も亡くなりました。それで相続の画地ができないものですので調査を行いました結果、そのお子さんの配偶者という方を調査で見つけましたが、残念ながらその方は財産等見合うものがないということで、今回不納欠損に至ったものでございます。

続けて、公営企業の委託でございますが、この内容でございますが、具体的には、公営企業の会計のシステム、こちらの導入に係る導入経費と、あとハード、ソフトの賃貸借料等、もろもろの合計です。総計で1,312万3,684円、これを後ほどのご質問とかぶってしまいますが、公共下水道事業、農業集落排水事業、それぞれ2会計で2分の1の負担で656万1,842円でございます。

なお、請負の業者はCDCシステムということで、実は昨年度、一般競争入札でそちらの導入の入札をした業者でありまして、元年度は随意契約ということでございます。

この導入のメリットとありますが、実は議員ご案内とは思いますが、公営企業ということで複式簿記の仕訳に基づいたもろもろの会計処理が必須となりますので、当然、導入すべきものと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、513ページの委託料の関係、結局、下水道と、それから集落排水ですか、これは事務というより事業、今のシステムと変えるということですね。

そういう中で、なぜ委託しなければならないのか、当然、市には資産台帳があるでしょう。資産台帳があつて、そしてこの償却などは多分税法上でやっていると思うんですよ。職員で簡単で私はできると思うんですが、なぜ業者委託をしなければならないのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 説明が不明瞭で申し訳ございませんでした。

今、議員ご指摘の固定資産でありますとか、企業債、こういったものの台帳の洗い出しは職員が全て行って、データ化をいたしました。その受皿としてこの導入したシステムに組み込むということで対応させていただいた部分でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 職員がそれを全部洗い出したわけですね。

そういう中で、結局今度は新しい企業会計にする、そこまでやれば、あとは簡単だろうと思うんです。何も業者に委託しなくても。そこまで一番大変なんですよ。そういう中で、当然、優秀な職員の皆さん方ですから、そのぐらい簡単にできると思うんですが、その辺お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 再々同じ説明で申し訳ございません。

職員がそういう作業を行うとしても、やはり複式簿記に伴います仕訳でありますとか、いろいろな勘定科目、こういったものの理解というのは、現金主義であります一般会計の経理とは全く異なるものと考えております。

繰り返しになりますが、今回の委託の中にはそういった作業は入っておりません。純然たる企業会計システムの導入と賃貸借、保守、その他ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第7号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、529ページ、農業集落排水事業受益者分担金168万円についてであります。何件の分担金なのか、また予算額に対して42万円の減収となっておりますが、その理由についてお

尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは議案第7号についてお答えいたします。

農業集落排水事業の分担金でございますが、こちらは1加入につき42万円ということで条例に定められております。42万円の4件分ということで168万円の計上となっております。

なお、予算の差額は1件分の執行残ということでございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは下水道エリア内は接続率は低いわけでございます。下水道事業。

しかしながらそういう中で、農業集落排水事業エリア内の加入率と接続率はどのようになっているのか、また、今後増えることがあるのかをお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それではお答えいたします。

農業集落排水事業の接続等に関しましては、今回決算書と一緒にお配りいたしました歳入歳出に関する説明資料の中に普及率等の資料がございまして、江ヶ崎地区、琴田地区、2地区を合わせた全体の普及率が令和元年度で77.4%ということとなっております。

（発言する人あり）

○下水道課長（丸山 浩） 今後の見込みということでご質問ございました、すみません。

農業集落排水事業自体がもともと小規模の集落の設定でございますので、現段階より飛躍的に伸びるという予測は持っておりません。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、農業集落排水事業も77.4%ということですから、普及率はあまりよくないということですよ。そういう中で、残りの方々はどういう対応をしているのか、お尋ねします。それに対して、また、結局この農業集落排水に加入されない方については、今度はどういう対応を取っていくのかをお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） 大変恐縮ですが、農業集落排水事業につきましては、これは一つ

の言い訳として、4月1日に当方に事業移管いただきました。公共下水道と同じように普及率向上、この辺の目途に目指していくという考えはございますが、個別の普及促進でありますとか、そういったものについては今後検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について質疑を行います。

議案書11ページからの令和元年度旭市水道事業報告についての質問です。

まず年間給水量607万5,225立米と、料金収入の基礎となっている年間有収水量565万4,903立米であります。差し引きおよそ42万立米が料金には反映されません。特に無効水量が34立米で、前年比125%増となっておりますが、当年度の無効水量を10年前、5年前と比較し伺います。

また、無効水量を金額でお示しいただきたいというように思います。

また、江ヶ崎地区とイ地区に排水管布設工事を実施していますが、それにかかった総費用とそのことでどの程度給水件数の増を見込んでいるのかを伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それでは議案第8号につきましてご回答させていただきます。

まず1点目でございますが、無効水量でございます。5年前、10年前の無効水量はどれぐらいかということでございますが、5年前、平成26年度で18万8,698立方メートルになります。10年前、平成21年度になります。こちらは3万8,910立方メートルとなっております。

2点目としまして、無効水量を金額で示すとどのぐらいになるかということでございますが、これにつきましては、東総広域水道企業団からの受水費単価で算出した金額でお答えさせていただきます。

まず無効水量34万86立方メートルで税込みで約1,650万円、内訳としましては、そのうち

の漏水が31万1,495立方メートルで約1,610万円、その他、調定減が8,591立方メートルで約440万円でございます。

続きまして、江ヶ崎、イ地区の排水管工事で総費用でございますが、江ヶ崎地区排水管布設工事で1,605万6,700円、イ地区排水管布設工事で1,171万3,900円、合わせて2,777万600円となります。

この工事に接続ができるようになって給水件数の増加をどのぐらい見ているかということでございますが、この当該工事につきましては、現在、建設課が行っている中央病院のアクセス道路の建設工事に合わせまして行っている工事でございます。現在のところはまだ完成しておりませんので接続はしておりません。この工事につきましては、新しい道路ということで給水件数増加を見込みで工事を行ったわけではなくて、この工事は災害時における断水区域の軽減や将来的な配水エリアの拡大に備えたループ管となる水道管を布設しているものでありまして、今後も建設課の工事に合わせて延伸を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 本市では非常に大きな無効水量となっており、巨額な費用をそれには要しているということであります。

では、全国平均ですか、その辺のところや近隣自治体の状況を伺いたいと、そのように思います。

また、江ヶ崎地区とイ地区に配水管布設工事を実施して、接続の増とか、そういうことではなくてループ化だとか、新しくできたからやったんだという話を今伺いましたが、ほかに何か利点があるようであれば教えていただきたいと、そのように思います。

また、当該年度の漏水発覚や漏水対策、その工事の実績を併せてお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それではお答えをいたします。

無効水量の近隣の状況につきまして、まず1点目としてお答えさせていただきます。

近隣につきましては、銚子市、東庄町、八匠水道企業団とさせていただきたいと思っております。

こちらは5年前、10年前……

（発言する人あり）

○水道課長（宮負 亨） そうしますと、一番新しいデータで平成30年度になりますので、旭

市では平成30年度4.5%、銚子市では6.0%、東庄町では1.4%、八匳水道企業団では2.0%、全国平均になりますと、こちらは29年度のデータになります、7.5%。ちなみに参考までに千葉県ですけれども、千葉県は4.8%ということになっております。

それと先ほどの江ヶ崎地区の工事について接続できるようになった場合の利点ということですが、これにつきましては、道路も完成し水道が通水できるようになれば、先ほど申し上げましたように、災害時等で断水も少なくなりますし、将来的には道路に住宅が張りつければ、そういった方も加入してくれる可能性もあると考えております。

それと、漏水修繕工事でよろしいでしょうか。それでは令和元年度に実施しました漏水修繕工事でございますが、件数で合計が56件、工事費は1,968万8,487円でございます。その内訳としましては、配水管の漏水修繕工事は5件、工事費は903万1,000円、給水管及び止水栓等の給水装置の修繕工事は51件で、工事費は1,065万7,487円でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 無効水量ですね、これはなかなか抜本的な改善傾向にないということが分かったところでありますが、それでは旭市水道長期計画であります旭市水道ビジョンが今年度策定されました。たしか、昨年質疑において、2か年計画で事業委託して策定中との答弁をいただいたことを覚えております。

当該年度は重要作業があったのでないかなと思っておりますが、旭市水道ビジョン策定に当たり最も留意した点と一番時間を要した点、また、業務委託の内容とその費用について、この4点をお尋ねいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それではまず1点目の水道ビジョンで留意した点でございます。

これにつきましては、旭市水道1市3町、17年に合併しまして、各市町とも54年に認可をいただきまして、56年から給水を開始しておりまして耐用年数の時期を迎えるのが同時期になってしまうということが一番、そういうことでいかにどういった形で各施設、配水場や管路の――管路につきましては市内全部で約600キロメートルほどございますので、そういったことで耐震化をどのように図っていくかということに留意いたしました。

時間を要した件につきましては、一番要したのはやはり耐震化計画です。要するに優先順位、どこから耐震化を進めていくか、どういった施設から始めていくかと、そういったとこ

ろです。

内容につきましては、まずは水道ビジョン、これにつきましては10年間の事業計画でございます。それと経営戦略、これにつきましては経営戦略策定ガイドラインに準じて作成をいたしました。それとアセットマネジメント計画、それと耐震化計画、この4点の作成の業務内容となっています。

委託契約でございますが、2,860万円ぐらいだと思います。ちょっとはつきりしたことが……ちょっとお待ちください。

税抜きで2,650万円ですから、すみません、税抜きで2,650万円ということでしたらいただければと。申し訳ないです。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての15ページ、業務量についてであります。先ほどちょっと、これは質問があったようでございますが、無効水量が前年度と比較して、6万8,779立方ですか。前年から比較しますと、25.4%増えています。その理由についてお尋ねをします。

それから17ページ、事業費に関する事項について、原水及び上水について、前年度と比較して5,500万円ほど低くなっていますが、その理由についてお尋ねします。

それから29ページ、企業債明細書であります。企業債の借入利率も近年は0.5から0.6%と低くなっていますが、合併前などに借り入れた企業債の利率は4.4%と非常に高く借り入れてあります。水道事業会計は剰余金もあり繰上償還をすることができると思いますが、ただ、そういう中で、これらの企業債は借り換えることができないから現状のままにしておくのか、その辺をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 水道課長。

○水道課長（宮負 亨） それではお答えをいたします。

まず1点目でございますが、無効水量、内訳としましては、こちらは赤水や漏水に伴う調定減が8,591立方メートルで、こちらは全体の0.1%になっております。

その他が漏水となりまして33万1,495立方メートルで全体の5.5%となっております。前年対比で6万8,779立方メートルの増加の要因としましては、漏水量6万8,591立方メートルの増加によるものでございます。

続きまして（２）でございますが、原水及び上水費、これは東総広域水道企業団からの上水購入費、受水費でございます。この受水費につきましては基本料金に相当する部分と使用水量に応じた部分との２段階で計算されるものでございます。そのうちの基本料金の部分の基礎となる基本水量の基本水量割合が平成30年度までは契約受水量の85%であったものが、令和元年度から3年度までの3年間につきましては76%に、9%ですか、85%から76%に引き下げられたことにより約5,500万円の減となったものでございます。

3点目でございますが、企業債でございますが、企業債の借換え及び繰上償還につきましては保証金を支払うことにより行うことができますが、この保証金について、特に借入利率が先ほど議員からもお話がございましたように、借入利率が3.65%から4.4%と高い政府資金に以前照会したところ、支払い予定利息とほぼ同額が保証金として必要となることでしたので、借換え及び繰上償還は行いませんでした。

なお、平成17年移行に借り入れています公庫資金や機構資金につきましては、未償還残高が多いこともあり、利息の軽減が見込める部分がございますが、企業債の借入れは水道事業としては、世代間の負担の公平性の確保をすることが本来の目的でございますので繰上償還は現在のところは予定はしておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 議案第9号について質問をいたします。

20ページの教育費の説明欄2番の教育の情報化推進事業についてですが、これは4億5,000万円余りを使いましてタブレットを全小中学生に配布をするというような事業ということですが、まずタブレットの台数、それと購入単価、それからいつ頃実際に使われるようになる予定なのか、そして、このタブレットの配布によりまして授業がどのように変わっていくのか、お伺いをいたします。

次に21ページ、小学校施設改修事業、それと次の22ページの中学校施設改修事業、同様の事業と思われるので一緒に質問をします。

小学校の改修事業については網戸の事業もありましたが、そちらのほうでなくて、手洗い場の増設ですか、このことにつきまして質問をさせていただきます。

それぞれの手洗い場を設置する学校は、学校名をお伺いします。それとどのような手洗い場、方式ですか、どういう方式になるのか、お伺いします。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの、建設課長、下水道課長及び水道課長より発言を訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 先ほど、議案第1号におきまして、高橋議員のご質問の中で、(33)、P237の案件で、最後に答弁しました修繕内容につきまして、修正をお願いしたいと思えます。

まず、旭市舗装修繕計画によりまして試算をいたしました修繕の内容でございます。年間修繕費用として約7,600万円ということで、年間、修正をしてください。お願いします。

あとは、年数の計画年ですが、40年を計画年としております。総計で30億4,000万円ということをお願いしたいと思えます。

また、対象道路の延長ですが、約1,096キロメートルということをお願いをしたいと思えます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（伊藤 保） 下水道課長。

○下水道課長（丸山 浩） それでは、先ほど、高橋議員よりご質問のありました議案第6号及び議案第7号のうち、公営企業会計移行の支援業務の委託先ということで、先ほどシーデーシーシステムと私申し上げましたが、正式名称を申し上げます。千葉市中央区、シーデーシー情報システム株式会社ということで、大変恐縮ですが、訂正をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 水道課長。

○水道課長（宮負 亨） 先ほど、議案第8号で、林議員から質問がありました最初の無効水量の関係で、2か所訂正のほうを、申し訳ございません、お願いいたします。

無効水量を金額に換算したら幾らになるかというご質問の中で、無効水量の内訳の漏水、まず量です、33万1,495立方メートルが正解なんですけれども、私のほうで読み間違えてしまったようなので、訂正のほうをお願いします。漏水量は33万1,495立方メートルでございます。

もう一つ、調定減ですけれども、この金額、先ほど、調定減の金額約440万円と回答いたしました、申し訳ございません、1桁間違えて、40万円が正解でございます。440万円ではなく40万円に訂正のほうよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（伊藤 保） 引き続き、島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、学校教育課から、20ページ、教育の情報化推進事業について回答いたします。

導入予定のタブレットですが、台数は4,700台。単価につきましては、学習用ソフト代等込みで約7万8,000円。どうにか今年度中には導入できるように予定しておるところであります。

次に、授業はどうなるのかということですが、まず、端末を一人ひとりが持つことにより、個に応じた学習の支援を行いやすくなることが挙げられます。

現在、市で導入している学習支援ソフトを活用することにより、児童・生徒の学習状況を把握しながら確認テストを実施したり、その結果から一人ひとりの理解に応じて問題を出题したりすることができ、学力の定着と向上が期待できます。

校舎内にはWi-Fiが整備されておりますので、教員と児童・生徒双方向のやり取りも可能であります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、私のほうから、21ページの小学校施設改修事業と、22ページの中学校施設改修事業で、手洗い場を設置する学校名と、どのような手洗い場が増設するかについて、併せてお答えいたします。

まず、小学校の洗面台の増設工事についてですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として、手洗いやうがいを継続的に実施しておりますが、洗面台の不足するところと要望があ

った中央小学校、鶴巻小学校、嚶鳴小学校へ、手を洗う際に触る部分を最小限に抑えられるレバー式の蛇口を6基ほど設置し、それに見合う手洗い用シンクに組み合わせたものをそれぞれ4台ずつ増設するものであります。

次に、中学校の洗面台の増設工事についてですが、洗面台が不足している海上中学校へ、レバー式の蛇口を6基ほど設置し、それに見合う手洗い用シンクに組み合わせたものを4台増設するものでございます。

私からは以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） タブレットの配布につきましては台数とかお伺いしました。これは市の所有ということで、教育用の備品というようなことでいいですよね。というような考え方で、貸与すると、子どもらに、そういうことで。

そういうことになりますと市が所有するというのであれば、今現在は4億5,000万円と多額の費用をかけて事業を進めていくわけでありましてけれども、更新費用と申しますか、今後そういうことも考慮されなければならないのかなど。耐用年数とか更新費用とか、今後どうしていくのか、その辺は市の備品であれば市が負担するというようなことになろうかと思えます。多額の負担が発生するのかなと思えますけれども、その辺についてはどう考えているのかお伺いいたします。

それと、事業の内容につきましては、一人ひとりの子どもさんに配って個に応じた支援ができるんだと。それによりまして学力の向上が期待できるというようなことでありましてけれども、肝腎なコロナ対策としての、例えばコロナが今後また多くなって学校が閉鎖されたら、そういったようなことを想定した場合の使い方、その辺については双方向でやったりそういうことが可能なかどうか、その辺についてお伺いをします。

それと、手洗い場のほうにつきましてはレバー式の蛇口ということで、ひねるよりは接触する場面が、場面と申しますか、接触が少なくなるのかなというような気がしますが、できれば、今いろいろ言われておりますが、自動式ですか、お金は当然かかると申しますが、コロナ対策ということであれば自動式の蛇口といったような考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議員おっしゃるように、タブレット端末につきましては、学校

の備品として貸し出すと、このような活用方法を考えております。

また、次に更新する際の費用でございますが、今回整備した自治体では全国で一斉に更新時期を迎えることが想定されます。今回のように国の財政支援があるかどうかは不明ではありますが、更新に当たっては、国や県の情報、他市町村の動向を見ながら、財源と時期について適切な見通しを立て、計画的に進めてまいりたいと考えております。

もう一点、これは家庭に持ち帰っての活用も考えております。ただ、現状では、インターネット環境が整っていない家庭もございますので、オフラインで使用できる学習支援ソフトを使いながら家庭学習で活用するというのを考えております。家庭にネット環境があれば、当然のことながら児童・生徒と教員が顔を見ながら、課題を確認しながらのやり取りも可能でございます。

また、先ほど申し上げましたように、学校においてはネット環境が整っておりますので、これの双方向ってというのは学校においては可能であります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 自動水栓の検討についてご回答いたします。

自動水栓については費用面や衛生面などについて比較検討してまいりましたが、今回の設置場所についてはテラスなど屋外への設置もありますので、耐久性なども考慮したものでありますので、ご理解のほうをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） タブレットの使い方につきましてはだいたい理解いたしました。

水道のほうですけれども、蛇口のほうですか、今回は自動の蛇口は考えていないということでありました。恐らく予算的な面もあると思っておりますけれども、そういった中でありますけれども、レバー式はそんなに高くないと思うんですね。

今のこれを、こうやってひねる方式をレバー式に変えるっていうことも、接触の機会が減るということで有効だと思いますので、そのへんも今後考えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） レバー式の水栓の切替えについては、今後の学校側の意見を踏まえ

て、部分的に設置をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の質疑を終わります。

続いて、木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 全く同じ質問なんですが、やはり島田議員がおっしゃったように、私は、せっかくやるのであれば、これは自動式だと思っていたんですが、そのように私も思います。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 先ほどもご答弁しましたけれども、やはり今回、設置場所についてはテラスなど屋外のほうに設置するのが多いので、耐久性なども、やはり電気……

（発言する人あり）

○庶務課長（杉本芳正） すみません。

屋外などの設置もあるため、耐久性なども考慮したものでございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 屋外だと耐久性が劣るんですか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 自動水栓ですと、やはり電気を通すような形でやると思います。そうすると、やはり屋外ですので風などに反応してしまうような形もあると思うんです。その場合、やはり電気設備等の感知のほうも雨などにぬれる可能性もありますので、それについて考慮したものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、質疑を行います。

初めに、12ページの2款1項1目、説明欄2、庁舎管理費についてです。

これは感染症対策として、この本庁舎へ体温を測定できるサーモグラフィーを設置するものであり、50万6,000円の予算を計上しておりますが、具体的にどのようなもので、どのような契約方法となるのかを伺います。

次に、15ページの3款3項1目、説明欄2、新生児特別定額給付金給付事業についてです。

こちらは、国民1人当たり10万円給付された特別定額給付金の基準日である4月27日の翌日から来年4月1日までに出産した母親に対し10万円給付するもので、およそ4,000万円が予算計上されています。では、新生児誕生の見込み人数と、その具体的な算出理由を伺います。

次に、17ページの4款1項1目、説明欄1、医療機関支援金給付事業についてです。

これは感染症対策として市内の医療機関1施設当たり20万円の支援金を給付するとのことですが、割り返してみますと77件分の予算計上であることが分かります。そこで、市内の対象施設の業種別見込み件数と、旭市の中央病院と滝郷診療所の取扱いについて伺います。

次に、同じく17ページの4款1項2目、説明欄3、あさひ健康応援ポイント事業について質問します。

これまで行ってきた事業を新型コロナウイルス対策を含めたものに拡充するようで、報償費として237万1,000円が計上されましたが、改めてこの事業の目的と当初予算額、加えて新型コロナウイルス対策を含めたとはどのような対策なのか伺います。また、報償費の具体的な内容も併せて教えてください。

次に、20ページの10款1項2目、説明欄2、教育の情報化推進事業について質問します。

この事業に関しては、6月の前定例会で、小・中学校等の学習支援ソフト導入について提案型の質問をいたしました。それは、他の自治体と比較したとき、児童・生徒1人1台の端末の完全整備が急がれ、学校でのネットワーク環境整備、家庭に対する通信環境の整備支援、指導員配置に向けた取組が必要なので、休校時の対応や、きめ細やかな学習支援のために、オンライン授業導入の必要性やその期待が高まっているので、感染症の第2波、第3波も考えたときに、早期の実現に向けた整備計画と運用計画を急ぐべきだというものでありました。

小学生にも分かるように一言で伝えますと、これが今、旭市がやれるフルスペックだと思っています。では、今回のこのものはそれと比べ、どの程度劣っているのか教えてください。

次に、22ページの10款3項1目、説明欄1、中学校施設改修事業について質問します。

工事請負費の836万円、これは海上中学校への洗面台の増設ということですが、今、同じ海上中学校出身の大先輩2人から質問がありました。僕も爪痕を残したいので、薄くなりますが、質問をちょっとしたいなと思います。この事業で少子化に合わせた今後の事業計画等があるようでしたら伺いたいということでもあります。

最後に、23ページの10款5項2目、説明欄1、社会体育施設改修事業について質問します。

総合体育館の空調と換気扇の改修ということで、こちらの事業も感染症対策ということではありましたが、この総合体育館は毎年何らかの工事が入り、非常に莫大な維持費、維持管理費がかかっています。たしか大規模修繕が終わったばかりでありましたが、この提案の事業効果を望むに当たり、当該施設で20年以上続く出入口の雨漏りは解消できているのか伺います。また、今後の改修計画、毎年行っていますが、あるようでしたらお示してください。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、備品購入費のスマート型のカメラのほうの具体的な内容をお知らせします。

防犯カメラタイプかスマートフォンタイプのを現在検討しておりまして、三脚等の上に置いて、設置場所を選ばない汎用性の高いものを想定しております。

契約方法につきましては随意契約を予定しております。

以上であります。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） （2）の新生児特別定額給付金について回答いたします。

林議員おっしゃっていただきましたとおり、対象の児童が4月28日から3年の4月1日までに生まれた新生児ということでございます。

今回の補正予算につきましては、今年度分の事業分、3年3月31日までの新生児を400人と見込みました。なお、4月1日分の新生児分については、令和3年度当初予算で対応したいと考えております。

400人の算出根拠でございます。

既に4月から7月分につきましては、実績ということで102名の実績がございます。8月以降につきましては、過去の3年間の実績、平成29年から令和元年の出生人数で一番高い平成29年451名を月割りした人数、月当たり37人ということになります。そちらに8か月を掛けて、合わせると398名ということで、2名プラスして400名ということで算出いたしました。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、まず、P17、医療機関支援金給付事業の77件の内訳ということで、ご説明させていただきます。

医療機関のほうへの支援ということで、内科等の医療機関35か所、歯科医療機関42か所を

想定しております。あとは、中央病院と滝郷診療所ということでございますけれども、旭中央病院と滝郷診療所につきましては、この支援には含まれておりません。

次に、あさひ健康応援ポイントのほうになります。

まず、内容です。本事業は、市民の健康づくりを支援するため、健診等の取組項目をポイント化し、応募基準のポイント数に達した応募参加者の中から抽せんを行い、景品を進呈するものでございます。

当初予算、景品のところに増額がだいぶ入っているわけですが、当初予算が62万9,000円を、237万1,000円増額させていただきまして、景品として充てさせていただきたいと思っております。

コロナ感染症との関係はどうなんだっていうことだと思いますが、こちらは新型コロナ予防と併せ、自身が健康増進を努めることも当然大事であります。今回、自身の健康づくりへの取組に対するポイントも加えまして、感染症対策を行った場合もポイントを付与しまして、併せて実施していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは、20ページ、教育の情報化推進事業について回答をさせていただきます。

議員おっしゃられるように、6月の第2回定例会においては、第2波、第3波を想定し、インターネット環境がない家庭を最優先に、通信機能がついたタブレット端末の貸与等の環境整備を検討している。また、1人1台のパソコン整備については、今後、研究検討していくと回答したところであります。

ご質問の、フルスペックからどの程度おこなっているのかということですが、現段階の計画においては、オンラインで学校と全ての家庭をつなぐまでには至っていないということが課題であると考えております。

また、今後、教員の指導力と効果的な活用方法については研究をしていく必要があるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 少子化における今後の事業計画でよろしいですかね。はい。

それでは、中学校改修事業について今後の事業計画ということでございます。

学校の再編計画を現在作成している状況です。あと、個別施設計画や長寿命計画についても作成を進め、それに沿って改修のほうを進めたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、23ページ、社会体育施設改修事業について回答いたします。

総合体育館につきましては、開館して23年経過しておりまして、大なり小なりいろんな修繕をかけておるところであります。今回補正はトレーニングルームの空調機、こちらも故障により更新するものであります。また、メインアリーナ四隅に設置してあります、室内の空気を外に排出する排風機というのも、こちらも故障しており改修するものです。

あと、出入口の雨漏りはどうなっているんだということでしたが、こちらは令和2年2月に工事を終えております。

あと、大きな計画はあるのかということでしたが、今のところ総合体育館の予定としましては、令和3年度にメインアリーナの天井の照明改修、令和4年度にメインアリーナの床の改修、張り替えです。あと、令和5年度、こちらが空調関係でボイラー式をパッケージ化の変更を予定しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再度質問を何点かいたします。

まず、庁舎管理費のサーモグラフィシステムですが、この装置の運用方法ですか、いわゆる取扱いが誰が行い、例えばセンサーが反応して警告者が出た場合の対応はどのように行うのかを伺います。

次に、新生児特別定額給付金給付事業についてですが、先ほど、新生児誕生の見込み数を伺い、答弁をいただきました。本市では、出産支援事業等の出産給付事業ですかね。

（発言する人あり）

○4番（林 晴道） 祝い金ですね。新生児が誕生した場合の祝い金がありますけれども、毎年、不思議と予算と決算に大きな乖離がないので、新生児誕生がよく分かるものだなと常々不思議に思い、感心をしていました。でありますので、もし誕生をこの事業で見込んでいる新生児が分かるのであれば、その人の男女比なんかも分かるようであれば教えてください。

次に、医療機関支援金給付事業についてですが、給付金給付の手続きに関して、その時期

や申請方法、それと周知はどのように行うのかを併せてお尋ねします。

次に、あさひ健康応援ポイント事業についてですが、報償費237万円は景品等を拡充するための経費という答弁でありました。では、その参加条件をまず伺います。それと、何といっても一番気になるのは景品の内容になるわけであります。このコロナ禍においては、渡航制限がありますので、まさかハワイ旅行というわけにはいかないのかなと思っておりますが、いっちゃいけませんよね。

(発言する人あり)

○4番(林 晴道) どんな魅力的な景品を計画しているのか、もったいぶらずに、ここでぜひ発表をしてください。

次に、教育の情報化推進事業についてですが、では、この事業にかかる費用4億5,120万6,000円、その財源内訳と具体的な活用方法を伺います。

最後に、社会体育施設改修事業についてであります。予算がつくからといって何でもやればよいというわけではありません。貴重な税金でありますので、本事業はどのような事業効果を見込んでいるのか具体的に伺いたいと、そのように思います。

○議長(伊藤 保) 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(宮内敏之) それでは、ご質問の回答いたします。

まず、サーモグラフィシステムっていうようなすばらしいお名前なんですけれども、予算的に本当に簡易的な測定を想定していましたので、システムアップまでっていうことは考えておりません。

しかし、今の技術でいきますと、AI機能を用いたタブレット型のカメラもありますので、そこではAIで判断しまして、音声でお知らせをします。または、マスクをしていない場合には、マスクをしてくださいっていうようなものができるようなものもありますので、そういったもので庁舎の入り口付近にパネル等で案内をしながら、自己的に測定をしていただいて判断していただくというふうに考えております。

それと、あと、そういったことですから、取りあえず警告時には職員を配置するようなことではなく、まずその状況を見ながら、現在のところ考えているところであります。

それでまた、今後ますますもっとそういった状況が、感染者が増えてきて、こういうことが必要であれば、また、そういった面で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 先ほどの再質問についてお答えします。

男女比ということでございますが、これから生まれてくるということなので、ちょっと男女比のほうは正直分かりません。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） まず、医療機関支援金給付事業の申請方法ということですが、申請は各施設ごとの個別申請ということになります。周知につきましては、医師会、歯科医師会に加入している医療機関には、それぞれ医師会、歯科医師会を通じて申請を呼びかけていただく予定でございます。また、未加入の医療機関につきましては、広報、ホームページなどで周知をしていきたいと思っております。申請の時期でございますけれども、一応、本予算成立後、10月1日から年度内を予定しています。

あとは、ポイントのほうです。ポイントの参加条件ということで、参加条件は18歳以上の方であれば誰でも参加できます。それで、あと、応募用紙のほうに記載がございまして、いろいろな健康に対する取組だとか、健診を受けたとかというのもポイントの一つなんです。今年に限ってはなかなかちょっとポイントを取りづらいということで、また、先ほど申し上げましたとおり感染症も予防するっていう観点から、感染症対策を実施したということにもポイントを付与しまして、500ポイントがたまったら申請していただいて、抽せんで商品を受けるといったようなことになります。

あとは、景品をもったいぶらずに教えろということでございますが、例年A賞からF賞、参加賞ぐらいまでを想定してございまして、おおむねAからDとか上位のほうは健康づくりに関連する品物などが多く、また、さらには市内で使える商品券や買物券なども中心として出している予定なんです。今回は多くの方に幅広く使っていただけるように、商品券や買物券の割合も特に増やしていきたいと思っております。

上位の商品については、まだちょっと検討中でございますので、そちらについては決まっておられません。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、学校教育課から回答いたします。

まず、財源でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から、3億9,897万5,000円、一般財源から5,223万1,000円を見込んでおります。

次に、活用方法であります。学校の授業での活用に加えて、家に持ち帰って家庭学習での活用も考えております。

まずは、第1段階として、インターネット環境のない家庭でもそのまま使える学習ソフトを導入し、児童・生徒が等しく同じように学習できる活用方法を考えております。オンライン授業や動画の視聴などインターネット環境が必要な活用方法については、通信費などの面を含め、今後、研究検討してまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、23ページ、社会体育施設改修事業について回答いたします。

効果ですけれども、まず、トレーニングルームの空調機ですけれども、現在2系統あるうちの1系統が故障しておりまして、残りの1系統で今対応をしているところです。

トレーニングルームにつきましては、現在コロナウイルス感染症予防対策のため、窓を開けて換気をしておりますが、室温がだいぶ上がってきてしまっております。そういったことを防ぐためにも、熱中症予防のため、また、コロナウイルス感染症対策のために空調機の改修を図るものです。

メインアリーナ、排風機ですけれども、こちらもコロナ禍により室内の換気の必要性が高まっております。フロアの四隅から室内の空気を外へ排出することから、こちらもコロナウイルス感染症対策になると考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは最後に、もう何点かに絞って伺いたいと思います。

まず、庁舎に設置するサーモグラフィーシステムですが、要はそこで反応してしまった人の対応、来庁者の万が一のそういう対応が一番大切だと思います。そのへんのところを早期にしっかりと、どのような形で対応していくのかというのを決めてもらったほうがいいであろうと思います。

やはり近くにいる職員の方だとか受付の方だとか、何か被害があっては困りますので、しっかりとした決まり事というんですか、規約というんですか、つくっていただけたらいいのかなと、そのように思います。伺いたいと思います。

次に、医療機関支援金給付事業についてですが、給付金の手続きに関してその時期等はお

尋ねをいたしました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療機関の経営状況の悪化というのが、昨今、新聞、メディア等で知ることになるんですけれども、支援金を1事業所につき20万円とした理由を伺います。

次に、あさひ健康応援ポイント事業についてですが、事業の内容それから計画はよく分かりました。たとえ景品にハワイ旅行がなかったとしても、この事業は市民の健康づくりや健康意識の向上、これはもとより、老若男女誰でも公平に参加でき、それに、担当課長では答弁できなかったと思いますが、実は市内の経済対策や景気回復の起爆剤になるよい事業だと思っています。

行政がまさに今やるべきイベントの一つだと考えるので、僕は、この手の事業は1人でも多くの市民に呼びかけ、大いに盛り上げてもらいたいと思いますし、ここにさらなる予算措置を講ずる議論ができることを望みます。それから、そういうところを踏まえて、本市の見解を求めます。

以上であります。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 指摘のほう、ありがとうございます。

それでは、早速こういった対応のほうにつきましては庁内で検討させていただいて、いい方向になるように準備ができればなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、支援金のほうの20万円の根拠ということでお答えさせていただきます。

他の支援金給付事業であります福祉事業所支援金、介護事業所支援金の給付額が、1事業所につき20万円であるということから、同額とさせていただきました。

続きまして、健康応援ポイントの増額。増額という言葉は到底予想しておりませんでした。担当課としては大変ありがたいお言葉で、感謝申し上げます。

今回の増額補正は、市民自らが新型コロナウイルスの感染予防と健康増進の両方を積極的に取り組んでいただくことを一番の目的としております。増額したことによりまして、市内で使える商品券などを数多くの人に景品や参加賞としてお配りすることも可能となりましたので、ある意味、景気対策としての効果も少なからずはあるのかなとは思っております。

さらに増額させていただくっていうことは大変経済効果があると思いますけれども、健康

増進と感染予防が一番の目的ということで、今回は金額的には妥当であると考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、増額という言葉は、応援として受け止めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、9ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7億6,514万6,000円についてであります。これは国の第2次補正予算で地方へ2兆円交付される交付金であります。今回この交付金を財源とした事業と、この交付金はどのような事業に充てることができるのかお尋ねします。

それから、12ページ、人事管理事務費676万5,000円ですが、感染症対策としての分散機能対応のリモートワークに活用できるオンライン環境のためのパソコンなどの購入費用との補足説明ですが、具体的な事業内容と活用方法と財源についてお尋ねします。

それから、17ページ、医療機関支援金給付事業1,540万円ですが、これにつきましては分かりました。ただ、ここで接骨院です、いいですか。接骨院も、あそこでは保険使えるわけですね。そういう中で、なぜ接骨院については対象にしなかったのかお尋ねします。

それから、17ページ、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業1億円についてあります。これらの具体的な医療機関と空き病床数、それから日数についてお尋ねします。また、それらの金額の根拠についてもお尋ねします。

19ページ、消防防災用備品費338万4,000円についてありますが、具体的な事業内容と財源についてお尋ねします。

それから、19ページ、慰霊碑建設工事432万6,000円について、具体的な事業内容と設置場所等についてお尋ねをします。

それから、20ページ、防災対策整備事業2,082万4,000円について、具体的な事業内容と財源についてお尋ねします。

21ページ、感染症対策・学習保障支援事業4,590万円については、具体的な事業内容と財源についてお尋ねをします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の、こちらのこの交付金はどのような事業に充てるのかということですが、今回の補正予算に計上いたしましたそれぞれの新型コロナ対策関連の事業に充てることとしております。

どのような事業に充てられるのかということですが、コロナウイルス関連で感染症拡大の予防ですとか、あるいは、今回も出していますけれども、空床確保のための支援金の上乗せですとか、新型コロナ関連に関しまして幅広く使えるような形となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 12ページの人事管理事務費についてお答えをいたします。

購入するのは備品でございますが、パソコンでございます、ウェブカメラを附属したノート型のパソコン30台を購入いたします。活用につきましては、職員がリモートワークあるいはウェブ会議、そういったもので活用していくことを考えております。

財源のお尋ねがございましたが、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 接骨院は対象にならないのかということでございます。

今回対象とさせていただいた施設は、医療法に定める病院または診療所、または歯科診療所ということとさせていただきます。

それは、病院、診療所、歯科診療所につきましては、緊急事態宣言発令中であっても、医療提供体制維持のため通常どおりの事業継続が要請されており、この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、終息に向けて、強い使命感を持って医療を提供している医療施設の支援を目的として、対象施設は医療法第1条の5項に定める病院、診療所とさせていただきます。

その中には整形外科は当然含まれております。医療法に基づく医院でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、17ページの新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業についてお答えします。

具体的な医療機関はどこかということですが、現在、コロナの感染症患者を受け入れてい

るのは旭中央病院だけでございます。旭中央病院を対象としております。

それと、期間的にいつまで見るのかという話ですけれども、4月から始まって、4月からは実績がございましてけれども、始まって、今年度いっぱいということを考えております。

それと、病床数の関係ですけれども、現在、千葉県の方は病床の確保計画をフェーズ1から4までの4段階で考えております。現在は、香取海匠医療圏はフェーズの2ということで、それで割当てとして旭中央病院は22床を確保しております。

それと、金額の根拠ですけれども、こちらで病床確保をした場合において、県の方が実施します感染症患者受入れのための空床確保等事業ということで、こちらが一般病床が1日当たり5万2,000円、それとICU、救急が30万1,000円ということで、1日当たり出す予定でおります。それに上乗せということで、2割程度ということで、私どものほうとしては一般病床に5万2,000円の2割程度で1万円、ICUのほうに30万1,000円の2割程度で6万円ということを用意しております。この6万円を22床で3月までということを考えますと、金額的には1億円を超えてきます。ですが、こちら1億円というのは上限として設定しておるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（川口和昭） 19ページ、消防防災用備品費338万4,000円についてお答えいたします。

事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症などに対する感染予防強化の資器材購入といたしまして、カプセル型の簡易担架で、内部と外部を特殊ビニールで隔て、対象者、つまり患者さんでありますけれども、患者さんだけを救急車内で隔離できる装置139万7,000円。救急出動中、ウイルスや菌に対しまして、患者さんや救急隊員に悪影響を与えず、菌などを不活化することができる車載用のオゾンガス発生装置86万4,600円。隊員の感染防止用衣服、救急毛布ほかシーツなどを殺菌し保管することのできる殺菌線ロッカー、これは紫外線効果によるものですが、112万2,000円であります。

これらを購入することにより隊員のさらなる安全確保を図り、感染拡大を抑止するものであります。また、次の救急出動準備のための消毒に要する時間も短縮できるようになります。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 19ページの、慰霊碑建設工事についてお答えをいたします。

この事業は、東日本大震災において旭市で犠牲となった方の慰霊と、震災の記憶を後世に継承するため、震災から10年目を迎えることに合わせ慰霊碑を建立しようとするものです。

場所は、いいおかユートピアセンターの敷地内で、現在、飯岡歴史民俗資料館がございますが、これを解体、撤去した跡地を予定しております。

次に、20ページの防災対策整備事業です。

こちらの事業は、避難所における感染症対策の費用を追加計上しようとするものです。

このうち、需用費の消耗品につきましては、テレビの消毒のためのアルコール消毒液などの消耗品購入です。

14節の工事請負費が三つございますが、アンテナ設置工事につきましては、指定避難所の中でテレビのアンテナがないところにアンテナを設置する工事です。電気設備設置工事につきましては、指定避難所の中で停電でトイレが使えないところに、トイレが使えるようにするための排水ポンプを動かす非常用発電機を設置するものです。もう一つ、トイレ改修工事につきましては、これも指定避難所の中で、海上公民館のトイレを、和式の便器6基を洋式化するものです。

17節の備品購入費につきましては、飛沫感染のために避難スペースの間仕切りに使用するパーティションですとか、あるいは、コンテナ型の防災備蓄倉庫を備品として購入するものがございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） では、学校教育課から、21ページ、感染症対策・学習保障支援事業について回答いたします。

最初に、財源からお答えいたします。

財源については、学校保健特別対策事業費補助金、補助率2分の1で2,250万円でございます。この補助金は、各学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策を徹底しながら児童・生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を補助するというものでございます。あと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から2,340万円を見込んでおります。

次に、具体的な事業内容でございますが、3密を回避して学習するために必要な教材備品、例えば、密集や対面を避けるために、顕微鏡やミシン、ボールなどの購入。それから、フェ

イスシールドやマウスシールド、このようなものをつけて感染症を防ごうと。あるいは、非接触式体温計等々を購入するような予定でおります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、4時45分まで休憩いたします。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） はい。

○19番（佐久間茂樹） 今回提出されている議案は全部付託案件でございます。課長らを見て、ソーシャルディスタンスも取れていないし、長時間にわたって密の状態が続いています。直ちに議案を付託していただいて、審議をそういうふうをお願いしたいと思います。

皆さん、これ、仮にコロナがあったらクラスターですよ。こんな長い時間、こんな密な状態でやっちゃっていいんですか。

議運でも、議案質疑は極力しないようにという話も出ていたんですよ。

議長権限で直ちに付託してください。審議は委員会をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤 保） では、ただいま、佐久間茂樹議員より発言がありましたけれども、この点について、おはかりしたいと思います。

皆さん、議案質疑、委員会のほうに付託してよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） では、一時休憩します。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時50分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に係る執行部の皆さんだけ残っていただいて、あとは退席をお願いします。

引き続き、議案の……、はい。

○19番（佐久間茂樹） 何かさっき私の発言、声が大きかった、大き過ぎるという話があった、言われたもので、ちょっと耳が遠いせいか分からないんですけども、皆さんを驚かせちゃったんだったらおわびします。

ただ、やはり直ね、コロナが身近に迫ってきているんで、皆さんを見て、もしこれで万が

—そういうことがあったら大変だと、その思いがどんどん積み上げてきたものですから、すみません、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（伊藤 保） 引き続き、議案の質疑を行います。

◎会議時間の延長

○議長（伊藤 保） おはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（伊藤 保） 引き続き、議案の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、9ページの臨時交付金7億6,000万円の件でございますが、充当先の事業を見ると、前回の交付金ですか、これから見ますとかなり緩くなっておりまして、新型コロナウイルス感染症に対応した事業でないようにも感じられますが、充当事業についてはどのような理由で決定したのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

交付金の充当事業をどのように決めたかということですが、各課に広くコロナ対策になるようなものを出していただきまして、その中からこの交付金の使用の趣旨に合うものを取捨選択して事業を構成したものでございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、19ページの慰霊碑の建設工事ですか。これは補正の予算に

なるわけでございますが、そういうことであれば、なぜ当初予算で組まなかったのか。当初予算のときは全然そういうことは考えていなかったのかどうか。今回急遽何かの都合でそうになったのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 慰霊碑の件についてお答えいたします。

当初予算のときには全く考えていなかったというわけではないのですが、そこまで熟度が達しておりませんでした。そうした中で、今回計上させていただくこととしたものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

施設の使用料及び手数料についてです。ここでは施設とごみ袋の料金について質問をいたします。

まず、今回の改正案の中に海上健康増進センターが含まれていますが、その設置目的、それに提案理由として受益者負担の公平性と類似施設との均衡を考慮した料金設定という説明がありましたので、海上増進センターの具体的な改正理由について伺います。

次に、もう一点、ごみ収集袋の料金設定ですが、令和3年4月より東総広域でのごみ焼却施設が稼働予定となっておりますので、今回の改正はそのことにより、銚子市、匝瑳市と全て同額の設定であるのか、確認のためお尋ねいたします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、今回の改正の関係でお答え申し上げます。

本来、補足説明で当初細かい改正の経緯などを説明する予定でございましたけれども、こういった事情でありましたので、今回補足説明、ちょっと省略させていただきました。申し訳ございません。その辺で、基本的な事項についてを、これは各施設の共通事項になりますので、それで聞いていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、基本的な事項としましては、使用料の算定については施設の維持管理の原価を出しまして、そういったものを直近3か年の平均を割り出しまして、そういったものの一部を利用者に負担していただくことを基本としております。

2点目としましては、維持管理原価の計算方法は、貸切りの利用の場合、1平米当たりの時間当たりの単価だったり、利用面積に乗じたものとしています。不特定多数の方が使用する場合には、利用者1人当たりの管理運営経費を原価というような考え方でおります。

3点目としましては、利用者の負担割合、公共的な施設であれば市が負担する部分が当然多くなります。しかし、公共性の高いものについては利用者負担を下げ、下げた場合には50%程度というようなものです。場合にはよってはそれ以下のものも出ております。

また、公共性の低いものについては、民間がやっけていまして、民間のほうで利用できるようなものにつきましては、100%の負担というようなものを基本的な考えとして検討してきたものでございます。

あと、4点目としまして、具体的な見直しの額でございますが、こちらは受益者負担の原則に基づきまして基準使用料というものをを出しまして、それと現行使用料を比較をいたしまして、一定の乖離幅のあるものを対象として、上限のほうを現行料の2倍まで、2倍以内に収めるようなものを目安として設定しました。

また、類似施設というのは、類似施設または近隣団体との比較、そういったものを考慮して使用料を改正するものもでございます。

あと、海上健康増進センターの類似施設ということで考えておりますのは、トレーニングルームというようなことから、そういった部分については総合体育館トレーニングルーム、あとはあさひ健康福祉センター、浜のほうにあります、そういった施設も同じようなトレーニングルームがありますから、そういったところとの統一性、均衡を図ったというようなことでございます。

あともう一点、海上健康増進センターの設置の目的等につきましては、申し訳ございません、今手持ちの資料がうちのほうでありませぬので、もし所管課のほうでお持ちであれば、

所管課のほうで答えていただきたいなと思っていますので、よろしく願います。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、環境課のほうからは、ごみ収集袋の料金の設定ということでご質問がございましたので、回答したいと思います。

まず、銚子市、匝瑳市と同額の設定かということでご質問でございますが、これは同額でございます。

このごみ収集袋の料金につきましては、ごみ処理施設の広域化に伴い、東総地区広域市町村圏事務組合で組織する廃棄物減量等推進審議会から答申を受け、構成3市である銚子市、匝瑳市、旭市でごみ処理手数料の統一を図るため改正するものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 海上増進センターの設置目的ということでお答えさせていただきます。

海上増進センターは、15歳以上の方を対象に、運動を通しての健康づくりの推進及び生活習慣病の予防を目的として運営している施設でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、まず海上健康増進センターの使用料、これは実質値上げについてですが、昨年度の利用人数と収入額を改正後の利用見込み人数と金額を比較して伺います。

次に、ごみ袋の手数料変更についてですが、昨年度の種別ごとの売上げ枚数と収入額を改正後の種別ごとの売上げ見込み枚数と金額、これと比較をして伺いたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 申し訳ありません、手元で資料を見つけておりまして、改正、値上げした前と後の増減の比較というようなことで、利用者の増減については比較というものが、そこまでどのくらい増えるか減るかというのまで、申し訳ありません、想定、今のところしたものがございません。

それであると、費用的なもの、どのくらい増えるのかというようなものもあるんですが、今

探しまして、もう少々お待ちいただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 環境課長、準備できましたか。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 昨年度の種別ごとのごみ袋の販売枚数と金額ということですが、手元のほうに今資料がないんですが、30年度の売上げ枚数及び金額ということでしたら分かるんですけども、ただ新しい種別との比較というのは行っていないもので、すみません、資料が整わないので回答が難しいかなと思います。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、申し訳ございません、先ほどの改定に伴う増減額ということで、そちらのほうを回答させていただきます。

海上健康増進センター使用料につきましては、今回の見直しによりまして年間106万円ほど増額になる予定で見込んでおります。

それとあと、施設、利用者の数でございますが、3年分になります、28年2万6,735人、平成29年が2万6,106人、平成30年度が2万6,723人で、3か年平均していただきたい2万6,520人ほどご利用いただいているような状況です。

利用料の増によって、利用者のほう、それほど大きく変更はないのかなというようなことで一応検討させていただいて、料金のほうにつきましては、5年前にも書いてあったんですけども、そのときにはこの健康増進センターについては、見直しは類似施設のすり合わせということで、大本の原価的なものからの変更というのはなかったかというふうに認識しているところであります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） ただいまの再質問、しっかりとしたデータをまとめていただいて、改めてしっかりと議会のほうで提示いただけたらありがたいと。時間も押して密になったら困りますので、後日で結構であります。

それでは、通告の規定によりまして、ルールどおりで行ってきましたが、今回の質疑の最後になりますが、まず健康増進センターの使用料、値上げの件です。

当該施設の利用により、健康管理はもとより、高齢者の体力維持にとっても役立ち、病気予防として三大疾病の予防等に大きな効果があるのではないのかなと考えています。そのことで社会保障費、これは医療、介護、福祉といった経費の抑制にとっても役に立ちます。

本市は、高齢期を迎えられた方の公平性をしっかりと検証できているのか甚だ疑問に思うので、病気予防での社会保障費の抑制、これを鑑みた回答を一度求めたいと、そのように思います。

それに、以前、旧市町ごとに行っていた市民懇談会の海上公民館の会場でも同様の市民の声がありました。当該施設には楽しみに利用している高齢者が多くいらっしゃいますので、分かりやすい言葉で答弁いただきたいなど、そのように思います。

次に、ごみ袋の手数料変更についてですが、本市は近隣自治体に比べ焼却施設への直接搬入が大変多くなっています。あさひクリーンセンターの待ち時間や周辺の道路混雑により大変迷惑をかけています。今回の手数料変更により、混雑状況はどのようになるとお考えでしょうか。

この際、ぜひごみ収集の抜本的な改革に取り組むべきではないかと、そういう時期だと思えますので、本市の見解を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） ただいまご指摘をいただきました健康増進のための施設であるのに、料金の改定、そういった面を考慮したのかというようなことでご質問でございました。

そういったものも考えつつ、担当課のほうと協議をし、我々としましては行政改革アクションプランの中で経費のかかる部分、そういったもののご負担をお願いしよう。当然これからこういった施設につきましては維持補修にかなりの経費を要してまいりますので、そういったものに充てさせていただければなということで、施設を今後長い期間市民の皆様にご利用していただけるようなこととするために、そういうものを判断してやらさせていただいてところでございますので、そういった面からひとつご理解をいただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 今回の手数料の変更により、直接搬入、現在クリーンセンターが大変混んでいる、その状況を改善できるのかということのご質問だと思います。ご質問というか、それに対して当市の考えということですが、具体的にはまだ手数料改正に伴ってのそういう案というのは、まだ実際のところは検討中でございます。

今回広域になるということで、ほかの匝瑳市、今度中継施設となりごみの受入れをするよ

うになるんですが、その際の搬入方法等につきましては、よく銚子市、匝瑳市を含めて検討して考えていきたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正でほとんどの金額が上がっていますが、どのような理由で金額を改正したのか伺いたいと思います。

なお、その上で、この値上げによって施設の使用料収入、どのくらい増えるのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 先ほど林議員のご質問のときにも一部はお答えさせていただきましたけれども、管理運営にかかる費用、そういったものが発生しておりますので、そういったものを受益者の方に一部負担していただくため、そこで充足率ということで、そういったものを考えた中で料金設定のほうをさせていただいたところでございます。

それとあと、どのくらい増えるのかというようなことでありますけれども、すみません、ちょっとお待ちください。

○議長（伊藤 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時13分

再開 午後 5時13分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 大変申し訳ありません、書類が乱雑になってしまいました。

どのくらい増えるのか、これは施設全体のものよろしいでしょうか。大きなものでは総合体育館トレーニングルームというのが結構な人数が利用されていて金額が大きいものから、そちらが1,217万円くらい増えます。それ以外の施設につきましては約500万円くらい

で、トータルで1,770万円くらいを今回の改正よりまして増を見込んでいるところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この新型コロナウイルスの関係で経済状況が悪い中で、なぜこのような時期に改正するのか、お尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） この時期になぜ改正を行うのか、その辺も庁内の中では先に送るかどうするかというのは議論させていただきました。

当然、行政改革アクションプランの中で定期的に5年ごとに見直しを行うということで、5年後に、平成30年に検証を行いました。それで31年度、昨年度ですか、昨年度もそういったものを提案する予定ではいたんですけども、内部で検討するのに、調整するのに時間がかかったということで今年度になったような次第であります。

そういった行政改革アクションプランの中では、そういった定期的なものを見直した中で負担をお願いしようというような基本的な方針がありましたので、今回上程させていただいて、来年の4月1日ということをお願いしたところでございます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 施設の中には市民の憩いの場、ふれあいの場として利用されている施設が多数あるわけですが、市長は常々市民の融和を図る、そういう中で旭市は財政的に問題がなく貯金もたくさんあると言っているわけですが、そのような中で、施設の使用料を値上げしても1,700万円なんですね。なぜ上げる必要があるのか、市長にお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この使用料、手数料の改正の問題、30年に一応、時期として5年経過する31年から少し改定をしようということで進んでいたところでありまして、その中で、昨年やはり31年、2年。

昨年は台風災害がありまして、災害があつて、この時期に上げられるんだろうかと、そういうような話もあつて今年に延びたわけでありましてけれども、今年はまだコロナ禍の中で本当に市内でもいろいろと苦慮していたところでありますけれども、いずれにしましても、総

合体育館のトレーニングセンター、利用者も多いわけでありますけれども、新しい機械の購入やら施設の維持管理費、そういったものの莫大なお金がかかるということもありまして、それと同時に、民間のトレーニングセンターと比べて3分の1、4分の1の値段でやっているということもありまして、あそこが最大の値上げのやらなければならないのではないかなというような話になってきまして、それと使用料、手数料、それと同一に5年に一遍くらい見直しをしようというようなことの中で今回提案させていただいたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第13号、工事請負契約の変更について、新庁舎建設工事ではありますが、新型コロナウイルス感染対策として新庁舎の建設費を6,485万6,000円の増額をするものですが、答弁漏れのないよう具体的に分けて伺います。

まず1点目は、予定価格に対する落札額と、その落札率。2点目は、今回の増額は予定価格の個別の価格の何%になるのか。3点目は、新型コロナウイルスが国内で発生してから緊急事態解除までの月日を時系列でどのようになっていたのか、お尋ねします。4点目は、コロナでの休止は4月26日から5月6日の10日間ということですが、これは市の要請か、また業者からの申入れか、その理由について。5点目は、庁舎完成の時期は今年の12月28日、それが来年3月16日、コロナでの遅れであるかどうかであります。それがなぜ2か月半も延びたのか。6点目は、工程表に対し、工事の進捗状況が毎月業者から工事履行報告書が出るとしています。その中で、7月21日工期延長願が出たということですが、7月の遅れは何%か。それと、発注依頼、進捗率が工程表を上回った月は何か月あるか。また、今年1月から6月までの月ごとの遅れの率をお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 質問が多岐にわたりました。一つずつやっていきますが、漏れがありましたらば、またご指摘をいただければと思います。

申し訳ありません、予定価格と落札率、いますぐ手元に出てきておりませんので、一番最初のところから止まってしまいました。それと2番目、今回の率、増額分が何%かというようなお尋ねもございました。そんなに全体の中で多くのパーセンテージを占めているほどではございません。1.数%だったというふうに記憶をしております。それと……。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） はい。すみません。今回変更した部分についての最初の設計額に対して、今回の変更分が幾らで、どのくらいのパーセンテージかというお尋ねかと思いますが、申し訳ありません……。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） はい。すみません。個別の形での前と後の数字が今手元にございませんでしたので。すみません。

一番目の質問に戻りまして、すみません、落札率のほうをお答えをさせていただきます。建築工事につきましては、予定価格が38億1,200万円に対しまして、落札率は87.36%でございました。

今、設計を直した部分について、個別の部分につきましては、申し訳ありません、合計しかありませんでしたので、個別、持ち合わせておりませんでしたので保留をさせていただきます。

それと3番目、解除までの月日ということがございました。新型コロナウイルスで、後の質問とも兼ね合ってくるかもしれませんけれども、JVであります奥村・阿部特定建設工事企業体からは4月22日に工事の中断の申入れというのがございました。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） はい。それに基づきまして、一定の期間、工事の休止をいたしまして、その後また再開したというところでございます。

その日にちということでございますよね。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 申し訳ありません、新型コロナについての日本の中での全体の対応

について時系列で把握しておりませんでしたので、今お答えできませんで申し訳ありません。

次に、4番目のご質問で、コロナで4月26日から5月6日まで工事のほうを休止したわけですが、これはさっきちょっと申し上げ始めたところですが、JVの事業者からの要請で行ったものでございます。

それと5番目のご質問、はい。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい、そうです。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 理由でございませうか。理由は、当時新型コロナが流行している真っ最中でございました。ほかの建設業者でも建設現場のほうでコロナの患者が発生したというような状況も出ておりました。幸い旭市の現場では出ておりませんでしたけれども、このまま続けることを非常に危険だという部分もございましたので、休止をしたいということで申入れがあったものでございます。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。5番目でございますが、5番目は……。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。コロナの理由は直接的には4月の後半から5月の間だけでございますが、その部分だけを理由に遅れたということではございません。

後の部分と関連してまいります。材料であります鉄骨、あるいはそれを造るための高力ボルトというものの需給が逼迫していたという事態がございました。それは少し前に分かっていた部分なのですが、ただ、分かった時点ではまだ工期もだいぶ先までありますので挽回できるのではないかとというように踏んでいた部分もございます。しかし、それに新型コロナが今年になってさらに加わったということで、期間を挽回することは難しくなったということで、表面的にコロナで見た部分はそんなに期間は多くありませんでしたが、鉄骨のほうの材料の調達という部分も含めまして、期間が多くかかったというところがございます。

それと6番目でございます。工程についての進捗率というお尋ねがございました。月ごとということではございましたが、さらにその……。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 延期願は4月でございます。延期願、失礼しました、これはコロナでございますね。7月に工期の延期願ございました。その時点では……。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) はい。進捗率は8.7%でございまして、ただ、一番最初に想定した率としては12.6%でございました。それが……。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) はい。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) 7月。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) はい。履行表で、今申し上げました12.6というのが一番最初の進捗の予定でしたが、それが実際は8.7という状態でございます。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) 遅れがじゃありません。進捗率で申し上げました。

(発言する人あり)

○総務課長(伊藤憲治) はい。遅れというのをどういうふうに表示していいかが難しゅうございますが、月日で表現いたしますと、現在延ばしたような形の2.5か月、あるいは3か月近くといたしますか、そんな状態の月日の遅れということになります。

(発言する人あり)

○議長(伊藤 保) 高橋議員、そこでしゃべっていないで、手を挙げて質問をしてください。

(発言する人あり)

○議長(伊藤 保) 暫時休憩して、話し合ってください。時間がちょっとたち過ぎますので。

休憩 午後 5時30分

再開 午後 5時31分

○議長(伊藤 保) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長(伊藤憲治) 混乱して申し訳ありませんでした。

まず7月の進捗のことについてお答えをいたします。最初に予定していた進捗率としましては12.6%でございました。実態としましては8.7%ということで、3.9ポイント遅れている

という状態でございます。

それと、最初工期の中から遅れたとき、あるいは進んだときというようなご質問もございましたが、最初の頃は順調にやっております、進んだ月というのは結果としてはございません。みんなちょっと遅れていたという状態でございます。

それと、1月から6月についての率というのがございましたが、今年の1月からということでございますが、今年の1月でいきますと、一つ一つ申し上げますか。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。1月が一番最初の予定では32.8%。それが25.4%。2月が……。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） はい。1月はポイントで言いますと7.4ポイントの遅れということになります。2月は最初の予定に対しては9.8ポイントの遅れ。3月は最初の予定に対して15.1ポイント。4月は最初に対して、すみません、計算ができませんでした。18.2ポイントでしょうか。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 19.2ポイント。失礼しました。

5月が12.6ポイント。6月が、すみません、計算が63ですから、7.6ポイントです。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 7月は先ほど申し上げていないですね。前月ですね。

さっき私、7月、令和元年の7月の数字を申し上げてしまいました。申し訳ありません。令和2年の7月をお望みだったとすればもう一度申し上げます。予定としては68.9%だったものが59.2%ということで、ポイントとしては9.7ポイントの遅れという計算です。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

予定価格に対して87.3%ということで、多分これは業者が予定価格に対して87、まだだいぶ枠があるということで業者が市に要望してきたと思います。

そういう中で、本来であれば、設計は横河ですね。監理監督も横河なんですよ。なぜこの設計と監理監督を別の会社にしなかったのか。そういう中で、市の職員があそこの担当をやったって、これは何の資格も、何が何だか分からない人が、なぜ職員があそこの担当をやっているのか。そういう中で、設計と監理監督をなぜ業者を別にしなかったのか伺います。

そういう中で、ちょっとこれは、今回追加の率は分かりませんが、本来なら当初落札の率と同じにやっているんじゃないかと思うんですね。

また、新型コロナが国内で発生してからの緊急事態解除までの月日を時系列で、私調べたものがありますので説明しますが、1月16日に国内で初めて感染が確認されたわけですね。そして2月27日に小・中・高校に臨時休校、3月23日に市内で初めて感染が確認され、4月7日に7都府県に緊急事態宣言、そして5月25日に緊急事態宣言が解除されたわけです。こういうことになっているわけです。そして、先ほど休止について業者からの申入れということでございますが、建設業法で業者からの申入れが果たして効くのか。私はそれを疑問に思うんですよ。業者からの申入れというのは本来ならないわけです。これは令和2年2月26日に国交省から出ている書類がありますよ。それには契約約款には工事の一時中止は発注者がやるようになっています。

それで、このコロナで4月26日から5月6日まで業者の要請で休んだということですが、今度やっぱり国交省から一時中止の期間は本通知から令和2年3月15日までの間ということで、2月25日、国交省から10日間出ているんですよ。国交省から出ているとおりにこれがやっていたら私は何とも言いません。全然関係ないわけですよ。なぜそういうことになったのか。

そういう中で、資材が遅れた遅れたって、これはやっぱりこっちの進捗が、工事の進捗状況が遅れれば、当然向こうだって今度はそれに合わせて鉄骨の部材を造るわけですよ。何も市に全然関係ない、またコロナにも全く関係ないわけです。そういう中で、なぜ市はこれを業者と話し合いをした、これでは業者の全く言いなりなんですよ。

そういう中で、市長はどういうふうにするのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 工事の休止については、国交省、国からの指示があつて業者が確かに行政のほうへ相談に行きました。それで、業者のほうの話を聞きながら行政のほうとしてもしっかりとそれは受け止め、大手ゼネコンの面の事業者に対しても国からの指導があつたというようなことでありまして、私どももしっかりとそここのところほどのくらいの工事の休止が必要なのかという部分は協議をしたところでありまして、その結果そういう期間になったということでご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市長、ご理解とかなんとかって、何が何だか分からないで業者の言いなり、これは私はやはり疑問に思った中で、建設課で道路工事でコロナ対策で何かちょっと私も聞いたもので、国交省から出たものが県を通じて建設課へ来ているわけですよ。業者に言われたから私は認めた。全部で幾ら、9,000万円からですよ。何が何だか分からないで、これでは泥棒に追い銭じゃないですか。私は遅れはいいと思うんですよ。なぜ市が払うのか。しかも業者に言われた。私らでも知っていることを執行の皆さんが知らないで、どうせ人の金だから払っちゃおう。こんないい加減なことないんじゃないですか。これ、皆さん方が払うならいいです。市民の汗水垂らした税金なんですよ。その辺、十分認識してくださいよ。

これ、市長も課長も持っているんでしょう、国交省からの。4月なんかに休んだというのは、こんなの理由にならない。国交省からは2月25日に出て、3月5日まではとちやんとうたってあるんですよ。

そういう中で、市長、どういうふうにするのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 国交省から通達があったのは4月8日にあったというようなことで、いずれにしても、工期の延長については、コロナの状況の中で業者に言われなくてもそういった検討はしていたところでありまして、その中で適当に事業者が休むのはどのくらいだということも綿密によく計画をして、行政のほうは少し短くしていただいたというようなことも聞いておりますので、そういった部分ではお互いの話合いという部分もあるんだと思います。

国交省からの通達は、そういうような中で、私は4月8日の部分だけ見ていたところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 日付につきましては、今、市長から申し上げたとおり、2月というものもございましたけれども、4月にもう一度国交省から4月8日に出ているというものもございましたので、そういったものを踏まえまして対応しているところでございます。

それと、先ほどご質問の中に9,000万円ぐらい上がってという、業者の言いなりじゃないかというような趣旨のご質問もございましたが、今回の金額の中身は工期を延ばしたものと仕様を変えたということによって金額を変えたもの、両方の面がございます。全部が工期を変更したことというので金額が変わっていない、変わったものではないということは申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

○20番（高橋利彦） 次に、議案第14号工事請負契約の変更について、予定価格に対する落札額、その落札率ですか。そして今回の増額は予定価格の個別価格の何%になるか。そして、これは本来であれば電気工事とか設備、これについては遅れたから何とかということ、発注者が払うという事例は全くこの辺にもありません。

そういう中で、なぜ払うのか。皆さん方は、これは質疑ですから、3回終わったら、あとはということでしょうけれども、この件、議会が通ったら、市民に何て説明できるか私は不安なんです。そういう中で私は今回これを質問するわけでございます。正当な支払いだったら私は何とも言いませんよ。遅れだけなら何とも言いません。これは全く業者の都合で遅れた。先ほど履行表、工程表と比較してかなり遅れている中で、これは市の責任でもコロナの責任でもないわけです。

そういう中で、なぜこれを支払いをするのかお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 3点のご質問に順番にお答えしてまいります。

まず1点目、予定価格と落札率でございますが、電気工事につきましては、予定価格が6億3,850万円に対して、落札率は80.11%でございました。

2番目の質問で、個別の設計ごとの金額ということでしたが、先ほどの建築のところでも申し上げましたが、個別の形での積算を出しておりませんので、答弁のほう、申し訳ありません、できません。

それと3番目、なぜ払うのかという趣旨のご質問がございました。今回、その市が払うというものの大前提としては、契約の約款もございます。国からの新型コロナに伴う工事の遅れ等についての対応というのもございます。あるいは品確法等もございます。そういったものに照らす中で、それは工事業者、受注者のほうの責めに帰すことができないものということで、責めに帰すことができないものについては、発注者であります市のほうで経費を負担するというところで今回提案しているものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは国交省から出ているとおりなら問題ないです。しかし、4月8

日に出た、国交省から出ています。ここに持ってきたつもりで持ち合わせしていないんですが、発注者の責任だということはありませんよ。しかし、あくまでも払えということは書いていない。

それと同時に、これは工事が全然遅れていないで、工程表と同じ、もしくはそれより進んでいた中でコロナの影響で遅れたなら、これはやむを得ないと。もう既に一番遅れたのは、ここに国交省から出たのがありますよ。建設工事等の対応ということでもあります。しかし、ここには払えということは書いていないわけです。

そんな中で、この工程表に対して業者から出た履行で、全部遅れているでしょう。まして今年の2月、3月になったら、まごまごしたら20%も遅れているのがあるんですよ。それが何でコロナの責任か、市の責任かということなんですよ。

これは課長であつたら払えますか。市長であつたら払えますか、市長。市長にお尋ねします。コロナの影響でという理由づけで払えますか。業者が当初から遅れているんですよ。その辺、市長にお尋ねします。

○議長（伊藤 保） 質疑の途中ですが、ここで18時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 5時51分

再開 午後 6時 5分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。幾つか申し上げます。

一つは、国交省の通知には払えとは書いていないというようなおっしゃり方がございました。これにつきましては、原因がどうかというところでどうするかということが分かってくるということに考えております。先ほど申し上げましたとおり、原因が受けた側の今回でいえばJV側の責任ではないとすれば、それは発注者である市のほうで払わなければならないとなっておりますので、そういった面で今回追加の議案として提出しているものです。

先ほども少し申し上げましたけれども、全部が工期が延びたということで金額を変えたものではございません。工期が延びたことによって増える部分と、そうではなくて、そもそも

の仕様を変えたということによって金額を増やしている部分がございます。

さらに、もう少し申し上げますと、新型コロナで現場のほうの工事を中断した期間は確かに短うございましたけれども、その前から新型コロナにつきましては、既に国内で蔓延しているといえますか、多く発生しておりましたので、それを考えて業者のほうは慎重に工事を進めていたという面はございました。そういう面はございました。

それと、進捗状況の話について申し上げますと、進捗状況、先ほど月ごとに申し上げてまいりましたが、あの進捗というのは、こちらの建設現場での進捗ということではなくて、それを建設するための材料の進捗等も含めた形での率ということにしておりまして、その中で大きな部分を占めるのが鉄骨の部分の生産ということでございます。それが遅れた理由という部分がございます。それは国内での需給が逼迫していて難しかったということと、それを留めるための高力ボルトもなかなか追いついていない部分がありまして、ですから現場でやる作業が遅れていたということではなくて、そこの下請けといえますか、材料となります鉄骨を造っている部分が遅れていたということで、前段申し上げました進捗率の遅れということにつながっているものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 課長の説明は私は全く納得がいかない。鉄骨が云々と言った。今鉄骨は生産過剰なんですよ。それと同時に、やはり工期というのは、多分今JVで受けている業者が、その鉄骨屋と契約した中でやっている。だから、鉄骨屋も置く場所とかなんとか考えたら、やはりこっちの進捗状況を見ながら、これは一体でやっていると思う。向こうはJVの下請けですからね。一体のものなんですよ。

そんな中で、工事が云々くんぬん言いますけれども、コロナには全然関係ないわけですよ。だって、これ進捗状況、工程表がある、そこに履行表がある。業者はこっちが進んでいる、こっちが遅れている、そんなのは一体の中でやってくるわけですよ。

いずれにしても、コロナで工事が遅れたというのは全くでたらめなんですよ。そうじゃないですか。じゃコロナで、あそこで現場で何かコロナが発症者がいたのか。この履行表を見たら、ずっと正月あたりからかなり遅れているでしょう。正月で、1月7.4、2月9.8、3月15.1、4月になったら19.2、本当にコロナが原因で遅れているなら私も何とも言いませんよ。コロナにかこつけて皆さんは工事代金を市民の貴重な税金を払おうとしているから私は言うんですよ。それが我々議会の役目なんですよ。執行のチェック機関なんですよ。

そこで、先ほどだいが市長、いぎれていましたけれども、このコロナの時期と言っていましたけれども、本当にコロナで遅れているのか。なぜコロナを盾に工事代金を業者に払おうとするのか、その辺、市長にお尋ねします。課長は関係ないです。課長は説明員だ。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） コロナの直接の事業者ですか、奥村・阿部のJVのほうに関係がないとは言えないのではないかな。2月から始まったコロナ禍の中、十分注意をしながら工事を進めていく。それと同時に、そういった心配がある作業員は来ない人もいるというようなこともありますし、全体的にコロナの影響が全然ないというようなことは絶対ないと私は思います。

そういったことで、市と国、そして業者、ゼネコン、そういった部分のいろんな機関が相容れるような、そんな状況を作って変更計画を作ったのではないかな、そんなように思っているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第15号、工事請負契約の変更について、機械設備工事の関係でございますが、新型コロナの対策として新庁舎の機械設備工事1,020万8,000円を増額するものですが、そういう中で、コロナコロナと言いますが、どこにコロナの影響が出ているのか。この進捗状況を見た中で、これだけ工事が遅れている中で、コロナの名目で貴重な市民の税金を払ったら市民は何て言いますか。また、我々議会は何て弁明できるのか。議会というのは、執行のチェック機能を持ったのが議会なんですよ。

市長にすれば、提案者ですから、自分の出してきたものを否決されるということは不信任にも値するわけです。自分のメンツと、それから市民の税金を払う、どっちが大事なのか、その辺、市長にお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 工程等の部分のご質問もございましたので、私のほうからお答えいたします。

まず、コロナだけで延びたということは私は申し上げておりません。コロナも一つでございます。その前に申し上げた鉄骨、あるいはそれを留めるための高力ボルト、それが市場の中で逼迫していたという事態があつて、それによって延びていて進捗率も下がっているということを申し上げましたので、そこはご理解をいただきたいと思います。

提案した理由の中にコロナということも申し上げましたが、コロナだけで上げているということではないということをご理解をいただきたいと思います。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） はい。前、作っていたときの市場の関係の新聞等も見ておりましたが、それ今記憶ということになってしまいましたが、状況が逼迫しているというのは、そのとき承知しておりました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の工事について、全くコロナが影響ないとは私は思っていないところでありまして、そういった関連のいろんな影響下の中で契約の変更、そういったものは出るということは、しっかりその原因がしていれば支払わなければならないのではないかなど、そんなような思いでいるところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾らこれはここで話をしても、同じことの繰り返しなんですよ。コロナが発生してそういう状況であれば、私は何とも言いませんよ。工事業者からの履行表を見たら、これは市民に渡して、これはコロナで工事が遅れますよと言って、市民に説明がつかますか、この遅れを見て。市長の立場でなくて、この数字を見て、コロナで遅れたんだからといったって、20%も遅れているのをコロナのせいにできますか。

市長より我々のほうが住民に対して接した中で説明もしなくちゃならないわけですよ。ここにいる議員の皆さん、そうですよ。何て説明できますか。その辺、十分踏まえた中で、この議案、今後通すか通さないか、何も今から引っ込めても問題ないわけですよ。引っ込められないということは、それだけに業者に義理があるということですよ。それでなくても旭市はいろんな問題を抱えているところですから。まだ日にちはあるんですから、市長、十分この議案を通すか通さないか考えていただきたいと思います。

そういう中で、市長の答弁をもらいます。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、いろんな状況、市といろんな協議をして工程も進めているところでありまして、そういった中で工期が延長したということの中で、大きな要因の一つにコロナ禍の中、半年以上もコロナ禍が続いているわけでありまして、今第2波とも言えるべき、近隣でも旭市でも再発症しているところでもあります。

そういった中で、工事が遅れてしまったということは、コロナに影響することがだいぶあると、そのような思いでいるところでもありますので、この13号、14号、15号は予定どおり提案させていただきたい、そのように思っているところでもあります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは市長の考えで、しかし、議員が困らないように市長は対応していただきたいと思います。

そういう中で、いずれにしても、よくコロナコロナだと言いますけれども、さっき階段のところで私は進捗率を知らなかった、これはあまりにも責任逃れなんです。市長が知らないはずないです。全部部下は……。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） 報告を受けないというのは、それは責任逃れの一言に尽きますよ。それでは、前にもどこですか、津波避難道路の問題でいろいろ、やっぱり俺は知らなかったって話が出たということでございますが、あんな津波避難道路、そこにファームポンド、いろいろ問題あった中で、俺はそんなの職員から聞いていなかった。それは、その辺……。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員、今ね……。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） じゃいい。それならね、いずれにしても、市長、責任逃れはしないでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長(伊藤 保) 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長(伊藤 保) 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任すること

に決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名します。

総務常任委員会より、島田和雄議員、宮澤芳雄議員、平山清海議員。

文教福祉常任委員会より、宮内保議員、米本弥一郎議員、片桐文夫議員。

建設経済常任委員会より、木内欽市議員、向後悦世議員、遠藤保明議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長(伊藤 保) 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 6時24分

再開 午後 6時40分

○議長(伊藤 保) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（伊藤 保） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に向後悦世議員、副委員長に宮内保議員。

以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（伊藤 保） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号から議案第17号までの9議案をお手元に配付してあります付託議案等分担表1の議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第7 常任委員会請願付託

○議長（伊藤 保） 日程第7、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第4号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第4号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表第2の請願の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は9日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時41分

令和2年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和2年9月8日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（17名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
6番	米本弥一郎	8番	宮内保
9番	高木寛	10番	飯嶋正利
11番	宮澤芳雄	12番	伊藤保
13番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
総務課長	伊藤憲治	企画政策課長	小倉直志
財政課長	伊藤義隆	健康管理課長	遠藤茂樹
社会福祉課長	椎名隆	子育て支援課長	石橋方一

商工観光課長	小林 敦 巳	農水産課長	多田 一 徳
庶務課長	杉本 芳 正	学校教育課長	加瀬 政 吉
体育振興課長	柴 栄 男	農業委員会 事務局 長	向後 秀 敬

事務局職員出席者

事務局 長	花澤 義 広	事務局 次長	向後 哲 浩
-------	--------	--------	--------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊藤 保） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

ここで、執行部に申し上げます。

質問時間が限られておりますので、答弁は、簡潔・明瞭をお願いいたします。

本日、議場内の温度が上がっておりますので、暑い方は上着を脱いで結構ですので、よろしくをお願いいたします。

◇ 向 後 悦 世

○議長（伊藤 保） 通告順により、向後悦世議員、ご登壇願います。

（16番 向後悦世 登壇）

○16番（向後悦世） 皆さん、おはようございます。

議席番号16番、向後悦世です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

さて、私の質問に入る前に、少し話をさせていただきます。

私が知っている限り、旭市の歩みについて、地方分権の推進や広域行政の需要が高まる中で交流人口の拡大と市民生活に直結した事業を実施するなど、近隣市町と比較しても良好なものと思っております。

これも歴代市長をはじめ、議会議員各位、また執行部職員のご尽力の賜物と思っております。

す。

それでは、質問に入ります。

大きく分けて二つの質問を行います。

まず、大きな質問の1点目、合併時から今年までの人口減少の状況について。

人口減少問題については、地方自治体の課題というより国として長期課題であると思いません。

総務省が先月5日に発表した住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、今年1月1日時点の国内の人口は1億2,427万1,318人で、前年から50万5,046人減少したそうです。マイナスは11年連続で、減少数、減少率とも過去最大とのこと。

都道府県別に見ると、埼玉県、千葉県がマイナスに転じ、これまで最も多い44都道府県で人口が減少し、増えたのは東京都、神奈川県、沖縄県の3都県だけで、偏在がさらに際立った状況です。政府が掲げる地方創生の取組や、早くから少子化担当相などを作って対応している状況ですが、効果的な施策が行われているとは思えません。

そういった中で、当旭市におきましても、合併後15年が経過し、統計的な数値が示すように、人口は近隣市町村と同様に減少しているところであります。このまま人口減少が続く場合には、市の財政にも大きな影響を及ぼし、経済産業活動の支障により税収入は減少し、その一方で、高齢化の進行によって社会保障費の増加が見込まれ、市の財政は厳しさを増すことが予想されます。

こういった状況の中で、旭市は今後どう対応していくのか。また、旭市の将来はどうあるべきかを含め、幾つかの点から質問をいたします。抽象的な質問もありますが、容赦いただき、市長の率直なお考えをお聞かせください。

それでは、質問に入ります。

(1)として、平成17年の合併後、人口がピークだった時点の数値と今年に至るまでの人口減少の状況について伺います。

(2)として、人口減少に伴う大きな要因と今まで行われた旭市としての具体的な対策等の内容について伺います。

(3)として、今後地域的に人口が減少となる地区や高齢化が進む中において、旭市の将来に対し長期的な施策の考え方について伺います。

大きな質問の2点目、新型コロナウイルス感染症について。

これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症対策について、国・県の対策や市

独自の対策などが行われておりますが、まだまだ先の見えない現状の中、今後も短期、長期にわたる対策が必要と考えられることから、市の取組について考えを伺います。

(1)として、現在市においては、今後感染者が増加していくことやクラスターが発生した場合においては、抑えられている状況だと思っておりますが、改めて現時点においての市の感染症対策の状況について伺います。

(2)として、今後さらに感染が拡大した場合の市としての感染症対策はどのように進めていくのか伺います。

(3)として、集中豪雨、地震などの複合災害に対する準備も必要と思われる中において、避難所の感染症対策について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、まず1の平成17年の合併時から今年までの人口減少の状況について、まず(1)の合併後の人口減少についてお答えいたします。

ピークというお話がございました。合併後のピークは、合併した平成17年が一番人口が多かったわけでございます。このときの人口が、国勢調査での人数を申しますと、7万643人、5年後の国勢調査では1,585人減少し6万9,058人、平成27年がさらに2,472人減少し6万6,586人となっております。国勢調査によります10年間での人口は4,057人減少しております。

住基人口で申し上げますと、合併時、平成17年の人口が7万1,527人、令和2年7月1日の人口は6万4,972人となっております。住基人口による15年間での人口は6,555人減少しております。

次に、(2)の人口減少の要因と市としての具体的な対策についてでございます。

本市の人口減少の要因は、総合戦略中の人口ビジョンにもありますとおり、様々な要因がありつつも、数字的なものを見ますと、転入転出の差、いわゆる社会増減よりも死亡、出生の差、自然減による影響が大きいと認識しております。特に出生数は、平成30年に初めて400人を下回り396人、令和元年にはさらに3人少ない393人と、非常に厳しい数字として捉えております。

そのための主な子育て支援策としまして、これまで出産祝金支給事業、乳幼児紙おむつ給付事業、第3子以降の保育料及び給食費、高校までの子ども医療費の無料化などの様々な財政的な支援のほか、子育て世代包括支援センターの設置やハニカムの運営、育児支援事業や

赤ちゃん全戸訪問事業などのソフト事業も併せて実施しているところでございます。

少子化につきましては、未婚・晩婚化、安定的な収入を得るための雇用の場など様々な要因が絡み合い生じていると考えており、先ほど説明させていただいた子育て支援策のほか、出会いの場創出事業や雇用対策なども継続して実施している状況です。これらの事業の効果については、近隣との合計特殊出生率等で比較しても、同じく減少はしておるんですけども、近隣よりは高い状況であるため、一定の成果が得られているものと考えております。

次に、（３）の長期的な施策の考え方について申し上げます。

市といたしましても、人口減少対策の結果は直ちに表れるものではないため、長期的な視点で対策を講じる必要があると考えております。さらに持続可能なまちづくりを行うためには、移住・定住人口、交流人口、関係人口の増加による社会動態の改善により人口減少に歯止めをかけるとともに、人口構造の若返りを図り、バランスの取れた人口構造を目指す必要があると考えております。

その対策の一つといたしまして、市では現在、地方創生の観点から、生涯活躍のまち・あさひ形成事業の実現のために全庁的に取り組んでおります。事業を実現することによる市域全体に及ぼす波及効果を考慮すると、将来の旭市にとって一つの起爆剤となり得る大変重要な事業だと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、人口減少、少子・高齢化は、社会情勢はもとより、様々な要因が絡み合い生じている現象だと考えております。そこで、市といたしましては、結婚、子育て、教育、雇用、移住・定住などあらゆる視点から横断的に対策を講じるため、７月に少子化対策プロジェクトチームを立ち上げ、有効な施策について検討することといたしております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、私からは２番の（１）（２）についてご説明させていただきます。

まず、（１）の感染症対策の状況でございますけれども、まず、市民への感染予防対策の周知といたしましては、ホームページ、防災無線、広報、地区回覧、チラシなどを活用し、受診の目安や相談先の案内などと併せまして、随時情報を発信しております。

また、各公共施設などにおきましては、消毒液を設置するとともに、予防方法などが記載されたポスターなどの掲示も行っております。ほか、マスク不足時に重症化リスクの高い重

度障害者や妊婦、独居の高齢者、医療機関、介護施設、小・中学校などへ配布を行いました。加えて、医療機関などへは防護服の配布も行っております。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部を緊急事態宣言前の2月に立ち上げまして、解除後も継続して実施し、感染拡大防止に向け取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、(2) 今後感染拡大した場合の対策ということで答えさせていただきます。

感染の拡大を抑えるには、検査を充実させ、感染経路を断つということも重要な一つと考えます。

市としまして、今後の感染拡大を懸念し、海匠香取管内4市3町の首長より、去る7月30日に知事に対し、PCR検査体制の強化も含め新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を提出し、県に訴えかけております。その後、国から改めてPCR検査体制の強化など戦略が示されまして、県からも各医療機関に働きかけが行われており、現在、前向きに検討されている医療機関もあると聞いておりますので、期待したいと思っております。

そのほか、やはり市民一人ひとりの予防意識が重要と考えますので、引き続き、速やかに情報の周知を行うとともに、手洗い、マスクの着用などの基本的な感染予防の徹底を広く呼びかけ、注意喚起を行っていきたいと思っております。

また、今後も継続して対策本部会議を随時開催し、状況に添った対策を実施するとともに、県や保健所、旭中央病院、医師会などとも協力し、早期の封じ込めに迅速に対応してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 大きな2番の(3) 災害時の避難所の対応についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策の取組としまして、まず、避難スペースをより広く確保するため、多くの避難所を開設します。具体的には、台風などの場合、これまでの4か所から8か所を同時に開設します。また、地震などの場合、28か所全てを開設します。

それから、避難所の十分な換気、避難所へ入所する際に検温などの健康状態を確認、発熱、せきなどの症状がある方は避難スペースを隔離する。マスクの着用の義務とせきエチケットの徹底、頻繁な手洗いやアルコール消毒の実施、県による陽性者専用避難所の設置、こういったことの対策を行うこととしております。

さらに、飛沫感染対策のため、避難スペースにテントを導入することとしております。

なお、避難所の運営方法がこれまでと比べて大幅に変更となったため、先日、対象となる

職員に対して開設の手順などを確認してもらったところであります。

また、避難所での3密を避けるため、自宅での安全確保が可能な方の在宅避難や安全な親戚や友人宅へ避難することを広報紙やホームページにおいても周知をしております。

避難所では多くの方が避難するため、感染症が拡大するリスクが高くなります。避難所の衛生環境を確保するため、避難者一人ひとりが意識して予防対策を実施してもらえるよう呼びかけを行っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） では、再質問いたします。

（1）のところで、平成17年から今日まで約6,500人が減少しているという説明でございました。また、この減少の要因は、自然減が一番の内容だというようなお話でございますが、自然減で人口が減少していく、だからそのままやむを得ないじゃなくて、自然減で減った分、やっぱり旭市に移住してくれる形を整えていくことが今後の旭市にとっても重要となろうかと思っておりますので、その点についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 自然減が大きいので人口が減っていくということで、手をこまねいているというわけではないんですけれども、議員おっしゃるように、自然減で減っていく分を社会増で補うという考え方、そういった考え方に今各地方がシフトは確かにしております。

少子化が激しいということで、少子化の対策を打つことによって、例えば子どもを持った若い夫婦が移住してくるとか、あるいは転入してくるといったようなことを年頭に、先ほども申し上げましたが、少子化の対策プロジェクトチームのほうでこれから、7月に立ち上げたわけなんですけれども、検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） ただいまの説明で、今後、人口減少対策、いろんな角度から考えていくということなんで、よく分かりました。

自分も旭市の潜在能力、様々埋もれさせることなく活用して、都心からでも移住してくれる人を呼び込むことが大事になろうかと思っております。

(2)の質問に移ります。

市民がこの地に住み続けるには、働く世代にとって職場があり、必ず収入が得られることが条件であります。それぞれの条件があり、人口減少に歯止めをかけるには総合的な施策が必要と思いますが、この人口減少に歯止めをかける一層の取組について伺います。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） これからの取組ということですが、雇用の関係ですね。

雇用等につきましても、先ほどお答えしたとおり、生涯活躍のまちを今全庁的に推進しております。生涯活躍のまちだけで人が集まるということではなく、将来的にはその波及効果というものを考えながら、例えば生涯活躍のまちの中に移住してくれなくても、その外でもいいわけです。空家対策等を含めまして。そういった形で広範に考えていくための第一歩として、今生涯活躍のまちの実現に向けて全庁的に取り組んでいるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） (2)の説明で、生涯活躍のまちを起点として働く場所の波及をいろいろ模索しているとの説明がありました。私もそのとおり同感だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

(3)の質問に移ります。

人口減少対策は不断の取組をしなければなりません。今後に向けてどのような対策に力を入れていくのか伺います。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今後の取組、力を入れる施策ということですが、繰り返してしまっていますが、取りあえずは生涯活躍のまちの実現を目指すということです。

それプラス、先ほども申し上げましたが、少子化対策のプロジェクトチームを立ち上げております。この中では、幅広く、少子化対策と言いながら、移住や定住までも考えた施策を練り上げていきたいと考えております。その中で施策について検討するに当たっては、市の資源や産業などの旭市の強み、議員がおっしゃっていたとおり、市の潜在能力、これは旭市にはあるものと考えております。これを生かしつつ検討し、事業化につなげてまいりたいと考えております。

また当然のことながら、移住や定住促進につなげるために、市のPRについては今まで以上に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） 再々質問をいたします。

人口減少について、旭市として潜在能力をフルに生かしていけるような取組をしていくということであります。自分もそのように考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、1点お尋ねしたいのは、少子化チームを旭市が立ち上げて取り組んでいると。その少子化チームというのは何名ぐらいで、どのような方々がやっているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

少子化に対することについて、先ほど申し上げましたが、子育て施策だけに限らず、定住施策、あるいは移住の施策、それから教育面ですとか幅広く検討するために、各課から主に若手の職員なんですけれども、各課からのメンバー18名で構成しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） では、大きな2点目の（1）のところで再質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に対する市内医療機関に医療崩壊を起こさせない医療機関への支援対策についてお伺ひいたします。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） お答えいたします。

市内の医療機関へ混乱をとというようなことでございましょうか、医療に混乱を来さないよ
うにということだと思います。

まず現在、県から委託を受けて地域外来検査センターというのを設置するよう要望されて
いるところなんです、こちらについて国から2分の1、県から2分の1の補助が受けられ
るということになっております。

ただ、旭市内の医療機関につきましては、地域外来検査センターではなく、個々の医療機

関が県から働きかけを受けて独自の検査体制の整備を行うと手を挙げている機関がおるそうでございます。それについての助成につきましては、もしやっていただける場合には、国から2分の1、県から2分の1、これは同様の支援があるものと思っております。

あと、そのほかとしましては、補正予算で出ささせていただきました1施設20万円の支援金を交付するというようなことで、医療機関に対してバックアップしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） （1）のところの質問は、医療機関と国・県2分の1ずつの補助があったり、市としてもよく考えておられるようなので、（2）のほうに移ります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い各種イベントが中止となっておりますが、今年度執行見込みのない予算の取組を変えて、コロナウイルス対策として市内の図書館や公民館などへ非接触型体温計やサーモグラフィーシステムなどを設置する購入資金として活用する考えはありますか。お伺いします。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 今回の補正予算でもいろんな形で消耗品、計上させていただきました。

基本的に今回健康管理課で補正で計上させていただきました消耗品につきましては、検診であるとか予防接種であるとか、そういうのに対応するものでありまして、まだ今のところ、それをもうちょっと広げてという形での考えでは今のところは思っておりません。すみません、そういう形です。申し訳ございません。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びクラスターが発生した場合、地域における医療体制の確保、維持のため、医療関係者が安心して医療に従事できるよう、市内の医療機関や関係者に対し、医療設備や医療器具、マスク等、支援について、市の対応を伺います。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） マスクだとか防護服の関係につきましては、既に配布済みでござ

ざいます。

また、万が一不足があるということであれば、それはその都度対応させていただきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） じゃ、（3）のほうに移らせていただきます。

災害避難所の在り方について伺います。

避難所においては、三つの密を防ぐため、避難者1人当たりの空間を広くしなければならぬため、避難所における三つの密を防ぐための対応について伺います。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

避難所におけます密を防ぐ対策としまして、二つ挙げておきます。

一つは、避難者の方々が避難所で過ごす空間を、間隔を広くとることが一つでございます。

もう一つは、テントを購入いたしまして、キャンプなどで使うテントを室内に設置いたしまして、間を遮断するといいますか、そういった対策を今考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） クラスタ等発生した場合には、24か所の避難所を準備するとの説明でありましたが、避難所で必要な消耗品等の準備はできているのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私の説明が、先ほどまずかったのか、一つつけ加えさせて、今24か所というお話ございましたけれども、地震のときには全ての避難所、28か所を開きます。自然災害のときには、これまで当初開設が4か所だったものを、最初から8か所開く。足りなければさらに開いていくわけですが、数としましてはそういった形でございますので、最初の説明が悪かったとすればおわびいたします。

それで、ご質問の消耗品の関係でございますが、今回の9月補正予算のほうにも計上させていただいております、手指の消毒はもちろんのことですけれども、マスクや防護云々、

いろいろなものを今回の補正予算のほうで計上して準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） じゃ、避難所の設営について、各課の職員への訓練等についてはどのようにしているのか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

避難所の対応する職員に対する訓練といたしまして、先日、8月17日でございますが、総合体育館で模擬訓練と申しますか、模擬開設の訓練を行いました。

そのときの人数、そんなに多くございませんでしたので、もう一度開く予定でございますが、それがあさって10日の日に模擬開設訓練を行います。今度は飯岡保健福祉センターで訓練を行う予定としておりまして、そういった訓練を通じまして、万が一災害が起きて避難所を開設することになった場合でも、慌てないで運営できるようにしたいと考えております。

以上です。

○16番（向後悦世） 大きな1点目で市長に人口減少についてどのように考えているのか、市長の率直な意見をということでお尋ねしておりますので、答弁漏れということで。

○議長（伊藤 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） 人口減少に歯止めをかけるため、先ほど企画政策課長のほうから種々政策について述べていただきました。

私も市内の意見を統一しているということで、そのような状況で進めていきたいと思っておりますが、いずれにしましても、人口減少に歯止めをかけるための要因と申すでしょうか、人口減少の要因というのはいっぱいあるわけでありまして、それを少しでも旭市に来ていただけるような、そんな状況をつくっていかねければ、そんなような思いでいるところであります。

そのためにやっぱり若者の定住、若者に魅力を感じていただけるようなまち、そういったものをつくっていかねければ、そのためには雇用がしっかりと確保していかねければ、そのような思いでいるところであります。

そしてまた、若者が定住をすれば、やはり子育てをしっかりと行政から支援していくということが肝腎だと、このように思います。それと同時に、キャリアのある高齢者の皆さん方に少しでも健康で長生き、その土地で生まれて、この土地を本当に大事にしてもらおう、そうい

った高齢者の皆さん方への支援も必要なのかな、そのように考えているところであります。

いろいろなこともありますけれども、今特殊出生率が1.38くらいで旭市も下がってしまいました。年間の出生者数が380人台に下がってきてしまいました。大きな原因は、やっぱり結婚をしない人が多いということがあります。結婚率の向上といいましょうか、コンシェルジュを含めながらそういった対策を十分取っていききたい、そのように思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 内 保

○議長（伊藤 保） 続いて、宮内保議員、ご登壇願ひます。

（8番 宮内 保 登壇）

○8番（宮内 保） おはようございます。議席番号8番、宮内保です。

令和2年第3回定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。通告の順序に従ひまして質問をいたします。

県は、最初に感染者が公表された1月30日から緊急事態宣言が解除された5月25日までの感染者と解除後の5月26日から8月15日までに公表された感染者の傾向を分析、解除後の累計感染者は1,515人で、解除前の900人を大きく上回りました。8月の感染拡大が際立っております。現在の状況について、記者会見した県保健医療担当部長は、普通に第2波と言うべきだろうと述べました。9月に入って第2波のピークは過ぎたように感じます。一日でも早く終息を願ひするものであります。

そのような中でありますが、今回の定例会は大きく5項目について質問をいたします。

それでは、1項目めの生涯活躍のまちについて、進捗状況についてお伺ひいたします。

8月20日、旭市は国保旭中央病院や道の駅季楽里あさひ周辺に計画する新たな拠点づくりについて、事業予定者グループと基本協定を締結し、商業施設や住宅など交流施設を2022年春に開業する予定で、その後も段階的に整備していくとの新聞報道がありました。

また、3月17日までの進捗状況については、全員協議会で説明がありました。

その後、コロナ禍で予定している事業の実施が困難な状況ではないかと思ひられますが、現在までの進捗状況についてお伺ひいたします。

続きまして、2項目めの洋上風力発電について、市の今後の取組についてお伺ひいたします。

銚子市は、市漁協、銚子商工会議所と連携して、計画が進む洋上風力発電施設のメンテナンス事業を担う新会社を設立し、同市の沖合は長期間の海域占用により安定的な発電事業を可能とする再エネ海域利用法の促進区域に指定され、新会社が地元の受皿となり、大規模洋上発電施設が建設された際の雇用創出や地域活性化を図る考えとのことで、協議会は今年6月、漁業との共生策や地域振興策を前提に指定に合意し、その後、国は指定案を公表し、指定された新会社は株式会社として設立し、資本金500万円の出資割合は、市漁協が6割、商工会議所が3割、市が1割となり、新会社への出資金50万円を盛り込んだ一般会計予算案を可決しました。

そのような中、今回の促進区域には旭市の地区は含まれているのか。また、今後旭市沖にも洋上風力発電が予定されているようですが、市としての取組についてお伺いいたします。

続きまして、3項目めの令和元年度の台風15号、19号についての復旧状況及び補助金の給付状況についてお伺いいたします。

千葉県は、令和元年秋の台風などで発生した農林水産業の被害額の最終報の発表では、合計で752億5,900万円と、東日本大震災の約346億円の2倍を超す甚大な被害となりました。特に房総半島台風、15号台風の被害が大きく、約665億円と9割方を占めました。東日本台風19号は約31億円、10月25日の大雨は約57億円でした。

そのような中、三つの災害を種類別に合計すると、ビニールハウスを中心とした農業施設などが約488億円と被害額全体の65%であり、旭市においても特にビニールハウスなどに甚大な被害が出ました。復旧・復興では、資材の不足などが発生して、復旧にはだいぶ日数がかかっているように思われました。

現在までの台風被害の復旧状況と補助金の給付状況についてお伺いいたします。

続きまして、4項目めの障害者雇用についてお伺いいたします。

障害者雇用促進法は、働く人のうち一定割合以上を障害者とする法定雇用率を定めている。しかし、2018年、対象外の人を加えて法定率を満たしているかのように装う水増し問題が中央省庁で発覚。地方自治体でも相次いで判明いたしました。

政府は、2018年10月に再発防止や雇用確保の方策をまとめた基本方針を決定、2019年6月には、行政機関への監督強化を柱とする改正法が設立いたしました。

現在は旭市職員として何名採用されているのかをお尋ねいたします。

続きまして、5項目めの新型コロナウイルスの経済対策についてお伺いいたします。

(1) プレミアム共通商品券の状況についてお伺いいたします。

プレミアム共通商品券事業は、地域経済の活性化と雇用対策には的確な事業と考えます。しかし、以前より問題視されておりました取扱い加盟店が少ない点がありました。今回の商品券の申込みと同時に取扱い店の募集がありました。現在までの取扱い店の募集状況についてお伺いいたします。

(2) 番目、旭市中小企業者等事業継続資金についてお伺いいたします。

中小企業者や個人事業主が対象のこの支援事業ですが、業種別の件数はどのぐらいなのか。また、売上減少率が50%以上、売上減少率が30%以上の件数は何件あったか、お伺いいたします。

(3) 番目、旭市農水産業経営継続支援金についてお伺いいたします。

どのような作付農家なのか、種類別の件数及び売上減少率50%以上、売上減少率30%以上の件数は何件あったかをお伺いいたします。

(4) 番目として、家賃支援給付金についてお伺いいたします。

国の事業であります。新型コロナウイルス感染拡大で深刻な打撃を受けている事業者の家賃負担を軽減する家賃支援給付金の申請受付が14日にスタートしました。売上の急減を条件に、法人は最大600万円、個人事業主に最大300万円を支給する、苦境に直面する事業の継続を下支えする重要な支援策であります。

旭市では、家賃を支払っている事業者の件数はどのぐらいあるものか。また、申請がスタートして20日ぐらいですが、市や商工会にはどのような相談が来ているのかお伺いいたします。

(5) 生活福祉支援貸付制度「緊急小口資金等の特別貸付等」の状況についてお伺いいたします。

担当課より、7月31日現在までの状況については資料を頂きました。件数、金額ともに大きく増えている状況でした。緊急小口資金が7月31日現在で124件、総合支援資金が7月31日現在で35件とのことでした。

それでは、8月末現在の件数と、どのような職種の人なのか、お伺いいたします。

(6) 生活保護者の増加についてお伺いいたします。

担当課では、6月現在までの342世帯、401人で、世帯数、人員数ともに横ばいで推移しているとのことでした。

厚生労働省によりますと、新型コロナウイルス感染症拡大による雇用情勢の悪化で、今年

4月の生活保護申請件数は、前年同比で約25%増え、5月は減ったものの、今後も増える可能性があるとの発表がありました。

旭市においては、8月現在まではどのような状況なのか、お伺いいたします。

なお、再質問につきましては自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） では、私のほうからは第1点目、生涯活躍のまちのについての進捗状況について、3月以降の進捗状況を申し上げます。

計画地につきましては、3月31日付で都市計画用途地域に指定され、同日、農業振興地域区域の変更が決定されました。これにより、いわゆる農振除外が決定したことになります。

7月22日には、本事業の基本協定を市と事業予定者との間で締結いたしました。締結に伴いまして、同日付で市、事業予定者及び旭中央病院とで「みらいあさひまちづくり協議会」を設置し、課題の抽出や解決策の検討、情報発信やPR活動の手法、情報共有等を行っております。

事業者側といたしましては、市の関係課と協議しつつ、開発協議、農地転用手続きの準備に入っており、現在はその前段階として県警等と交通協議を開始しております。

一方、市側といたしましては、これまで専用サイト「みらいあさひ」の立ち上げや、事業者との定例会、市の関係課で組織された推進会議を開催してまいりました。

そのほか、今年度は情報発信やPR活動を行う予定です。コロナ禍であるため、なかなか実施が困難な状況ではございますが、ウェブでの移住相談、郵便局のマガジンであります「どきどき探訪」などを作成し、都市部の郵便局で郵便局の職員による直接配布など、工夫しながら実施していく予定です。

続きまして、洋上風力発電の市の今後の取組についてということで申し上げます。

まず1点目、今回の区域指定には旭市の沖合が含まれるのかということでございました。これは、今回はあくまでも銚子沖ということで、旭市沖は含まれておりません。

これまでの流れなんですけれども、銚子沖の海域が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に係る法律、いわゆる議員おっしゃっていました再エネ海域利用法でございます。これに基づきまして、洋上風力発電の促進区域の指定に向けた有望な区域に選定されたことを受け、県、国、地元自治体や漁業関係者等で構成する促進協議会を開催し、利害関係者との調整や公募に関する留意点などを話し合ってきました。

この協議会において意見を取りまとめた結果、事業の実施が漁業の操業に支障を及ぼさないものと見込まれることから、今年7月に経済産業省と国土交通省は、銚子沖を洋上風力発電施設の整備を優先的に実施できる促進区域に指定し、今後公募により最長30年間の海域の利用が認められることとなります。

事業そのものにつきましては、国が主体となって実施しており、今後は公募占用指針が示され、発電事業者の選定が進められます。選定事業者は、漁業関係者の意見を聴取、尊重しつつ、漁業影響調査や環境影響評価法、その他関係法令に基づき、風車による鳥類・海生生物、景観、九十九里浜等への影響等について、調査・予測・評価を行う必要があります。

こういった流れで来るわけなんですけれども、現在のところ、洋上の市町村境界といえますか、要するに銚子市と旭市の境というものはまだ決定はされておられません。

それらも含めまして、旭市沖についても洋上風力発電の可能性について幾つかの事業者が調査を行っているようであります。

今後、市においても漁協と連携をしながら検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私のほうから、初めに3、令和元年度台風15号、19号について、（1）の復旧状況及び補助金の給付状況についてお答えいたします。

復旧状況につきましては、8月末現在、被災した施設など421経営体、1,019施設に対し、287経営体、618施設の実績報告書が提出されております。復旧は全体で68.2%が済んでおります。

なお、複数の施設を復旧しているなど、復旧した施設があるにも関わらず、全体の完了実績に至っていない経営体もいるため、実際には7割以上の復旧が済んでいるものと見込んでおります。

補助金の給付状況につきましては、9月中の支払予定を含め192経営体、369施設で、支給額につきましては2億6,286万1,000円となっております。

続きまして、5の新型コロナウイルス経済対策についての（3）旭市農水産業経営継続支援金についてお答えさせていただきます。

まず、業種別の内訳でございますが、花卉、花につきましては28件、野菜につきましては84件、漁業者が17件、畜産業で8件、その他2件で合計139件となっております。

売上減少別の件数で申し上げますと、50%以上の減少率、20万円支給ですが、これが112

件、30%以上50%未満、10万円の支給ですが、27件、合計139件となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな4番の障害者雇用についてお答えいたします。

旭市役所における障害者雇用の人数であります。今年6月1日現在で10人を雇用しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 私のほうからは、大きな5番目のまず（1）プレミアム共通商品券の利用可能店の募集状況でよろしかったでしょうか。

商品券の利用可能店舗につきましては、8月20日現在で約450店舗と伺っております。

これに伴いまして、加盟店の募集の状況でございますが、まず、市の広報、8月15号にプレミアム商品券の発売の広報を入れました。この中で加盟店の募集についても周知しております。また、ホームページ、そのほか商工会が独自に会員宛てにチラシの配布を行っております。

また、8月11日、8月26日にかけて、共通商品券の発売の案内のチラシを新聞折込みしております。この中でも加盟店の募集を大々的に周知していただいたところでございます。これに伴いまして、事務局である商工会にも何件かの加盟の申込みの問合せが来ていると伺っております。

いずれにしても、まだ発売まで日数もでございます。引き続き、利用可能店舗の拡大を図っていただけるよう要望してまいります。

続きまして、（2）の旭市中小企業者等事業継続支援金の申請の状況でございます。

まず、申請の状況でございますが、先に実施しました飲食店等緊急支援金の追加給付金と合わせまして1,014件に支給しております。このうち、この飲食店を除きまして主な業種の申請状況でございます。

まず、建設業が183件、次いで卸売・小売業が159件、生活関連サービス等で141件、製造業で72件、こちらが主なものとなっております。また、売上の減少別に見ますと、これも飲食店等を除きますが、減少率50%以上が679件、30%から50%未満が62件となっております。

続きまして、（4）の家賃支援給付金についてでございます。

こちらのほう、市内でどれぐらい対象者がいるかということでございますが、すみません、

こちらにつきましては正確な数字は把握できておりません。私どものほうでは、市内の事業者約3,000ぐらいと見ておりますが、家賃を支払っている事業者の件数については正確な数字は把握しておりません。ご了承いただきたいと思います。

続いて、相談の状況でございます。

支援の相談等につきましてですが、制度の概要や申請の方法など、現在まで十数件の問合せがございました。また、商工会においては、9月2日現在で70件程度 of 問合せがあったそうでございます。このうち9件が商工会のサポートにより申請を行ったと聞いております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 私のほうからは、大きな5、（5）（6）についてお答えいたします。

まず、（5）の生活福祉資金貸付制度について、8月末現在の件数及びどのような職種の人が多いのかでございます。

まず、8月末現在の申請状況ですが、旭市社会福祉協議会の取りまとめでは、緊急小口資金は、申請件数164件、金額の合計は3,183万円、総合支援資金は、申請件数46件、金額の合計は2,879万円でした。申請された方の職種につきましては、運輸業や外食業の方が特に多いと聞いております。

続きまして、（6）生活保護者の増加についてでございます。

こちらは、8月の数値はまだ確定しておりませんので、7月現在の状況でお答えいたします。令和2年4月の生活保護世帯数は341世帯、7月は346世帯で、保護の開始と廃止の差引きでは5世帯の増加となっております。そのうち本年4月以降に新たに保護開始となった世帯数は12世帯でございました。4月以降に保護開始となった世帯の申請理由は、世帯主の傷病等によるものが多く、現在までのところ、保護開始となった世帯のうち新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業を申請理由としたケースは見られませんでした。

以上です。

○議長（伊藤 保） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、生涯活躍のまちについての進捗状況についての再質問をいたします。

現在までの進捗状況については、よく理解できました。

それでは、7月22日、基本協定を締結したことにより、市事業予定者及び旭中央病院とみらいあさひまちづくり協議会を設置し、課題の抽出や解決策の検討、情報発信やPR活動の手法、情報共有等を行うとのことですが、みらいあさひまちづくり協議会の詳しい内容とどのような方で構成しているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、設置の目的でございますけれども、本事業の実現に向けて、官民が双方の立場を最大限に尊重し、まちづくりのパートナーとして強固に連携、協働して取り組んでいくことを目的として、協定を締結した日と同日の7月22日付で設置したものでございます。

活動内容としては、本事業の実現に関すること、情報発信及び移住者の募集に関すること、地域等からの意見収集に関すること、その他、目的達成のために必要な活動を行うこととしております。

協議会の構成ですけれども、旭市、旭中央病院、イオンタウン株式会社、大和ハウス工業株式会社千葉中央支社、阿部建設株式会社、株式会社楽天堂、イオンリテール株式会社で組織されております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） それでは、協議会の活動内容並びに構成についてもよく分かりました。

それでは、商工会の理事会や8月7日は若い人たちの旭青年会議所などで依頼により出前講座を実施し、事業の概要について説明しているようですが、都市部ではコロナ禍の中、働き方改革が進み、自宅で仕事をするテレワークを取り入れる会社が多く見られるようです。

そこで、若い人に積極的に移住向け住宅に移住してくれるように誘致してはどうかと思いますが、市としての考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 現在のところ、コロナ禍の状況において、企業自体がテレワークやリモートワーク、さらにはワーケーションといったものを取り入れ、都市住民の地方移住への関心が高まっていると考えております。市としても、ピンチをチャンスと捉えて取り組む必要があると考えております。

そういった意味では、おひさまテラスの中に設置予定のビジネスパブリックは、この状況だからこそ、時代に即した、より意味のある施設であると考えております。

今後、アンケート型のプロモーションの実施やビジネスパブリックにありますコワーキングスペースのニーズ調査などを行う予定でありますが、実施する際は、市のPRだけでなく各機能などの紹介を交えながら、若者世代を含む多世代をターゲットとして捉え、関係人口の創出や移住につなげられるよう実施してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） コロナ禍の状況で、都市住民の地方移住への関心が非常に高まっていると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、7月22日の基本協定の締結式にご来賓としてご臨席をいただきました内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、原田内閣参事官は、市、病院、事業者が一体となって取り組んでいる姿勢は、国が推進している生涯活躍のまちと軌を一にするものであり、官民連携モデルのトップランナーとしておおいに期待していると心強い言葉をいただきました。

そして、多世代交流ラウンジとして、おひさまテラスは子育てを通してまちの人々がつながり、支え合い、ともに育む場として、多くの市民が期待しているところであります。このおひさまテラスは、10年、20年の未来を見据えた事業であり、多くの未来あるお子様や多世代の市民が交流の場として早期の完成を望んでいるところであります。コロナ禍の中、担当課として大変かと思いますが、頑張ってくださいと思います。答弁はいりません。

続きまして、大きい2番目の洋上風力発電について再質問をします。

旭市沖も幾つかの事業者が調査しているようですが、市としてもよろしく願います。

そのような中でありますけれども、飯岡海水浴場付近に風速と風向を観測する高さ59メー

トル、構造はトラス構造で3方向を支線で支えている風況観測塔が建っております。平成30年7月から3か年程度のことですが、先日、平松海岸にも風況観測塔が建てられるような話が出ておりますが、景観も悪く、平松地区の市民は心配しておりますが、市としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、冒頭に、先ほどの1回目の質問に対しまして、今回の促進区域に旭市は含まれるのかというご質問に対して、一番冒頭で含まれませんと言ってしまいましたけれども、最後のほうで直しましたように、実際には洋上の銚子市との境界というのは定まっておりますので、これからの協議となるということで訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

それと、再質問に対する回答です。

現在、旭市沖においても洋上風力発電の可能性を調査するため、洋上の風と似た観測地を得られる海岸線付近に観測塔の建設を検討している事業者があるとの情報は、市のほうにも入っております。海岸保全区域内に工作物を建設する場合には、海岸管理者である千葉県の許可ということになります。

しかしながら、市といたしましても、市民に不安を与えないよう、事業者に対し周辺の住民に丁寧に説明をするよう働きかけてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ぜひ、市民の皆さんに不安を与えないように、丁寧に説明していただきたいと思っております。

それでは、続きまして、銚子沖洋上風力発電の促進区域の指定がありました。その後、事業者の選定に進むと思われませんが、事業者の決定後、事業者にとっては風車の数が増えても、陸上側の施設のコストはそれほど変わらないと聞いております。ならば、スケールメリットという点では、広域のほうが事業者にとっては収益性が高いのは確かであり、第二次で旭沖も促進区域の指定に進むと考えられますが、現在までの状況はどうか。また、海匠漁協はどのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

再エネ海域利用法では、国が主体となり基本方針を定め、年度ごとに促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととしています。促進区域の指定に当たっては、地元関係者との調整が必要であることを踏まえ、都道府県等からの情報提供を参照し、国が促進区域を指定することとなっております。

今年度も国は都道府県を対象とし、都道府県において想定する有望な区域に関する情報提供の受付を開始する予定です。促進区域の指定を要望する都道府県は、国に対し促進区域の候補地、地元関係者との調整状況、風況や改定地質などの情報提供をする必要があります。

旭市沖におきましても、銚子市沖とは別に情報提供する必要がありますが、事業の実施には漁業、地域との協調は不可欠であることから、現在地元の海匠漁業協同組合においても、組合員に対しての勉強会を開催して理解を深めておるところです。

しかしながら、今年に入りまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため勉強会が都度都度延期となっております。市としましては、漁協関係者の意向を最優先に、意思の疎通を図りながら、今後の方針について検討してまいります。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 漁業関係者の意向を最優先に検討していただきたいと思います。

それでは続きまして、大きい3番目の令和元年度台風15号、19号について再質問をします。普及状況及び補助金の給付状況についても、よく分かりました。

それでは、農業施設の復旧はなかなか大変なようではありますが、ビニールハウスなどの農業施設の復旧工事が終わって、支払いは農家の皆さんの立替払いが原則のようではありますが、高額のために立替払いができないのが現実であります。

そこで、補助金の概算払いはできないものなのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） お答えいたします。

補助金の給付につきましては、複数の施設がある助成対象者に対しては、県からの通知によりまして配慮がされております。これは、助成対象者の全ての施設の復旧が完了しない状況であっても、書類審査や現地調査により竣工が確認できた施設から順次に支払いを行うことが可能となるものでございます。

また、希望する方には可能な範囲で対応いたしますので、ご相談いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 概算払いも希望する方には可能な範囲で対応するということですので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、今後、施設の復旧工事が進む中、工事終了後の補助金は何日ぐらいで給付するものなのか、議案質疑でも説明がありましたけれども、再度お伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） お答えいたします。

補助金の給付につきまして、工事完了後、実績報告書の提出を受けてから書類の整理をし、県の書類検査、その後の現地調査を行う必要がございます。また、現地調査について農業者との日程調整などもございますので、書類が全てそろっており、検査も問題なかったということで、1か月から2か月程度の期間を要しております。

今後も、速やかに補助金を給付できるよう事務の効率化を図り、引き続き給付期間の短縮に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 給付までには1か月から2か月ぐらいとのことですので、なるべく、今後は早めに支給できるようにお願いします。

それでは続きまして、大きい4番目の障害者の雇用について再質問いたします。

採用人数については、よく分かりました。

それでは、全国の自治体を対象にした共同通信アンケートで、首長部局に知的・精神障害者を1人も採用していないと回答した自治体が、少なくとも41%の731自治体にのぼることが分かりました。全体の13%に当たる230自治体は、一般職員の募集条件から知的または精神障害者を除外していたとのことですが、本市はどのような募集条件なのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

正規職員につきましては、令和3年度の新規採用に向けて、現在、一般行政職の初級として募集をしているところでありまして、受験資格としましては、身体障害者だけでなく、知的障害者または精神障害者においても受験可能となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 障害者の方も受験可能とのことですので、よろしくお願いいたします。

それでは、障害者の就労環境について質問いたします。

障害者雇用に詳しい埼玉県立大学の朝日雅也教授は、共生社会の実現に向け、もっと積極的にできることがあるはずだと、発想の転換を求めています。例えば、障害のある職員に窓口業務の一翼を担ってもらえば、市民が障害者就労への理解を深めるきっかけとなる多様な仕事を開放し、障害者が活躍できる環境を整えていくことが大切だとしています。本市の取組についてお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

本年度に旭市職員障害者活躍推進計画、こういった計画を策定いたしまして、その中で障害のある人の雇用を積極的に進めるとともに、障害のある職員一人ひとりが障害の特性や個性に応じて、その能力を有効に発揮し、自分らしく活躍できる職場環境づくりを目指しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 障害者も活躍できる職場環境づくりを、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、大きい5番目の新型コロナウイルスの経済対策について。

プレミアム共通商品券事業の再質問をいたします。

加盟店の募集状況につきましては、よく分かりました。引き続き、店舗数の拡大を図るよう、よろしくお願いいたします。

この事業につきましては、新型コロナウイルスが収束後も地域経済の活性化と景気対策には、プレミアム商品券事業は必要だと考えます。全商店に加盟をしていただきまして、換金手数料のかからない事業になればと思います。そのためにも、換金経費の補助はできないものなのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

議員ご案内のとおり、プレミアム付商品券発行事業につきましては、消費喚起、地方経済の活性化に寄与するものと考えております。

しかしながら、実施内容につきましては、今回の発行状況等踏まえまして、今後につきましては、後の経済状況等も考えまして判断してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） どうか、よろしく願いいたします。

続きまして、（2）番の旭市中小企業者等事業継続資金について、再質問をいたします。売上げの減少率別申請状況などは、よく分かりました。

それでは、この支援事業の申込み期限が9月30日で、約20日ぐらいですが、まだ申込みができていない事業者に対して、今後、どのように周知していくのか。また、8月末現在で1,014件との報告がありましたが、残りの事業者は何件ぐらいを想定しているものなのか。また、千葉県は9月2日に新型コロナウイルスの影響で売上げが半減した中小企業や個人事業主に対する支援事業の申請期間を、本年12月末まで大幅に延長するとの報道がありました。本市はどのような考えなのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

幾つかご質問ございました。

まず、周知の関係でございます。これまでの周知のまず内容でございますが、市の広報紙、これは7月1日の別冊、8月15日号にも載せました。また、ホームページ、チラシ関係は本庁舎、各支所、商工会、市内の金融機関へポスター共々配布したところでございます。また、商工会の会員様に直接、約1,500名ほどいらっしゃると思います。また、雇用対策協議会、こちらの私どものほうで事務局をやっておりますが、こちらは40社。こちらに個別にチラシを配布しました。周知は十分図れているものではないかと考えております。

加えまして、今月が申込み期限ということで、広報の9月15号にも掲載するところでございます。また、引き続き、商工会と関係団体にご協力をいただきながら周知を図ってまいりたいと考えております。

また、申請の件数でございます。先ほど申し上げましたが、1,014件。これ予算ベースで見ますと、42.3%ほどでございます。約2,400件ほど予算としては計上しましたが、コロナの影響はだいぶ深いものと思いますが、これはあくまで申請していただかないと、私どものほうでは把握できないところでございます。事業者からは、現在も申請はいただいているところでもあります。

今後の受付期間、9月30日まで引き続き事業のしっかりとした周知、それから迅速な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、県が延長したということでございます。県のほうの延長した旨、新聞報道を見ますと、県は当初の申請件数を相当上回ったということで、今回、申請期限の延長や追加措置と予算措置をしたと認識しております。

市の支援金につきましては、現在も申請期間中であります。対象となる方々がしっかりと申請できますよう、重ねて申し上げますが、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。また、今後の支援につきましては、事業者への影響など情報収集に努め、関係団体と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 引き続き、事業の周知のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、（3）旭市農水産業経営継続支援金について再質問をいたします。

支援金についての種類別の件数、売上げ減少別の件数については、よく分かりました。

それでは、同様なコロナ対策の支援事業で、先日、高収益作物次期作支援交付金の案内の資料を頂きました。支援対象が多く、非常に複雑で、全体を理解するのは大変難しく思われました。

そこで、今後、どのように周知して指導していくのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） お答えいたします。

周知につきましては、市の広報及びホームページへ情報掲載したほか、市の農水産業経営継続支援金の申請書類と併せて市内各所の案内、チラシを配布いたしました。また、特に売上げが減少したと思われる花卉生産者などに対しては、農業事務所を通じまして、案内チラシを郵送して周知を図りました。

高収益作物次期作支援交付金につきましては、千葉県園芸協会が事業主体となっております。事業実施希望者の支援につきましては、JAちばみどり、千葉県海匝農業事務所が支援団体に指定されております。

市でも、事業実施希望者に対しては、制度説明や申請方法などの案内をしておりますので、これからも関係機関と連携し周知を図るとともに、引き続き申請手続きなどのサポートをしてまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） ありがとうございます。よろしくお願いします。

続きまして、（4）家賃支援給付金について、再質問します。

この事業で、家賃を支払っている事業者の件数は、正確な数字は把握できていないということですが、市への相談は10件程度、商工会への9月2日で70件ぐらいの問合せがあったということであります。今後、相談や問合せは増えていくものと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、この事業は家賃契約は多様で、確認資料も多く、申請には直近の3か月分の家賃を支払った実績や売上高の減少を証明する書類などが必要とのことであります。申請が難しく、手続きに不慣れな経営者は少なくないと思います。申請サポートセンターが設置されているようですが、市や商工会の申請サポートなどはどのようになっているのかお伺ひいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

書類が複雑であるということでございます。これは、売上げ減少を示す書類に加えまして、家賃を支払っている証明、それと契約書ですか。これはちょっと必須なのかなと思います。この辺は丁寧に説明してまいりたいと思います。

この申請につきましては、やはりオンラインの申請でございます。市役所のほうでは、こちらのほうはオンラインの申請は、ちょっとサポートできません。そのため、事業の概要説明、それから、先ほどの書類関係の説明はしていきたいと思ひます。先ほどもお話ございましたが、国のサポートセンター、これは銚子市の商工会議所に設置されております。

まず、そちらのほうでは申請まで、書類を持って申請自体ができますので、まずそちらを

ご案内します。また、商工会のほうでも、この辺のサポートはしていただけるということでございますので、そちらもご案内したいと思います。

いずれにしても、商工会等とも連携を図りながら、広く事業の周知を図るとともに、事業者の皆様にご丁寧な説明、対応を心がけたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） あと4分で終わりですので、よろしくお願いいたします。

宮内保議員。

○8番（宮内 保） 分かりました。答弁のほうも簡潔明瞭にお願いします。

商工会と連携して、広く事業の周知のほうはよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、（5）番、生活福祉資金貸付制度緊急小口資金等の特別貸付等の状況について、再質問をいたします。

新型コロナの影響による休業などで収入が減り、一時的な生活費がすぐに必要な世帯は、生活福祉資金貸付制度の緊急小口制度資金を借り、さらに失業などで生活が苦しい世帯は、生活を立て直すまでの間、同制度の総合支援資金が借りられるとのことですが、今後、失業などで総合支援資金が増えていくのか、現状についてお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） お答えします。

旭市社会福祉協議会での申請及び支給件数の推移では、6月以降の新規の増加件数はほぼ同数で、横ばい状態となっております。一方で、国の発表した8月22日現在の最新の速報値によりますと、緊急小口資金と総合支援資金を合わせた新規の申請者数は、8月第2週では3万6,095件であったものが、第3週では2万6,427件と、約1万件減少しております。

とは言いましても、全国での感染者数が急増したり、落ち着いたり安定しない状況にあります。今後、感染症による経済への影響が長期化するようであれば、総合支援資金の申請が増えることも予想されます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） まだまだ厳しい状況が続くと思いますが、それでは、（6）生活保護の増加についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生活保護を必要とする人が出たとき、支給開始の決定までは、生活保護法では原則14日以内、そして、資産調査には時間がかかるなど特別な事

情がある場合は、30日以内まで延長できるとの規定があるようですが、本市の場合はどのような状況なのかお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 旭市の本年の4月以降に保護を開始した12件についての状況で申し上げますと、14日以内のものが7件、30日以内のものが5件となっております。市といたしましては、生活困難な状況が1日でも早く解消されるよう、引き続き、迅速な調査と事務処理を心がけていけるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員。

○8番（宮内 保） 担当課の皆さん、大変かと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

そして、今後もまだまだ厳しい状況が続くと思いますが、1日でも早い新型コロナウイルスの収束を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤 保） 宮内保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時 0分

○副議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇ 高 橋 利 彦

○副議長（飯嶋正利） 引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

我々議員は、市民の代弁者として、そして、この議会は言論の府であります。また、唯一執行機関のチェック機能を持つのが議会です。追認機関ではありません。それが説明責任を果たせず、しかも議場外で恫喝、これは長期政権によるおごり、慢心以外何者でもありません。このことについての説明を含め、大きく分けて4つの質問を行います。

大きな1点目は、教育問題について。

1として、旭市学校のあり方検討委員会などについて。

検討委員会からの提言が平成30年7月の委員の任期前の3月にありました。提言では、適正機能については、小学校は1学年2から3クラス、中学校は1学年4から6クラスが望ましい適正規模となっています。この望ましい規模となっているのは、小学校は15校中1校ですが、中学校では存在していません。この提言を受け、どのような対応をしているのかお尋ねします。

2として、校舎の利用計画について。

銚子市、匝瑳市、東庄町など近隣の市町村では、学校の統廃合を行いました。これらの市町村では、統廃合により廃止した校舎をどのように活用しているのかお尋ねします。

3として、跡地の利用計画について。

現在、海上中学校跡地が利用されないままありますが、その面積と今後の活用方法についてお尋ねします。

大きな2として、生涯活躍のまち形成事業について。

1、協定書について。

協定書とは、当事者間で取り決めた基本事項を記載された文書で、契約書と違いがありません。市では、協定書をどのように認識しているのかお尋ねします。また、協定書に記載されている内容を順守して、市と事業者が事業を実施するものと考えますが、協定書に記載されていない生涯活躍のまち形成事業の一番の目的である移住者のための住宅などは、どのようになっているのかお尋ねします。

2、仮称おひさまテラスについて。

施設の設置目的と施設の利用料についてお尋ねします。

官民連携でおひさまテラスを設置するとの説明ですが、官民連携というのはどのようなことなのかお尋ねします。

3として、仮称おひさまテラスの賃料、管理運営費などについて。

1年間の施設賃料と契約期間の総額についてお尋ねします。また、施設の備品などの整備

や管理運営について、どのような方法で管理を行うのか、その1年間の経費についてもお尋ねします。それと、おひさまテラスの利用対象者と1日の利用計画人数についてお尋ねをします。

4は、移住者の誘致について。

事業計画では、首都圏からの移住者の誘致方法などが具体的に記載されていないが、年度ごとの誘致人数と最終目標人数についてお尋ねします。

また、誘致方法について、具体的にどのように行うのかお尋ねします。

5として、市の財政的なメリットについて。

生涯活躍のまち形成事業を行うことによる財政的なメリットについてお尋ねします。

大きな3点目は、入札制度変更についてであります。1として、変更の趣旨について。

入札制度の変更の趣旨と制度変更によりどのように変わったのかお尋ねします。

2として、予定価格に対する落札金額について。

昨年度の土木工事の入札件数、平均落札率、最高落札率、最低落札率、予定価格と同額の工事件数についてお尋ねします。

また、制度改正前の平成30年度と比較して、落札率の増減率と令和元年度の予定価格を基準に、制度改正前の落札率で試算した請負額の増減額についてお尋ねします。

3として、市財政に与える影響について。

落札率が上がれば、請負金額は大きくなります。当然、国の財源などもありますが、一般財源も大きくなります。市民の貴重な税金などの一般財源は、今後、大きく伸びることは考えられません。人口が減少する中で、市の財政状況も厳しさを増すものと考えられます。

行政運営については、最少の経費で最大の効果を上げなければなりません。入札制度改正に伴い、市の財政に与える影響をどのように考えているのかお尋ねします。

大きな4点目は、新型コロナウイルス対策について。

1、市の感染予防策についてであります。本市では、4月16日から新たな患者の発生がありませんでしたが、8月19日から感染者が確認され、8月末時点で19人の患者となっています。また、近隣の市でも感染者が確認されました。市役所本庁をはじめ、施設の感染予防対策について、どのような対策を行っているのか。また、職員に対して、どのような対策、自粛を行っているのか、併せてお尋ねします。

2として、中小企業と事業継続支援金について。

補正予算第1号、2号で予算計上した飲食店の支援金や中小企業支援金の状況について、

おのこの支給件数と金額についてお尋ねします。また、これらの実績について、計画どおりなのか、そうでないとしたら何か問題があるのか、併せてお尋ねします。

3、定額給付金について。

国の1人当たり10万円支給の定額給付金も先月で終了しましたが、未申請者の年代別の人数と1人世帯の人数についてお伺いします。また、申請期間終了後、未申請者から問合せなどがあったのかお尋ねします。市長は、未申請者に対し、民生委員や地域住民に協力を得て、未申請者に対して申請を促すと言っていました。それらの実績についてお尋ねします。

4として、農林水産業経営継続支援金について。

補正予算で予算計上した支援金の状況について、支給件数と金額についてお尋ねします。また、これらの実績について、計画どおりなのか、そうでないとしたら何か問題があるのか、併せてお尋ねします。

5として、今後の施策効果について。

今回の補正予算で、国の補正予算2兆円の交付金を財源とした事業予算が計上されていましたが、直接市民に対しての給付金や支援金などはありませんでした。市として、直接住民、中小企業や飲食店に対して、支援策を講じることは考えていなかったのかお尋ねします。

これで、1回目の質問を終わります。

あとは、再質問につきましては自席で行います。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員のご質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇ください。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問の最初の質問は、私に対する質問だというふうに理解をしまして、お答えを申し上げたいと思います。

言論の府としての議会は、私も議員をやっていたので、よく理解をしているところがあります。

ただ、現状、コロナ禍で全国民が神経を使う中、議会の開会が夜の7時までの議会運営ということではなく、予備日が設けられている中、そうした話合いを期待しての発言でありました。少し大きな声での発言は、おわび申し上げたいと思います。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、1の教育問題についてお答えいたします。

まず、(1) どのような対応をしたのかということでございます。

まず、学校あり方検討委員会の提言を受けまして、より具体的な適正配置・適正規模の計画策定を実施するために、平成31年4月に学校再編計画策定委員会を設置し、7月から会議を開催し、協議を進めているところでございます。

2点目の(2)で、他市の校舎の利用状況ということですが、

まず、銚子市の校舎の利用についてですが、平成29年に変更しました猿田小学校には、民間活用において研修会場などとして再利用されております。

次に、匝瑳市の廃校になった校舎については、民間事業者から活用方法について広く意見、提案を求めるサウンディング型の市場調査を実施しているなど、各施設については再利用する方向で進めている状況でございます。

3番目の、これは旧海上中の跡地につきましては、今、約2万8,700平米ほどございます。今、所管のほうは行政改革が所管を持っておりますが、今後、跡地利用につきましては、学校再編計画の管理の中で、他市の事例と様々な意見を取り入れながら地域経済性を考慮し、慎重な議論を継続してまいります。

私のほうからは以上です。

○副議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、大きな2番目、生涯活躍のまち形成事業についてお答えいたします。

まず、協定書に関する認識、内容ということですがけれども、議員のほうから、これは契約のようなものだということお話がございました。これは、市としましては、契約といいますか、事業実施のための約束ということだと思っております。

それで、内容ですがけれども、この協定書を締結する目的ですが、内閣官房が発出している資料にもありますけれども、市と事業者が対等な関係でいること。互いの得意分野を考慮した役割分担がしやすくなること。市と事業者の双方にメリットのある体制を構築しながら、官民連携して事業を円滑に進め、運営していくために結ぶものとしております。今回の協定書の目的にも規定してございますけれども、市と事業予定者が相互に協力し、本事業を確立、円滑に推進するために、市と事業予定者の間で締結したものでございます。

それと、協定書の中にはないですが、移住者住宅のほうはどうなっているかということですが、現在の計画では、移住者向け住宅2棟、移住者向け住宅、それぞれ2棟ですが、2,096平方メートルと1,576平方メートルで考えております。

(2)のおひさまテラスについてということで、おひさまテラスにおける官民連携とはどのような考え方のもとかということですが、従来からご説明してまいりましたとおり、このおひさまテラスは、イオンタウンが建築し、そこを市が借入れ、なおかつイオンタウンに指定管理者となつていただき、運営を行ってまいらうと考えております。これこそまさに、官民連携という姿だと思っております。

次の(3)のおひさまテラスの賃料等でございますけれども、拠点整備交付金の交付が確定しておりませんので、その範囲で申し上げますけれども、拠点整備交付金の交付があった場合、フロア代は月坪4,000円から5,000円、年間約3,200万円から4,000万円。なかった場合のフロア代は、月坪7,000円から1万円程度で、年間約5,600万円から8,000万円と考えております。これを30年間ということですので、一番低い3,200万円の場合には、30年間で9億6,000万円、4,000万円の場合には12億円、5,600万円の場合には16億8,000万円、8,000万円の場合には24億円ということになります。

それと、施設の管理運営について、どのように行ふのかというご質問がございました。

それにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、市が借入れ、なおかつイオンタウンのほうで指定管理を行ってまいらうという管理方式になります。

あと、利用計画の中での計画人数については、これはまだ算出しておりません。施設にいろんな機能を持たせる中で、あるいは人口動態等を勘案した中で決まってくるものかと思っております。

それと、移住者の年度ごとの、4番目です……

(発言する人あり)

○企画政策課長(小倉直志) 管理運営の1年間の経費につきましては、6,000万円程度と考えております。

(発言する人あり)

○企画政策課長(小倉直志) 整備費等につきましては、以前申し上げましたと思うんですが、8億円ということを考えております。

おひさまテラスの全体で8億円ということで。

(発言する人あり)

○企画政策課長(小倉直志) そうです。それで算出しております。

それと、4番目の移住者の年度ごとの誘致人数ですが、これにつきましては、年度的な計画はございません。ただ、最終的に100名から200名程度ということで予定しておるも

のでございます。

誘致の方法につきましては、これまで申し上げてきましたとおり、これまで都市住民に対するウェブアンケートやワークショップ、移住セミナーや旭市への訪問ツアーなど、事業の趣旨や内容等を説明しながら行ってきたところであります。

5番目の財政的なメリットの関係ですけれども、これにつきましては、旭市への直接の財政的メリットとしましては、固定資産税等が30年間で3億5,000万円と試算しております。

それとは別に、まず、建設する事業者の投下額、50億円から60億円を予定しております。

それと、仮に200人移住した場合の30年の経済効果というものを算出しております。30年間は48億5,000万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから、3、入札制度の変更の趣旨について、（2）予定価格に対する落札金額について、（3）市財政に与える影響について、それと、4の（5）です。新型コロナウイルス対策についての今後の施策と効果についてということで、お答えさせていただきます。

まず初めに、入札制度変更で変更の趣旨と、どのように変わったかということでございますけれども、趣旨につきましては、低価格の入札によるダンピング受注の防止、工事の品質確保、下請け企業へのしわ寄せ等の防止、安全対策への不徹底への防止などを目的としまして、昨年4月1日より最低制限価格の算出方法を改定いたしました。

どのように変わったかということでございますけれども、これにつきましては、落札額の上昇が目立ちました。

続きまして、（2）です。予定価格に対する落札金額ということで、この比較ということでございます。平均落札率ですけれども、令和元年度土木工事は、令和元年度89.94%、平成30年度は78.16%、その差が11.78ポイントでした。

建築工事につきましては、令和元年度が96.04%、平成30年度が90.87%、その差は5.17ポイントでした。

それと、土木工事における最高落札率と最低落札率ということでございますけれども、平成30年度は最高落札率が99.09%、最低落札率が70%、令和元年度は最高落札率が99.59%、それで令和元年度最低は86.28%でした。

それで、その差はということでございますけれども、金額といたしまして土木、建築工事

合わせまして2億500万円弱ほどの差がございました。

財政に与える影響ということでございますけれども、その2億500万円くらいが影響額と、財政に影響を与える額ということになります。

それと、最後の4番です。4の(5)です。新型コロナウイルス対策の今後の施策と効果についてということですが、市民への直接支援はなかったのかということでございますけれども、5月補正、6月補正において、直接的な市民への支援を行いました。今回につきましては、特に直接ということはありません。それで内容につきましては、補正予算で説明したとおりでございます。

以上です。

○副議長(飯嶋正利) 健康管理課長。

○健康管理課長(遠藤茂樹) それでは、私からは、4番(1)市の予防対策ということで、健康管理課からは、まず市民に対しましては、向後議員への回答と重複しますが、市民一人ひとりが国・県などから示される予防策を実践していただき、ワクチンや特効薬ができるまで発症者を1人でも少なくすることが重要と考えますので、まずは、国・県から発信される情報をすばやく周知するとともに、引き続き手洗い、マスクなどの基本的な予防策の徹底を広く呼びかけていきたいと思っております。

また、公共施設ということですので、公共施設におきましては、やはり同様となりますけれども、消毒液を設置するとともに、ポスターの掲示などを行っております。

健康管理課からは以上でございます。

○副議長(飯嶋正利) 総務課長。

○総務課長(伊藤憲治) 私からは、二つお答えいたします。

まず最初に、大きな4番の新型コロナウイルス対策の市の感染予防対策の中で、職員の予防対策というご質問でございます。

職員に対しましては、継続してマスクの着用、あるいは出勤前の検温、あるいは手洗い、うがいの徹底などを講じているところでございます。緊急事態宣言が発出されている期間中、この間は業務を継続させる観点から時差出勤、そういったもの、あるいは分散勤務というものを実施したところでございます。緊急事態宣言が解除された後も、継続して感染対策に配慮した職務に取り組んでいるところでございます。

それと、もう1つ、大きな4番の(3)定額給付金についてのご質問でございます。

未申請者の年代別でございますが、少しくくって申し上げます。65歳以上で21世帯、20歳

から64歳までで58世帯、それ以下、18歳から19が2世帯、全部で81世帯でございます。このうち、1人世帯がどれだけかということでございますが、79世帯でございます。

それと、終了後の問合せについては、ありませんでした。

民生委員等への協力というご質問もございました。民生委員につきましては、給付が始まった時点で自分の担当地区に対しまして、お声かけ、そういったものを行っていただいたというところでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうからは、4の（2）中小企業等事業継続支援金について、また、先の飲食店も踏まえての実績ということでよろしいでしょうか。

まず、飲食店の緊急支援給付金のほうでございます。実績としまして、件数は307件、実績支出金額では3,070万円でございます。こちらは、件数と予算、実績額含めまして執行率は43.9%でございます。これは、既に終了してございます。

続きまして、中小企業等事業継続支援金でございます。こちらにつきましては、先の飲食店に追加支給10万円も加えまして、件数としてはトータルで1,014件でございます。

予算としましては、2,400件ほど見ました。件数ベースでは42.3%。それから執行ベースでは執行額が1億6,290万円でございます。執行ベースでは50.9%でございます。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 農水産課長。

（発言する者あり）

○副議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 失礼しました。答弁漏れでした。

執行ベースが少ないんじゃないかということでございますが、この両事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が事業者へ影響が幅広いということは想像つきましたが、これの実際の対象者の把握は非常に苦慮したところではございます。うちのほうとしましては、支援に支障のないように、また不足が生じないように十分な予算を確保させていただいたところでございます。

いずれにしましても、中小企業につきましては、まだ今月いっぱい支援期限でございますので、しっかり周知を図って事業を推進したいと思います。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、4の新型コロナウイルス対策について、（4）農水産業経営継続支援金についてお答えいたします。

まず、状況でございますが、8月現在の申込件数ということで、売上減少50%以上、20万円の給付が112件で2,240万円、売上減少30%以上50%未満、10万円支給が27件で270万円、合計で139件となりまして、2,510万円となっております。

続きまして、計画に対しての件数でございますが、予算の計画につきましては、30%以上50%未満の売上減少が600件、50%以上の売上件数を520件と見まして、合計1,120件を見込んでございましたが、今申し上げたとおり、現在の申請件数が139件と予想していた数値よりも下回っている状況でございます。

件数値で問題ということでございますが、申請につきましてもの周知は関係機関を通じまして周知をしております。現在の状況を見ますと、実際に支援の対象となる30%以上の減少農家が予想よりも少なかったものと考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○農水産課長（多田一徳） そちらにつきましては、農業者のほうでの影響が実際には少なかったということで、いろいろな作目がある中で、単品での作目ではなく、複数の作目を農業者のほうは作られているという状況がございますので、そのいろいろな……

（発言する人あり）

○農水産課長（多田一徳） 作目の中で30%以上の影響があったものが少なかったというふうに見ております。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、まず大きな1点目の（1）について再質問をします。

提言に対して委員会での具体的な検討内容でございますが、今度は再編策定委員会、できたということですが、そんな中でどのようなことを検討したのかお尋ねします。

それと同時に、提言では、財政的な措置が必要で、市としてもこの提言について協議を行ったのかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、学校再編委員会の協議の内容についてですが、市内の児童・生徒数と学校施設の状況、各施設の耐用年数を考慮した改築工事や長寿命化工事などの

比較検討、子どもたちの通学距離などを考慮した学区や将来の人口推計を基に慎重な議論を重ねている状況でございます。一応、財政については、改築工事が長寿命化のやつを比較検討しているというような形で議論をしているところでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 児童・生徒数とかいろいろ検討したということでございますが、これはもう前回の委員会で検討してあることなんですよ。さらに検討する必要はないと思うんですよ。

その中で、じゃ、この提言を達成するためのプロセスと期間についてお尋ねします。そういう中で、いずれにしましても、もう旭市は、なぜ、この最初の検討委員会、学校の整備が終わってからやったのかお尋ねします。これは教育長でなくちゃ分からないでしょう。教育長にお尋ねします。担当者では、ちょっと答弁難しいと思います。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） お答えします。

まず、あり方検討委員会で提言をいただいて、高橋議員のご指摘のとおり、その取組は遅いんじゃないかというお話でしたけれども、近隣市町に比べて旭市の場合には人口減少も緩やかな中でありますので、そういうのを踏まえながらも、しかし、いつまでも先送りするわけにはいきませんので、あり方検討委員会で適正な規模を提言いただいて、その後、早速今度は再編の検討委員会を立ち上げて、いつ頃から順に再編をしたらいいか、今やっているところでありますので、今後、先送りせずに、その会議の進め方を見守りながら時期を見て、市民の皆様にも議員の皆様にも状況を説明したいというふうには考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○副議長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 現在、会議は10回ほど行っております。その中で、今後、統廃合の時期ですけれども、再編計画策定委員会の中では、今後、10年後をめどに再編計画を進めることを議論を重ねております。

また、再編計画の策定後は住民説明会等を行い、地域での理解と協力が得られるよう目指してまいりますが、合意形成がなされる場合であっても、統合に伴う準備委員会の設立や統

合する学校施設や関連工事などを含めると、ある程度の準備期間が必要であると考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まあ、教育長、今の答弁だと、10年後をめどに再編をすると、そういう中で、教育長の答弁では、旭市は人口の減少が緩やかであったと、そう言いますけれども、毎年ずっと今までの経緯を見ると、人口500人くらいずつ減っているんですよ。子どもも検討委員会の資料を見ますと、毎年100人くらいずつ減っているんです。

そんな中で、私は、よその市町村はみんな再編やったのに、なぜ旭市は終わってから、本来なら校舎が老朽化しているときにやったほうが簡単なんですよ。それをなんで終わってからやったのか。私は疑問なんです。それはやはり、今度は逆に、学校を減らすと、今度は教育委員会の先生方にいろいろ問題があるから遅らせたと思うんですよ。例えば再編したら、校長、今、約20人いるのが10人になっちゃう、そういう問題があったからあえて遅らせたんじゃないかと思うんですが、その辺を含めてお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） お答えします。

確かに、学校の数が減れば、当然、そこに勤務する教職員の数も、これは法の決まりで削減されることになります。しかし、本市で学校再編についての考え方は、そういう理由ではなくて、1市3町を合併したときに、それぞれ市町の段階ですばらしい教育環境を今まで作っていただいて、校舎も十分耐震化も全てやって、お金をかけてきていましたので、そのものをまだまだ使える状況の中で、すぐ壊してまたやり直すという、そういうところには至っておりませんので、教職員の数とかそういう問題ではないということはお答えいたします。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、2の校舎の再利用についての関係で再質問します。

提言を進めるには、校舎の利活用も含めて学校の統廃合が、これは当然必要であります。そういう中で、本市では合併特例債を利用して、全ての小・中学校の施設改修が終わったと私は認識をしています。そのことにより、令和元年度末の学校施設の起債残高、つまり借金

は約50億円となっています。そして、有利な合併特例債の発行限度額270億円も、もう使い切っています。このような状況で、校舎の利活用を含め、学校の統廃合ができるのかお尋ねします。また、全ての学校の改修が進んだ中で、学校の統廃合について地域住民の理解が得られるのか、併せてお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、統廃合の校舎の利用計画についてですけれども、学校施設につきましては、地域のコミュニティや防災施設の役割を担っていることから、当面の間は、地域の拠点として多面的な使用方法について検討してまいりたいと思います。また、再編する時期によっては、建物の耐用年数との兼ね合いもあるため、取壊しの時期についても検討を進めたいと思っております。

以上です。

（発言する人あり）

○副議長（飯嶋正利） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 財源につきましては、再編の起債とかを考えております。公共施設等再編利用債……すみません。

（発言する人あり）

○副議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

（発言する人あり）

○副議長（飯嶋正利） 会議の途中ですが、1時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時55分

○副議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、学校再編の財源ということでございますけれども、合併

特例債につきましては、高橋議員おっしゃるとおり、ある程度使う道は決まっております。それで、ほかの基金としまして公共施設整備基金、これが現在10億円ほどございます。それと市債ですけれども公共施設再編整備事業債が、これが使えるかどうかについて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 時間がありませんので飛ばして、今度は生涯活躍のまち形成事業についての（1）についてでございますが、先ほど、移住者のための住宅2棟ということでございますが、この2棟で何戸なのかお尋ねします。

そういう中で、この協定書の内容を確認しますと事業者には有利な条件で、市にとっては逆に不利な条件となっておりますが、一般的な役所が締結する契約などは市が有利となっております。そのような中で、今回の協定書は事業者のための協定書になってはいますが、この内容の協定書を締結しなければ事業ができないのかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それではお答えいたします。

まず、移住者住宅の戸数、約50戸を予定しております。

それと、協定書の内容がかなり市が不利になっている。不利になっているというのは、恐らくおひさまテラスのお話のことかと思えます。決して市が不利となっているとは考えておりませんで、この協定書は、もちろん協議しなければですけども、市のほうではほぼ策定したものです。それについて、各社が役員会なり取締役会なり社長の決定なりでオーケーが出て、今回の協定締結となっております。

それと、この協定がなければ事業ができないのかということですけども、先ほども申し上げましたが、事業者は50億円から60億円の投資を予定しております。この協定がない中でいきなりそれをやれといってもそれは難しい話で、やはり先ほども申し上げましたが、市と事業者の役割分担ですとか、その責務についてはっきりとした協定を結ぶ必要があったものと考えております。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この移住者の住宅は分かりました。50戸ということでございますが、そういう中で、なぜこれを協定書に盛り込まないのかということなんですよ。

まず、いくら向こうから移住者が来るからといって、これから家を建てますでは遅いわけですよ。ですから、なぜ協定書に、計画書にあっても、これは計画段階ではこうあったけれども人が来ないから建設できませんで終わっちゃうわけですよ。そういう中で、なぜこれを協定書に盛り込まないのか。

それと、また移住者の誘致活動はどういうふうに行っているか、具体的に。先ほど抽象的にはありましたけれども、具体的に。最初の移住者はいつどのように、何人くらい入れるのか、その計画があればお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 協定書になぜ移住者住宅の戸数が出ないかということですが、議員もおっしゃったように、計画書には出ております。ただ、その計画につきましてもこれからの検討で、間取りですとかそういったものは変わってきます。種々細かいことについては計画書のほうで定める。ただし、この協定書の目的というのは、先ほども言ったように、事業者の投資に対する保障といいますか、約束という面でやったわけでございます。

それから、移住者の勧誘といいますかそういった面ですけれども、具体的にどうやってやっているのかと。例えば、ものができないときにそこへ行くよという約束はできないと思うんですけれども、移住者の誘致ということに関しましては、これまで本市住民に対するウェブアンケートやワークショップ、移住セミナーや旭市への訪問ツアーなど、事業の要旨や内容等を説明しながら行ってきたところでございます。コロナ禍ではありますけれども、引き続き、移住者誘致のため移住セミナーやプロモーション型のアンケートなど、実施が可能なPR活動を効果的に実施してまいりたいと思います。

今年度の新たな取組としては、都内のふるさと回帰センターを活用したウェブ上での移住相談会や、ふるさと回帰フェアへ参加する予定でございます。また、都内の郵便局において、事業の内容を含む旭市の情報紙1万5,000部を直接手渡しで配布する予定でございます、現在その準備を進めているところでございます。

それと、これは議案質疑のときにも申し上げたかと思うんですけれども、東京23区、横浜市、川崎市、さいたま市の方々に実施しましたアンケートにおきましては、旭市へ移住したいという方が435人ほどおりました。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） はしょってしまうけど、また次にやりますからね。

そんな中で、このおひさまテラスの関係なんですが、（2）のおひさまテラスですね。そこで、市の施設を利用する場合は利用料がかかります。今回、市の施設の利用料値上げの議案が提出されていますが、なぜこの施設だけが無料という特別扱いになるのかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

おひさまテラス全体に無料ということではございません。無料のスペースもございますが、音楽スタジオですとかキッチンスタジオ、あるいはビジネスパブリックなど、有料の部分は今後利用料を定めていくこととなると思います。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、賃貸料ですね。生涯活躍の（3）。

1年間の賃料ですか、それがまごまごしたら8,000万円、30年間で24億円ですか。それから、年間のおひさまテラスの部分の運営費が6,000万円。そうしますと結構1億4,000万円かかるんですね。

それで、先ほどはこの使用料については、一部は使用料をもらうというようなことでしたが、確かに計画書にはあります、そういうふうに。その中で、これだけかけてどれだけ移住者が、この施設を造ったがためにどれだけ移住者が来るのかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） これだけの施設、おひさまテラスを造ってどれだけの移住者が来るか。おひさまテラスだけでなく、生涯活躍のまち全体での魅力ということで考えている移住者数は、100人から200人であります。

このおひさまテラスに関しましては、今いる市民にも有効に利用していただいて、移住者との交流もできますし、多世代の交流もできるような施設ということで考えて、今進めているものでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 移住者の方々、それから地域の方々という話でございますが、もう

間もなく海上の庁舎とか何とか使わなくなるわけですよ。そんな中でなぜその辺を考えないのか。それと同時に、年間8,000万円払うということは、だいたいテナントなんかは10年で普通は建設費取れるんで、あとはもうけなんですよ。そんな中で旭市はなぜ、官民連携というのをうたうなら、結局建設費を賃借じゃなく、イオンならイオンと折半にしてやっていかないのか、その辺をお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、これから公共施設がどんどん余ってくる。それは事実だと思います。これは前々から申し上げておりますが、おひさまテラスがなぜあそこになければいけないか、あるいは生涯活躍のまち全体をなぜあそこに新築しなければならないかということについては、重々申し上げてきましたとおり、旭中央病院の至近であるということが最大の条件となっております。

それと、官民連携というなら折半で建てるというお話もございましたけれども、おひさまテラスが入ります商業施設については、1階部分、2階部分がございます。これを折半で建てるということになると、その所有関係が大変複雑なものとなってきてしまいますし、初めから協定書の中でも、おひさまテラス部分についてもイオンタウンが建設し、指定管理でやっていただくということに協定を結んだものでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 所有関係はイオンでもいいと思うんですよ。ですから、かかった経費を市が払えばいいじゃないですか。それが官民連携にもなるんでしょう。

それと同時に中央病院がと言いますが、この生涯活躍のまちですか、これに中央病院がどれだけ関わるのか。それで、あることによってどれだけ生涯活躍のまちにメリットがあるのか。皆さん方は移住者を、中央病院があるからと呼んだって中央病院はすぐかかれないわけですよ。そうでしょう。選定医療で、料金高くなるんですよ。

皆さん方はそういうことを言いますけれどもね、結局、生涯活躍のまちで100人くらいしか、要は呼べないわけですよ。そんな中で土地の造成に5億円もかける。それから賃貸料、30年で24億円も、また、おひさまテラスは毎年6,000万円もかける。本当にこれで、生涯活躍のまちが旭市にそれだけのメリットがあるのかお尋ねしますよ。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、中央病院がどのような連携をするかということですが、これについては、生涯活躍のまちの中にクリニックモールができます。そのクリニックモールの医院との連携ということがまず挙げられます。それから、いろいろ中央病院のほうで、おひさまテラス内等においていろんな医療のセミナー等も開いていただけるように考えております。

それと、中央病院があってもすぐ行けないという話ですが、それにつきましては、移住して来る方も都内からですとか都会の部分ですから、同じような医療制度になっていることはもう知った上での移住ということになりますので。移住者にアンケート等を取りますと、一番上に立つのが「医療・福祉の充実」という項目です。やはりあれだけの病院があって、もしものとき、急に倒れたりしたときにすぐに行けるということは、最大のメリットだと思います。

あと、金額的にこれだけをかけて、旭市のために本当になるのかということですが、それにつきましては、そう信じて事業を進めているわけでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、生涯活躍の（4）の移住者の誘致についてであります。どのように具体的に、旭市として誘致するのか。この誘致については、各県あるんですが千葉県は何もないんですね。そんな中で旭市はどこを頼りに、どのように移住者を誘致するのか、具体的にお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 旭市としてどのように誘致をするのかということですが、先ほど申し上げましたように、いろいろと都市部との交流事業等を行いまして移住者の発掘に努めております。それで、先ほど申し上げましたが、400人余りの方が旭市へ移住したいと言ってくれていることもございます。これからは、その方々個人に対して誘致活動といいますか、旭市のいい点をアピールしながらやっていきたいと思っております。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、400人というのはどういう組織ですか、組織ではない、そういう場での希望なのかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 400人の方々と申しますか、アンケートの対象とした方々。都内等には移住を希望する方々をアンケートとかの対象にするために、情報サービス会社等が何十万人もつかまえて、そういったウェブでアンケートをとれるような状況ができております。そういった方々にアンケートした結果、435の方が旭市へ移住したいとおっしゃっているということです。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それはアンケートですので、では、それなら、この直近5年で首都圏から旭市へ移住した人は何人いますかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） ちょっと今数字を持ち合わせていませんが、昨年、令和元年度の例でいいますと、件数全てで、近隣からも含まして41件ございました。そのうち10件が県外です。その10件のうち4件が東京都からの移住になっております。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 当然その辺は把握していると思うんですよ、本来であれば。全く、首都圏から何人入ったかこの場で答弁できないとは、ちょっと私は不思議だと思います。

そういう中で、次の大きな3点、入札制度でございますが、制度変更によりましてダンピングの防止とかいろいろ先ほど答弁ありました。そういう中で結局、先ほどダンピングの防止とか、それから工事の品質確保とか何とかということでございますが。

では、工事の品質が確保されないことがあったのか。それから、下請けへのしわ寄せ等あったのか。ダンピングということでございますが、従来は70%、80%という下限があった中で、それが果たしてダンピングになるのか、その辺をお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それではダンピングの関係ですね。品質が悪くなったのかと、しわ寄せはあったのかということで、70%、80%からの影響はということですけども。

品質につきましては検査をしております。ですから、特に今まで悪かったということはありません。あるいは、しわ寄せの関係ですけども、これについては、そういった金額で

負わせることによって、そういったことが起きるのではないかとということでございます。ですので、これからそういったことが起きないようにということでございます。

また、この本来の目的がダンピング防止ということで、これが最大の目的でございます。それにつきましては、公共工事の入札及び計画の適正化の推進に関する法律に定められておりました、平成31年3月にも総務省、国土交通省からの通知がございまして、そういったものを含めて昨年4月に改正したものでございます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、（2）の予定価格の関係でございますが、入札の予定価格の漏えいが新聞などで騒がれています。本市でも警察による調査があったという市民の声を聞きました。そのような警察機関による調査があったのかお尋ねします。

そして、あったのであれば、どのような内容の調査なのか併せてお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 警察機関による調査があったかどうかということですが、あったというふうに認識しております。その内容については把握してございません。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、新型コロナの1点目でございますが、そういう中で、この対策ですね。うわさでは、市の職員が課で納涼会をやったとか何とかといううわさがありますが、市がそういう防止策を講じている中で、そういうことがあったのかどうかお伺いします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 職員による納涼会はございました。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員、残り時間が3分になります。よろしくお願いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、定額給付金関係でございますが、かなりの方がもらって

ない人がいます。この辺については、職員が最終的に対応しているのかどうかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

未申請者に対する対応でございますけれども、広報や防災無線等で周知したのはご案内のことかと思えます。さらに文書でも申請を促す勧奨の通知も出しております。そして、郵便が届かなかった世帯、ここにつきましては職員が直接現地のほうへ行きまして調査を行いまして、所在を確認できた世帯につきましては申請書をそこで渡して、給付につなげることができました。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 遠 藤 保 明

○副議長（飯嶋正利） 続いて、遠藤保明議員、ご登壇願います。

（3番 遠藤保明 登壇）

○3番（遠藤保明） 議席番号3番、遠藤保明です。令和2年第3回定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

通告の順序に従いまして質問いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の患者が国内でも多く出ており、千葉県でも、最初の感染者が公表された1月下旬から毎日のように続いております。経済の活性化や市民生活の安定のため、一日でも早く収束を願うものです。そのような中でありますが、今回の定例会では大きく二つの項目について質問いたします。

それでは、1番目の児童・生徒の修学旅行、運動会の中止についての質問であります。

小・中学校での修学旅行や運動会は、子どもたちが大人になっても思い出に残る学校行事だと思います。また、家族も楽しみにしていると思います。しかしながら、感染拡大防止の観点から中止や延期の状況になっていると聞きました。

このことについて、（1）旭市の状況と近隣市である銚子市、匝瑳市の状況についてお伺いいたします。

続いて、（2）について、各行事が中止の場合、子どもたちの心に残るような代替案を何か考えているのかお聞きします。

続きまして、大きな項目の2番目、農業委員会の活動について質問です。

農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に施行されたことにより、農業委員会の委員の選出方法が変わったほか、農地等の利用の最適化を強力に進めていくため、農地利用最適化推進委員を新たに設置することとなりました。旭市においては農業が基幹産業であり、農地を守っていく、そのことが重要であります。

まず、(1)市では、農業委員、農地利用最適化推進委員がおりますが、人数と活動内容についてお伺いします。

続いて、(2)ですが、農業委員会は農地法等によりその権限に特化させた事項について業務を行っております。農地の所有権移転や転用について、申請受理から許可までの経緯についてお伺いします。

次に、(3)農業委員活動の周知についてですが、法律の改正により農業委員も農業者以外の方や女性の委員も積極的に選出されております。農業委員の活動を周知することが各種相談事業や申請もスムーズに進むと思われませんが、周知方法をどのようにしているのかお伺いいたします。

最後に、(4)の質問ですが、少子高齢化の時代に農業後継者も減少している中、農地についても後継者不足や様々な理由により遊休農地や耕作放棄地が見受けられますが、旭市の遊休農地の面積や解消の状況について教えてください。

以上、1回目の質問については以上でございます。

再質問については自席で行います。よろしくお願ひします。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは学校教育課から、修学旅行、運動会の中止について、本市の状況と近隣市の状況ということでお答えをさせていただきます。

6月1日の学校再開に当たり、修学旅行については当面の間延期とし、運動会については、身体の接触や発声を避けるのが困難であることから、従来の運動会は中止としました。その後の検討の結果、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大していること、寝食や入浴などで密を避けることが困難であること、旅行先で児童・生徒が発熱した場合等の対処が困難であることなどから、8月12日付で修学旅行についても中止としました。

近隣市の状況についてですが、修学旅行と運動会の中止については、東総地区の銚子市、旭市、匝瑳市の教育委員会で協議をして決定をしたものでございます。

続けて、(2)中止に伴う代替策等の検討についてお答えします。

今後の感染状況を踏まえての最終判断ということになります。修学旅行については、全ての小学校が日帰りの代替行事を実施する方向で検討しています。中学校は、高校入試がある関係で現時点では未定としております。

運動会については、現時点で全ての小・中学校が代替行事を実施する方向で検討しております。内容は、おおむね二、三時間程度で、密を避けつつ、体育授業の総括的なものや体を動かすレク的なものを考えています。学校の規模等により保護者の来校を不可としている学校もある状況です。

以上であります。

○副議長（飯嶋正利） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） それでは、2項目めの農業委員会の活動についてお答えいたします。

初めに、(1)の農地利用最適化推進の活動内容につきましてお答えいたします。それと、農業委員、推進委員の人数ということでした。それではお答えいたします。

平成28年4月の農業委員会法の改正により、農業委員会へ農地利用最適化推進委員が設置され、農地等利用最適化の推進が必須業務となりました。旭市におきましても、本年7月の農業委員17名の改選と同じく、第2期20名の農地利用最適化推進委員を農業委員会より委嘱したところでございます。

活動内容ですが、旭市におきましては、旭地区2地区、海上地区、飯岡地区、干潟地区の5地区から、各地区4名の推進をいただいた農地利用最適化推進委員がおられます。農地利用最適化推進委員の皆様方には、必須業務となりました担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、さらには農業者年金の加入促進等の現場活動をしていただいております。

続きまして、(2)の申請受理から許可までの経緯につきましてご回答いたします。

農地法による申請は、大きく分けますと農地を農地として利用する売買や、使用貸借の3条申請と農地を農地以外に転用する4条・5条申請があります。

3条申請につきましては、農地法関係事務処理要領では4週間とされておりますが、総会后に農業委員会で許可指令書が出せますので、旭市農業委員会といたしましては、申請から20日間で許可が出せるよう事務を行っております。

また、4条・5条申請につきましては千葉県の特例となるため、申請日から農業委員会の

総会を経て、県への進達までに3週間を要し、県での申請書の受理後に農業事務所等での審査等に2週間を要するため、申請日から許可までに5週間を要します。また、30アールを超える案件につきましては、農業委員会の総会後に農業委員会ネットワーク機構に諮問した後に県へ進達となるため、申請から県への進達までに4週間を要し、その後、県農地農村振興課の審査に2週間を要するため、申請から許可までに6週間を要します。

続きまして、(3)の農業委員活動の市民周知についてということです。お答えいたします。

農業委員会活動の市民周知につきましては、年2回の農業委員会だよりを発刊しております。周知方法につきましては、区長さんに依頼し各家庭に回覧しており、その他については各種関係団体で設置による配布を依頼しております。また、産業まつり等のイベント時に出店し、違反転用の防止、農業者年金の加入促進のパンフレットの配布や就農相談等を行い、市民への周知を図っているところです。

それと、申請等の周知の関係でございますけれども、農地法によります申請書の受付期間、農業委員会の総会予定につきましては、4月に農業委員会だより等でお知らせしているところでございます。

それと、(4)ですけれども、遊休農地の解消状況ということでご回答いたします。

遊休農地につきましては、農地法に基づく利用状況調査によります結果によりお答えしたいと思っております。

利用状況調査では、平成27年度に遊休農地の捉え方に変更がありまして、平成27年度から平成28年度の面積につきましては参考になりませんので、平成28年度を基準に回答いたします。平成28年度の遊休農地面積は87.1ヘクタール、平成29年度は3.1ヘクタールの減少によりまして84ヘクタール、平成30年度は2.1ヘクタールの減少で81.9ヘクタール、令和元年度は4.9ヘクタールの増加と7.8ヘクタールの減少により、差し引きまして2.9ヘクタールの減少で79ヘクタールで、ここ数年は毎年2ヘクタールから3ヘクタールの減少傾向です。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） では、再質問させていただきます。

(1) 近隣市の状況についてお尋ねしました。旭市、銚子市、匝瑳市の状況は分かりました。それでは、千葉県での状況について、実施している市町村はどれくらいあるかどうか、分かればお願いします。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、県全体の様子ということでありまして、修学旅行につきましても、8月末現在で県内54市町村のうち40の市町村が中止を決定しており、残る14市町村については延期または学校判断としております。

運動会につきましても、県内全ての学校の状況までは把握できておりません。近隣の銚子市、匝瑳市は本市と同様に規模を縮小して計画していると聞いております。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） では続いて、（2）中止に伴う代替案について伺います。

修学旅行、運動会の代替案を検討しているということですが、PTAや関係者の意見を聞いているのかどうか。また、どのような意見があったのかどうかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 修学旅行につきましても、全ての保護者に意見を確認しているわけではございませんが、PTA役員から学校への相談や、期末の保護者面談等を通して様々な意見があることは承知しております。ぜひ実施させてあげたいという気持ちを持ちつつも、一方では不安を感じているという声も寄せられておりました。

運動会につきましても、6月1日の学校再開の時点で中止の判断をしておりましたが、代替行事を行うに当たり、PTA役員や保護者への説明をするとともに、意見を聞きながら計画づくりを進めているところであります。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 回答ありがとうございました。

学校行事に限らず、市民体育祭やしおさいマラソン等多くのイベントが中止になっております。最初に言いましたように、思い出に残るようなイベントを検討していただきたいと思っております。

それでは、2番目の農業委員会の活動について質問いたします。

（1）農地利用最適化推進委員の活動内容についてですが、農業委員17名、推進委員20名の方がいるということですが、連携はどのようにしておりますかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） それではお答えいたします。

農地利用最適化推進委員は、各地区から推選をいただいた方々ですので、担当地区での人と農地のマッチングがしやすいことにより、農地等利用最適化推進を農業委員と密接に連携して行っていただいております。また、農業委員会の総会等においても、審議して可否を決定する際に、現場の状況を把握しなければ適切な判断ができないため、農業委員と一緒に現地確認等をお願いし、総会等での担当地区の状況を意見としてまとめる協力をいただいております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 回答ありがとうございます。

では、（2）の申請受理から許可までの経緯についての再質問ですが、3条での許可や4条、5条の経緯の申達まで迅速に行っているようですが、申請する場合、まず相談を受けてから申請する方が多いと思いますが、不受理の場合もありますかどうかお尋ねします。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） 農業委員会への申請につきましては本人申請は少なく、行政書士等へ委任するものがほとんどでございます。申請につきましては業務に慣れている行政書士が行っているため、転用申請に必要な書類等につきましても問題なく行われております。申請書類等に過誤や不備を発見したときは、期限を定めまして申請者または委任者へ加除、訂正等の補正を依頼しているところです。

このような状況ですので、不受理したものはございません。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） ありがとうございます。

次に、（3）農業委員会活動の市民周知でございますが、法律の改正により、農業委員も農業者以外の方や女性の委員も積極的に選出されています。農業委員の活動を周知することが各種相談事業や申請もスムーズに進むと思われそうですが、周知方法をどのようにしているのかお伺いいたします。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） 現在のところ、周知方法につきましては農業委員だよりでの周知だけになっております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） ありがとうございます。

では（3）についてですが、農業委員会活動について、ホームページでの活動についての周知やメール等の相談について、今後考えていることがあれば教えていただきたいと思ます。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） 今後の周知活動につきましては、近隣等を参考にいたしまして、市のホームページなり農業委員だよりの発刊方法、また市民への配り方等検討させていただきます。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） ありがとうございます。

では最後に、（4）の質問ですが、遊休農地が減少傾向にあるということはよいことだと思いますが、農業委員さん方の活動も農地パトロールをしているようですが、どのくらいの頻度で行っているのか教えてください。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） 農業委員会で行っております農地パトロールは、農地法に基づく利用状況調査に基づくパトロールを年1回と、農業委員と農地利用最適化推進委員による月1回の担当地区の農地パトロールを行っております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 今まで回答ありがとうございました。

これは質問ではありませんので回答は結構です。

今回の質問は、学校行事と農業の質問を行いました。旭市の基幹産業である農地を適切に

維持管理していくということで、将来の農業後継者でもある小・中学生の行事について今後十分検証していただき、進めていただきたいと思います。

これで私からの質問は終わりにします。ありがとうございました。

○副議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の一般質問を終わります。

◇ 林 晴 道

○副議長（飯嶋正利） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をご覧の方々、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。これより皆さんの貴重なお時間をいただき、令和2年第3回となります定例会の一般質問をここに行います。

初めに、本市は今後、少子高齢化に伴う人口の減少が急速に進み、財政状況も厳しくなると予想されますので、財政運営や事業計画をしっかりと見極め、守るもの、攻めるもの、我慢いただくものなど、メリハリのある取組が必要と考えます。日本の真ん中で輝く、希望にあふれ誇りある旭市をつくり上げる、その大きな夢に向かって、皆さんとともに取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、初めに、新型コロナウイルス感染症の影響に関して4点です。

まず、明智市長の政策判断について質問をします。

市長におかれては、経済再生を訴え、緊急経済対策として大規模な予算を組んでこられました。市内の経済への影響や景気の低迷状況をどの程度考慮されたとお考えでしょうか、ご教授ください。

次に、財政調整基金の在り方について質問します。

現在、感染症予防対策として国や各自治体では様々な取組が行われるその中で、財政調整基金を取り崩して新型コロナ対策事業を行う自治体が多くございます。多額の基金を財源として取り崩したことにより、基金残高が枯渇してしまっている自治体の報道も多く伺いますが、本市でも5月補正において財政調整基金から8億3,000万円余りを投入し、対策事業を行っておりますので、その後の基金の状況を改めて確認します。

それでは、財政調整基金の現在の額と近隣の自治体や類似団体の保有状況を伺います。

次に、今後の財政運営について質問します。

感染症拡大による経済への影響が、当初の見込みよりはるかに深刻で、経営破綻する企業

などが全国に増加している中、本市においても今後税収入などによる大幅な歳入減は避けられないものと考えます。この厳しい状況を想定した財政上の対策、そのことを検討しているのか伺います。

次に、新たな生活様式の実践について質問します。

新型コロナ感染症に関する緊急事態宣言は5月25日に解除されましたが、ウイルスへの対応は長丁場になると言われています。これからは日常生活と感染拡大防止対策を両立していかなければなりません。感染拡大を予防するために、新たな生活様式を日常生活に取り入れることが重要です。

そこで、ウィズコロナと新しい生活様式に呼応したまちづくりに対して、本市の見解を求めます。

続きまして、東京2020オリンピック・パラリンピックの対応に関して1点、延長になったことによる課題と取組について質問をします。

東京2020オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、2021年夏の開催を目指し延期することが決定し、簡素化して行うとの方向性も示されました。本市ではこれまでに、事前キャンプ誘致のためおもてなしの心で大規模な費用を投じ、旭市を世界にアピールする絶好の機会となっております。

今年度の当初予算でも2,840万円、関連イベントの実施として48万円など、多くの予算が計上されております。大会が延期になったことにより、今年度の予算は来年度に組み替えられるとは思いますが、大会が簡素化されると事業方針の見直しも行われる、そのように考えますので、大会が簡素化されることによる変更に関して、市長にお伺いをいたしたいと思っております。

多くの市民の皆さんと大会を盛り上げようと様々な事業を計画し、そして実行してきましたが、延長を受けてトーンダウンしている印象を受けます。ましてや、今後もコロナ感染症が懸念される中では、感情的にはオリンピックどころではないと思われる方もいらっしゃるでしょう。

しかし、僕は思います。全世界が一体となり、人の心をつなぎ、多くの夢と感動を与えてくれる大会ですから、機運を高めるような仕掛けを行うべきと考えますが、今後の課題や取組、その方向性について市長のお考えをお聞かせください。

続きまして、新庁舎建設事業に関しても1点、工事の進捗状況と契約変更について質問をします。

契約金が計9,000万円増額と、関連議案が今定例会に上程をされています。その変更理由には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として工事を一時中止したことにより、全体の工程に影響が生じたことによる、工期の延期及び工事内容の変更などによるもので、このことは国の公共建築工事積算基準に基づくものであると説明を受けました。

それではまず、工事の進捗状況等については、先日の前年度決算質疑で施工に当たり工程管理の状況などを確認をし、その妥当性を理解できましたが、次に変更契約の理由について再度確認をいたします。

先般の議案質疑において、国からの通知では工事の一時中止の期間は3月15日までで、本市の休止期間は対象外であり、当初から遅れている事由として鉄骨材料の不足に伴う納期の遅れとの答弁がありました。そこで、その点の事実関係について詳しくお尋ねいたします。

以上、計6点に及ぶ質問を、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて、市民の命と暮らしが一番との観点で行いました。執行部におかれては、若者や高齢者に理解できるよう、簡潔明瞭な答弁に努めるよう願います。

○副議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○副議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問に対して答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林議員の一般質問に私のほうから1番目の1、市長の政策判断ということと、大きな2番目の2020東京オリンピック・パラリンピックの課題と取組ということで、お答えをしたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響についてということの中で市長の政策判断ということではありますが、新型コロナウイルスはいまだ感染拡大に歯止めがかからない状況であり、近隣市や本市においても新たに感染患者が確認されております。第2波の感染拡大とも言われており、本当にいまだ国民、市民も心の休まる場所がないような状況であります。

家庭や職場内での感染も増えており、改めて感染拡大防止対策が重要であると認識しているところであります。

これまで実施してまいりました各支援策については、コロナ禍の中で市民が本当に今どんなことが一番困っているのだろうか、そういう思いから、その不安感の払拭と今苦しんでいる方々を支援することを一番に考え、公正公平、迅速を重視し、一刻も早く普段の生活を取り戻せるよう、また地域経済の活性化に係る政策を検討し、第1弾、第2弾の支援を進めてまいりました。

効果としては一定の評価をいただいていると、そのような感じをしているところであります。今回の第3弾の感染症対策事業としましては、国・県の支援内容を精査し、本市の状況と照らし合わせ、有効な、そして適切な事業として補正予算を上程したところであります。今後も国や県が実施する追加対策などを注視しながら、市の財政状況、財政事情も考慮しつつ、市民の皆様が元の生活に戻れるよう、様々な対策に取り組んでいるところであります。

政策判断ということでもありますけれども、やはり国・県の支援事業、その内容を精査しながら、そして市民が今一番困っているのは何だろうか、そういった思いにはせながら、どういった支援事業をやったらいいかということの中で決定をしているところであります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックの対応に関してでありますけれども、延期になったことによる課題と取組についてであります。

2020オリンピック・パラリンピックの延期になったということは、非常に残念に思っております。これまでそのオリンピック・パラリンピックに向けて国と一緒にあって、この旭市も盛り上げていこうと、そんなような思いで各種事業を進めてきたところでありますから、本当に1年延期ということの中で、非常に残念だという気持ちに変わりはないわけでありませぬ。

しかし、幸い昨日のニュースでありますけれども、IOCのコーツ調整委員長の話がありました。コロナ禍の中であっても東京オリンピックは開催するという言葉がありました。心強い発言だと捉えているところであり、これから旭市でこれから正月、そして来年の開催までの間にどんな有効な盛り上がり策、支援策ができるのだろうか、そういうことを市民の皆さん、議会の皆さん方と共々考えていきたい。先ほど議員がおっしゃったように、スポーツはやはり国民の心を豊かにする、そういった部分ではしっかりと、このオリンピックに目標を定めて、旭市を盛り上げていきたいと、そのように考えているところであります。

また、聖火リレーや事前キャンプもある程度決まっているところであります。このことも

国もやるということに決定すれば、事前のいろんな申入れがあると思いますけれども、その申入れに沿ってしっかりと対応をしていき、みんなで聖火リレーや事前キャンプ、そういったものを盛り上げていきたいと、そのように考えております。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、落ち込んでしまった機運を再度高めていきながら、市民の絆を大切に、子どもたちの一生の思い出となるよう取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから1、新型コロナウイルス感染症の影響に関してのうち（2）財政調整基金の在り方について、（3）今後の財政運営についてお答えさせていただきます。

まず初め、（2）です。本市の財政調整基金の額と近隣自治体の財政調整基金の保有状況についてということでございますが、本市では新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として、先ほど林議員の質問にもありましたように、5月補正において財政調整基金の8億3,000万円ほどを繰り入れておまして、財政調整基金の額につきましては、年度末現在高の予測としましては85億円ほどを見込んでおります。

近隣自治体の状況についてですが、30年度末で銚子市が2億円ほど、匝瑳市が30億円ほど、香取市が65億円ほど、東金市が13億円ほどとなっております。

続きまして、（3）今後の財政運営についてのところで、厳しい財政状況を想定した対策を具体的に考えているのかということでございますけれども、今後新型コロナウイルスの影響により財政状況が厳しくなることが予想されます。大幅な歳入減が生じた場合の対応につきましては、今の時点で具体的な対応をはっきりと決めてはおりませんが、国の制度や財政調整基金の活用も含めた対策が必要だというふうに考えております。

○副議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは（4）の新たな生活様式の実践についてということで、ウィズコロナに対応したまちづくりについての何か考えはということでお話ししたいと思います。

新たな生活様式の実践につきましては、これは当面の間、きっと個人個人において気をつけていかなければならない状態が進んでいくんだと思ひます。しかしながら、このコロナ禍において企業自体がテレワークやリモートワークなどを取り入れ、感染拡大の防止に努めているという事実がございます。

また、国におきましては新しい生活様式等への対応ということで、強靱かつ自立的な地域経済の構築を一方で促進しております。都市住民の地方移住への関心が高まっている、特にこれは東京圏だと思えますけれども、その中で今、東京都都心から2時間以内で移動できる場所への移住という機運が高まっていると聞いております。市としましてもこういった中、ピンチをチャンスと捉えて取り組む必要があると考えております。こういった状況を踏まえ、市では実現に向けて進めております生涯活躍のまち・あさひ形成事業において、商業施設の2階に設置するおひさまテラスの中にコワーキングスペースを設置する予定で進めております。

今後、アンケート型プロモーションの実施やコワーキングスペースのニーズ調査を行う予定ですが、実施する際は市のPRだけでなく、各機能などの紹介をいきながら、若者世代を含む多世代をターゲットとして捉え、関係人口の創出や特に移住につなげられるよう実施してまいりたいと考えております。

○副議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは大きな3番の新庁舎建設事業に関して、工事の一時中止の期間と鉄骨材料の不足に伴う納入の遅れについてお答えをいたします。

初めに、工事の一時休止の期間についてですが、2月27日の国からの通知では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一部中止措置等として、申出による一時中止の期間は3月15日までの期間とすることになっておりました。しかし、その後の4月8日の通知では緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応として、受注者からの申出があった場合には、受注者と発注者の間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととあります。

さらに、これに続く5月25日の通知では、緊急事態宣言の解除後においても、受注者が一時中止を希望する場合、受注者の責任によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止等の対応と適切な措置を行うこととしております。

一方、鉄骨材料の不足に伴う納入の遅れについては建設市場の悪化によるもので、特に鉄骨を結びつける高力ボルトの不足が大きな問題となりましたが、これに対し、国は製造メーカー等に昨年、需給安定化に向けた協力要請を行っており、鉄骨商社への聞き取り調査などからも、全国的に需給が逼迫傾向で調達困難な状況が確認されております。

このようなことから、市としては本格的に鉄骨が必要となる骨組み工事まで約1年の期間

がありましたので、工期回復に向けて努めていたところでございます。

以上でございます。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に関しての市長の政策判断から、順次再質問を行います。

感染症のその予防を徹底しながら、同時に社会経済活動を回復させてゆく、この両立は極めて難しいチャレンジであり、次なる流行のおそれは常にあります。それでも旭市民の皆様は、このウイルスを正しくおそれ、必要な行動変容に協力してくださっています。こまめな手洗い、今や外出するときはほとんどの方がマスクを着けておられます。こうした新しい様式をご理解くだされば、最悪の事態は回避できると僕は信じています。

そこで、これまでの感染症対策全般の総括と今後の政策課題をどのように考えるのか、市長の見識を求めます。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いち早くコロナ感染拡大の防止に向けて旭市は対応できたと、そのように思っているところであります。第1弾、第2弾、そして今回の第3弾と、それぞれが今一番必要な部分へ手当をできているのかなと、そのことはある程度、市民の皆様方も評価をいただいているのかなと、そのように思っているところであります。

さらに、このコロナの感染拡大が続けば、また国・県の動向を見ながら、もっと深く市民の皆さん方にいろんな面で高齢者の対策やら、そしてイベントが中止されている中で、そして健康管理課のがん検診の中止もしているところであります。

そういった予算を使いながらインフルエンザの予防接種、そういったものを個人に相当の人数いるわけでありますけれども、65歳以上の高齢者、あるいは中学生までの子どもたち、そういった部分でのインフルエンザの接種に対して補助金を支給しようという考えも今持っているところでありますので、それはがん検診の中止による予算の不用額といいましょうか、そういったもので利用できるのかなと、そんなような思いで今考えているところでありますので、これからもいろんな面でコロナ対策、そしてまたウィズコロナ、そういった部分でしっかりと対応してまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 明智市長、どうもありがとうございました。

僕も一市民といたしまして、市長のその前例のないコロナ対策、大変ご尽力いただいていることを高く評価しております。今後とも休まることがない大変過激な業務等はそのまま続きますが、どうぞ今後とも市民のために先頭に立ってお願いしたいと、そのように思う次第であります。

次に移ります。(2)であります。財政調整基金の在り方について質問をいたします。

この基金は経済不況などによる減収や災害などといった不測の事態に備え積み立てておくべき、言うなれば貯金のようなもので、現在のコロナ禍の状況を鑑みた場合、この財政出動は大胆かつ速やかに行うべきであろうと考えます。しかし、同時に安定的な財政運営のためには、ある程度の余裕も必要です。

そこで、今後の新型コロナウイルス感染症対策関連事業に対して基金の活用、その考え方や、先ほど答弁いただいた近隣自治体や類似団体の取崩し状況が分かるようでしたら伺いをいたします。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、財政調整基金の取崩しの考え方と財政調整基金の投入状況について、近隣自治体ということでお答えしたいと思います。

財政調整基金の取崩しにつきましては、今後必要となる新たな新型コロナ対策事業の財源の一つとして、必要であれば積極的に投入していきたいというふうに考えております。

また、近隣自治体における新型コロナ対策に対する財政調整基金の充当状況につきましては、匝瑳市では6月補正、7月補正の合計で2億8,500万円ほど、香取市では5月補正で9,800万円ほどの基金を充当しております。銚子市、東金市においては基金の充当はございません。以上です。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先ほど、安定的な財政運営のためにはある程度の余裕が必要であると僕の考えを申し上げましたが、新型コロナ対策に関しては、どのぐらいの規模まで基金から財源投入ができるのか、担当の見解を伺います。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 財政調整基金につきましては、今後必要となる公共施設の再編や長寿命化の財源、災害時等の不測の事態に対応するために必要ですので、新型コロナ対策にど

れくらい額を充てられるかというのは大変難しいところでございます。新型コロナ対策は非常に重要な事業でありますので、財政調整基金の繰入れについても必要に応じて検討してまいりますけれども、具体的な額等については今後の事業内容や国・県の動向などを見極めた上で対応したいというふうに考えております。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 旭市の未来を考えたとき、財政調整基金の残額が多いことはよいことであると思いますし、新型コロナ対策もしっかりと対応していただきたいんです。先ほどの公共施設の再編にも必要ということであるならば、この基金以外に公共施設整備基金を増やしていくなどの基金全体の在り方を考えることこそが、将来の安定的な財政運営にとって大変有効ではないかと考えるわけではありますが、本市の見解を求めます。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 基金全体の在り方を考えることは非常に財政運営にとって必要であるというふうに考えております。今後の市の施策などを十分に考慮しまして、今、林議員がおっしゃられました公共施設等整備基金など、ほかの基金もございます。そういった財政調整基金以外の基金も含めて積上げについて検討してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 基金の在り方、どうぞよろしくお願ひしたいと、そのように思います。

次に、今後の財政運営についての質問に移ります。

今回提案された新型コロナ対策事業を計画するに当たり、何か基準とするような経済指標などがあるのであれば教えてください。また、本市の経済への影響が具体的にどれほどになると把握しているのかを伺います。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 今回のコロナ対策の事業の計画に当たりましては、具体的に何かの経済指標を基準としたということはありませんけれども、国から示された対策などを参考に検討をさせていただきました。

また、本市の経済への影響が具体的にどの程度になるかということでございますけれども、いまだ事態の収束の先が見えない中、見通しを把握するのはなかなか難しいところですが、今後、税の情報などを基に業種ごとの状況について分析してまいりたいというふうに考えて

おります。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 本市においては、8月に入り残念ながら新たな感染者が確認されてしまいました。市民の命と暮らしを守るためには、今後も継続的な支援策が必要になります。そのため新たな支援策を検討していくに当たっては、財源や事業規模など市としての方針をある程度一定に定めておく必要があると考えるのですが、本市の見解を求めます。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 事業規模などについての方針ということですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況が刻一刻と変化しておりますので、具体的な方針を定めるというのはなかなか難しいというのが現状でございます。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 現在の財政状況はおおむね健全であると思われませんが、今後も継続的に新型コロナ対策事業を進めていった場合に、本市の財政は大丈夫なのかと心配になります。継続的に新型コロナ対策事業を行うと同時に、市民が安心できる財政運営をどのように計画するのか、具体的な本市の見解を求めます。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市民が安心できるような財政運営ということでございますけれども、新型コロナ対策事業も含めて市として必要な事業をしっかりと進めていくとともに、今後も経済の動向など様々な状況を見極めながら、財政の健全運営を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 分かりました。

では、次に、新たな生活様式の実践についての質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症により、これまでの生活様式に完全に戻るのは大変難しいと考えられるので、第2波、3波の可能性も含め、今後は新型コロナウイルスと共生していくことを念頭に生活していかなければなりません。これに伴い市が行ってきた事業展開も考え方を改めて

いく必要があると思っていますのですが、本市の見解を求めます。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 私も議員のおっしゃるとおりだと思っています。新型コロナウイルス感染症の蔓延は我々の生活そのものに大きな変更を迫っています。それと同時にまちの在り方、あるいはまちづくりの在り方というものにも、その変容を遂げるように要求をされているような気がします。

現在進めております生涯活躍のまち・あさひ形成事業だけではなく、まちづくり全体として捉え、新しい生活様式として経済活動の回復や強靱な経済構造の構築をしていかななくてはならないと考えております。そのための事業展開をこれから新たに考えていかなければならないと思っております。

それにつきましては、内閣府が示しております地域未来構想20という構想がございますけれども、この三つの大項目にもあるとおり、一つ目として社会的な環境の整備、二つ目として新たな暮らしのスタイルの確立、三つ目として新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進について、これからも検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） これまでその新型コロナウイルス感染症対策においては、多々いろいろ各担当課において取り組んでいただいているかと思えますけれども、これまでの経験を教訓として、次に生かすものはあるのか、その点に関して本市の見解を最後に伺いたいと、そのように思っています。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど企画政策課長のほうから話をしましたように、やはりコロナ前とコロナ後ではまちづくりの根本が違ってくるのではないかなと。

今まで、旭市は食の郷、医療・福祉の郷、交流の郷、3郷構想まちづくりを進めてきました。そして、交流をすることによって人々が旭市の認知度がアップされると、そういうような行事、イベントもたくさんやってまいりました。それが今、この時期で交流はほとんど駄目だと、自粛をしろというような状況の中で、果たして今後、やはりどういったことをやって旭市のまちを発展させていくのか、そういった部分は真剣にみんなで考えていかなければ、そのような思いでいるところであります。

テレワークとかいろんなIT企業を使いながら、産業を使いながら発展をさせていくということもあろうかと思えますけれども、いずれにしても、今後みんなでの研究課題だと、そういう思いで今いるところでありますので、議員の皆さん方にもぜひこのまちづくりのためにお力をお貸しいただきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願ひします。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市長からの力強いご答弁いただきました。うれしく思います。ありがとうございます。

続きまして、東京2020オリンピック・パラリンピックの対応に関して、延期になったことによる課題と取組についての質問ですが、こちら先ほど市長より機運を高めていきたいんだと、しっかりとご答弁をいただきました。このことによって、この関連事業の関係者、市の関係者の皆さん、本当にこれでみんなですっかりとこのオリンピック事業に取り組んでいきたい、オリンピックを楽しみたいというような機運でいけるんじゃないのかなと、そのように思っています。

これまで準備段階で事前キャンプ地の誘致など、いろいろな国と関係調整をしてきたとは思いますが、相手国との調整は大変重要な市の責務だと考えます。そこで、相手国との今後の調整はどのような課題があり、具体的にどのように取り組んでいくのかを伺いたいと思います。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、再質問についてお答えいたします。

事前キャンプに関しましては、現在ドイツの卓球チーム、それとザンビア共和国のオリンピック委員会に対しまして、メールなどを通じて連絡を取り合っております。ドイツ卓球チームにつきましては、代表選手が決定した後に事前キャンプを実施するかどうか決定するというのは以前から変わっておりません。引き続き関係者と連絡、調整を進めていきます。

また、ザンビア共和国につきましては、延期後も旭市で事前キャンプを実施するという連絡をいただいておりますので、本協定書の年度内締結に向けてすり合わせを行っていきたくと考えております。

以上です。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番(林 晴道) 本来であれば、今年の3月26日から予定していた聖火リレー、これがスタート、今回できませんでした。今後の対応を検討することと、そのようになっているようでありましたが、本市においても7月3日に聖火リレーを予定していたようでありましたが、既にそのコースだとかランナーは決まっていたのでしょうか。来年の予定を含め、その詳細と聖火リレーが延期したことによる、その課題等があるようでしたらお伺いをいたします。

○副議長(飯嶋正利) 林晴道議員の再々質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長(柴 栄男) それでは、再々質問についてお答えいたします。

聖火リレーのコースとランナーにつきましては、延期前と同様のルート、ランナーを継承するという事で大会の組織委員会から発表がございました。ただ、県内、市内の日程につきましては、現在も組織委員会にて調整中であります。

延期になったことの課題なんですけれども、こちらは新型コロナウイルス対策を考えて、ランナーはもちろんですけれども、沿道での応援者に対する対策をどう講じるかということが課題になってくるかと考えます。それにつきましては、大会組織委員会及び県と調整しながら対応したいと思っております。

以上です。

○副議長(飯嶋正利) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) 東京2020のオリンピック・パラリンピックが1年延期となってしまいました。来年を控えて今、市長より市の方針、機運を高めていくんだというお言葉がありました。そのようなことありますので、職員はもとよりボランティアだとか、聖火ランナーなどのモチベーション、これも維持していくことが重要だと思っております。何かそれに関して取組だとか考えがあるようだったらお聞かせください。

○副議長(飯嶋正利) 林晴道議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長(柴 栄男) それでは、再々々質問についてお答えいたします。

ボランティアにつきましては、事前キャンプ、また聖火リレーで協力が必要と考えております。事前キャンプでは通訳、それと練習パートナーになりますけれども、通訳につきましては、独立行政法人国際協力機構、いわゆるJICAですとか、千葉県スポーツコンシェルジュを通じて派遣していただくことを考えております。

また、練習パートナーについては調整中ではありますが、各競技協会に協力をいただく予

定です。

また、聖火リレーにつきましても、走路員などを考えておりますけれども、市の職員やスポーツ推進委員、旭警察署、交通安全指導員の方々から協力をいただこうと考えております。以上です。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） お願いをいたしたいと思います。

続きまして、最後になりますけれども、新庁舎建設事業に関しても、工事の進捗状況と契約変更について質問をしています。

今一度じっくり確認したいのですが、今般の工事延期に伴う契約変更の理由です。1点目は新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、工事を一時中止したという点、2点目は鉄骨材料の不足に伴う納入の遅れが生じた点についてであります。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症において、国からの対応通知の中で受注者の責めによらない事由によるものとしているという発言を度々伺いますが、担当課長の言葉が伝わりにくいので僕の言葉で言い換えますと、国からの対応通知では契約先の責任ではないものとするとしていて、次続きます、2点目の鉄骨材料の不足に伴う納入の遅れは、建材市場の悪化による社会情勢の影響を受けたものであるから、こちらも契約先の責任ではないものとする、国からの対応通知があったから契約金が計9,000万円増額せざるを得ないのだと受け止めてよいのか、その2点を分かりやすい言葉で明快に答弁を伺いましょう。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

工期延期の理由につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。市としましては、国からの新型コロナウイルス感染症への対応通知に当てはまっていること、そして建材市場の悪化による社会情勢の影響を受けたものであること、この二つのことから受注者、これは契約先という言い方が先ほどございましたけれども、契約先の責任ではないものということで、工期の見直し、そしてこれに伴って必要となる請負額の変更を行ったものでございます。以上です。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 分かりやすくよく分かりました。

初めてのルールでやったもので、ちょっと持ち時間残りしましたが、これで僕の一般質問を

終わりにします。ありがとうございました。

○副議長（飯嶋正利） 林晴道議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○副議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時49分

令和2年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和2年9月9日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（17名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
6番	米本弥一郎	8番	宮内保
9番	高木寛	10番	飯嶋正利
11番	宮澤芳雄	12番	伊藤保
13番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革 推進課長	宮内敏之	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	椎名隆

子育て
支援課長
商工観光課長
建設課長
庶務課長
農業委員会
事務局長

石橋方一
小林敦巳
加瀬博久
杉本芳正
向後秀敬

高齢者
福祉課長
農水産課長
都市整備課長
学校教育課長

赤谷浩巳
多田一徳
栗田茂
加瀬政吉

事務局職員出席者

事務局長

花澤義広

事務局次長

向後哲浩

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議員及び執行部の皆様にお知らせいたします。

議場内の温度が上がっておりますので、暑い方は上着を脱いでください。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊藤 保） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（伊藤 保） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。令和2年旭市議会第3回定例会において一般質問を行います。

早いもので本会議も今回3回目となりました。第1回定例会のときに、既にコロナウイルスが発生しておりました。当初は暖かくなれば収まるといったような楽観論もありましたが、収まる気配がありません。本市でも4月以降、感染者が出ておりませんでした。今月4名の感染者が出ました。コロナ問題、避けて通るわけにはまいりませんが、これだけやっているわけにはいきません。今回私は、新型コロナウイルスから人口減、空き家問題、自然災害、新庁舎について、5項目8点について質問いたします。

まず最初に、新型コロナウイルスについて伺います。

国・県にばかり頼ってはいただけません。自分たちの地域は自分たちで守らなければなりま

せん。そこで2点伺います。

1点目、市としての対策、2点目、市としての支援策について伺います。

大きな2番目、人口減対策について伺います。

この質問は、昨日向後議員が質問をいたしました。今月は54人、前月は59人、人口が減っています。人口減少は日本国全体の問題ですが、市としてもできる限りのことはしなくてはなりません。対策を伺います。

人口減、社会減を食い止めるには雇用の確保が欠かせません。雇用の確保について伺います。

3項目め、少子化、社会減により、年々空き家が増え続けています。対策を伺います。

次に、自然災害について伺います。

コロナも心配ですが、いよいよ台風シーズンに入りました。今回は地球温暖化により、年々大型化する台風対策、避難所について伺います。

最後に新庁舎について伺います。

この質問は、昨日林晴道議員、高橋利彦議員から質問がございました。私なりに観点を変えて質問いたします。

設計の段階では、新型コロナウイルスは起きていませんでした。これに対する対策、当然行っていることと思いますが、どのような対策を講じるのか伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは私のほうからは1番の（1）市の対策についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、昨日の向後議員、高橋議員への回答と重複しますが、お許し願いたいと思えます。

ワクチンや特效薬ができるまで、発症者を一人でも少なくするため、まずは国・県からの情報を素早く発信し、手洗い、マスクなどの基本的な予防策の徹底を広く呼びかけていきたいと思えます。

そのほか、昨日市長から林議員への答弁でも触れられましたけれども、コロナと同時に秋から流行するであろうインフルエンザに対する対策を取るよう市長より指示を受けまして、65歳以上の高齢者を中心に、今現在インフルエンザの予防接種に対して助成をする準備を

しております。あと、もう一つ重要なPCR検査体制につきましては、既に市内医療機関でも前向きに検討している施設も多くあると聞いております。

今後また対策本部を継続して実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから経済対策ということでご説明したいと思います。

昨日と繰り返しになるかもしれませんが、まず最初に、飲食店等緊急支援給付事業を実施しました。これは前年の同月比で50%以上減額した飲食店等、また観光業等につきまして10万円を給付するものでございます。件数につきましては申請は307件を受け付けております。

次に、インフルエンザの影響が幅広い業種に広がっているということを受けまして、第2弾としまして、中小企業者等事業継続支援金給付事業を実施したところでございます。50%以上減のところには20万円、30%以上は10万円を給付しております。件数につきましては1,014件を申請を受け付けているところでございます。

これに加えて、プレミアム付共通商品券発行事業。従来のプレミアム10%に加えて、30%上乗せしまして、これを発行する事業を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、人口減についてのうち、市としての対策について申し上げます。

総合戦略を策定した際の人口ビジョンでは、本市の人口減少の要因が死亡・出生の差、いわゆる自然増減の差によるところが大きいと、出生率の向上により人口動態の改善を図ろうと、子育て支援策に重点を置き取り組んでいるところでございます。

主なものを申し上げますと、出産祝金支給事業、第3子以降の保育料及び給食費、高校生までの子ども医療費の無料化、乳幼児紙おむつ給付事業などの様々な財政的な支援のほか、子育て世代包括支援センターの設置やハニカムの運営、育児支援事業や赤ちゃん全戸訪問事業などのソフト事業も併せて実施しています。

人口減少の要因は未婚・晩婚化、安定的な収入を得るための雇用の場など、様々な要因が絡み合い生じていると考えておるところでございます。そのため先ほどご説明させていた

だいた子育て支援策のほか、出会いの場創出事業あるいは雇用対策なども継続して実施している状況でございます。

また、現在取り組んでいる生涯活躍のまち・あさひ形成事業は、地方創生の観点から、人口減少に歯止めをかけ持続可能なまちづくりを行うための事業であります。そこに設置する予定のおひさまテラスにつきましては、子どもや子育て世代をメインとして捉えた施設であるため、ぜひとも実現させ少子化に歯止めをかけ、移住・定住促進につなげていきたいと考えておるところでございます。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、雇用の確保ということで、現在実施している事業でございます。

まず、工業団地のほうでございますが、既に工業団地のほうは販売が終了しております。企業誘致に有効な空き公共施設も現在のところないため、新規の企業の進出は難しい状況ではあります。

こういうことから、昨年3月25日に企業誘致条例を見直しまして、これまでどちらかといいますと製造業等が中心でございましたが、それらを観光産業や情報通信分野などに幅広く対象としまして、さらにまた雇用奨励金制度を盛り込むなどしまして、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例を制定したところでございます。

このほかに旭市雇用対策協議会のほうでは、例年近隣の高校生を集めまして、企業の合同企業説明会、また企業訪問、会員企業の雇用促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） それでは、私のほうから3番の空き家問題についてということで、市としての空き家対策について回答いたします。

空き家についての問合せや苦情対応についてでございますが、その都度職員が現地を訪問し、現状を確認するとともに、所有者を調査した上で、危険な場合等は電話や郵便により所有者に適正な管理をお願いしております。

また、これまでの対策といたしまして、平成30年度には空き家等実態調査を実施し、空き家の実態把握をしてまいりました。令和元年度には実態調査結果や新たな空き家情報をデータベース化するため、空き家管理システムの導入を図ってまいりました。

本年度は、空き家対策の充実を図るため、庁内関係部局による連携体制を図るための組織

の構築や、空き家等対策協議会の設置、空き家対策計画の策定をする予定であります。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは大きな4番と5番についてお答えしてまいります。

初めに、大きな4番の中での（1）台風に対する対策についてです。

対策につきましては、やはりソフトの部分が非常に大事になろうかなと思っております。その中でも市民に対してどうやって情報を提供していくのか、周知していくのかということが大事だと思っております。

ということで、市では台風だけでなく地震や津波などもそうですけれども、市民の防災意識の向上、啓発のためにいろんな取組を行っているところでございます。

それは例えば、今年中止になってしまいましたけれども総合防災訓練の実施、あるいは防災教育ですとか、市民向けの出前講座、さらに各種防災情報等を表示しました防災マップ、これらのリーフレットを配布したり、月並みですけれども広報紙、あるいはホームページへの災害対策情報の掲載、こういったものが行われているところでございます。

そして、こうした取組の中で、台風などの風水害対策として、土砂災害の危険箇所をハザードマップで確認してほしい、あるいは食料品や飲料水なども備蓄しておいてほしい、こういったことなどを啓発しているところでございます。

また、ホームページにおきましても、台風対策としまして、風で飛ばされやすいものを家の中にしまってもらえとか、土のうを用意してもらえ、あるいは雨戸を閉める、断水ですとか停電に備えることなどを周知をしているところでございます。

それと、（2）のほうの避難所についてでございますが、これにつきましては対策としまして、コロナ対策が、今大事になっているかと思えます。そういった面で、これまでは風水害のときに、最初開いていた数、4か所だったのですが、それを最初から8か所開設するように、今、しました。避難者の間隔についても十分空けるということを行っておりますし、来たときには検温もしたり、体調を確認したりして、状態に応じて避難所の中でのスペースを分けるということも考えているところでございます。

職員のほうも増強して対応したいというふうに思っているところでございます。

もちろんそのための備品についても準備を進めておりまして、今回の補正予算の中にも計上させていただいているところでございます。

次に、大きな5番の新庁舎についてでございます。

コロナ対策ということでございますが、前にもどこかでお答えしたかと思いますが、新庁舎におきましては、窓口にアクリル板、これを設置して、職員と市民の間を隔離しまして、飛沫感染の防止対策を行ってまいります。

どんな形で、あるいは大きさですとか、これから今発注に向けた準備を進めているところでございまして、細かい数ですとか大きさですとかは、今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） ただいまの質問で答弁漏れがありますので、農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 失礼いたしました。

2の人口減についての（2）で雇用の確保について、農業の面から回答させていただきます。

農業経営を続けていくためには、後継者や農業労働力確保など対策を講じる必要があると考えております。

そのため、国の補助事業では対象にならない親元の就農者に対し、市独自の支援として親元就農チャレンジ支援事業を今年度から実施いたします。この事業は親元で就農する方が前向きに農業に取り組むための支援として、最大 20 万円を支給するもので、現在受付を開始しております。

また、今年度はより多くの担い手の確保に向け、新規就農者支援事業補助金の制度を利用しやすく拡充したところです。事業の内容につきましては、市内において新たに就農する 50 歳未満の方を対象として、農業用機械等の取得に係る経費に対して、最大 50 万円の補助をするもので、既に 1 件の申請を受け付けております。

後継者の確保に向けて、今後も市としてどのような支援が必要なのかを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

コロナウイルスについての市としての対策でございますが、皆さんご存じでしょうが、ダイヤモンド・プリンセスの乗員、乗客を受け入れた勝浦のホテル三日月。これは、ホテルから一人の感染者も出すわけにはいかないということで、社運をかけて防止策に取り組んでいます。一環として例を挙げるならば、亀田総合病院から感染の専門医をお呼びして、全従業員に対しての感染の対策の講習等を行っております。

本市としても、中央病院には優秀な感染のパイオニア的存在の先生がいらっしゃいますので、そういった先生に出前講座なり、あるいはそういうのをお願いしてはいかがかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 講演等やっていただいたらどうかということだと思いますけれども、現在、中央病院とは取りあえず連絡会議、感染症対策室の連絡会議を開いております。中央病院では、今現在ふだん行っている市民講座は、感染防止のため中止にしているというふうなことも聞いております。

なので、現時点で講演等という形での開催は難しいとは思われますが、しかし、旭中央病院の発行誌ですか、「こんにちは」という発行誌があるそうですが、その次号の内容が、専門の古川先生による感染症の記事を掲載するというようになっておりますので、その内容を市のホームページにリンクして、皆さんに見ていただけるような形でやっていきたいと思えますし、また、中央病院とは、先ほど申し上げましたけれども、随時連絡会を開催しておりますので、そのときにまた古川先生にご指導等もいただけるものではないのかなというふうに期待しております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうですね。今、古川先生とおっしゃいましたが、これはもう本当に我々が想像する以上にすばらしい先生だそうでございます。ですから、ぜひそういう方に寄稿文なり、あるいは私どもも知らないようなことがまだいっぱいありますので、今時点でも。当初は、密、密は悪いんでしょうけれどもね、パチンコ屋がやり玉に挙げられたときがありました、密ですから。ところが、パチンコ屋ではクラスターは1件も発生しておりません。飛沫感染が一番悪かったんですよ。

ですから、そういった面でもまだ分からない面とかいっぱいありますので、ぜひそういった専門医の意見を聞きながら、市民にも知らせていただきたいとこのように思います。

それでは次に、2番目の市としての支援策でございますが、いろいろお金もあげることもこれは当然いいんですが、これはもう一時的なもので、長期の支援策にはならないと思います。まあ、やらないよりはいいでしょうが。

それで、今現在、一番やはり当初市が一番最初に支援をした飲食店、やはりこれ、だんだ

ん悪くなっています。市内で海匠地域で一番大きな飲食店も閉まってしまいましたし、だいたいもう 10 月以降はどんどん閉める店が増えるんじゃないかと、こんな状態になっています。

それで、私はいつも思っていたんですが、飲食店に対する支援としてお金もいいですが、これ、議長の許可をもらってフェイスシールドですね、これ、非常にいいと思うんですよ。これを私も家で何度も試したんです。実は、大手のファミレスがこういうのも開発しました、しゃべれるくんとかって。これをこうやって、この下からご飯を食べるんですが、これも非常にいいですが、何か食べ物がついちゃうような気がして。

それであるならば、このフェイスシールドなら全然問題にならないですよ。食べるのに全然邪魔にならないし、唾も飛びません。ですから、これを飲食店 300 店ぐらいあるでしょうから、これ、幾らもしないそうです、今 100 円ちょっとで買えるそうなんです。ですから、これを飲食店にあげる。それで飲食店はこういうので宴会に使っていただくとなると、我々も安心してその宴会場へ行けるんですが、いかがでしょうかね。ご検討願えないでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではご答弁申し上げます。

現在飲食店においては、それぞれの店舗の営業形態に合わせて、事業者の創意工夫による安全対策がなされているものと思われまます。飲食店に対しましては、国・県の支援事業をはじめ、市独自の支援策である飲食店の給付金、飲食店の緊急支援給付金、また、中小企業の事業継続の支援金の支援をしてきたところであります。これらの給付金をコロナウイルスの感染防止策にもご活用いただけているものと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） いやいや、私が言うのは、これはだから、飲食店が 300 店あったら 300 店に 40 枚でも 50 枚でもいいからあげると。それで、旭市の飲食店は全部これを使っているんだよと、安全なんだよということになれば、ほかの市からも来るんじゃないかなと、そういったつもりでやっているんです。ぜひこれのそういった質問、前向きにご検討願えませんか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） ご答弁申し上げます。

フェイスシールドの関係でございますが、ちょっと繰り返しになりますが、今後も国・県、また市内の事業者の要望等、また商工会、観光物産協会さんとも情報共有を図りながら、適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） こういうのには国・県の支援金が当然該当するわけですので、ぜひご検討願います。

続いて、人口減について伺います。

これ、社会減は少ないとおっしゃっていますが、先月は社会減のほうが多いんですよね。自然減が21で、社会減が三十幾つかな、多いんですよ。

それで、去年のあれを私、ちょっと調べてみましたら、去年は8月は1人しか減っていないんです。今年は五十何人減っちゃっているんですよ。6月、7月は人口が増えているんです、逆に。市長が広報でやはり人口増、増えたと喜びの声があったんですがね、6月、7月は増えているんですよ。

今年はさっきも言ったように、去年から思ったらもう倍以上の率で減っています。まして、4月は社会減が多いので、4月は人口が165人減っているんです、旭市内で。ですから、やはり自然増を図るのもこれは当然結構ですが、社会減を止めないと、人口の歯止めは利かないとこのように思います。

それで、子どもを産んでも、だいたい日本の大学はほとんど東京にあるので東京に行っちゃいますね。それで、帰ってきて仕事がないので、東京へ就職しちゃう。そうすると、旭市には18歳までしかいない子どもが多いんですよ。そういうのがやっぱり社会減につながっているとこのように思いますので、ぜひ社会減を止めると。

それで、コロナ、昨日課長がピンチをチャンスにと何回もおっしゃっていましたが、本当にいい言葉だと思うんで、そのとおりだと思います。コロナによって、東京都民が田舎へ行きたいんだという要望がすごい多いそうです。今、テレワークで自宅でもできますので。そういったことの考えはどうでしょうか。生涯活躍のまちも結構ですが、一般の今、これからはいろいろ変わりますが、先にいきますが、空き家問題の解消にもなるわけですよ。そういった意味でのお考え、どうでしょう。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、社会減を止めるということもありますけれども、私どもとしましては、社会増を目指すということで、生涯活躍のまちを起爆剤としまして、空き家対策等も絡めながら、旭市に住んでいただくということを基本に考えております。

それで、今の転入の状況なんですけれども、平成 25 年から定住促進奨励金を始めまして、そのトータルで申し上げますと、トータルで 299 件の申請がございました。そのうちの約半数は東総地域からの 138 件ということでございます。東総地域を除く県内から 81 件に對しまして、県外からも 80 件の方々が来られております。そのうち東京都からは 24 件ということで、県外からは茨城県と同じ 24 件ということで、議員おっしゃるようにコロナの影響ということではございませんが、これまでのところも東京都内からの転入はそれなりにカウントできるものだと思っています。

それで、今日の新聞報道でございましたけれども、コロナ禍の中で東京の一極集中が変わるのではないかと。東京都は7月に 2,500 人余りの転出超過となったというような報道がございました。逆に転入が超過となっているのが、茨城県や千葉県、群馬県といった、昨日も申し上げましたけれども、東京都心から 2 時間圏内というような場所に転入が増えていくという報道もございました。

確かに議員おっしゃるとおりに、コロナ禍の中で、東京には住みたくないという方も増えてきていることは事実であると思います。これを重ねて申し上げますが、ピンチをチャンスと捉えて、空き家対策なども含めながら、転入の増加につなげたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 本当にそのとおりだと思います。東京から 80 キロ、2 時間圏内。

やはり、それで、この旭市、この辺は災害の非常に少ないところなんですよね。たまたま去年は大きな台風が通過しましたが、私どもの住んでいるところ、地図で想像したって分かるでしょう。海の中にちょっと出ているようなところなので、台風の被害もあまりないんですよね。それで、氾濫するような河川もないし、住宅がのみ込まれるような土砂災害のおそれもないし、それに何ととっても海があります。これが非常にいいと思います。

昨日、何か移住のあれをやったら、300 人とか 400 人、すごいいるって言ったじゃないですか。生涯活躍のまちは 50 件ですから、その余った分を振り分けていただければ非常にま

たいいなと、このように思いますので、ぜひご検討お願いしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この旭市は災害も少ない、しかも、国土強靱化地域計画も策定しております。災害に対する備えとしてですね。それから、様々な魅力がございます。豊かな自然、それから食の郷、それから医療、福祉の充実ということで、住まうには最適な環境が整っていると考えております。

それで、議員おっしゃるように、あくまでも生涯活躍のまちに 50 世帯ということを申し上げておりますけれども、それだけではなく、当然集合住宅じゃなく、独立した家屋に住みたいという方もございますので、そういったことを重ねますが、空き家対策等も含めまして、これからの転入増加につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひよろしく願いいたします。

多古町でも、これを東京で開催したら非常に多くの申込みがあったと。多古町もいいんでしょうが、うちのほうはさっきも言ったように海がありますからね。それで、海も津波が怖いという人も都心の中にはいるそうですが、前にも申し上げました、同じです、ピンチをチャンスに。津波の教訓を生かして、旭市は安全なまちに生まれ変わったんだと、もう防波堤もできましたし。もう津波は大丈夫だと、逆に、津波の心配はないんですよ。それで安心なまちですから来てくださいというようなことで、ぜひお願いをしたいと思えます。

大学に行っていた人が同窓会があったら、「あなたのところは津波が来るからね」と言われたそうですよ。やっぱりそう思っている人もまだいるんです。ですから、津波を教訓に、安心なまちに生まれ変わったんだということをアピールしながら、ぜひ人口増を図っていただきたいと、このように思います。

続いて、雇用のほうに移ります。

農家のほうの雇用、ありがとうございます。結局そういうことなんですよ。大きい農家も結構なんですけど、小さい農家も育成をしていかないと。田んぼの面積、全部でこれ、4,500 町歩ぐらいあるんでしょうが、私たちが高校を卒業する頃は、だいたい農家の長男はみんな

な農学校へ行って、全部跡を継いだんです。食べていけたんですよ、田んぼを1町ぐらいやっていたら。

私も農協の役員をやっていたことがあるんですが、区でうちのほう100軒ぐらいあるんですが、昔は100俵以上米を出す人は数軒しかなかったんです。それでも十分食べていけたんです。今は1人20ヘクタール、30ヘクタールやらなきゃいけませんから、そうすると、全部大規模になっちゃうと、昔は4,000町歩あったらだいたい4,000人の農家が食べていけたんですが、20町歩ずつになると200人で済んじゃうんですよ。そうすると、残りは雇用の場がなくなっちゃうんですよ。農家も重要な雇用の受皿でありますので、そういった面での対策をぜひよろしくお願いしたいと思います。

答弁は結構です。

それと、雇用の確保についてですが、ダブりますが、飲食店が相次いで閉店しています。飲食業も大きな雇用の場だと思います。大きな宴会場だと従業員、30人、40人抱えているわけですよ。それで、その飲食店が厳しくなったら旭市は大変なことになりますので、そういった点でのフェイスシールド等の要望も考えたわけでございますので、ぜひぜひ前向きにご検討願います。

それでは、続いて空き家問題です。

多少ダブるとは思いますが、くどいようですがこれをピンチをチャンスに変えて、多古町をテレビで見ていると、大きな古民家に若い人が1人で住んで、週に1回東京へ行くんだと、非常に快適で住みよいと、こういうのをやっていた。恐らくどんどん今やれば、東京からの希望者があると思いますので、併せてよろしくお願いしたいと思います。

続いて、4項目め、自然災害ですが、台風に対する対策。

先ほど課長のほうから、土のうだとか、用意してもらおうと言いましたが、これ、前は土のう袋を無料でくれるって言ったんですが、土のう袋をもらったって土がないんですよ、土が。土は売っていませんから。土のうを10個、20個土を詰めるといったら、一般の人は大変ですよ、どこからこの土を持ってくるのか。

だからそうじゃなくて、土のうにもう土を詰めて、それを来た人にあげると。茂原市は何万袋という土のう袋を用意して、職員が延べ150人とか200人で土のうを詰めて無料であげるとことをやっていますので、ぜひ土のう袋を用意してじゃなくて、土のう袋は市のほうで希望者にはあげるということもお考えいただけたらと思いますがどうでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、議員のご質問に土のうの担当課としてご回答をしたいと思います。今現在、実はストックが 1,000 袋ほど建設課にございます。消防署には、今日消防長は来ておりませんが、600 袋ほどあるそうです。建設課のほうでは、今現在、その 1,000 袋、昨年ですと 1,700 から 1,800 袋ぐらい出たんですが、取りあえずそれぐらいしかちょっと用意をしていなかったもので、1 世帯当たり 10 袋という個数で配布をさせていただきました。そのほかに袋であればということで、袋も持ち帰っていただいたご家庭の方もいらっしゃいました。今現在、数に限りがございますので、10 袋でご勘弁をいただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それはどうもありがとうございます。

結局本当にシャッターとかめくれちゃうの、全部あれ、土のう袋を置いておけばめくれないですから、非常に助かると思います。

ぜひまた、前は防災訓練のときに、職員が土のう詰め訓練をやりましたね。あの土のうをストックしておいて、そういうのに使ったんでしょうが、今回、防災訓練とかありませんので、ぜひまた土のうも、土のうは腐らないわけですから、それで置く場所だって土のうを積んでおいて上にシートをかけてくれれば、保管場所も取らないでしょう。ですから、ぜひ土のうの確保は、たった 3,000 か 4,000 では足りないと思うんですが、茂原市では 2 万袋ぐらい用意したそうですけれども、ぜひ用意をして、備えあれば憂いなしですからよろしくをお願いをしたいと思います。

続いて、避難所ですが、これは増やすというのは非常にいいと思います。

それで、リハーサルもやったそうですが、避難所の開設を少し早くする。そうすると一気に来ないので対応も楽かと思いますが、そんな考えもおありでしょうかいかがでしょうか。

それと、あと当然車で避難してくる人もいるわけですよ。そうした人に対する対応というのはどうでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

二つございましたが、開設のタイミングでございます。

皆さん、台風に対する備えということで意識も高くなっておりまして、報道の中でも早め早めの避難ということ呼びかけている面もございます。時期を見計らって、できるだけ早く避難所を開設していきたいと思っております。

それと、もう一つ、車の避難でございますが、コロナの関係もございまして、避難所の建物の中に入りたくないという方もいらっしゃるようです。ですので、避難所に車で来る方もいらっしゃるかと思います。その場合には、避難所の敷地の中の安全なスペースにとめていただいて、そこで避難をしていただくということも必要なのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 当然、道の駅なども避難しても構わないわけですね。あそこはトイレは24時間開いているんですけど、どうでしたっけ。うなずいていただきました。結構です。

道の駅なんか大いにそういった面には利用できるかと思います。お年寄りとかいた場合に、なかなか歩いての避難は無理ですから、車での避難、あろうかと思います。

それで、くどいようですが落ち着いたら、一度は車での避難訓練、行ってはどうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 車による避難でございますが、これまでも試行的に取り入れてきたところでございますので、引き続きどういった形かというのも試行といいますか、少し実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 実際これをやってみたら、やってみたところの自治体によると、想定をしないようなことがやっぱり起きるそうですよ。交差点で大渋滞になったりとか。ですから一度はやる価値はあると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、最後に新庁舎についてですが、これはやはりコロナ対策ですが、つい立てをやるとかありますが、当然あれでしょう、トイレとか手洗いはみんな非接触型ですよ。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） すみません。トイレの水栓場所が非接触型かにつきまして、はっきりと覚えておりませんが、そうだったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうでしょう。確認してくださいね、これは。

もう先週の初め、ちょっと千葉市へ行ったんですが、千葉市の千葉駅から京成へ行くアーケード街の何か所かトイレがあるんですが、あそこのトイレのところ全部非接触型です。それで、トイレで用を足しても、ボタンとか押しませんね。自動的にセンサーが感知して、自動的に流れる。みんなよそはそうになっていますので、議案質疑のときには庶務課長、学校のあれもそういうことになっているということですが、もう学校だってこれからは全部非接触型ですよ。当然そうになっていると思いますが、確認をしていただきたいと思います。

それと、道の駅だって全部非接触型でしょう、トイレ。大便器、小便器、離れたら自動的に水が流れているんですよ。ですから、もうよそはみんなそうですからね。ハンドル式なんかって新しいようですが、あれはもう 30 年も 40 年も前にできているやつで古いですよ。ですから、接触型じゃなくて、自動のやつがぜひいいと思います。

具体的になりますが、そうすると水道の屋外とかでやって、水道の流しっ放しということがないんですよ。あれ、水道、1日流しっ放しだったら、メーター料金、相当かさんじゃいますよ。自動的ならそういうことがないんです。これから学校なんかもそういった方向でお願いしたいと思います。

TOTOというメーカーがアンケートを取ったら、78%が非接触型が欲しいと答えているんです。それは震災前ですよ。今現在やったら、恐らく 100%非接触型がいいと言うんじゃないでしょうかね。

せっかくお金をかけるんですから、ぜひそういった面でという質問です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 水栓について確認が取れました。新庁舎については全て自動水栓でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） よかったですね。

それと、あと庁舎ができれば当然周りに植栽とかもやると思うんですが、うちのほうも、昔、海上町もそうだったんですが、そうなる木を寄附したいという方が、そういう方々が出てきてくれます。そういった場合に、当然、木は移動費も全部寄附する人持ちで市に負担はかかりません。場所だけ提供してくれれば植えてくれるんですよ。そういったことでもあると思いますので、その点のほうはどうでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） すみません、先ほどの自動水栓のところ、ちょっと正確性を欠いておりましたので訂正をさせていただきます。

私、全て自動というふうに申し上げましたが、小ですとか手洗いのほうは自動になりますけれども、大のほうのトイレ、そこにつきましてはプッシュ式ということになってまいります。

ちょっと言葉が足りなかったので訂正をさせていただきます。

それでお尋ねの植栽の件でございますけれども、寄附をしてくださる方がいるというのは非常にありがたいことなんですけれども、植栽等の外構工事につきましては、11月の中旬から工事に入る予定にしておきまして、今準備を進めているところでございます。

それで、具体的なその植栽につきましては、木の種類あるいは本数、設置場所につきまして、庁舎とのバランスですとか、公園との一体性、こういったものを考慮した詳細な設計がもう既に決まっております。ということで、寄附の受入れにつきましては、それらを踏まえて、具体的なお話がもしありましたら、維持管理の面も含めまして検討していきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 島 田 和 雄

○議長（伊藤 保） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（13番 島田和雄 登壇）

○13番（島田和雄） 議席番号13番、島田和雄です。4項目の一般質問をします。

1項目めは、危機管理についてですが、（1）といたしまして、豪雨対策について伺いま

す。

地球温暖化の進行で、世界的に豪雨被害が発生しており、日本でも経験したことのない豪雨が近年頻発しています。今年も7月に熊本県で豪雨災害が発生し、その後、全国各地で同様の深刻な災害が発生しています。

旭市地域防災計画によりますと、旭市での最大雨量は、昭和46年の台風25号の降雨で370ミリの雨が2日間で降り、市内各地で崖崩れ、浸水被害等が発生し、大きな被害が出ております。また、新川の排水が間に合わず、一時的に椿の湖が再現されたような状況になりました。

しかし、近年、日本各地で降っている雨は、このときの雨量を大きく上回るものです。千葉県は、本年、県下の主な河川の浸水ハザードマップを作り、住民に注意喚起をしています。その想定雨量は24時間で600ミリぐらいですが、新川はその対象になっていません。旭市は新川流域のハザードマップの必要性についてどう考えているか伺います。

(2)として、停電対策について伺います。

昨年の台風15号では、強風で倒れた樹木が電線を切断したことなどにより、大規模で長期間にわたる停電が発生しました。旭市では最大1万9,100戸が停電し、市民生活、経済活動に混乱が生じたのは記憶に新しいところです。

これらを踏まえ、停電に強いまちにしていくことが求められています。

そうした中、この9月4日に、旭市、銚子市、匝瑳市が、東京電力パワーグリッド株式会社と災害時の早期電力復旧に向けた連携を強化する基本協定と覚書を締結しています。この協定でどのようなことが決まったのか、どういうところが昨年の長期の停電を踏まえて改善されるのか伺います。

2項目めは、旭市公共施設等総合管理計画について。(1)として、公共施設更新費用の推計について伺います。

毎年、この時期、旭市財務4表が公表されますが、今年はまだ公表されておられませんけれども、その中の貸借対照表を見ますと、旭市の資産1,543億円のうち、多くが固定資産となっています。この固定資産、言い換えれば公共施設のことですが、これまで長年にわたって巨額の投資がされてきました。この公共施設を今後どのように更新、管理していくかが旭市財政運営上の課題と思われれます。

計画によりますと、これらの公共施設は昭和50年以降に多くが整備されており、今後、この更新費用に50年間で2,700億円かかるという試算が示されています。まずこの試算で

の2,700億円の内訳についてお伺いします。

また、この資産の取得価格の内訳が分かればお伺いします。

(2)として、目標達成の計画について伺います。

この計画での目標値は、年間の更新費用として投資額が15億円、施設総量を20%削減するというものです。計画が示されてから丸4年が経過していますが、具体的な個別の計画はできたのかお伺いします。

(3)として、公共施設等整備基金の積立てについて伺います。

公共施設等整備基金は10億円の積立てが現在ありますが、この計画の実行には十分とは思えません。さらに積立てを増やす必要があると思います。計画では基金の積立ての方法が4通り示されていますが、これまでの実績はどうか伺います。

3項目めはCSFワクチン接種の補助金継続について伺います。

CSFは豚コレラのことですが、感染力、死亡率共に高く、万が一発生すれば、県内トップ、全国でも有数の養豚地域である旭市にとって、重大な影響があることはご承知のとおりです。

旭市をはじめとした養豚農家や関係各所から要請により、昨年、千葉県においてもワクチン接種が認可され、家畜伝染病予防法第6条に基づくワクチン接種が実施されました。最初の全頭接種については、今年、令和2年2月17日から実施され、7月2日に終了。1頭当たり390円のワクチン接種費用は、初回分は県により全額免除で実施されました。しかし、このCSFは、野生のイノシシによって媒介されるため、感染のリスクは依然としてあり、生まれてくる子豚への接種に係る費用は継続的なものとなります。これは養豚農家にとって大きな負担となっています。

旭市では、本年度予算で1頭当たり100円の補助の予算を確保され、市内養豚農家に歓迎されているところです。これは県内でも先進的な対応でありましたが、現在、近隣市での補助の動向はどうか、まずお伺いいたします。

4項目めは蛇園南地区流末排水整備事業についてですが、(1)として、進捗状況について伺います。

蛇園南地区の排水は流末がなく、地区住民は困っていましたが、合併後、市長はじめ関係各位のご尽力によりまして、三川浜への流末排水整備事業が計画され、平成22年度から工事が始まりました。この工事の現在の進捗状況をお伺いします。

(2)として、今後の計画と完成見通しについて伺います。

○議長（伊藤 保） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の（1）と（2）についてお答えしてまいります。

初めに、（1）の質問の中における新川のハザードマップでございますが、災害時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害を軽減するため、ハザードマップの作成と、その周知というのは必要なことだと考えております。

ハザードマップを作成するためには、まず、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域図を作成した後に、避難場所などを地図に反映させることとなります。河川氾濫により浸水が想定される区域図といいますのは、国や都道府県が水防法に基づき作成することとなっております。千葉県では226河川あるうち26河川において作成されていますが、残念ながら新川については作成されておられません。

しかし、近年、浸水が想定される区域図が作成されていない河川の氾濫による被害も発生しているため、国は今年の6月に小規模河川における氾濫推定図の作成の手引き、これを策定しました。これを受けまして、千葉県では今後、新川を含めた小規模河川について、氾濫推定図の作成に取り組んでいくと聞いております。市としましても、いざというときの被害を軽減するために、県に対しまして早期の作成を要望してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）のほうの停電対策におけます東京電力との協定でございますが、市では、災害時の早期電力復旧を強化するため、東京電力パワーグリッド成田支社と災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定と基本協定に基づく三つの覚書を令和2年9月4日に、隣接する銚子市、匝瑳市と歩調を合わせて締結しました。

主な内容としましては、災害時に広範囲、これは複数の自治体ということになりますけれ

ども、そこで長時間、目安としては 72 時間以上ということになりますが、こういった停電が発生する、あるいは発生するおそれがある場合に、停電の復旧及び事前対応を行うほか、停電の未然防止を行うものとなっております。

改善点をかいつまんで申し上げますと幾つかございますが、倒木などの障害物を連携して撤去するですとか、電源車の迅速な配備を想定して行うですとか、東電から市への情報連絡員を派遣するですとか、平常時における計画的な樹木伐採について相互に協力する、こういった内容となっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、2 番の公共施設等総合管理計画の（1）公共施設更新費用の推計の 2,709 億円につきましては、建築物、インフラの現有施設を、今後も全て継続保有することを前提に算出したものとなっております。計画上での上限額を示している状況でございます。

内訳であります、公共建築物が 1,449 億 1,000 万円、インフラ施設が 1,259 億 4,000 万円となっております。

インフラ施設の内訳であります、道路が 595 億 9,000 万円、橋梁が 28 億 4,000 万円、上水道が 577 億円、下水道が 58 億 1,000 万円となっております。それらを年平均の額にいたしますと、公共施設全体では 54 億 2,000 万円、公共建築物が 29 億円、インフラ施設が 25 億 2,000 万円となっております。インフラ施設の道路につきましては、11 億 9,000 万円、橋梁が 6,000 万円、上水道が 11 億 5,000 万円、下水道が 1 億 2,000 万円となっております。

それと、財務 4 表の関係の有形固定資産全体の取得金額になりますが、こちらが 1,946 億 3,000 万円になります。また、これから土地等の取得価格を除いた額は、1,586 億 6,000 万円になります。

その内訳は、建築物が 529 億 7,000 万円、インフラ施設が 1,056 億 9,000 万円。そのうちの道路が 655 億 2,000 万円、橋梁が 90 億 7,000 万円、上水道が 134 億 4,000 万円、下水道が 176 億 6,000 万円となっております。

続きまして、（2）の目標達成の計画についての年間 15 億円、施設総量 20%削減についてであります、こちらは、生活に直結しますインフラ施設は、施設全体を削減することができないという考えがございますので、将来もインフラ施設に対して財政的資源の継続投資が必要となってきます。そこで、割り当てる財源を確保しなければなりません。そこ

で、不足する財源分の一部は、公共建築物の施設量の削減などで対応することが必要かなというふうに考えております。

達成に向けた具体的な施設量の削減や施設の維持管理、運営経費の縮減に向けた計画は、今年度策定を予定しております個別施設計画により、具体的に定めることとしております。

次に、(3)の公共施設等整備基金の積立ての実績等になりますが、平成28年度、29年度と5億円ずつ積立てを行いまして、それ以降の積立ての実績はございません。

今後も、毎年積立てができるよう、また庁内での調整を図っていきたいと考えております。以上であります。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私のほうからは、3(1)CSFワクチン接種の補助金継続につきまして、近隣市の補助の状況につきまして、回答させていただきます。

8月末現在の状況で申し上げます。

補助を予定しているのは、匝瑳市が50円、東庄町が39円、山武市と横芝光町が78円でございます。銚子市につきましては、補助はございません。香取市と多古町につきましては、検討中とのことでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、私からは、大きな4番の蛇園南地区流末排水整備事業についてということで、お答えをしたいと思います。

まず、(1)の進捗状況につきましては、市長の政務報告でも申し上げましたが、蛇園南地区流末排水整備事業につきましては、恵天堂南側の飯岡バイパス交差点西側から、三川地先の元千葉工業大学研修所付近の海岸に至る3,425メートルの区間について、排水施設を埋設する工事が本年8月をもちまして完成いたしました。

今後は、前年度までに委託した実施設計の成果によりまして、面整備工事を進めてまいります。

また、合併前に海上野球場付近、こちら蛇園地先になりますが、停滞水解消の要望がありましたが、蛇園南地区を通る飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業によりまして、雨水排水路を整備したことから、現在は解消された状況になっております。

続きまして、(2)の今後の計画と完成見通しについてということでございます。

蛇園南地区の排水整備における面整備工事の予定ですが、主要となる構造物を含む排水整

備工事延長は約 6,000 メートルとなります。

今後は、排水路整備工事の区域を 7ブロック程度に分割しまして、5年計画をめぐりまして整備を進めていく予定であります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） それでは、まず、豪雨対策ですけれども、ハザードマップはどうかと質問しましたが、ハザードマップにつきましては、県が今後作成に取り組んでくれるということ、答弁がありました。なるべく早く作っていただくことをお願いしたいと思います。

旭市の防災計画におきましては、台風、集中豪雨、こういうときに想定している災害としましては、主に土砂災害、浸水災害、この二つを想定しているというようなことが防災計画には書かれているわけでありますが、そのうち、土砂災害につきましてはハザードマップができております。

浸水被害についてのハザードマップがないということなので、市としては主な災害と認識しているわけでありますので、早くこのハザードマップを作っていただきまして、市民の皆様には危険性の認識と申しますか、そういった情報をしっかり出して伝えていただきたいと、よろしく申し上げます。

次に、停電対策のほうであります。東電との協定書が締結されまして、幾つか改善点が示されたわけでありますが、もうちょっと詳しく、分かりやすく具体的に、去年と比較して去年が長引いたと、停電が長引いたということでありましたが、こういう対策で改善されていくというようなことを、もうちょっと分かりやすく説明していただきたいと思っております。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 東電との協定の内容について、もう少し内容をご説明してまいります。

まず、倒木などの障害物の撤去を連携して行うことと申しますが、これまでは停電の原因となっている電線などへの倒木といった障害物があった場合、感電等のおそれがありますので、市で撤去することができませんでした。でも、今度は東電の要請によりまして、東電の技術員立会いの下、あるいは指示の下で市が撤去することができるようになります。この場合に、市が実施した復旧作業の費用と申しますのは、東電の負担となりますので、

市から後で東電へ請求することになります。

一方で、これまで道路上の倒木などというのは、市が道路管理者でありますので撤去してきたところをごさいまして、東電がすぐに撤去に手を出すということがなかなか難しい部分もあったのですが、道路上で障害物が停電復旧の作業に支障が出ているというような場合に、可能な範囲になりますけれども、東電でも撤去を行うということに今度はなります。この場合には、東電が実施した道路の中の障害物の撤去作業の費用、これは市の負担ということになりますので、後で東電から市に請求されるということになってまいります。お互いにということになってまいります。

それと、倒木などによって停電の被害の発生というのを未然に防止するために、平時から、災害があった場合に電線などへ影響を及ぼすような樹木、これを東電と連携して計画的に伐採などに取り組むこととなっております。計画伐採というような言葉を使いますが、未然防止ということで計画的な伐採を行っていくこともございます。

こんなところが決められた、少し詳しい内容でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 今年の停電は、倒木によるといったようなことが大きな原因だったと思います。そういった中で、こういう協定を結んで実行していただくことによりまして、早期の復旧が期待できるのかなというふうに思いました。

そういった中でありますけれども、今回の協定につきましては、千葉県では既に 37 の市町村が東電と協定をもう結んでおります。旭市が今回遅れた理由は、どのようなことが考えられるのか、また、多くの市が単独で東電とこの協定を結んでおりますけれども、今回は3市でそういった協定を締結された、これはどのような理由があったのか、その辺をお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えします。

少し経緯も含めて申し上げます。

この東京電力成田支社との協定につきましては、当初、6月18日にこの協定締結についての打診がございました。その内容というのは、市で停電の原因となる障害物を撤去するなど、先ほど申し上げた内容でございまして、これまで取り組んでいた内容よりも市の役

割というのは非常に大きくなっていくという内容でございました。ですので、庁内の関係課でも内容を十分に精査をしていたという部分がございます。で、東電と引き続き協議をしていたところでございます。さらに同時に、県ですとか、ほかの団体の動向というのにも注視していたという部分がございます。

そうこうしているうちに、県が東京電力と7月30日に契約を締結しました。内容については、最初、東電から示された内容で同じということでもございました。それが分かったのは、8月21日でもございました。それが判明しましたので、じゃ、県が同じ内容でやってきたんだったら、市のほうでも同じ内容で締結をまずしようということ、締結に向けて相当進んだというところでもございます。先般、9月4日でもございますが、締結をしたという、そういった時間的な流れでもございます。

それと、3市で締結したということなんですが、協定自体は連名ではなくて、同じ日に締結したということで、ご認識をいただければと思います。内容が同じになっているということでもございます。

その理由でもございますが、停電というのは市単独で実施するよりも、より多くの自治体が協定を締結したほうがいい効果が得られるというふうにも考えておきまして、旭市だけでなく隣近所も一緒にやったほうが、電線は市や町の境界を越えて通っているわけですので、隣近所は一緒に歩調を合わせてやったほうがいいだろうということで、3市同時に締結したものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 分かりました。

福祉避難所を含む避難所、通常の避難所と福祉避難所がありますが、そういった施設や旭中央病院をはじめとした医療機関などは、停電はさせてはならない重要な施設と思います。こういった施設の停電対策は、去年と比べて今現在進んでいるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えします。

今回締結した東電との基本協定におきまして、電力復旧計画の策定に当たっては、重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならないとなっております。この協定締結に

併せまして、市内の医療施設ですとか社会福祉施設、あるいはライフライン施設など、ほかの施設よりも優先して電源復旧を行う施設をリスト化いたしました。このリストというのを県、あるいは東電と共有しまして、優先復旧を行うと同時に、電源車についてもこれらの施設に優先して配備することとしているところでございます。

それと、非常電源のあるなし、その施設について非常用電源を持っているか、持っていないか。あるいは、その電源の燃料の種類、タンクの位置などの詳細な情報についても、事前に把握しておくことで、災害時における円滑な燃料の受入れ体制の構築を図っているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） そういった協定に中においても、そういったような重要な施設というのをリスト化されて、今後はもうこの施設等については停電をさせないんだというようなことが、これから取り組まれていくということで、ひとつ安心をしたところであります。

次に、公共施設更新費用の推計についてですけれども、これにつきまして伺ったわけですが、計画当初、私どもに示されました計画におきましては、2,700億円といったような総額だけの記載でありましたので、それらの内訳はどうなんだということでお伺いをいたしました。

ついでに、その取得価格についても伺ったわけですが、取得価格に対しての更新費用、今お伺いしましたが、これは施設によって大きな差があります。例えば建築物につきましては、取得価格が529億円であったものが、更新費用としては1,449億円を見込んでいます。大幅な増加ということでもありますけれども。

一方、道路なんかにつきましては、655億円の取得価格に対しまして595億円の更新費用と。下水道につきましては、176億円の取得価格に対しまして58億円ですか、更新費用、といったような大きな更新費用についての差があるわけですが、これはどういったような理由でこういうふうになるのか、一律に増えているというような状況ではないと思いますので、理由をお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、更新費用と取得価格との差はということですが、公会計の固定資産台帳のほうにおきましては、減価償却という考えの下

に基づいたものに数値なっております。

それで、公共施設等総合管理計画上での更新費用につきましては、再取得価格を用いた考え方の下により算出を行っておりますので、どうしても再取得価格というところで、何十年前に造った施設の貨幣価値と、現在、今度更新する時点での費用との差が出ているような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） それでは、次に、目標達成の計画についての再質問ですけれども、今年度中にはこの目標達成のための計画が、個別の計画、これができるということでありませけれども、その計画を達成するためのポイントといたしますか、どのようなものがポイントになるのか。

先ほどの答弁では、公共建築物、これを削減していきたいと。インフラ施設については、もう何としても更新していかなければならないということで、公共施設を削減していくんだというような答弁でありました。実際には、どういったような個別の計画の中で、そういった削減がされるのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） ポイントといたしましては、先ほどちょっと誤って先に回答してしまったわけなんですけれども、公共建築物の取り組むべきポイントとして、一つの例がひかた市民センターになります。こちらは、一機能一施設といった今までの公共施設の考え方から、複数の機能を一つの施設に集約いたしまして、より効率的に施設を利用する。建物は減らすけれども機能は残すといった統廃合を進めていけばというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 効率的な統廃合をするんだというようなことでありました。

3月には計画が出てくると思いますので、どのような計画が出てくるか、注目をしたいと思います。

先ほどの公共施設の更新費用の推計の中での数字なんですけれども、答弁の中での数字なんですが、水道の更新費用、これが577億円、道路が595億円ですか、それぞれ更新費用が計上されていますけれども、先ほど、今の答弁でもありましたけれども、これらの施設

につきましては、市民生活に必要な施設ということで、統合とか廃止とか、そういうのは困難だと思います。更新を必ず実施していく必要があると思います。

まず、水道ですけれども、水道につきましては独立会計で今やっておりますので、今後とも水道会計の中で負担していくということによいのか、負担ができるのか、どういう状況か説明してください。

道路のことですけれども、道路以外の公共施設は、これから本格的な更新時期を迎えるわけでありまして、道路につきましては、現在更新真っ最中といったような状況と考えられます。そのような中で、今年の更新の予算といいますか、予算書を見ますと、2億5,000万円くらいがその費用として充てられているわけでありまして。この程度の予算で、大きな問題がなく、多少問題はあるかもしれませんが、大きな問題もなく道路の更新ができていないかなというふうに私は考えております。

そういった中で、更新計画の中では、毎年11.9億円の更新の費用ということで計上されておりますけれども、そんなにかかるのかなというふうに感じましたが、その辺、お伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） それでは、初めに、水道企業会計のほうでございますけれども、これはもう議員おっしゃったとおり、独立採算の原則でございますので、水道企業会計で負担するものとなります。

次に、道路の舗装の更新費用の関係でありますけれども、道路の更新費用は単純な耐用年数よりは車両等の通行量または地盤の状況、そういったものによって更新時期が大きく変化して来たり、また将来に向けた長期的な計画の中での詳細な推計というのは、かなり難しいというようなことで、今回の総合管理計画の中では、国から示されました基本的な数字、または、そういったものを使いまして、舗装面積と耐用年数のみで算出した数値となっております。公共施設を適正に管理していくために、整備費、更新費用の上限額になるような考えで算出しているところでございます。

そういったことから、年度予算のように具体的に施設、路線、箇所、整備内容、また整備時期を指定して、費用を積み上げた実施設計などと比べまして更新費用のほうに差が生じているものと考えています。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） そうしますと、道路については、こんなにはかからない中で更新ができていくのかなと、そういうことでよろしいでしょうか。約12億円ですからね、そんなにはかからないのかなと。実際に、これだけの費用をかけるとなれば、いろいろな作業、市の建設課の作業はとんでもない事業量になると思いますので、それもまず不可能かなというふうに感じております。ともかく、そんなにはかからないということだと思います。一応、計画はこういういろんな中で、こういう数字が出てきたと思いますけれども。

こういった水道と道路につきましては、何としても更新していくということの中で、これを連携して事業を進めるということが安くできる、水道事業についての話になりますけれども、道路工事に併せて水道の更新ですか、やっていただければ舗装関係の費用がなくなるということで、だいぶ安くできるんじゃないかなというふうに、素人考えで思いますけれども、こういうやり方は実際にやられているのかどうか。どうでしょうか。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 公共施設の更新工事に当たりましては、投資負担を極力圧縮すべく、二重投資は避けなければならないものと考えております。

それぞれの施設の所管課におきましては、逐次情報を共有しながら連携を強化し、計画的かつ効率的な工事実施に努め、経費の削減を図っているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 工夫をして、なるべく安くやっていただきたいと思います。

続きまして、公共施設等の整備基金の積立てについてお伺いします。

一つは、今建設中の庁舎建設基金、これも広い意味では公共施設等整備基金の一部だと思います。この残額をこの基金に入れるのかどうか、額がどのくらいになるのか、その辺をお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（宮内敏之） 新庁舎建設基金の余剰分は、本基金へ積み増しができるようにしたいと考えております。

また、額等につきましては、最終的に整備が終わり、関係する施設の解体だとか、そういったものを含めた中で終了しないとはっきりしないものですから、今の時点では、どのく

らいかというのは申し上げる段階でございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） いずれにしても、この公共施設の更新費用につきましては、基金が今積み立てられている中で、足りないのでは困りますので、しっかり積立てをするべきと考えております。市民生活に支障が出ないように更新計画をつくっていただきまして、実行していただくことをお願いいたします。

次に、CSFワクチン、この補助金についてですけれども、近隣市の状況をお伺いしました。旭市が先進的に取り組んで、補助金も一番多いというような状況が分かりました。

1回目については、県の減免で全てやっていただいたということでもありますけれども、2回目以降について、今、市の補助金が100円、年間ですか、出ているわけがあります。そういった中で、県が390円、接種費用ね、1頭当たり390円ですけれども、この390円の接種費用につきまして、一律100円の減免措置を講ずることになりました。これは、今年の8月11日からの接種分から夏の減免措置が始まっています。県も減免をしてくれたということで、今現在は290円くらいで、養豚農家は接種ができるという状況でありまして、それに市の補助金が100円上乘せられて190円くらいでできるというような状況になっていると思います。

このワクチンの接種費用につきまして、県の減免措置がスタートしたわけでもありますけれども、旭市としましては、現在実施中の補助金について、今後どのように考えているのかお伺いします。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） ワクチン接種の補助金につきましては、CSFにつきましては、平成30年9月に岐阜県で発生しております。農場の防疫対策や適正な管理が義務づけられ、生産コストが大きくなるなど経営環境が変化しております。そのため、生産者の負担を軽減し、安定した経営ができるよう、当面は補助を継続していきたいと考えております。

次年度以降の補助の単価につきましては、近隣市の状況や接種頭数などを考慮しまして、今後協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員。

○13番（島田和雄） 今の課長からの答弁にもありましたけれども、畜産農家、養豚農家に

とりましては、適正な衛生管理と申しますか、そういったのが今求められているというような答弁でありましたけれども、そういったことの中で、適正な衛生管理をするのに相当の負担が発生しておりまして、経営を圧迫しております。ぜひ、市のほうの補助につきましても継続していただけますよう、単価につきましてもあまり下げないで継続していただけますようお願いいたします。

次に、蛇園南地区流末排水整備事業についてですが、進捗状況としましては、飯岡バイパス交差点の西側から三川地先の海岸に至る区間が、この8月に完成したと。このことによりまして、蛇園地区で長年、冠水被害が出ておりました海上野球場付近の道路冠水、これがもう冠水しなくなったと、スムーズに水が流れるということで冠水しなくなったというようなことで、課長のほうからお話ありましたが、このことにつきましては、地元の方からもお話がありまして、私もお伺いしました。喜ばれております。

もう1か所、冠水被害があるところがありまして、教習場の南側のほうの道路、あの辺も2か所あったんですね。もう1か所、まだその被害が出ておりますので、その辺につきましても、できるだけ早く対応していただければと思います。

完成までの見通しとしましては、5年を目途としまして計画しているというような答弁でありました。住民の皆さんは、もうこの計画の完成を長年心待ちにしております。示された計画に沿って確実に実行していただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤 保） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 木 寛

○議長（伊藤 保） 高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。今回の一般質問ですが、二つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。新型コロナウイルス感染症に関する支援についてです。

サンデー毎日の9月13日号に、日本共産党の志位和夫委員長のインタビュー記事が掲載されていました。志位氏は、安倍政権のコロナ対応について、行き当たりばったり、新しい感染症をどう抑制し、終息させるかという基本戦略がないと指摘し、検査体制の拡充を怠ったために、無症状感染者が感染リスクをつなぎ、感染がくすぶり続けたと強調しています。

そこで伺います。旭市独自の各種支援策の状況については、どのようなものですか。

感染症対応地方創生臨時交付金の状況について、5月1日に決定された第1次の2億8,328万5,000円は、どのような状況ですか。そして、6月24日に決定された第2次の7億6,514万6,000円は、どのような状況ですか。

旭市農水産業経営継続支援金のさらなる充実を求めます。旭市独自の支援策ですが、2月から7月の期間限定では支援不足です。特に農業者の作物等の販売では、コロナ禍が続いている現在でも影響はあります。国の持続化給付金と同じ12月までにすべきだと要求します。

そして、持続化給付金の農業者への周知を要求します。

5月12日の衆議院農水委員会での江藤農水大臣の答弁では、農業の場合は、過去1年間の収入を12で割って、その間の売上げの低いときと比較していただければ、ほぼほぼ全ての農家が対象になる可能性が極めて高い。そして、極めて柔軟な対応を農林水産分野ではできるとなっていると答弁しています。ですから、旭市での農水産業が、収入が減って困難な状況だとの声に応じて、きめ細やかな対応を求めます。

次に、第2点目です。新たな農政基本計画をどのように捉えていますか、伺います。

安倍政権は、3月末に新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定しました。この基本計画は、食料・農業・農村基本計画法に基づいて、10年後の食料自給率の目標や、農業・農村政策の方向を5年ごとに定めるもので、2000年に最初の計画が作成されて以降、今回は5回目となります。

現在の農業状況は、農業の中心的な担い手は減少し、高齢化が進んでいます。戦後日本の

農業を支えてきた世代の引退が加速し、近い将来の農業者の激減は必至です。農地の減少にも拍車がかかり、耕作放棄地が全国の1割に達しています。中でも、食料自給率が低下し続けています。食料の6割が外国頼みという日本の現実、国民の生存基盤を土台から脅かし、国の自立を危うくする事態と指摘します。そこで伺います。

食料自給率低下の要因と自給率向上の実現についての見解はどのようなものですか。

旭市の農業の現状についてですが、田畑の耕作面積について、農業経営体について、農業産出額について、農業就業人口について、耕作放棄地について伺います。

そして、それらのその後の推移はどのような変化をしていますか。

旭市の農業基本政策は、どのようなものがありますか。

持続可能な農業と農村の推進については、どのような姿勢をお持ちですか。

以上で、第1回目の質問を終わります。それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

あとは、自席での質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の（1）旭市独自の支援策のうち、元気回復特別給付金についてお答えします。

旭市元気回復特別給付金は、特別定額給付金と兼ねて申請を受け付け、給付を行い、8月19日の消印有効分の申請をもって受付を終了しました。

給付状況は、対象世帯数2万6,410件に対し、2万6,322件の給付を行い、給付率は99.7%でした。

以上です。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは同じく（1）の質問で、子育て支援課所管の支援策、旭市就学前児童臨時給付金の状況について回答いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、家庭保育をしている世帯や保育所等を利用している世帯へ食事代等の経済的負担を緩和するために、公平に小学校就学前の全児童を対象に3万円を給付いたしました。

8月27日の支払い日をもって、支給対象世帯2,027世帯の対象児童2,673名分の給付金8,019万円全ての給付を完了しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私のほうからは順に追って回答させていただきます。

まず初めに、1の（1）独自の支援について、農水産業経営継続支援金について回答させていただきます。

支援につきましては、この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げ減少30%以上50%未満の方に10万円、50%以上の方に20万円を給付するものです。

8月末の申請件数につきましては、10万円が27件、20万円が112件となり、合計で139件となっております。

申請期限につきましては9月30日までですので、引き続き支援の周知に努めてまいります。

続きまして、（4）の旭市農水産業経営継続支援金のさらなる拡充についてお答えいたします。

事業の周知につきましては、十分に図られているものと考えております。

本事業につきましては、現在のところ、農林事業者や関係団体からも対象期間や申請期限の延長などの要望は伺っておりません。

期間の延長につきましては、県やその他関係機関と連携を図りながら、今後の新型コロナウイルス感染拡大に関わる動向について注視しながら、対応を進めていきたいと考えております。

続きまして、（5）の持続化給付金の農業者への周知ということでお答えさせていただきます。

持続化給付金につきましては、国の政策であることから、早い段階でテレビや新聞報道などにより周知されているところであります。市では、5月15日、7月1日号の広報において新型コロナウイルス関連の各種支援情報を別冊に特集し、その他の支援制度と併せ、幅広い業種の方に給付の紹介をいたしました。

また、ホームページにおいて、新型コロナウイルス関連情報として各種制度と併せて持続化給付金の紹介をするとともに、銚子市の申請手続きのサポート会場などの周知も図りました。

今回、特に影響を受けた花卉などの生産者に対しまして、千葉県海匝農業事務所にご協力をいただき、農水産業経営継続支援金の申請書類と併せまして、持続化給付金のチラシを

郵送してございます。

また、市役所本庁、各支所、J Aちばみどりの各支店及び各営農センターなど、市内 19 か所に農水産業経営継続支援金の申請書類と併せて持続化給付金のチラシを配付するとともに、J Aちばみどりの広報紙に折り込みチラシの上、市内の J Aちばみどり組合員に対しても周知を行いました。

続きまして、大きい 2 番の新たな農政基本計画をどう見るかにつきまして、(1) 食料自給率低下の要因と自給率向上の実現についてお答えいたします。

食料自給率の低下についてですが、日本においては戦後、食生活の欧米化が急速に進んだという特徴があり、この急激な変化が食料自給率を引き下げた大きな要因であると言われていています。特に近年では、日々の食事の中で総菜、冷凍食品といった調理、加工された食品の割合が増え、また外食する機会も増えたことから、食品業界では安定して調達可能な外国産の原材料を使用する傾向となっております。

消費者が国産農産物を食べることが一番の対策となりますが、県内 1 位の産出額を誇る旭市としまして、引き続き生産力の強化、後継者の確保、経営の安定化を推進することで、食料自給率の向上に貢献していけるものと考えております。

続きまして、(2) 旭市の農業の現状について、各項目で農水産課のほうから耕地面積、農業経営体数、農業算出額、農業就業人口について答えさせていただきます。

数値につきましては、2015 年の農林業センサスの結果のほうで回答させていただきます。

まず、耕地面積ですが、田として 3,504 ヘクタール、畑としまして 1,607 ヘクタール、合計で 5,111 ヘクタールとなっております。

農業経営体数ですが、2,275 経営体となっております。

農業産出額につきましては、こちらにつきましては、平成 30 年度の農林水産省の統計の数値でございますけれども、522 億 9,000 万円となっております。

農業の就業人口につきましては、4,593 人となっております。

続きまして、(3) (2) 旭市農業の現状に対してのその後の推移ということでお答えをさせていただきます。

項目につきましては、先ほどの 4 項目につきまして、こちらの比較でございますけれども、最新の数値がございませんので、農林業センサスの 2010 年の数字と先ほどの 2015 年の数字の推移ということでお答えさせていただきます。

数字につきましては、2010 年の数字と 2015 年との比較との増減の数字に対してお答えさ

せていただきます。

まず、耕地面積でございますが、田としまして 2010 年が 3,575 ヘクタールということで、71 ヘクタールの減となっております。畑につきましては 1,874 ヘクタールということで、267 ヘクタールの減となっております。合計いたしますと 5,449 ヘクタール、比較しますと 338 ヘクタールの減となっております。

農業経営体数につきましては、2,615 経営体となりまして、340 経営体の減となっております。

農業産出額につきましては、こちらは平成 29 年度との比較ということでお答えさせていただきます。29 年度の農業産出額につきましては、581 億 9,000 万円で、59 億円の減となっております。

農業就業人口につきましては、5,391 人ということで、798 人の減となっております。

続きまして、(4) の旭市の農業基本政策はあるのかということでお答えさせていただきます。

基幹産業である農業の振興を図るため、後継者や労働力の確保、生産力の強化、施設や機械の省力化、経営所得の安定化を基本として、現在様々な農業政策を推進しております。

(4) につきましては以上でございます。

続きまして、(5) の持続可能な農業と農村の推移につきまして回答させていただきます。

持続可能な農業を推進するためには、後継者に農業を託し、経営を継続していかなければなりません。そのためには、農業が魅力的で収入が安定的であることが必要と思います。現在、市が取り組んでいる事業としまして、国の基盤整備事業や多面的機能支援交付金、農業次世代投資事業、県の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業、さわやか畜産総合展開事業などの各種事業に市の負担や上乘せの補助を行っているところでございます。

また、旭市担い手育成総合支援協議会により、東京都や千葉市において開催されてます就農相談会へも参加し、市外からの新規就農者の確保にも努めております。

以上となります。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから大きな 1 の（1）旭市独自の各種支援策の状況について、このうち、商工観光課で所管しております事業についての状況について説明申し上げます。

まず、第 1 弾として実施しました旭市飲食店等緊急支援給付金給付事業でございますが、

こちらは7月31日をもって受付を終了しております。申請件数は307件、3,070万円の給付を行いました。

続いて、第2弾として実施しました旭市中小企業者等事業継続支援金給付事業については、現在1,014件の申請を受け付けております。1億6,290万円の給付を決定しております。なお、締切りは今年30日までとなっております。今後も引き続き、迅速な事務の執行に努めてまいります。

続きまして、プレミアム付共通商品券の発行事業でございます。こちらは、コロナウイルスの感染予防のため、往復はがきでの予約販売となっております。この9月1日から受付が開始されたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課から1の（1）旭市独自の各種支援策の状況について。旭市市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金について回答いたします。

本給付金につきましては、8月31日現在、支給対象児童・生徒115名のうち、108名分の支給を決定し、6か月の支給期間のうち2か月分について給付金の振込を完了しております。支給済みの給付金の累計額は、95万1,730円です。

なお、辞退2名を除く未申請の5名ですが、7月と8月の2回、再度申請書類を郵送し、うち1名の申請書を受理いたしました。残る4名につきましては、今後は個別の対応も検討し、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから1の（2）と（3）感染症対応地方創生臨時交付金の状況について申し上げます。

臨時交付金の第1次分につきましては、6月補正予算において2億8,328万5,000円を充当しております。

対象事業及び充当額につきましては、商業活性化推進事業、補正予算額3,385万円のうち1,699万7,000円、中小企業者等事業継続支援金給付事業、補正予算額3億2,189万3,000円のうち1億7,563万7,000円、農水産業経営継続支援金給付事業、補正予算額1億6,598万4,000円のうち9,065万1,000円をそれぞれ充当しております。

続きまして、第2次分につきましては、本議会に提案しております補正予算において7億

6,514万6,000円を充当しております。

対象事業及び充当額について主なものを申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業に1億円、医療機関支援金給付事業に1,540万円、福祉事業所支援金給付事業に1,200万円、新生児特別定額給付金給付事業に4,006万8,000円、介護事業所支援金給付事業に2,200万円、教育の情報化推進事業に補正予算額4億5,120万6,000円のうち3億9,897万5,000円などになります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（向後秀敬） それでは、農業委員会からは大きな2の（2）の耕作放棄地についてと、（3）の耕作放棄地のその後の推移について回答いたします。

初めに、（2）の耕作放棄地について回答いたします。

農業委員会からは、農地法に基づく利用状況調査による遊休農地として回答させていただきます。遊休農地面積は、令和元年度で79ヘクタールでございます。

続いて、（3）のその後の推移について、昨日の遠藤議員の回答と重複しますが、遊休農地面積の推移についてお答えいたします。

利用状況調査で平成27年度に遊休農地の捉え方に変更があり、平成27年度から平成28年度の面積については参考になりませんので、平成28年度を基準に回答いたします。

平成28年度の遊休農地は87.1ヘクタールで、平成29年度は3.1ヘクタールの減少により84ヘクタール、平成30年度は2.1ヘクタールの減少で81.9ヘクタール、令和元年度は4.9ヘクタールの増加と7.9ヘクタールの減少で、差引き2.9ヘクタールの減少によりまして79ヘクタールで、ここ数年は毎年2ヘクタールから3ヘクタールの減少傾向です。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、昨日の一般質問でもコロナ対策の支援については、いろいろな議員が取り上げまして、それぞれ回答いただきましたので、私がちょっと気になる点だけ質問いたします。

まず、元気回復特別給付金です。市長の政務報告では99.7%の支給という文言がありまして、残りの皆さん、あと何人でもありませんが、残りの皆さんの状況はどのようなものですか、伺います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

特別定額給付金の率でございますが、議員の質問の中に出ました 99.9%というのは、人数ベースの率でございますが、先ほど私がお答えしました 99.7%は世帯ベースの率でございます。

世帯ベースで申し上げますと、残りが 81 世帯、人数 85 人ということになってまいりますが、この中の状況を見ますと、単身の世帯で申請の前に残念ながら亡くなってしまった世帯、これが 13 世帯で 13 名ありました。そのほかにも、口頭で辞退するという連絡があった世帯が 2 世帯の 2 名、あるいは、住所地に居住していないで申請書が届かなかった世帯、これも 12 世帯 12 名がありました。こういった状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございます。

それでは、次の飲食店等緊急支援金について伺います。

これも市長の政務報告では 307 件に支給したと、当初の予算規模から比べて半数余りの事業者でしか申請してありませんが、その申請されなかった事業者の状況など分ければ、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

あくまでも、これ申請に基づいて行うものでございます。事業の周知は十分なされたものと私は思っております。

昨日もちょっと申し上げましたが、当初の予算を組むときに、あくまでも緊急的なものということで、予算は事務に支障のないよう、また不足が生じないようにしっかりと確保させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございます。

それでは、次の農水産業経営継続支援金です。これも市長の政務報告では、109 件の支給が決定されたと、これも当初予算規模では 13%余りの人しか申請されていないと。農業者

の状況について、再度農水課長のほうから答弁をお願いしたいと思いますが、当初の予算では約1億6,400万円、これが予算計上されていますが、支給決定された金額では、まさに半分も満たないと。ですから、農民の方、農業者の方は特に、私のところは申請するような規模じゃないとか、売上げが減っていないとかというお話されています。

私も友人に何人も農業経営者がおりまして、訪問すると、俺なんかもらえないんじゃないかということをかかなり言われています。ですが、市ではおよそ1億6,000万円余りも予算計上しているんで、それほどの農業者の減額といたしますか、収入が減っているという見込みがあったと思うんです。

それで周知があまりされていないと。聞くと、ホームページ見なさいとか、広報見なさいとか、議会だよりもそうなんだけれども、そういうお話でしか周知をしていないと。それでは、あまりにもこういういい制度があるんだということを農業者が知らない、水産業者も知らないと思うんですよ。ですが、こういう制度、そして農業を継続してもらおうんだという市の政策をやっぴり自慢して、農業者、農水産業者に周知をこれからもしてほしいと思うんです。

これが9月30日で申請は終わりでしょう。ですが、私は、半分しか予算を、半分じゃなくて1億6,000万円のうち、かなりの部分では予算が余ると、そういう状況が見通しできるんで、市長をはじめ、ぜひこの経営継続支援金の制度を、国が持続化給付金、後で質問しますが、国の持続化給付金、これ農業者も対象になりますが、この持続化給付金は12月までやっているんですよ。旭市のこの経営継続支援金、2月から7月までの売上げが減ったというところなんですけれども、農業経営者の中では8月がコロナの関係で減るとか、これからコロナの影響を、まだまだコロナが続いていますので、減るっていうことがあるんです。

ですから、国の持続化給付金と併せて、これを7月で終わりじゃなくて12月まで延長できますよ。昨日の議員の質問で、中小企業は県の取扱いでは1月までに延ばすと、そういう県の対応をしているんで、市としてぜひ、農業中心、農業が市の基幹産業なんで、ぜひ、継続できるように12月までこの制度を延期してほしい、延長してほしい、その要求をしておきます。それへの回答を課長と市長に求めます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 当初予算での見込みの件数のほうにつきましては、1,120件を見

込んでおりました。

8月末現在での申込件数につきましては、先ほど回答させていただきましたが、139件となっております。この件数につきましては、農業につきまして飲食店の消費の減少が大きかったことございましたが、逆に家庭での消費量が増えたということもございまして、その中で農家につきましては、いろいろな作物を作っているという状況等もございまして、そういった状況の中で、実際に支援の対象者となる30%以上の売上げ減少の農家数がそれよりも少なかったものと考えております。

周知につきましては、先ほど持続化給付金の周知の中でもお答えさせていただきましたが、JAちばみどり、または海匠農業事務所といろいろとご協力をいただきながら周知徹底をまいったところでございます。

先ほどの回答のほうでもさせていただいておりますが、支援金につきましては、期間の延長について農水産業者のほうからの要望等は伺っておりませんので、今後の新型コロナウイルスの感染状況の動向等を注視しながら、県やその他の関係機関と対応のほうをまた考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） 今、農水産課長からお話ししましたとおり、この農水産業事業継続支援金ということで、国は持続化給付金の中で50%ということをも最初打ち出していたわけでありまして、そんな中で、旭市としましては30%から50%も加えようということで始めたわけでありまして、それが国にも県にも影響したとは言いませんけれども、30%くらいからの人も支援をするようになりました。

農業は7月までの一応状況を減収の対象にしているところでありまして、作物的にはやはり短期間で栽培するものが多いということもございまして、ある程度は4月から7月までで1作が終わるのではなかろうかなど、そういうような思いもございまして、中小企業と歩調を合わせまして、そういったことで今推移をしているところでありまして。

今後、コロナのこの影響が非常に農業中小企業にも影響を及ぼし続けるということになれば、やはり新たな対策として考えなければならない状況ではあるかと思っておりますけれども、現状は一応最初の決まりどおりに9月いっぱい終了したいと、そのように思っているところでありまして、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 市長を追求するようですが、ぜひ、農水産業経営継続ということであり

ますので、確かに2月から7月まで半年間の期間、設定なんですけれども、私の友人で飯岡地域にいてメロンの売上げが、もう8月になるとなくなると。飯岡の皆さんは、メロンの農家経営者が結構いるんです。栽培そのものは終わるんですけれども、コロナの影響で8月に売れなかったというのも結構聞いているんです。

ですから、作物によってかなり期間が違くと。確かに2月から7月までっていう設定がありましたけれども、これから売れなくなる、コロナの影響で収入減る、そういう農家もあるんです。ですから、当初予算の使い方というか、余りと言ったら失礼ですけども、まだまだ当初予算から幾らも減っていないと。ですから、この予算規模で12月まで延長する、その決断を市長にぜひお願いしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 支援金については、やはり当初設定したとおりのことになろうかと思えますけれども、その期間が8月に高木議員の友人は影響があるというようなことでありますけれども、タカミメロンは7月いっぱいぐらいでいたいほとんど終わりであります。8月は残った部分が少し売るといようなことでありますけれども、コロナの影響が一番長引いているのは、やはり飲食関係の中で、そういった多人数での会食、そういった部分がなくて困っている農業だと、そのように思っているところであります。その中でも、やはり花卉とか、そういった部分が長引いているのではなからうかなと、そのように感じているところであります。先ほども言いましたように、このコロナの影響がいろんな面で農業経営にも影響が及ぼすということであれば、また新たに考えて12月補正でもやるということになろうと思えますけれども、現状は今のところ9月いっぱいということでご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） では、市長には、そういう状況を鑑みて、ぜひ、私は延長してほしいというのを要求します。

それで、持続化給付金のほうの質問ですが、これは国の制度でやっていますけれども、先ほど農水課長のほうから答弁ありましたように、農家の皆さんも対象になるんですけども、なかなか私のところはもらえるような状況にはなっていないというのが、結構私の友人にもお話しすると回答はあります。

でも、課長が言うように、JAとか広報でやっているとか、ホームページで知らせるとい

う方法だけでは、やっぱり周知されないと思うんです。ですから、農協さんお願いして、農協がある組合ですか、地域の組合、集落の組合を通じて、ぜひ、お話をしてほしいと。特に農水大臣が、先ほど1回目の質問でしましたが、ほぼほぼ全ての農家が対象になる可能性が極めて高いという答弁をされていますので、農家の皆さんにぜひこれを受給していただいて、経営継続を実現してほしい。農家で倒れたような農業経営では残念なんで、ぜひ周知の徹底を再度お願いします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 持続化給付金の周知につきましては、先ほどもお答えさせていただきました。JAちばみどりにおきましては、組合員の方に約4,000名だと思いましたが、折り込みチラシのほうをしての周知等をしているということで伺ってございます。

今後の周知につきましては、先ほどの回答と同じになるかと思えますけれども、各関係機関と協力しまして、今後も周知徹底を図っていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） そういうことで、取組をお願いします。

次の2項目めで、新たな農政基本計画をどのように捉えていますかという項目なんですけれども、コロナ禍による2019年産米の過剰在庫が原因となって、今の米価は1万1,000円から1万2,000円になろうとしています。今年の米価の大暴落が懸念されます。米価が安ければ高齢の農家は農業をやめてしまいます。若い人も、これを機にサラリーマンのほうがいい、こう言って離農する傾向にあります。大規模農家も、もうやってられない、離農が進む、地域経済が維持できなくなる事態になりかねません。この状況を市長はどのように見ますか。答弁を求めます。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、自給率向上に対しての米価の状況をどのように見るかということについてお答えをいたします。

国は、米価の安定に向け需要に応じた生産を促進しており、飼料用米などに取り組む農家に対して、水田活用の直接支払交付金を交付しております。

さらに、市でも米農家に対して県補助金への上乗せや市単独の支援を実施し、様々な形態

の農家への経営の安定化を図ってまいりたいと思っております。

このほかにも、農業後継者や労働力の確保、生産拡大などの支援も実施しており、今後も関係機関と連携し、基幹産業である農業の振興を推進し、食料自給率の向上に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） 米価の下落ということについてでありますけれども、国の方針としまして、生産量の数量が提示されているわけでありまして、農家、地域によって栽培面積も多く、いっぱい取れているところもあるというようなことの中で、需要と供給のバランスが崩れるというのは、資本主義経済の原理だとそのように思います。

そんな中で、ある程度下落が進んでいるということでありまして、旭市としましては、飼料用米を本当に全国一に、一番初めに進めているところでありまして、その飼料用米についてももっともっと支援をできるような部分、そういったものを考えていきたいと、そのように考えていますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 時間もあまりありませんので、（4）の旭市の農業基本政策はあるのかという質問では、課長のほうから様々だというような回答をいただきました。私、それこそ、旭市のホームページにアクセスしまして、基本構想というか、引き出しました。項目では、表題ですね、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、これは令和2年7月に発表されています。課長のほうから様々な政策を持っているというようなお話でしたが、中心的な政策を、ぜひ回答をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） （4）の回答の前に、すみません、先ほどの持続化給付金の回答の中で、JAちばみどりの組合員に配布した折り込みチラシのほうですけれども、4,000件と回答しましたが、5,140件ということでこちらでは伺っております。

（4）の旭市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてでございますが、平成18年10月に策定をし、5年ごとに変更を行っております。本年4月に構想の変更を実施し、公表しているものでございます。

この構想は、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や農地の利用集

積の目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置の在り方等を示した内容となっております。

この構想の進めるべき基本的な考えといたしまして、三つの農政展開がございます。まず一つ目が、戦略的な産地強化と高収益型農水産業への転換の促進。二つ目としまして、旭市の魅力を全国的に発信すると。三つ目としまして、緑豊かで活力ある農村づくりの推進となっております。

以上の項目を軸としまして、支援の展開をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ありがとうございます。

それでは、この基本的な構想、これのところで、こういう項目があります。本市農政展開の基本的な考え方、この中で、旭市の魅力を全国、海外に発信する。そして、その小さい項目では、市長のトップセールスやテレビ、ラジオ、新聞など各種メディアを通じたPR活動を戦略的に展開するというような文章があります。

ここで、市長に伺います。具体的にトップセールス、どのようにやるか、どのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 旭市の魅力を全国に発信するという事は、私の政治目標でもありまして、公約などにも書き入れていたところであります。知名度アップ、そしてまた旭市の農産物、全国に発信していきたいと、そんなような思いでこの職を全うしてきたところでありまして、当初の頃は都市部へ行って、旭市の産物を持って行ってPRをしてまいりました。有楽町のほうへ行ったり、船橋市のスーパーへ行ったり、佐倉市のユウカリが丘へ行ったり、いろんなセールスをやってきたところでありまして、いずれにしても、コロナ禍の中で、そういった部分は、今、最近はもう全然やれなくなってきたわけでありまして。

その代わりとってはあれですけども、道の駅、それを設置しまして、旭市の持っている全てを道の駅に集約して、全国に発信したいと、そんなような思いで今頑張っているところでありまして、コロナの感染症が終了したら、またそういった部分でしっかりと旭市のPRをしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

います。

○議長（伊藤 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） では、市長に、頑張ってくださいという回答をいただきました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤 保） 以上で高木寛議員の一般質問は終わります。

一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 片 桐 文 夫

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員、ご登壇願います。

（1番 片桐文夫 登壇）

○1番（片桐文夫） 議席番号1番、片桐文夫です。伊藤議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、報道によりますと、新型コロナウイルスは、第2波の流行がピークに達したものの、まだまだ感染の再拡大への警戒が必要な状況だと言われています。

このような中、自らの感染リスクと厳しい環境の中で働いている医療従事者や介護従事者等の皆様に、改めまして敬意と感謝を表します。

新型コロナは、日本の経済へ大きなダメージをもたらしました。飲食店や観光業をはじめ、懸命にコロナと闘う皆様の努力が、一刻も早く報われるよう願っております。

また、地球温暖化などの影響で、水害が多発化し、年を追って被害が大きくなっています。7月の豪雨と先日の台風により、九州地方を中心に甚大な被害が発生しました。犠牲となられた皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

台風シーズンを迎え、コロナ禍での対策、備えの重要性をより強く感じております。市と

連携をし、対策に努力してまいり所存です。

それでは、2項目、4点の質問を行います。

まず、1項目めは、津波避難道路について伺います。

津波避難道路は、平成25年度に飯岡地区、矢指地区の2路線の測量、調査、設計業務がスタートし、既に7年が経過しております。3月定例会の議案質疑にもありましたが、改めて横根三川線、椎名内西足洗線の進捗状況について伺います。

続いて、2項目めは、旭市の基幹産業である農業です。イノシシをはじめ、鳥獣被害に大変危惧しており、何より早期の対策が必要だとの観点から、私も2度ほど質問をしましたが、私が期待するような進展が見られないため、改めて質問します。

1点目といたしまして、被害の現状について、イノシシやハクビシンなどの発生状況と被害状況について伺います。

2点目といたしまして、対策について、どのような対策を行っているのか伺います。

3点目といたしまして、近隣市町との地域連携について、どう図っているか伺います。

以上で1回目の質問は終わります。再質問以降につきましては自席で行います。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） それでは、私から議員の質問に対しまして、大きな1の震災復興・津波避難道路整備事業についての進捗状況ということでお答えをしたいと思います。

まず、2路線ございますが、路線ごとの8月末現在の進捗状況につきまして申し上げます。

まず、椎名内西足洗線でございますが、延長3,000メートルのうち、620メートルの区間が完成しております。工事進捗率は20.7%となっております。今年度は、1,500メートルの工事発注を予定しており、工事進捗率70%を目指してまいります。

用地取得の進捗状況は、地権者80名中70名の87.5%、物件補償については、28名中21名の75%となっております。

横根三川線でございますが、こちらは延長1,300メートルのうち、430メートルの区間が完成しております。進捗率は33.1%となっております。今年度は、230メートルの工事発注を予定しており、工事進捗率は50%を目指してまいります。

用地取得の進捗状況につきましては、地権者40名中30名の75%、物件補償につきましては、20名中13名の65%となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私のほうからは、2の鳥獣被害の現状と対策について。

まず初めに、（1）農作物被害の現状についてということでお答えいたします。

被害の状況につきまして、件数での取りまとめがないため、被害額の報告とイノシシの目撃情報ということで回答させていただきたいと思います。

まず、被害額でございますが、年度としまして、平成30年度と令和元年度での被害について回答させていただきます。

平成30年度の鳥類ですけど、カラス・ハト等になります、1,380万6,000円でございます。獣類、イノシシ等でございますが、59万7,000円、合計しまして1,440万3,000円となっております。

令和元年度につきましては、カラス・ハト等につきましては1,373万3,000円、イノシシ等につきましては59万6,000円、合計としまして1,432万9,000円となっております。

イノシシのほうの目撃の情報につきましては、平成29年度で43件、平成30年度で19件、令和元年度が23件となっております。

続きまして、（2）の対策についてでございます。

初めに、従来から継続している対策についてお答えいたします。

カラスやハト等の対策としまして、銃器による駆除、イノシシ対策として、箱わなとくくりわなでの捕獲、点検、見回りを銚海猟友会に委託しているところでございます。昨年度の実績は、鳥類駆除としまして478羽、イノシシの捕獲頭数が9頭でございました。ハクビシン対策は、個々に捕獲器を設置していただいておりますが、昨年度の実績は28頭でございました。

猟友会に加入して、捕獲事業に参加できる場合に限りませんが、わな免許の取得に対して補助を行っております。平成30年度からの実施ではありますが、1名ずつの補助をしてございます。

さらに、旭市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、出没地区やJA等の関係機関と情報交換を行っております。

次に、新たに開始しました対策についてお答えいたします。

被害防止と市民の皆さんの安全のため、旭市イノシシ情報マップと称しまして、令和元年11月から、目撃情報、捕獲地点を記しました地図を市ホームページで公開してございます。

また、アフリカ豚熱対策となりますが、畜産農家が国と県の補助を利用しまして、令和元年度から防護柵の設置等の対策を始めております。

もう1項目、(3)の近隣市との地域連携につきまして、ご回答させていただきます。

地域連携につきましては、不定期ながら、平成30年度から有害鳥獣対策連絡会議といたしまして、近隣市町と情報交換を行っているところです。令和元年度におきましても、香取・海匠農業事務所の担当者のほか、香取市、東庄町、銚子市、匝瑳市、旭市が参加をいたしまして、連絡会議を開催してございます。本市からは、情報共有の一環として、先ほどの旭市イノシシ情報マップを作成したものを、参加市町に紹介をいたしております。

新型コロナウイルスの感染状況によりますが、本年度も引き続き実施できたらと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 1項目めの、震災復興・津波避難道路整備事業について再質問を行います。

今の回答の中で、8月末の状況で、椎名内西足洗線の工事進捗状況は20.7%、横根三川線については33.1%ということですが、椎名内線については70%を目指す、横根三川線については50%を目指すということですが、今後の工事の予定について伺います。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、今後の工事予定というご質問でございました。

まず、椎名内西足洗線につきましては、今年度計画した1,500メートルのうち、椎名内地先の660メートルにつきまして、今月工事を発注する予定となっております。残る840メートルにつきましても、順次発注を予定しております。

横根三川線につきましても、引き続き用地交渉を行っておりますが、今年度工事のほうは発注予定の230メートル、こちら萩園地先になりますが、11月に工事を発注する予定でありますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 分かりました。

その横根三川線についてなんですけれども、萩園地先という230メートルについては、農

免道路の下ですかね、上ですかね、伺います。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 農免道路というのは、カインズから支所へ向かった道ということでご理解よろしいでしょうか。

その道路から南側になります。海岸側になります。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 分かりました。なぜ聞いたかといいますと、横根三川線がまだ、中学校の前がもう少し終わっていない区間があるんですけれども、126号までつながるのに、飯岡中学校のところ、子どもたちが風雨が強いときなどの送迎に利便性が高まり、父兄の期待も高い、一気に全線開通は難しいとしても、農免道路から国道まであともう少しで開通するような形なので、早急にできないかと思って、今伺ったところです。そのところはどうですかね。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、飯岡中学校東側の区間かと思えます。こちらにつきましては、今多少の延長が残っている状況でございます。地権者様と交渉をしている段階でございますので、そちら契約ができ次第、工事を発注したいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 分かりました。その区間も、児童・生徒が学校から、今現在200メートル、300メートル離れた飯岡福祉センターの前の道路で、雨が降る日も迎えを待っているような状態ですので、生徒のためにもぜひ早急の整備をお願いしたいと思います。

それでは、2項目めの鳥獣被害の現状について、対策について伺います。

イノシシの目撃情報について、平成29年から30年に減った要因と、平成30年から令和元年に若干増えた要因、また被害件数の取りまとめができないということでしたら、面積やその地区はどうか伺います。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、お答えいたします。

イノシシの目撃情報の減った要因、増えた要因でございますけれども、イノシシの目撃情報につきましては、直接の被害が出ていないか、原因が分からないということで報告をしない農家もあるようでございます。さらに、銚子市付近での目撃が多いことから、銚子市と行き来していると思われまます。これも増減の一因と考えております。

被害額の件でございますが、被害額のやっぱり面積のほうの回答のほうをさせていただきます。

令和1年度は、鳥類被害で4.39ヘクタール、獣類で0.35ヘクタール、合計で4.74ヘクタールとなっております。対前年比で、鳥類で0.08ヘクタールの増、獣類で0.05ヘクタールの減、全体では0.03ヘクタールの増となっております。

地区別の集計ではありませんが、目撃としまして、海上と飯岡の高台での情報が多く、被害もその地区周辺が多いと判断しております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 分かりました。そうしますと、目撃が海上と飯岡の高台の情報が多いということですね。そういった中から踏まえまして、（2）の対策について再質問に入ります。

イノシシ自体は増えていると感じていたが、捕獲数が前年より減っている。どう考えているのか伺います。また、わな免許、先ほどの回答の中で、わな免許が取得補助を行っているということですが、平成30年度から去年まで2人ということですから、その周知の内容をどのように案内しているのか伺います。また、出没地区やJA等関係機関との情報交換は、どのような内容で行っているのか伺います。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

答弁は簡潔にお願いします。

○農水産課長（多田一徳） 対策につきましては、捕獲につきましては、先ほどの9頭の市の捕獲実績になります。昨年度は、千葉県が銚子市、旭市、成田市、印西市、香取市の5市と東庄町を重点地区としまして、豚熱対策として、別に捕獲を実施しております。市内では、4頭の捕獲があったと聞いております。合わせた合計が13頭となります。

捕獲場所につきましては、目撃と同様、銚子市付近での目撃となっております。これも行き来による増減の一因と考えております。

わな免許につきましては、昨年につきましては、広報あさひ、または市ホームページ等で案内をしております。本年度も同様に案内をする予定でございます。

情報交換の件ですが、出没地区やJA等の関係機関と情報交換につきましては、開催している会議での捕獲や目撃情報の案内でしたり、JAの営農センターからの目撃情報を受けたりしてまいります。また、委託している猟友会からは、わな周辺に足跡がある等の具体的な情報を定期的に受けてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 情報交換を行っているという中で、目撃情報を寄せられた等とあった、その場合、対応はどうしているのか、またその目撃情報をもらったところに対して、フィードバックはしているのかどうか伺います。それと、昨年度は9頭を捕獲したとのことですが、イノシシの処理はどのように行っているのか伺います。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 寄せられた目撃情報等のフィードバックをしているかということでお答えさせていただきます。

情報を寄せられた際に、イノシシを見たですとか、イノシシかもしれないということで、情報が寄せられています。寄せられた情報につきましては、現場の確認に行っております。また、情報者や委託している猟友会にも立ち会っていただき、状況の判断をしております。

情報のフィードバックということで、得られた情報から、わなを設置し、捕獲に至ったケースもございます。得られた情報や寄せられた意見等は、今後につながるよう、JA等の関係機関とともに連絡を図ってまいりたいと思います。

捕獲しましたイノシシの処理につきましては、埋設処理を行っております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 分かりました。情報提供しても、そのままという話もちらほら私の耳に入ってきています。ぜひとも、JA等の関係機関との共有をし、連携を図ってほしいと思います。

それで3点目の、近隣市町との地域連携について再質問に入ります。

その連絡会議で、銚子市が電気柵の補助を行っているという情報を得て、旭市でも検討すると令和元年6月の回答であったが、その後どうなっているのか伺います。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 電気柵の対応でございますけども、イノシシ被害について把握している分ですが、被害額が減少傾向にあることから、現在のところ、市での補助には至っておりません。しかし、目撃情報が継続して寄せられていることから、市独自の支援策として、農地への電気柵設置の補助を来年度から行えるよう、準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ありがとうございます。前向きな回答をありがとうございます。ぜひとも、電気柵を設置すれば、少しでも被害のほう軽減するかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

私の質問は以上で終わりです。回答は結構です。

○議長（伊藤 保） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（伊藤 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、公明党、伊藤房代でございます。

令和2年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は、大きく分けて5点の質問をさせていただきます。

1点目、地域未来構想20「オープンラボ」について、2点目、エアコンの設置について、3点目、冷水機の設置について、4点目、コロナ禍による保育士や幼稚園教諭について、5点目、緊急小口資金と総合支援資金について質問させていただきます。

まず、1点目、地域未来構想20「オープンラボ」について、（1）オープンラボについて質問いたします。

地域の実情を踏まえた新型コロナウイルス対策に活用できる地方創生臨時交付金、内閣府は7月、計3兆円に上る同交付金の有効活用に向けて、20の分野からなる政策資料集地域

未来構想 20 を発表した。自治体と各分野の専門家、関係省庁の 3 者をマッチングして、事業の実施を加速させるためのオープンラボが設けられた。

地方創生臨時交付金は、2020 年度第 1 次補正予算で 1 兆円、第 2 次補正予算で 2 兆円を確保。コロナ対策のための取組であれば、自治体の裁量で使うことができる。所管する内閣府は、将来を見据えた取組への活用を促す観点から、政策資料集地域未来構想 20 をまとめた。ここでは、3 密対策、発熱外来、行政 I T 化、教育、医療、新たな旅行など 20 分野での取組を例示。国の既存の支援策と、自由度の高い同交付金を組み合わせたウィズコロナの時代の政策展開を期待している。

例えば、教育では、学校の情報通信技術、I C T 化を進める G I G A スクール構想の加速へ、児童・生徒に端末を 1 人 1 台整備する際に必要な経費について、国の既存の支援対象とならない部分に交付金を活用する。

一方で、自治体の取組を効果的に計画し、実行に移すためには、該当分野に熟知した民間との連携が有効になる。

そこで、自治体と各分野の専門家、関係省庁の 3 者をマッチングさせる役割がオープンラボだ。オープンラボでは、自治体は先の 20 分野のうち、関心のある分野を、専門家は提供できる技術やノウハウのある得意分野を登録する。その上で、それぞれの情報は、ラボ上の特設サイト、Q R コードで公開され、マッチングを図ることができる。登録は、7 月 31 日に一旦締め切れ、これまでに 175 の自治体と 713 の専門家や企業から応募があった。自治体については、9 月 30 日まで追加登録が可能となっています。

既に、特設サイトは開設されており、専門家リストや国の支援策などを紹介している。内閣府は、オープンラボを通じて生まれた好事例を、順次、同サイトで発信していく予定だ。

旭市では、オープンラボの登録はされているのでしょうか。オープンラボの活用は考えているのか、質問いたします。

2 点目、エアコンの設置について。

(1) 市内全小・中学校の体育館へのエアコン設置について質問いたします。

現在、何校にエアコンが設置されているのでしょうか。質問いたします。

(2) 高齢者世帯に対し、エアコン設置に補助を。

総務省消防庁は 18 日、熱中症により 10 日から 16 日の 1 週間に救急搬送された人が全国で 1 万 2,804 人 (速報値) に上ったと発表した。6,664 人だった前週の 1.9 倍で、今年最多となった。このうち死者は 30 人。35 度以上の猛暑日となる地点が相次ぎ、全国的に猛烈な

暑さが続いたためと見られる。

搬送者のうち、65歳以上の高齢者が61.8%を占めた。3週間以上の入院が必要な重症は510人。都道府県別では、東京の1,574人が最も多く、埼玉997人、神奈川920人と続いた。

東京23区内の熱中症による死者数が、8月1日以降79人に上ることが、18日、東京都監察医務院への取材で分かった。このうち、エアコンを使っていなかった屋内で死亡したのは65人で、全体の約8割を占めた、とあります。

旭市でも、熱中症対策として、自宅に1台もエアコンを設置していない高齢者だけで暮らす世帯に、エアコンの購入や設置にかかった費用を補助することはできないか質問いたします。

3点目、冷水機の設置について。

(1) 市内の全小・中学校へ冷水機の設置について質問いたします。

現在、何校に冷水機が設置されているのでしょうか。質問いたします。

4点目、コロナ禍による保育士や幼稚園教諭について。

(1) 保育士や幼稚園教諭に対しての慰労金について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、保育士や幼稚園教諭の心身の負担が増しており、手だてを急ぎたい。

全国保育協会などの調査によると、コロナ対応が続く中で、保育士らの9割が、3密が避けられず、子どもや保育者に感染リスクがあることをストレスの要因として挙げている。幼稚園教諭も状況は同様であろう。

保育所や幼稚園では、施設内での感染防止に細心の注意を払っている。それでも感染リスクを完全に防ぐことは難しい。手をつないだり抱き上げるなど、子どもとの身体的接触は避けられないからだ。目の前で、くしゃみやせきをされることもある。しかし、他人と触れ合うことは、子どもの健やかな成長に欠かせない。保育士や幼稚園教諭が感染リスクにさらされながらも職責を果たそうとするのは、こうした使命感があるのではないか。

旭市としても、医療従事者や介護職員らに支給される慰労金と同様に、保育士や幼稚園教諭らにも応援金や慰労金を支給できないか質問いたします。

(2) 消毒や清掃作業など、外部委託について質問いたします。

子どもや保護者らが頻繁に出入りする保育所や幼稚園では、厚生労働省や文部科学省などのガイドラインに沿って消毒作業が日々繰り返されており、ただでさえ多忙な職責の負担が一段と重くなっているのではないか。消毒や清掃作業など外部委託も検討すべきではな

いか質問いたします。

5点目、緊急小口資金と総合支援資金について。

(1) 緊急小口資金と総合支援資金の現在の申請状況について質問いたします。

(2) 周知徹底について質問いたします。

緊急小口資金と総合支援資金の申請期限が9月末となっていました、厚生労働省は昨日、8日、12月末まで延長する方針を固めたとあります。一人も漏れることなく周知徹底をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは大項目1の(1)オープンラボの活用についてお答え申し上げます。

本市では、現在までのところ、オープンラボへの登録はしておりません。

なお、本市におきましては、第1次、第2次と配分されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について、先に議決いただいた補正予算と、今回提案させていただいた補正予算に計上した事業での活用を考えておるところでございます。

今後、国から第3次の配分額が示される予定となっておりますが、国が示す20の政策分野について施策を展開するような考えに至った場合、実施のためには、各分野についての技術、ノウハウ等を持つ専門家との連携が必要となった際には、オープンラボの活用も視野に入れていきたいと考えております。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、私のほうから、2のエアコンの設置についての(1)市内全小・中学校の体育館へのエアコン設置についてと、3の冷水機の設置について、(1)市内全小・中学校への冷水機の設置について、それと、4のコロナ禍による保育士や幼稚園教諭について、(1)保育士や幼稚園教諭に対しての慰労金についてと、(2)消毒や清掃作業など外部委託についてのうち、私立幼稚園についてご回答いたします。

まず、エアコンの設置ですが、現在、何校にエアコンを設置するかについてご回答します。

まず、小・中学校へのエアコンについては、昨年度に国の臨時特例交付金を活用して、普通教室及び特別教室に設置し、この夏場においても、冷房設備として稼働している状況であります。

ご質問の体育館のエアコン設置状況ですが、現在のところ、市内小・中学校 20 校には設置されていない状況でございます。

続きまして、冷水機の設置状況についてご回答いたします。

市内小・中学校の冷水機の設置状況についてですが、まず小学校については1校、中学校については2校に設置しております。内訳については、豊畑小学校の校舎に2台、第二中学校の校舎に3台と屋内運動場に1台、飯岡中学校の校舎に4台と、合わせまして小・中学校合計 10 台が設置されております。いずれの冷水機においても、寄附などで設置している状況でございます。

続きまして、保育士や幼稚園教諭に対しての慰労金について、庶務課からは、私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭に対しての慰労金について回答いたします。

私立幼稚園につきましては、緊急事態宣言中は休園となっておりますが、休園中も施設等利用費の支給、いわゆる無償化の対象となるため、幼稚園の保育料等の収入に影響がないため、幼稚園教諭の給料も通常どおり支給されております。

以上のことから、幼稚園教諭への慰労金の給付は考えておりません。

続きまして、消毒作業についてお答えします。

私立幼稚園では、日常の消毒は職員が行っており、万が一感染者が出た場合には、外部委託を考えているそうです。また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、幼稚園の消毒に必要となる経費については、1施設当たり、上限 50 万円の補助となっており、申請については、幼稚園が直接県へ申請し、負担割合は、国が全額負担となっております。

私のほうからは以上です。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 私からは、2のエアコンの設置についての（2）高齢者世帯に対してエアコンの設置の補助についてお答えいたします。

冒頭、東京では熱中症で屋内で死亡された方が全体の8割を占めたという議員のお話でございましたので、まず本市の熱中症の状況について申し上げます。

9月7日時点で、今年熱中症の疑いで救急搬送された高齢者の人数は16名、そのうち、屋内におられた方は9名ほどで、その症状も比較的軽度の方が多数であったと、消防本部より伺っております。

高齢者世帯に対し、エアコンの設置の補助はできないかということでございますが、補助金を支給している自治体は、把握している中では、全国でも八つほどの自治体でありまし

て、県内では該当がないといった状況でございます。また、猛暑だった昨年でも、高齢者からのエアコン設置に関しての相談や要望の声がなかったこともありまして、現時点ではエアコンの設置の助成は考えておりません。

ただ、近年、一部で支援に向けた動きもあることから、今後につきましては、国・県や他の自治体の動向を注視してまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、4の（1）と（2）について子育て支援課所管の回答をいたします。

初めに、（1）の市内の保育所及び認定こども園に勤務する保育士に対しての慰労金について回答いたします。

本市では、現在に至るまで、職員及び園児の感染がないことから、臨時休園等の実施はせず、施設を開所して、保育提供を継続してまいりました。その際、保育士等職員も、感染防止に留意しながら、通常勤務を行っております。公立保育所に勤務する正規及び会計年度任用職員等で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出勤が困難な職員については、特別休暇扱いとしていることから、給料等の収入への影響はないものと思われま

す。また、民間施設の保育士等については、登園児童の減少、登園率にかかわらず、市からの運営費、こちら施設型給付費等が充てられておりますが、こちらにつきましても、毎月通常に給付されております。また、県の補助事業である保育士処遇改善等の助成も、通常どおり交付されておることから、民間施設の保育士等の給料等収入への影響もないものと認識しております。

以上のことから、現状では保育士等への慰労金給付は考えておりません。

続きまして、（2）の質問について回答いたします。

市内保育所等において、国や県から示されている新型コロナウイルス感染防止ガイドラインに準じて、日々消毒や清掃作業を実施し、感染防止に努めております。

具体的に、公立保育所においては、職員は、消毒・清掃作業は必ず毎日1回以上は実施しており、児童が使用している机や椅子、おもちゃ、手すりやドアの取っ手など、接触頻度や使用頻度が高いものについては、適宜に複数回消毒を行い、より一層の衛生管理に努めております。

なお、運動会や遊戯会などの各種行事も中止、または規模縮小となっており、今のところ、

消毒や清掃業務などを外部に委託してまで保育士の負担軽減を図らなければならない状況であるとは考えておりません。

しかしながら、万が一施設において園児や保育士等が感染した場合には、県の指導を受けながら、先般、市と協定を締結した千葉県ペストコントロール協会に消毒業務を委託する方向で考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 5の（1）、（2）についてお答えいたします。

まず、（1）緊急小口資金と総合支援資金の現在の申請状況でございます。

8月末現在の申請状況ですが、旭市社会福祉協議会の取りまとめでは、緊急小口資金は申請件数 164 件、金額の合計は 3,183 万円、総合支援資金は、申請件数 46 件、金額の合計は 2,879 万円となっております。

続きまして、（2）周知徹底についてでございます。

周知につきましては、実施主体であります千葉県社会福祉協議会や、申込窓口となっております旭市社会福祉協議会では、それぞれの窓口やホームページ、機関紙等で制度の周知をしております。また、市では、広報あさひに制度の概要や手続き方法等について掲載してお知らせし、社会福祉課の窓口や電話での相談の際には、相談者の状況をよく聞き取った上で、内容によっては、緊急小口資金や総合支援資金制度等についての案内をしております。

また、緊急小口資金と総合支援資金の特例措置での申請期限の延長についてでございますが、伊藤議員が先ほど言われましたとおり、国では、現在の申請状況に鑑み、9月末としていた申請期限を 12 月末まで延長する方針を固めたとの報道がございました。今後、国の動向を見ながら、これら内容も含め、周知をしていきたいと考えております。生活に困窮されている方々にこれら制度が届くよう、引き続き社会福祉協議会と連携していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、何点か再質問させていただきます。

大きな1点目の、地域未来構想 20「オープンラボ」の登録は、最終受付が9月30日締切りとなっております。ぜひ登録して、オープンラボの活用をしていただければと思います

がいかがでしょうか。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 登録につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後の国からの3次配分が示される予定となっておりますけれども、それを使って、国が示す20の政策分野について、施策を展開するような考えに至った場合について、活用を視野に入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞ検討のほどよろしく願いいたします。

次に、2点目、エアコンの設置についての（1）の市内全小・中学校体育館へのエアコン設置について再質問させていただきます。

現在ゼロということですが、埼玉県三郷市は、全市立小・中学校の特別教室と体育館へのエアコン設置を、今年度中に完了する予定となっている。市は、2016年度に、全市立小・中学校の普通教室へのエアコン設置を完了。特別教室と体育館については、2019年、2020年の2か年計画で設置を進めている。既に、全8中学校、8小学校で完了し、残りは小学校11校となっている。15校の特別教室と体育館では、停電時にも使用できるガスヒートポンプ方式を採用する。市の担当者は、県内でも早い段階で、特別教室と体育館へのエアコン設置が完了する予定だということです。

平時は子どもの健康、災害時は住民の健康確保につなげたいとしている。エアコン設置が完了した市立高州小学校の校長は、新型コロナウイルスの影響で、体育館の使用時は常に換気が欠かせない。エアコン設置で快適に授業を行える環境が整ったと話しております。ぜひ、旭市でも、小・中学校体育館への空調整備や、停電時でも使用できるガスヒートポンプ方式のエアコン導入ができないか質問いたします。

例えばすぐにできなくても、例えば今年度はどことどこか、少しでも体育館に入れていくという方向はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、今後の設置ということでご回答いたします。

体育館へのエアコン設置についてですが、市内小・中学校20校全ての体育館へ設置する

ことについては、設備に係る経費や、場合によっては、受電設備の改修が必要となるなど、大変厳しいものであると考えております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、市長にお伺いいたします。

旭市でも、全小・中学校体育館への空調整備や、停電時でも使用できるガスヒートポンプ方式のエアコン導入ができないか質問いたします。何校でも結構だと思います、最初、できなければ。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 庶務課長から話がありましたように、体育館へのエアコンの設置の設備費は、相当な金額が必要となります。そしてまた、旭市では、小・中学校普通教室には全部エアコンが入っているわけでありまして。体育館での授業といたしましうか、学習は、主にやっぱり体育関係、運動関係のことで体育館を利用するという部分だと思います。

本当にエアコンが必要な場合には、教室に残って、それなりの授業をしてもらうということが、当分の間はそういうような状況で、それと同時に、やはり小・中学校の再編問題がありますので、そういった部分も含めまして、しばらくの間は、普通教室のエアコンにとどめておきたいと、このように思っているところでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） これから、また災害も多くなったときに、やはり一番近い小学校で避難が安心してできれば、今コロナ禍の中で安心ではないかと思えます。いろいろな災害において、やはり例えば小学校であったり、中学校はこれから必要になってくると思えますので、整備のほうをお願いいたします。

それでは、（2）番の高齢者世帯に対してのエアコン設置についての再質問をさせていただきます。

高齢者だけで暮らす世帯だけでなく、例えば生活保護を受けている世帯にも、エアコン購入や設置に、例えばですけれども、かかった費用の5万円を上限に助成するとか、支援を考えたらと思えますが、今後、今すぐではなくても、お伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 生活保護受給者へのエアコンの設置ということでございます。

その生活保護世帯の状況を見まして、その都度、その世帯の生活状況を見まして、ケースワーカーが内容を見て、その辺も進めていく、状況、ケース・バイ・ケースでという形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3点目の冷水機の設置についての再質問をさせていただきます。

近年の夏の温度が高温になり、平常時の体温は37℃前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合、1.1℃も上昇し、汗をかいて脱水が進行し、熱中症の危険性も増大し、体温が39℃になると疲労感になり、40℃になると動けなくなるという熱中症の症状が出ております。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている水分補給時の、適切な水分を補給することが大事であると思っております。

実験で、真夏の高温で運動した場合、体温が1.1℃も上昇し、水分補給5℃の冷水を飲水した場合は0.68℃、15℃の場合は0.77℃などで、水分補給の水の温度は5℃から15℃の水分の補給が適していると研究結果が出ております。旭市としても、熱中症対策に、夏の季節、5℃から15℃の冷水機はぜひ必要と考えます。小・中学校をはじめ、公共施設などにぜひ冷水機の設置を考えたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、冷水機の今後の設置予定についてご回答いたします。

現在、冷水機を使用している学校については、新型コロナウイルス感染症に、接触や口からの感染予防対策のため、冷水機の利用を制限している状況となっております。また、学校現場における熱中症対策の一環として、自宅から水筒を持参するなど、日常的な水分補給について指導を行っておりますので、現時点における冷水機については、予定のほうはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） また、公共施設などにもぜひ、例えば市役所など、取り付けることができないか、今後、例えば新庁舎になったときとか、お伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

新庁舎の中での冷水機の設置につきましては、今のところ予定していないところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ、今後検討していただければと思います。

あと、4点目の、コロナ禍による保育士や幼稚園教諭についての（1）、再質問させていただきます。

保育士や幼稚園教諭に対しての慰労金でございますが、愛知県など、独自で応援金や慰労金を支給している自治体もあるとのこと。ぜひ、旭市でも検討していただければと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） このことについては、前回、前々回、やはり質問があったように思います。先ほど、庶務課長のほうからお話がありましたように、民間のほうの部分では、休んでもらっても給料は支払うということでありまして、そういった部分で、ある程度のフォローはできているのかなど、そんなような思いでいるところであります。

介護職員や医療従事者、そういった部分での個人的な支援、慰労金は出しておりませんが、それと同じようなことでやっていきたい。医療・介護のほうは、国から出ると思いますけれども、保育士は市の職員でありますので、民間は民間の事業者のやり方、そんなように捉えておりますので、今のところは支給については考えておりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思いますので、以上で質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（伊藤 保） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は24日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 7分

令和2年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第5号）

令和2年9月24日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 常任委員長請願報告
 - 第 6 質疑、討論、採決
 - 第 7 事務報告
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 常任委員長請願報告
 - 日程第 6 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 7 事務報告
 - 日程第 8 閉 会
-

出席議員（17名）

1番 片 桐 文 夫
3番 遠 藤 保 明

2番 平 山 清 海
4番 林 晴 道

6番 米本 弥一郎
9番 高木 寛
11番 宮澤 芳雄
13番 島田 和雄
16番 向後 悦世
18番 木内 欽市
20番 高橋 利彦

8番 宮内 保
10番 飯嶋 正利
12番 伊藤 保
15番 伊藤 房代
17番 景山 岩三郎
19番 佐久間 茂樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	山崎 剛成
行政改革 推進課長	宮内 敏之	総務課長	伊藤 憲治
企画政策課長	小倉 直志	財政課長	伊藤 義隆
環境課長	高根 浩司	保険年金課長	在田 浩治
子育て 支援課長	石橋 方一	高齢者 福祉課長	赤谷 浩巳
建設課長	加瀬 博久	下水道課長	丸山 浩
水道課長	宮負 亨	庶務課長	杉本 芳正

事務局職員出席者

事務局長	花澤 義広	事務局次長	向後 哲浩
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（伊藤 保） 議案第1号から議案第17号までの17議案及び請願第4号の請願1件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（伊藤 保） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 向後悦世 登壇）

○決算審査特別委員長（向後悦世） 決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5

号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月11日及び14日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑5点について、申し上げます。

1点目として、ふるさと応援寄附推進事業について、個人寄附の最高額とその返礼品の内容はどの質疑では、個人の最高額は52万8,000円で、返礼品は2万2,000円以上の寄附で1回受講できるサーフィンスクールを24回選択しているとの答弁がありました。

2点目として、住民基本台帳事務費について、コンビニで交付された証明書の件数はどの質疑では、印鑑証明が201件、戸籍謄本・抄本合わせて76件、住民票の写し・記載事項証明書を含めて243件、戸籍の附票が11件で、合計531件となっているとの答弁がありました。

3点目として、市民まちづくり活動支援事業の内容についての質疑では、この事業は、協働によるまちづくり推進のため、市民の自主的創意あふれる事業を行う団体に対して補助金を交付し、まちづくりの担い手としての市民公益活動団体の育成を図るもので、令和元年度は5団体へ補助を行っているとの答弁がありました。

4点目として、生活困窮者自立支援事業について、相談件数と主な支援内容はどの質疑では、令和元年度の相談件数は106件、主な支援内容は、問題解決のため個々の状態に合ったプランを作成するというのが71件、家計相談支援が23件、就労支援が26件となっているとの答弁がありました。

最後に5点目として、幽学の里で米づくり交流事業について、直近の参加者数はどの質疑では、この事業は、市川市の子ども会と一般参加の二つのグループに分けて実施しており、令和元年度は、市川子ども会が202名、一般参加が市内15名、市外213名、合計430名となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号から議案第7号までの7議案は、全員賛成で認定することに決し、議案第8号は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、決算審査特別委員会委員長、向後悦世。

○議長（伊藤 保） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について採決をいたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第8号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長(伊藤 保) 日程第3、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 向後悦世 登壇)

○建設経済常任委員長(向後悦世) 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第16号、和解及び損害賠償の額を定めることについての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第16号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

今回このような事故を防止するため、ふだんから道路の点検を行っているのかとの質疑では、今回の現場は、見た目では予見できなかったが、道路のパトロールについては、定期的に職員と作業員で行っている。また、今月からは、他課の職員の協力も得て、道路パトロールを実施しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、建設経済常任委員長、向後悦世。

○議長(伊藤 保) 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 米本弥一郎 登壇)

○文教福祉常任委員長(米本弥一郎) 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、専決処分の承認についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第9号の主な質疑について申し上げます。

介護事業所支援金給付事業について、給付対象となる事業所の種別と件数はどの質疑では、事業所の内訳については、居宅サービス系が10種類で76事業所、地域密着型サービスが3種類で21事業所、施設系が2種類で7事業所となり、合計104事業所を見込んでいるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、文教福祉常任委員長、米本弥一郎。

○議長（伊藤 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、工事請負契約の変更について、議案第14号、工事請負契約の変更について、議案第15号、工事請負契約の変更についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

初めに、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

このようなときなので、値上げの時期は市民の観点に立って検討すべきではないのかとの質疑では、この使用料は光熱水費や施設などの修繕費に充てられる。過去20年以上値上げがされていないことや、行政改革アクションプランや公共施設等総合管理計画の中でも受益者以外の市民の負担も多く、適正に考えてほしいとの声もある。昨年の台風の影響で1年先送りされ、また、実施されるのも来年の4月ということもあるので、庁内で十分検討した結果、実施を判断した。市民の皆様にはご理解いただき、施設を長い間大切に利用していただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

市が負担する経費は、工事の休止期間である12日間分だけで、業者の都合で工期が3月に延長となった分まで負担する必要があるのかとの質疑では、工事を12日間休止し、結果、2

か月半の工期延長となったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による工事の休止という理由だけで延長したわけではなく、休止以前から現在も、引き続き3密を回避する対策を取り入れている現場の体制や、建材市場の悪化による鉄骨材料の不足などが重なったものとなっている。いずれも業者の責任によらない理由に当たることから、請負額の変更を行ったものとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第9号は全員賛成で、その他の議案は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（伊藤 保） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

初めに、議案第9号、議案第10号について討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

続いて、議案第11号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。

議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

反対の討論をいたします。

今、この地域は、人口減少に伴う収入の減、超高齢化に伴う社会保障費の急増といった時代に突入しています。これまでの公的保険は、病気や介護状態になってからの治療や介護が中心でしたが、人生100年時代のこれからは、持続可能な社会保障制度の確立のためにも、病気予防や健康づくりの重要性は高まっています。

特に、今回の条例改正で使用料の値上げが予定されている海上健康増進センターは、毎年2万1,000人以上もの利用者があり、健康管理はもとより高齢者の体力維持にとっても役に立っています。また、病気予防として三大疾病にも効果が大きいと感じ、このことで、医療、介護、福祉といった社会保障費の抑制につながっていると考えます。

本市の掲げる総合戦略の中でも、健康寿命の延伸を課題とし、あさひ健康応援ポイント事業、健康づくり運動推進事業、高齢者筋力向上トレーニング事業など、健康づくりに取り組んでいます。加えて、今、市が進めている生涯活躍のまちにも健康増進施設の設置を予定するなど、本市がいかに市民の健康づくりの推進に力を入れているかが受け取れます。

そのような中で、今回の使用料の値上げは、自ら健康意識を持ち、取り組まれている高齢期を迎えた方に大きな負担を強いることとなります。また、コロナ禍で経済状況が悪い中、さらに当該施設は利用制限を設けているのに、なぜこの時期に値上げの改正を行うのか甚だ疑問に思います。

僕は、病気予防での社会保障費の抑制を鑑みた旭市全体の検証をしっかりとしていただきたいと、そのように思い、今回の使用料値上げに関する改正案を反対します。

以上であります。もしここで賛成される方がいらっしゃいましたら、今の点に対して、具体的に賛成の討論をここで論じてもらいたい、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 続いて、平山清海議員、ご登壇願います。

（2番 平山清海 登壇）

○2番（平山清海） 私は、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

市では、市民生活の質の向上などを目的に、多くの公共建築物や上水道、道路、橋梁の整備を進めてきました。近年ではこれら公共施設において老朽化の進行した施設が数多く見受けられるようになり、今後は安全性も考慮した大規模改修や施設更新など整備が必要になるものと思います。

平成28年に制定した公共施設等総合管理計画では、保有する全ての公共施設を対象に長期

的な整備方針を定め、より具体的な施設の今後の在り方、長寿命化等の整備計画の策定を進めております。その財源確保のための方策として、施設等に関わる使用料の適正化があります。

今回の使用料の改正につきましては、平成26年10月に改正して以来、5年が経過しております。行政改革アクションプランによる取組では、公平性の観点から、サービスの質や量と全体の費用等を考慮し、適正な受益者負担となるよう、定期的、これは5年ごとです、使用料等の見直しを行うということとしていることになっております。

施設を運営するための電気、水道、ガス等の光熱水費、または施設や機器の修繕、更新にかかる費用について、受益者負担の公平性の確保と、類似施設との使用料の均衡を図るため、公共施設使用料等の検証の結果、一部の施設について今回の改正を行うものと思っております。

将来にわたり施設を維持、管理していく上で、使用料の改定は必要不可欠なものと考えます。利用する皆様においても、サービスの対価として一定のご負担をいただくことは必要であると思っております。

また市民からの意見としても、受益者の負担を求めるべきとの意見もあり、公共施設を長く、さらに多くの人に利用していただくために必要な改定と考えられます。

ごみ処理手数料の値下げを含む今回の議案第11号について、賛成の立場を表明いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

(発言する人あり)

○2番(平山清海) 高齢者対策はといいますと。

(発言する人あり)

○2番(平山清海) ないです。

晴道さんの言いたいことも確かに分かりますけれども、やはり物は壊れていくもので、直して修理して、それをやはり受益者がある程度支払うということで。また、全然使わない人から見れば、やっぱり使っている人が幾らか負担しなくてはならないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長(伊藤 保) 以上で、議案第11号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第12号について討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

続いて、議案第13号から議案第15号の3議案については関連がありますので、一括して討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 議案第13号、工事請負契約、つまり、新庁舎建築工事の変更について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、契約金額35億9,640万円を6,485万6,000円増額し、36億6,125万6,000円とするとともに、工期を令和2年12月28日から令和3年3月16日まで、約2か月半も延長するものです。

今回、新型コロナウイルス感染防止の関係で、国土交通省から、工事の休止に関する通知がありました。休止期間は2月28日から3月15日までの約2週間でした。この工事の休止については、市から事業者に要請するものですが、市では全くそのような指示をしていません。

なお、この期間は、小・中学校も新型コロナの感染防止のため臨時休校になっています。この時期の工事休止であれば理解できますが、しかし、市では、道路をはじめ他の工事を行っています。それらの工事については休止を行わず、工期の延長も行っていない。

さらに、全国で新型コロナウイルスの影響で工期延長の実例が3件との説明でしたが、隣の銚子市や匝瑳市をはじめ全国では何万件の工事が行われていますが、そのような中で、実例が3件、ほとんどが工期の延長をしていないということになります。工事の遅れをコロナウイルス感染防止に便乗した言い訳としか考えられません。

なお、新庁舎工事については、事業者の要請で、工事の休止を4月25日から5月6日まで行いました。この期間はゴールデンウィークの期間で、新型コロナウイルス感染防止とは全く関係ありません。事業者は大手のゼネコンで、一般的にはこの期間を連休としています。また、この期間は日曜日、祝日が6日間で、実際に工事を行う日は6日間です。それがなぜ2か月半も工期の延長になるのか。工事を休止したことを理由に、工事の遅れを隠すものではないのか。市の説明に不信感を抱くもので、全く理解できません。この工事につきましては当初から工事が遅れ、工期を延長するための言い訳としか考えられません。

なお、この休止期間の影響であれば6日間または10日間の工期の延長でよいと考えます。実際には、当初の計画での進捗率が工事履行報告書を確認すると、工事開始直後から工事が

遅れ、今年の3月では15.1%の遅れが発生していました。4月末ではさらに遅れ、19.2%の遅れが発生していました。なぜこの時点で工期延長願が提出されなかったのか、私には全く理解ができません。

請負金額の変更についても、工期が延びれば、現場事務所の仮設建物費や、板囲いの経費、現場監督の人件費なども当然増えることになります。国からの要請で休止期間が2週間であれば、工事休止期間の金額でよいのではないのか。業者の工事の遅れの分の費用まで見なくてもよいのではないのか。なぜ6,500万円も増額するのか。全く根拠のない金額で、事業者の言いなりとしか考えられません。

また、先日、工事の関係で警察の捜査が入りましたが、このような不明な金額を支出すると、再度捜査が入ることが心配でなりません。

また、契約金額の変更で、説明の中で、材料となる鉄骨の不足で柱などの製作が遅れたなどの話がありましたが、それなら、なぜ仮置場が必要なのか。そして、なぜ市がそのために550万円も負担しなければならないのか。今、製鉄業界の状況は、国内でも供給過剰で、古い炉は廃炉としています。また、世界最大の生産国中国でも供給過剰になって、世界的に価格の下落が続いています。全く説明の整合性がありません。

このように、理解できる説明がないと同時に、工事の進捗率の履行表など議員が知らないという認識での、議員を愚弄する説明を繰り返すなど議会を軽視しています。コロナウイルスに便乗した、悪乗りした業者の言いなりの変更契約、これは市民への背信行為ではないのか。工事の遅れをコロナに便乗して、二月半も工期を延長する。延長だけならともかく、国交省の通達を逸脱して、工事中止期間中ならともかく、業者の責任である工事の遅れの工事費の追加払い。これでは泥棒に追い銭と言っても過言ではありません。

我々議員は、執行のチェック機関として、また市民への説明責任もあります。実態を把握し、理解した中で、慎重なる対応をしなければなりません。

この工事の契約の変更金額は6,500万円ですが、電気設備や機械設備工事を含めると約8,500万円も増えることになります。増えた金額は市民の税金です。市民の貴重な税金をなぜこのような根拠のない工事費に充てなければならないのか。市民に対して、このような説明で理解が得られるのか。市民は、市が市民のために仕事をするから税金を払っているのです。このことを十分認識した上で、市民あつての市であることを理解し、市民のための事業に税金を使っていたいただきたいと思います。

最後に、私の次に賛成討論をする方がいると思いますが、私の反対した内容について、具

体的な賛成討論をするようお願いいたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（伊藤 保） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（8番 宮内 保 登壇）

○8番（宮内 保） 私は、議案第13号、新庁舎建設工事に関わる工事請負契約の変更について、賛成の立場から討論を行います。また、議案第14号及び議案第15号も関連する議案であります。

今般の工事請負契約の変更理由については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策と、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴っての建築増などによっての鉄骨材料の不足に伴う納入の遅れにより、全体の工程に影響が生じたとのことであります。

このうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、感染が広まり始めた時点の令和2年2月27日に、国土交通省からの通知が出され、契約業者の感染拡大防止の意向を尊重し、契約業者からの申出があった場合には、契約業者の責任によらない理由として、工事の一時中止や設計図書の変更を行い、必要に応じて請負代金の変更及び工期の見直しを行うよう要請されているとのことであります。

そして、このことに関しては、7都府県に出された緊急事態宣言を踏まえても、もう一度さらに幅広く対応する内容で令和2年4月7日に通知が出されており、さらに、緊急事態宣言が解除された後においても、基本的な感染防止策を継続する必要があることから、令和2年5月25日に、同様の措置を取るよう重ねて通知が出されているとのことであります。

一方、鉄骨材料の不足に伴う納入の遅れについては、昨年の建設工事の着工当時から、建材市場の需給が悪化していたため、国が製造メーカー等に需給安定化に向けた協力要請を行っており、鉄骨商社への聞き取り調査などからも、全国的に需給が逼迫傾向で調達困難な状況が確認されていたとのことであります。

これについても、私は、社会情勢の影響を受けたものであることから、工事請負契約書に基づく契約業者の責任によらない理由に当たると理解するものであります。

そのような中、今回の変更金額は、議案第13号及び関連する議案第14号、議案第15号の合計で約8,500万円の増額であります。増額率からすると、当初の請負代金の合計約49億円の1.7%に当たるもので、国の設計変更ガイドラインでは、請負代金の20%を超えないものは軽微な設計変更として取り扱っているとのことです。

確かに増額するのは8,500万円という大きな金額であり、一般市民や市にとっても8,500万

円の増額はとても大変な金額であります。しかし、工事を受注した建設会社も、今回の新型コロナウイルスと、東京オリンピック・パラリンピックでの建築の増加に伴っての鉄骨資材の逼迫などによって、工期の長期化、工事及び業務の一時中止などと、軽微な設計変更としても工事への影響は大変厳しいものと考えます。そのような状況ではありますが、適切な設計や施工管理に基づいて工事が進められているものと確信しているところであります。

振り返ってみれば、新庁舎の建設については、現本庁舎の老朽化や耐震不足から緊急性を要するものであり、2011年の東日本大震災、また近年度重なる想定外の自然災害に対応するための旭市の防災拠点としての役割を担うため、早期完成を目指して進めてきたものと考えます。

しかしながら、現在、地球規模で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の前では、足踏みを余儀なくされており、工事の施工に当たっては三つの密に十分留意し、作業員の安全を確保した上で、この新庁舎の建設を進めていくことが肝要であると考えます。

最後に、新庁舎の開庁時期は、令和3年4月を予定しているとのことであります。来年は、仕切り直しとなった東京オリンピック・パラリンピックが開催され、新しい時代の幕開けとしてイベントと新庁舎の開庁が重なるわけであります。これを契機に、今年低迷している経済の回復を期待するとともに、新庁舎がどんな社会情勢の変化にも対応できる旭市の未来をつくる拠点として、そして新たな市のシンボルとなるよう切なる願いを込めて、私の賛成討論といたします。

○議長（伊藤 保） 以上で、議案第13号から議案第15号までの3議案について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第16号、議案第17号について討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより議案第9号から議案第17号までの9議案について採決いたします。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 常任委員長請願報告

○議長(伊藤 保) 日程第5、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 米本弥一郎 登壇)

○文教福祉常任委員長(米本弥一郎) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において、本委員会に付託されました請願第4号、(株)エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、9月17日、付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では、この件については地元住民が長い間取り組んでおり、平成23年には同様の請願が全会一致で採択され、その後、意見書を提出しているものの、今日に至るまで現地の状況等は変わっていない。

今回、この問題を解決できるよう意見書に反映させ、今後、隣接する1市1町に対しても働きかけ、歩調を合わせる必要があるという意見等がありました。

結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、文教福祉常任委員長、米本弥一郎。

○議長(伊藤 保) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

では、ただいまの件について質疑をします。

普通の請願、陳情であれば、お願いしますですね。しかし、この請願は最高裁で判決が下され、県が不許可の決定をしております。三権分立の中で裁判所の決定を覆すことは、これはできません。そんな中で、決定していることに対して、なぜ改めて請願をするのか。それとまた、この行政不服審査が出ているとのことでありますが、これは確認したのか、その点をお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

文教福祉常任委員長、米本弥一郎議員。

○文教福祉常任委員長（米本弥一郎） それでは、高橋議員の質疑にお答え申し上げます。

委員会の審査では、高橋議員おっしゃるような質問、意見等はございませんでした。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、それでは全くお粗末じゃないんですか。

もう決定したことに対して、なぜ請願を出すのか。決定してたんでしょ、不許可だということ。それをなぜ受け付けしたのか。

それと同時に、また先ほど言いましたが、不服審査が出ているということですが、これはどうなっているのか。決定したことに対して今度はまた請願出したら、旭市の議会が笑われますよ。その辺踏まえた中で、委員長どういうふうに思っているのか。

それから、この請願はどういう順序で来たのか。本来だったら議長に出てくるわけですね。議長は当然これについては確認をした中で受け取って、それで文教に回していると思うんですよ。そういう中で、どういう手順を踏んでこの請願を受け付け、そして委員会で審査した

のか。そして、できればその委員会の審査の中での検討内容についてお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 文教福祉常任委員長、米本弥一郎議員。

○文教福祉常任委員長（米本弥一郎） それでは、高橋議員の質疑にお答え申し上げます。

審査の経過でどういったことがあったかということですが、まず、先ほども報告で申し上げたとおり、隣接する1市1町にも働きかけて連携して、この問題に取り組んでいくべきであるし、また、このような請願が再び……

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 高橋議員、これは文教福祉常任委員会の委員会の内容ですから、内容について、委員長の報告について求めているわけですから。一般質問と違いますからね。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） だから、委員長の報告は、そういう回答がなかったということでございますので、よろしくをお願いします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、こういう、もう既に不許可ですね、もう決定していることに対して、なぜ請願の受付をしたのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） では、これは私でいいんですね。

市民からの請願、要望は受け付けなければなりません。審査をした上で、しっかりと話を聞いて、それで付託いたしました。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 高橋議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 旭市議会の林晴道であります。

請願第4号、（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願について、賛成の討論をいたします。

何よりもまず、本件は平成22年9月に、最高裁が千葉県側の上告を不受理とし、設置許可の取消しが決定している事案であります。なおかつ、県は平成25年1月、当該事業者に対し、長期にわたり暴力団員の関係企業から間接的に融資を受けていたことが判明し、最終処分場の許可申請を不許可処分としています。

しかしながら、不許可処分を受けた処分場ははまだ復旧が行われる様子はなく、多くの地元住民は、不安と、千葉県に不信感を、強い不信感を抱いています。

本市の農業生産額は、県下1位で、全国6位を誇り、このような施設の状況では農業への風評被害が心配されるので、早期の解決を望みます。

また、先ほど委員長報告において、委員会審査当日の僕の意見を取り上げていただきましたが、地元の先輩方が長きにわたり取り組んでこられたこの問題を、この機に完全解決するよう、隣接する1市1町とともに取り組もうではありませんか。

残念ながら、文教福祉常任委員の中には、県とけんかしても仕方ないだろうというような弱腰の意見もございましたが、けんかするのではないんです。しっかりと物を伝えて、解決に向けて取り組むんだと、そういう姿勢でいこうではありませんか。

以上のことから、関係機関には、この産業廃棄物最終処分場の現在まで管理放棄されている現状をしっかりと確認していただき、不許可処分に伴う現地の復旧と、設置計画の完全廃棄のため賛成をするとともに、議員各位の同意を求めます。

○議長（伊藤 保） 以上で、請願第4号について通告による討論は終わりました。

以上で討論を終わります。

これより請願第4号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第4号、（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 賛成多数。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） もう一度お願いします。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、請願第4号は採択と決しました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書の提出について、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書の提出について、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和2年旭市議会第3回定例会議事日程その2、本日9月24日木曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 保） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（伊藤 保） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（伊藤 保） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

初めに、発議第1号について、文教福祉常任委員会委員長、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 米本弥一郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（米本弥一郎） それでは、発議第1号について、提案理由を申し上げます。

発議第1号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書。

本件は、昭和63年、株式会社伸葉都市開発（現エコテック）が県に事前協議書を提出し、以来三十数年にわたり旧海上町町民の反対の中で今日に至っている。

平成10年6月8日、県は設置許可申請を受理したが、これに対し旧海上町において住民投

票（投票率87.3%、設置反対97.5%）を実施し、沼田、堂本、森田三知事に対して反対陳情等も行ってきた。

その後、県において不許可の決定をしたが、伸葉都市開発側は、旧厚生省に行政不服審査請求を申し立て、その結果、県の不許可処分は取り消され、平成13年3月1日、再度設置が許可された。

以後、千葉県に対し住民による許可処分取り消し訴訟が起こされ、一審二審では住民側が勝訴したが、県は最高裁判所に上告、平成22年9月9日、最高裁判所は県側の上告を不受理とし、設置許可の取り消しが確定した。

その後、平成25年1月28日、県はエコテックの最終処分場設置を不許可処分とした、しかしながら、現地ではエコテックによる復旧等が行われている様子はなく、住民は不安を抱えたままである。

旧海上町においては、かつて数百万トンの大規模な不法投棄がなされた事実がある。当時の川口順子環境大臣が現地視察に来町し、あまりのひどさに驚いた経緯があり、この点については、県産業廃棄物指導担当の行政の不作為というべきである。

ご承知のとおり本市の農業生産額は県下1位を誇り、設置場所周辺の松ヶ谷地区には、70戸余りの住民が清冽な地下水に依存した生活をしている現状である。

以上のことを鑑み、関係機関においては現状を確認し、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置に対して、完全な廃棄と復旧を行うよう指導することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、環境大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤 保） 続いて、発議第2号について、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願ひます。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 発議第2号について、提案理由を申し上げます。

発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を

求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。

先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。

よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を一括議題といたします。

発議第1号、発議第2号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（伊藤 保） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

1つ、手指の消毒用アルコール408リットルを、鈴木一朗様より、7月7日受納いたしました。

1つ、金51万7,100円を、明治安田生命保険相互会社成田支社様より、8月5日受納いたしました。

1つ、金300万円を、菅谷巖様より、9月17日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（伊藤 保） 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和2年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 伊藤 保

副議長 飯嶋 正利

議員 高木 寛

議員 飯嶋 正利